市　政　概　要

令和５年版

佐世保市議会事務局

市　民　憲　章

美しい西海の自然、悠久（ゆうきゅう）の歴史、豊かな風土・文化に恵まれた私たち佐世保市民は、世界に開かれたまちの住民として進取（しんしゅ）の心を持ち、平和と郷土の限りない発展を願って、この憲章を守ることを誇りとします。

１　私たちは、力を合わせ、絆を大切にし明るい家庭と豊かな郷土をつくりましょう。

１　私たちは、力を合わせ、人に親切にし感謝の心を育てましょう。

１　私たちは、力を合わせ、美しい海や山を守り住みよい環境をつくりましょう。

１　私たちは、力を合わせ、お年寄りを敬い子どもを健やかに育てましょう。

１　私たちは、力を合わせ、安全で安心なまちをつくりましょう。

平成２５年４月１日

佐世保市

都　市　宣　言

件　　名	宣　言　日
平和宣言	昭和25年1月13日
平和都市宣言	昭和35年9月28日
交通安全都市宣言	昭和37年3月30日
暴力追放安全都市宣言	昭和39年6月20日
飲酒運転追放都市宣言	平成元年9月28日
地球環境保全・平和都市宣言	平成元年12月21日
健康都市宣言	平成4年10月2日
男女共同参画都市させぼ宣言	平成13年10月2日
徳育推進のまちづくり宣言	平成24年4月1日

目　　次

市　　勢

１．沿　　革…… 21
２．市域の変遷…… 25
３．市域の拡張…… 26
４．産業別人口…… 27
５．人口・世帯数の推移…… 27
６．主要施設一覧…… 28
７．庁舎の概要…… 30
８．まちづくりの重点的な取り組み…… 31
９．佐世保市行政機構図…… 32

議　　会

１．概要と組織…… 36
２．歴代議長・副議長…… 37
３．議員名簿…… 38
４．常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会…… 39
５．会派別議員数…… 41
６．年齢別議員数…… 41
７．当選回数別議員数…… 41
８．議会選出の各種委員一覧…… 42
９．議員の報酬・費用弁償…… 42
10．議会図書冊数…… 43
11．広報活動…… 43
12．議会費予算…… 43
13．各都市議員視察受け入れ状況…… 44
14．令和４年中の議会活動状況…… 45
15．令和４年中に受理した請願・陳情・請願の処理状況…… 53

《総　　務》

基 地 政 策 局

１．(1) 防衛施設の状況 …… 56
(2) 原子力艦船の寄港 …… 57
２．旧軍港市転換法のあゆみ …… 57

行財政改革推進局

(行財政改革推進局) …… 58

防災危機管理局

１．防災訓練の実施状況 …… 61
２．自主防災会の結成状況 …… 62
３．避難場所の指定状況 …… 68
４．防災行政無線整備状況 …… 68
５．災害情報・警報伝達系統図 …… 69

企　　画　　部

(政策経営課) …… 70
(宇久行政センター) …… 72
(地域政策課) …… 73
(地域交通課) …… 74
(文化国際課) …… 75
施設概要 …… 76
(ＩＲ推進室) …… 80
(市史編さん室) …… 81

総　務　部

(総 務 課)…… 82
(職 員 課)…… 83
１．職員定数及び現在人員…… 83
２．特別職及び教育長の給料等月額…… 84
３．一般職（医師・再任用除く）の給料及び年齢別人員…… 84
４．職員の旅費額表…… 84
(秘 書 課)…… 85
(広報広聴課)…… 87
１．広報活動 …… 87
２．広聴制度 …… 88
(ＤＸ推進室)…… 89
(東京事務所)…… 91

財　務　部

(財 政 課)…… 92
１．一般会計決算額…… 95
２．一般会計予算額（当初予算）…… 96
３．一般会計性質別内訳…… 97
４．特別会計決算額…… 98
５．特別会計予算額（当初予算）…… 98
６．企業会計決算額…… 99
７．企業会計予算額（当初予算）…… 99
８．地方交付税…… 99
９．市有財産現況（土地、建物、その他営造物を除く）…… 100
10．有価証券明細…… 100
(資産経営課)…… 101
(市民税課)…… 102
(資産税課)…… 102
(収納推進課)…… 103
１．令和４年度市税収入状況…… 103
２．口座振替納付の推移…… 104
３．コンビニ納付の推移…… 104
４．キャッシュレス納付の推移…… 104

市 民 生 活 部

(コミュニティ・協働推進課)…… 105
(市民安全安心課)…… 112
１．交通安全…… 112
２．防犯推進…… 114
３．援　　護…… 114
４．消費生活…… 115
５．市民相談…… 117
６．その他…… 117
(支所)…… 118
(人権男女共同参画課)…… 119
１．人権に関する啓発・教育の推進…… 119
２．平和行政…… 119
３．男女共同参画の推進…… 119
(戸籍住民窓口課)…… 121

会 計 管 理 室

(会計管理室)…… 124
１．事務分掌…… 124
２．年間取扱件数(令和元年度)…… 124
３．金融機関…… 124

消　　防　　局

○現況、重点施策…… 125
１．消防職員階級等別人員…… 128
２．消防団員定数及び報酬…… 128
３．消防団員一人当たりに対する人口及び面積…… 128
４．消防水利現況（佐世保市内）…… 129
５．消防用車両…… 129
６．火災発生件数…… 130
７．原因別火災発生件数…… 130
８．救急活動状況…… 131
９．救助活動状況…… 132

選挙管理委員会

１．組　　織…… 133
２．経常的事業…… 133
３．選挙人名簿登録者数…… 134
４．有権者数及び投票率の推移…… 135

監　査　委　員

１．監査の実施（令和４年度実績）…… 137
２．監査委員…… 137

《都　市　整　備》

契 約 監 理 室

(契 約 課)…… 138
(技術監理課)…… 138

都 市 整 備 部

(都市政策課)…… 139
１．都市計画区域…… 139
２．用途地域…… 139
３．防火・準防火地域…… 140
４．風致地区…… 140
(住 宅 課)…… 141
１．市営住宅管理開始状況…… 141
２．市内公営住宅等の状況…… 142
(まち整備課)…… 143
(公園緑地課)…… 145
１．令和４年度整備状況…… 145
２．都市公園等総括表…… 145
３．施設整備係の業務…… 146
(建築指導課)…… 147
１．建築確認年度別受付件数…… 147
２．公開聴聞会・建築審査会の開催回数及び取扱件数…… 147
３．年度別建築確認申請手数料等収入状況…… 147
４．年度別建築行政事務許認可等実績表…… 148
５．都市計画法に基づく開発行為等…… 149
６．建築物にかかる各種認定等…… 149
７．住居表示…… 149
８．老朽危険空き家対策…… 150
９．その他…… 150
(営 繕 課)…… 151
(地籍調査課)…… 153
１．令和５年度　地籍調査実施区域…… 153

２．佐世保市の地籍調査実施状況…… 153

土　木　部

(土木政策課・土木管理課)…… 154
１．佐世保市内の道路（国道、県道、市道）・橋梁・トンネルの概況…… 154
２．地下道の設置状況…… 154
３．佐世保市内の国道・県道路線の現況…… 155
４．国等の主な道路事業…… 156
(道路整備課、道路維持課)…… 158
１．令和４年度事業状況…… 158
２．里道等整備に対する交付金の割合…… 158
３．水路（青線を除く）整備に対する交付金の割合…… 158
４．交通安全施設等整備事業…… 159
(河 川 課)…… 159
１．令和４年度事業状況…… 160
２．本市の河川状況…… 160
３．急傾斜地・地すべり防止区域指定箇所…… 160
４．特殊地下壕数…… 160

港　湾　部

(みなと振興・管理課、みなと整備課)…… 161
１．主な公共埠頭施設…… 164
２．ターミナルビル…… 164
３．令和４年度港湾施設に関する主な事業…… 165

環　境　部

(環境政策課、環境保全課、廃棄物減量推進課、廃棄物指導課、クリーン推進課、施設課、
不適正処理事案対策室、ゼロカーボンシティ推進室)…… 166
１．ごみ処理手数料…… 169
２．し尿収集運搬料金基準額…… 169
３．ごみ・し尿処理状況…… 170
４．ごみ処理施設…… 171
５．一般廃棄物最終処分場・浸出水処理施設…… 172

６．し尿処理施設‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 172
７．市民利用施設‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 172
８．令和４年度公害苦情発生件数‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 173

《文　教　厚　生》

保 健 福 祉 部

中央保健福祉センター…… 174
(保健福祉政策課)…… 174
(医療政策課)…… 176
(長寿社会課)…… 177
　１．介護予防…… 179
　２．社会的支援…… 180
　３．介護支援…… 180
　４．認知症高齢者支援…… 181
　５．市町村特別給付…… 182
　６．介護保険の運営…… 182
(障がい福祉課)…… 183
　１．日常生活の支援…… 183
　２．地域における自立生活の支援…… 183
　３．保健・医療の充実…… 184
　４．出かけやすいまちづくり…… 185
　５．文化・スポーツ活動の支援…… 185
　６．共に生きる地域社会づくり…… 185
　７．生活基盤の保障と経済的負担への支援…… 186
(生活福祉課)…… 189
　１．保護開始及び廃止状況…… 190
　２．生活保護状況…… 190
　３．保護費の推移…… 191
　４．世帯類型別被保護世帯数…… 191
(健康づくり課)…… 192
　１．健康の保持・増進及び健康を支える環境づくり…… 192
　２．高齢者の生きがいづくりと社会参加の支援…… 194
　３．がん検診の実施状況…… 195
(感染症対策課)…… 196
　１．感染症の発生予防…… 196
　２．感染症のまん延防止…… 196
　３．感染症予防の実施状況…… 197

４．医療支援…… 199
(試験検査課)…… 201
１．細菌・生理検査…… 201
２．理化学試験…… 201
(生活衛生課)…… 202
１．生活衛生…… 202
２．食品衛生…… 202
３．狂犬病予防法関係…… 203
４．動物愛護法関係…… 203
５．動物愛護センター…… 203
６．斎場…… 204
７．市民霊園…… 205
８．霊園納骨堂…… 205
(食肉衛生検査所)…… 206
(佐世保市立急病診療所) …… 207
(佐世保市立看護専門学校)…… 209
１．沿革…… 209
２．在学生の状況（出身地別） …… 210
３．奨学生の状況…… 210
４．講師の状況…… 210
５．施設状況…… 210
６．奨学生制度…… 210
(医療保険課)…… 211
１．国民健康保険事業…… 211
２．国民年金…… 216
(指導監査課)…… 217

子ども未来部

(子ども政策課)…… 218
１．子ども・子育て支援に係る計画の総合的な推進…… 218
２．子ども未来基金…… 219
３．指導監査…… 219
４．地方創生に向けた取り組み…… 219
５．児童センター・児童交流センター…… 219
６．児童健全育成対策…… 220

７．ファミリーサポートセンター事業…… 222
(保育幼稚園課)…… 224
１．幼児教育・保育…… 224
２．その他…… 225
３．施設一覧…… 226
(幼児教育センター)…… 230
１．設置目的…… 230
２．事業内容…… 230
３．施設の概要等…… 230
(子ども支援課)…… 231
１．手当給付…… 231
２．ひとり親家庭への支援…… 234
３．食費等の物価高騰に直面する生活困窮者等への支援…… 234
(子ども保健課) …… 236
１．母子保健…… 236
２．子どもに関する総合相談窓口（子ども子育て応援センター) …… 238
(子ども発達センター)…… 240
１．子ども発達センター…… 240
２．すぎのこ園…… 241

教 育 委 員 会

現　況…… 242
(総 務 課)…… 245
佐世保市奨学制度…… 246
(教育施設課)…… 248
(社会教育課)…… 249
１．社会教育施設…… 249
(文化財課)…… 250
１．世知原地区炭鉱資料館…… 250
２．宇久島資料館…… 251
３．うつわ歴史館…… 251
４．木場浮立資料館兼伝習研修所…… 251
５．福井洞窟ミュージアム…… 252
６．指定文化財一覧…… 253
(スポーツ振興課)…… 258

１．令和４年度の主要な施策…… 258
２．施設の概要…… 262
３．体育施設等利用状況…… 266
(新しい学校推進室)…… 271
(市立図書館)…… 272
(学校教育課)…… 277
１．学校関係一覧…… 277
２．難聴・言語障害通級指導教室…… 281
３．情緒障害、ＬＤ・ＡＤＨＤ通級指導教室…… 282
４．幼児ことばの教室（幼児言語障害通級指導教室）…… 283
５．幼児まどか教室（幼児情緒障害通級指導教室）…… 283
６．病院内病弱学級…… 284
(総合教育センター)…… 285
１．総合教育センター課…… 285
２．少年科学館…… 286
３．教育センター…… 286
(スマート・スクール・ＳＡＳＥＢＯ推進室)…… 287
(学校保健課)…… 288
１．学校保健…… 288
２．学校給食…… 289
３．学校体育の推進…… 291
(青少年教育センター)…… 292

《企　業　経　済》

企業立地推進局

１．企業立地奨励制度…… 297
２．市内の（分譲中）工業団地…… 299

観光商工部

(商工労働課)…… 300
１．商　　工…… 300
２．労　　働…… 301
(観光課) …… 303
１．現況・重点施策…… 303
２．施設…… 304
(ふるさと物産振興課)…… 309
(競輪事務所)…… 312
１．競 輪 場…… 312
２．事業実績…… 313

農林水産部

(農政課)…… 314
１．農　　産…… 315
２．畜　　産…… 317
(有害鳥獣対策室)…… 318
(卸売市場管理事務所)…… 320
１．市場概要…… 320
２．市場の取扱高…… 322
３．と畜場…… 323
(農林整備課)…… 324
１．令和４年度土地改良事業現況…… 325
２．林　　業…… 327
(水 産 課)…… 328

１．水産振興事業実績…… 329
２．水産種苗供給実績…… 330
３．漁家数及び漁法別漁獲量並びに漁船数…… 331
４．種苗生産施設…… 331
５．漁港現有施設一覧（市管理漁港）…… 333
６．漁港整備事業…… 334

農 業 委 員 会

１．組　　織…… 335
２．主な所管事項…… 335
３．主要事務事業実績…… 336

水　　道　　局

水　　道…… 338
１．沿革…… 338
２．現状と課題…… 339
３．主な重点施策…… 340
４．水道料金表（１カ月につき）…… 341
５．加 入 金…… 341
６．水道料金収入状況…… 342
７．水道事業会計収支状況…… 342
８．水道事業業務実績…… 342
９．配水状況…… 343
10．水道施設…… 343
下 水 道…… 346
１．沿革…… 346
２．現況と課題…… 347
３．主な重点施策…… 347
４．下水道使用料表（１カ月につき）…… 349
５．受益者負担金…… 350
６．受益者負担金賦課状況（令和４年度）…… 350
７．水洗便所改造等融資資金にかかる利子補給制度（平成 22 年 4 月 1 日以降）…… 350
８．下水道使用料収入状況…… 350

９．下水道事業会計収支状況…… 350
10．下水道事業業務実績…… 351
11．計画及び実績（中部・針尾・西部・江迎処理区）…… 352
12．普及状況…… 352
13．施設概要…… 352

《中核市の概要》

○中核市の概要…………………………………………………………………… 354

市　　勢

1. 沿　　革

佐世保の歴史は旧石器時代に遡ることができる。昭和 45 年に発掘された泉福寺洞穴から約１万５千年前の石器が発見され、佐世保に人が住みついたのがかなり古いことが立証された。また岩下洞穴や下本山岩陰遺跡からは、縄文時代から弥生時代にかけて、この地で生活が営まれていた痕跡が発見されている。

佐世保地方の開拓に鍬が下ろされたのは平安時代の半ば頃で、武辺胤明が相浦地方を開拓してその地方の豪族となった。その後、武士の世の中となって、松浦氏が今の松浦市に住みついたが、今の大村市に居をかまえた大村氏との間にしばしば争いを起こし、戦国時代の様相がしばらく続いていた。

佐世保は江戸時代に平戸藩に属し、明治に入ってからは平戸県、のちに長崎県となり、東彼杵郡下に置かれることになった。

明治７年に小学校が開設、同 16 年には企業会社（佐世保銀行の前身）が設立された。明治 19 年の軍港設置、明治 22 年の海軍鎮守府開庁によってにわかに人々が集積し始め、明治 35 年には、7,700 世帯、人口約 45,800 人に達し、同年４月に村から一足とびに市制を施行した。

以来、軍港の拡充とともに市勢も発展したが、明治の建設期には電灯が灯り、水道が布設され、町名実施、市庁舎建設などがあり、殊に激増する学童のための学校建設は市政の最大問題となった。

大正時代は、佐世保市政の整備期ともいうべきで、軍依存一辺倒から産業立市へと大きく動いたので、佐世保駅裏商港の建設、北松地域への佐世保軽便鉄道の敷設、青果市場、魚市場、火葬場、住宅などの市営化や、都市計画などに市政の論議が集中した。昭和の初期は、市勢の発展期ともいうべき時代であった。したがって、市政もまたこれに応じて、日宇、佐世両村の市への合併をはじめ、市営バス事業の開始、市庁舎、市公会堂の建設などの重要問題があった。

また、この間には、普通選挙法による第一回の市議会議員の選挙も行われて、市議会にも大きな変動があり、発展期にふさわしい市政多忙の時期であった。

日中戦争から太平洋戦争にかけての戦時下の市政は、それが軍港都市であっただけに、戦争遂行一本にしぼられて動いたといっても過言ではなかった。相浦町をはじめとする早岐、大野、皆瀬、中里の町村の市への合併がそうであり、菰田水源地の築造や消防組の警防団への改組、佐世保駅裏商港移転のための相浦港の築港などもまたそ

うであった。しかもこの間には翼賛市議選挙という戦時下ならではの異常な選挙も行われたのである。市政もまた戦時色一色に塗りつぶされたと言えた。

昭和 20 年６月 28 日夜半から 29 日早朝にかけ、Ｂ29 爆撃機による爆撃によって佐世保市は市街地の約３分の１に当たる１万 2,000 戸が完全に焼失し、1,200 人を超す死者を出した。同年８月 15 日、戦争は終結し佐世保は軍港としての機能を失うことになった。市民は戦災の復興と旧軍港の遺産を活用して平和産業港湾都市の建設に立ち上がった。昭和 25 年１月、平和宣言も行った。しかし同年６月に朝鮮戦争が起こってから、佐世保は連合軍の前線基地としての色を濃くした一方で、街は思わぬ特需景気に沸くことになった。この特需景気が市の復興を早めたのはもちろんである。

戦後は民主主義体制への転機で新しい自治体へ改組され、市長公選、女性参政、自治体警察の発足、六三三制教育実施など次々に進んだ。こうした中で佐世保市は平和産業港湾都市を打ち出してはいたものの、朝鮮戦争をはじめ、その後の国際情勢の変化はそのための基盤づくりを許さず、佐世保港の枢要部が米軍の施設及び区域となったことで軍商２本立てへの再転換を余儀なくされる中、海上自衛隊の前身である海上警備隊が昭和 28 年に開庁された。

昭和 29 年から 30 年にかけて周辺の５村を吸収合併し、広大な市域を持つこととなったが、昭和 30 年に西海国立公園の指定を受けて観光立市の足がかりをつくり、以後、弓張岳、石岳、鹿子前、烏帽子岳などの景勝地の開発整備が大幅に進められた。

昭和 39 年、米原子力潜水艦が日本で初めて佐世保港に入港して以降、原子力艦艇が寄港している。中でも昭和 43 年の原子力空母エンタープライズ入港の際は、世論の賛成、反対を背景に、反日共系全学連と警官隊の市街戦にも似た激突が繰り返され、混乱を極めた。しかし、その後全面的な米軍基地縮小統合などによって、佐世保基地を母港とする艦船の本国引揚げなどがあり、補給基地としての機能を維持しているにすぎなかった。

このような基地縮小の段階の中で、佐世保市は佐賀県の一部を含む広域経済圏の拠点都市に相応する産業港湾都市建設に係る長期総合計画を昭和 46 年に策定し、港湾施設利用の再編制を図り、総合的な市勢の伸展を期するため、共同使用中の海上自衛隊施設を含む米軍提供施設返還について６項目を掲げ、陳情を続け、昭和 49 年には佐世保重工業株式会社（ＳＳＫ）の 100 万トンドック建設予定用地としての崎辺地区が、昭和 53 年には佐世保川沿いのニミッツパークの返還が決定した。（ただし、昭和 60 年に崎辺地区東側は米軍に再提供）

昭和 51 年２月には政府から我が国最初の原子力船「むつ」の佐世保港での修理が要請され、市民の賛否両論の中で、市議会においては昭和 52 年３月定例会で諮問案「核

付き受入れ」を、県議会においては４月臨時会で「核抜き受入れ」をそれぞれ可決。以後、市議会と県議会の議決の相違の調整を待つことになったが、昭和 53 年６月に県、市議会において「核封印方式」による修理の再諮問案をそれぞれ可決し、「むつ」の原子炉の修理が佐世保港で行われることとなり、昭和 53 年 10 月 16 日に佐世保港に入港し、ＳＳＫ甲岸壁で修理を行い、昭和57年８月31日無事修理を終え、青森県大湊港へ向け出港した。

昭和 53 年に入り、本市の基幹産業（造船業）である佐世保重工業株式会社が、オイルショック後の世界的経済不況の影響で合理化を行い、地域社会は不況の暗い影に覆われた。不況は長期にわたったが、地域経済の停滞を打開するため、佐世保テクノパークや佐世保駅周辺再開発等の整備を進めてきた。さらに、平成４年には本市観光の柱であるハウステンボス、平成６年には、もう一つの柱である九十九島を含む西海パールシーリゾート（現：九十九島パールシーリゾート）が開業した。また、平成９年には海上自衛隊佐世保史料館が開館し、新たな観光スポットとして定着するなど、観光施設も整いを見せる中、平成 10 年４月には、市民待望の西九州自動車道佐世保道路（佐世保みなと～佐世保大塔間）が開通し、交通アクセスも充実。平成 11 年には 562 万人の観光客が本市を訪れた。

こうした本市の発展の中で、基地問題については、平成 10 年９月に、本市従来の返還６項目を基調として、最重要課題である前畑弾薬庫の移転・返還をはじめとする「新返還６項目」へ見直しを行い、継続して陳情を続けていたが、第７次佐世保市総合計画において掲げる「基地との共存共生の推進」実現のため、令和４年２月に「佐世保港長期総合計画」を廃止し、返還６項目及び新返還６項目との整合性を図った「佐世保市基地政策方針」を策定、今後は当該政策方針に沿い、取組を続けていくことを市議会として確認した。

平成 15 年、佐世保市の観光の中心である「ハウステンボス」が会社更生法適用を申請したのは、観光立市を目指す本市においては大きな衝撃だったが、その後、株式会社エイチ・アイ・エスの経営参画や、官民挙げての支援が行われた結果、再建を果たしている。

また、近隣の市町とは、いわゆる「平成の大合併」により、平成 17 年４月に吉井町及び世知原町と、平成18年３月に宇久町及び小佐々町と、また、平成22年３月には江迎町及び鹿町町と合併し、新しい佐世保市が誕生した。

平成 21 年６月には、高砂街区再整備事業の中心施設となる、中央保健福祉センター（愛称：すこやかプラザ）の供用を開始し、本市の保健福祉行政の拠点施設として、市民サービスのより一層の充実を図っている。

平成 28 年４月、より幅広い事務権限の行使を通じて行政サービスの充実を目指すため、中核市へと移行した。

翌平成 29 年には、官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾として、国土交通省から「国際旅客船拠点形成港湾」の指定を受け、東アジアに近い地理的優位性を生かし、カーニバル社とともに、日本に寄港するクルーズ船のゲートウェイ機能を有した拠点港として発展していくことを目指す国際旅客船拠点形成計画を策定。平成 30 年度に 16 万トン級の大型客船が寄港できる三浦岸壁が完成し、令和２年にはカーニバル社、国と一体となり、浦頭地区に新たな港湾施設整備（岸壁・旅客ターミナル）を完成させている。

平成30年４月19日、九十九島湾が国際ＮＧＯ「世界で最も美しい湾クラブ」へ加盟し、同年６月 30 日には、ユネスコ世界遺産委員会において、「黒島の集落」を含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録されることが決まり、本市の自然と文化が世界的に認められた。

今後、さらに人口減少や少子高齢化が進展する中で、医療や交通、産業など、周辺自治体と連携して行政サービスや都市機能を効率よく活用しながら、その圏域全体の社会・経済を支えていく必要があることから、平成31年４月に県北11市町で構成する連携中枢都市圏「西九州させぼ広域都市圏」を形成し、令和２年４月には佐々町が新たに加わり、12 市町の中心市として連携市町の機能や魅力を高めながら、連携市町との協力を通じ、市勢及び圏域のさらなる成長・発展に向けて新たな歩を進めている。

令和２年４月から、新たな時代の潮流に的確に対応するため「第７次佐世保市総合計画」をスタートさせた。本計画で設定された社会指標、ＫＰＩ（重要業績評価指数）に基づき効果的な政策・施策を推進することで、本市の将来像である「海風薫り　世界へはばたく　〝キラっ都〞ＳＡＳＥＢＯ」の実現や、人口減少社会においても持続可能で幸福な社会の実現を目指していくこととしている。

2. 市域の変遷

編入年月日	編入町村名	累計面積	人　口
		㎢	人
明治35. 4. 1	旧佐世保市 （市制施行）	17.82	45,766
37. 3. 31	庵浦免の一部を北松浦郡山口村へ分割	16.92	55,129
37. 4. 1	日宇村の一部編入	17.92	
昭和 2. 4. 1	佐世村、日宇村編入	52.03	133,581
13. 4. 1	相浦町編入	87.58	190,418
17. 5. 27	早岐町、大野町、中里村、皆瀬村編入	139.24	266,269
29. 4. 1	柚木村、黒島村編入	172.66	242,376
30. 4. 1	折尾瀬村、江上村、崎針尾村編入	233.34	254,479
33. 8. 1	宮村編入	249.00	264,525
63. 8. 19	公有水面埋立による面積増	250.47	248,140
63. 10. 1	建設省国土地理院の精査による調整減	248.15	248,382
平成元. 3. 24	公有水面埋立による面積増	248.16	248,464
5. 1. 18	〃	248.24	245,158
5. 6. 1	佐々町との境界修正による面積減	248.23	245,418
6. 1. 25	公有水面埋立による面積増	248.24	245,185
8. 7. 30	〃	248.28	244,477
9. 1. 17	〃	248.29	244,363
11. 3. 5	〃	248.30	243,239
12. 1. 14	〃	248.32	242,108
17. 4. 1	吉井町、世知原町編入	307.54	247,282
18. 3. 31	宇久町、小佐々町編入	363.94	255,703
18. 6. 20	公有水面埋立による面積増	364.00	257,216
20. 10. 10	〃	364.03	252,904
21. 1. 16	〃	364.04	252,698
22. 3. 31	江迎町、鹿町町編入	426.41	260,324
22. 7. 16	公有水面埋立による面積増	426.47	261,249
22. 10. 19	〃	426.49	261,041
23. 10. 1	国土交通省国土地理院公表	426.49	259,860
24. 10. 1	国土交通省国土地理院公表	426.58	258,520
25. 10. 1	国土交通省国土地理院公表	426.59	256,776
26. 10. 1	国土交通省国土地理院公表	426.06	254,901
27. 10. 1	国土交通省国土地理院公表※	426.06	255,439
	※計測方法の変更による修正		
令和 2. 10. 1	国土交通省国土地理院公表	426.01	243,223

※国勢調査確定値を基礎数値とした推計人口

3. 市域の拡張

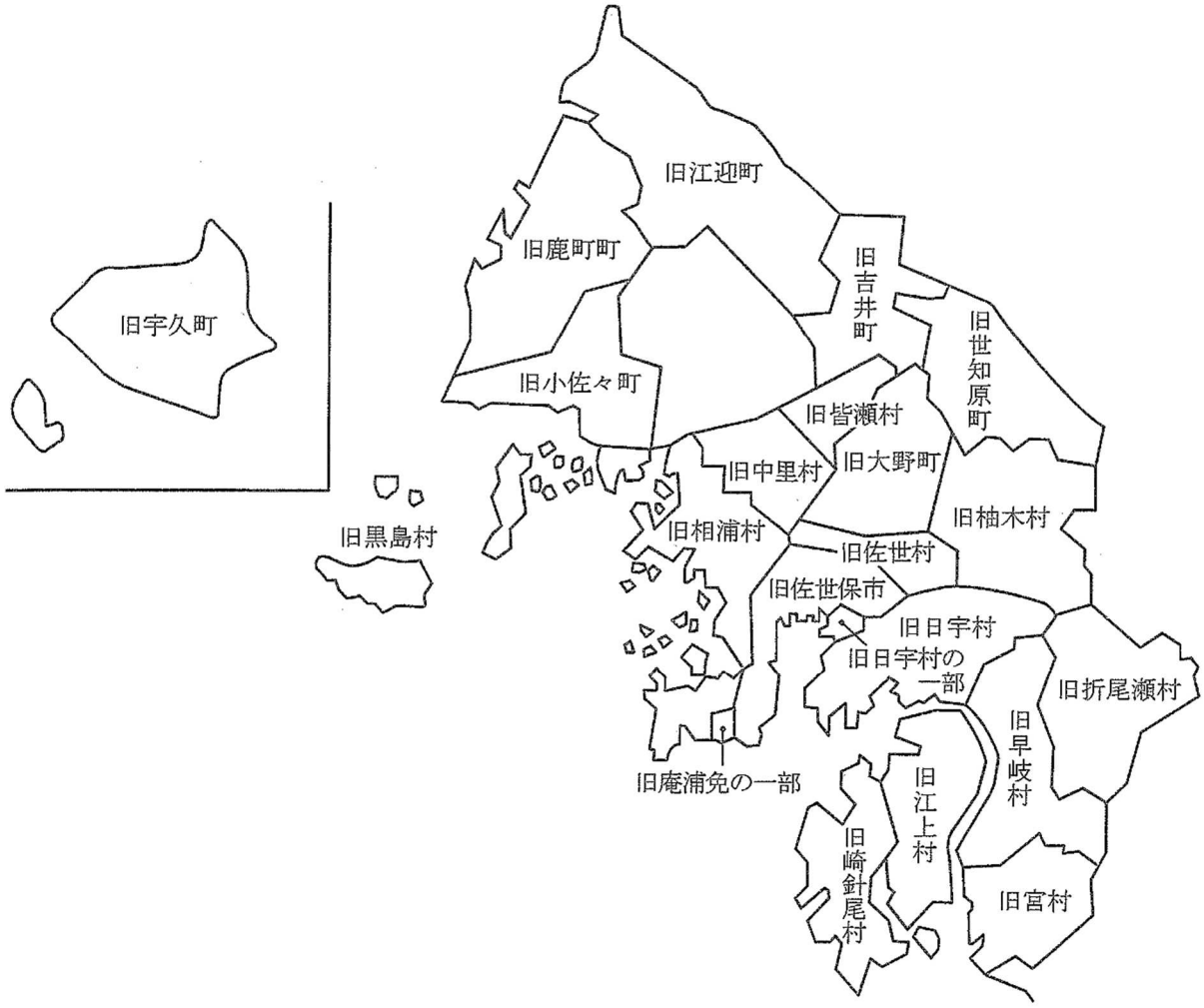
旧江迎町
旧鹿町町
旧宇久町
旧小佐々町
旧吉井町
旧世知原町
旧皆瀬村
旧中里村
旧大野町
旧柚木村
旧相浦村
旧佐世村
旧佐世保市
旧黒島村
旧日宇村
旧日宇村の一部
旧折尾瀬村
旧早岐村
旧庵浦免の一部
旧江上村
旧崎針尾村
旧宮村

4. 産業別人口

（令和2年国勢調査）

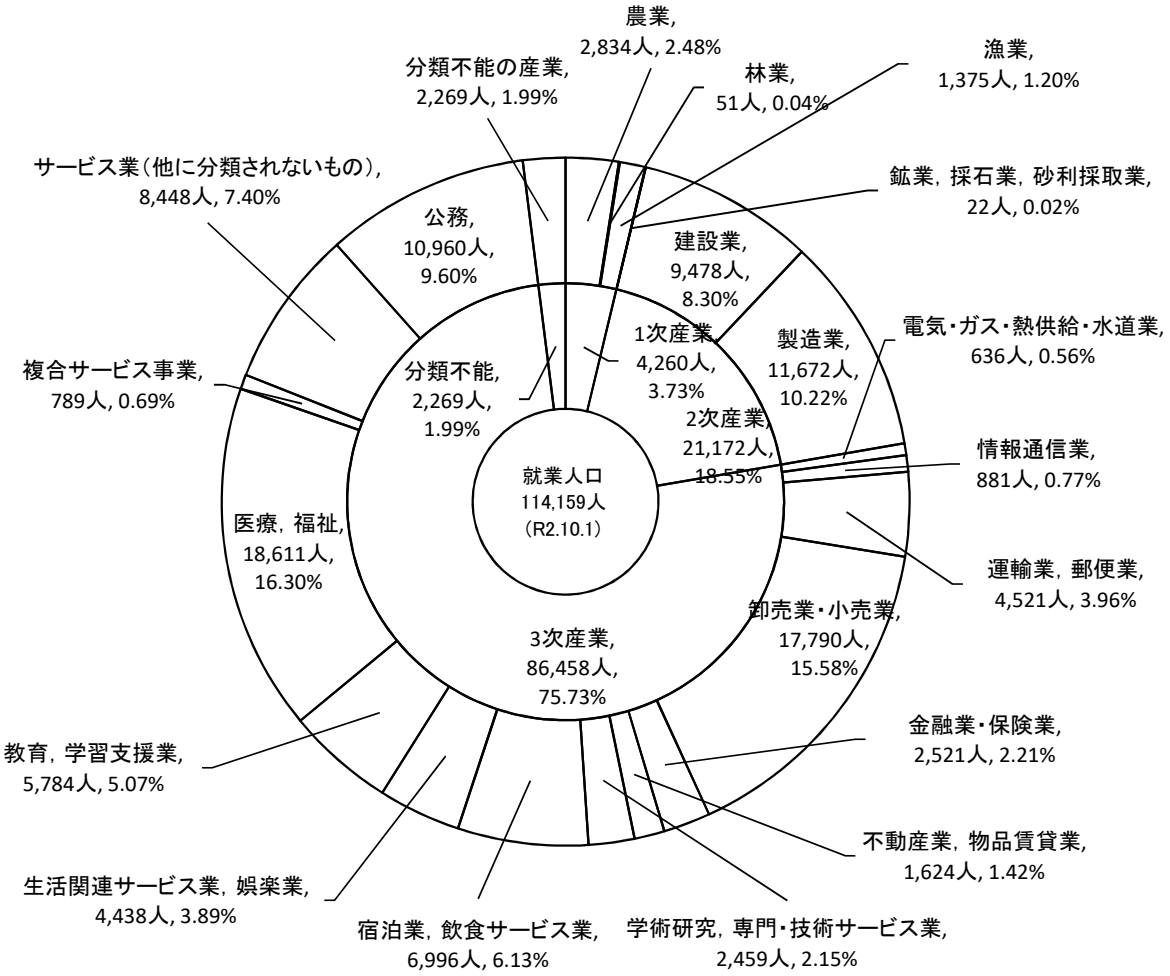

5. 人口・世帯数の推移

区分／年次	面積 ㎢	世帯数	人口 総数	人口 男	人口 女	人口密度	摘要
明治35年	17.82	7,694	45,766	—	—	2,568.2	市制施行時(4月1日)
大正９年	17.92	16,545	87,022	—	—	4,856.1	第１回国勢調査
〃 14年	17.92	18,038	95,385	—	—	5,322.8	第２回 〃
昭和５年	52.03	23,650	133,174	—	—	2,559.6	第３回 〃
〃 10年	52.03	30,457	173,283	—	—	3,330.4	第４回 〃
〃 15年	87.58	42,693	205,989	—	—	2,352.0	第５回 〃
〃 22年	139.24	44,497	175,233	—	—	1,258.5	第６回 〃
〃 25年	139.24	47,580	194,453	95,572	98,881	1,396.5	第７回 〃
〃 30年	233.34	55,753	258,221	126,772	131,449	1,106.6	第８回 〃
〃 35年	249.00	60,087	262,484	128,090	134,394	1,054.2	第９回 〃
〃 40年	249.24	61,948	247,069	117,629	129,440	991.3	第10回 〃
〃 45年	249.66	68,232	247,898	117,697	130,201	992.9	第11回 〃
〃 50年	249.84	72,466	250,729	119,820	130,909	1,003.6	第12回 〃
〃 55年	250.23	77,676	251,187	119,059	132,128	1,003.8	第13回 〃
〃 60年	250.44	79,972	250,633	118,358	132,275	1,000.8	第14回 〃
平成２年	248.16	82,224	244,677	114,788	129,889	986.0	第15回 〃
〃 ７年	248.24	87,860	244,909	114,987	129,922	986.6	第16回 〃
〃 12年	248.32	90,105	240,838	113,153	127,685	969.9	第17回 〃
〃 17年	307.54	96,048	248,041	116,726	131,315	806.5	第18回 〃
〃 22年	426.47	104,583	261,101	122,430	138,671	612.2	第19回 〃
〃 27年	426.06	105,011	255,439	120,198	135,241	599.5	第20回 〃
令和２年	426.01	104,053	243,223	115,131	128,092	570.9	第21回 〃

6. 主要施設一覧

○一般施設

支所（早岐、相浦、日宇、大野、中里皆瀬、柚木、黒島、江上、三川内、針尾、宮、吉井、世知原、小佐々、江迎、鹿町）、宇久行政センター、東京事務所、佐世保市産業支援センター、佐世保市労働福祉センター、アルカスＳＡＳＥＢＯ、佐世保市民文化ホール（凱旋記念ホール）、佐世保市博物館島瀬美術センター、男女共同参画推進センター（スピカ）、まちなかコミュニティセンター、地区コミュニティセンター（早岐、相浦、日宇、三川内、大野、宮、針尾、柚木、中里皆瀬、南、江上、中部、西、九十九、北、黒島、広田、山澄、愛宕、吉井、世知原、宇久、小佐々、江迎、鹿町、崎辺、清水）、江迎地区文化会館インフィニタス、環境センター

○港湾施設

鯨瀬ターミナルビル、新みなとターミナル、佐世保市営相浦桟橋待合所、佐世保港国際ターミナルビル、宇久ターミナルビル

○教育施設

図書館、総合教育センター（少年科学館、教育センター）、青少年教育センター、幼児教育センター、立神音楽室、うつわ歴史館、公立幼稚園（白南風）、世知原炭鉱資料館、宇久島資料館、看護専門学校、給食センター（佐世保市、世知原、小佐々、宇久、鹿町江迎）、教育集会所、木場浮立資料館兼伝習研修所、福井洞窟ミュージアム

○体育施設

体育文化館、総合グラウンド（庭球場、プール、陸上競技場、運動広場、アーチェリー競技場、野球場、体育館）、学校運動場照明施設（福石中、早岐中、清水中、春日小、江迎小）、温水プール、東部スポーツ広場（ソフトボール場、ラグビー・サッカー場、ゲートボール場、体育館）、北部ふれあいスポーツ広場（多目的運動広場、テニスコート、ゲートボール場）、吉井北部運動広場、吉井野球場、吉井ソフトボール場、吉井テニスコート、吉井構造改善センター、世知原野球場、世知原テニスコート、世知原運動広場、栗迎農村公園運動広場、宇久野球場、宇久陸上競技場、小佐々スポーツセンター、小佐々海洋スポーツ基地、小佐々海洋センター体育館、小佐々海洋センタープール、小佐々中央運動広場、大悲観グラウンド、大悲観テニスコート、江迎中央体育館、鹿町運動場、鹿町体育館、鹿町テニスコート、千鳥越野球場、鹿町海洋スポーツ基地、長崎県立武道館（柔道場・剣道場・弓道場）、海洋スポーツ基地カヤックセンター、サン・アビリティーズ佐世保、エビスヶ丘公園

○保健施設

保健所（中央保健福祉センター）、宇久保健福祉センター

○医療施設

急病診療所、佐世保市総合医療センター（黒島診療所、高島診療所、宇久診療所）、子ども発達センター、北松中央病院

○衛生施設

東部クリーンセンター、西部クリーンセンター、クリーンピュアとどろき、佐世保市一般廃棄物最終処分場、宇久衛生センター、宇久ストックヤード、宇久一般廃棄物最終処分場、西部芳世苑、東部芳世苑、宇久やすらぎ苑、動物愛護センター、市民霊園、霊園納骨堂、食肉衛生検査所

○社会福祉施設

老人・身体障害者憩いの家（いでゆ荘）、高島地区老人憩いの家、児童発達支援センター（すぎのこ園)、障害福祉サービス事業所おおぞら作業所、障害福祉サービス事業所あすなろ作業所、児童センター（稲荷、大野、黒髪、相浦、早岐、春日、広田、山澄、宇久)、児童交流センター（ことひら）、市立保育所（大黒、早岐、上相浦）、地域型保育事業所（浅子、高島)、福祉活動プラザ

○市場施設

青果市場、水産市場、食肉市場、と畜場、花き市場

○観光施設等

九十九島パールシーリゾート（九十九島水族館『海きらら』など）、九十九島動植物園『森きらら』、九十九島八景【弓張岳展望台、鵜渡越展望台、石岳展望台、展海峰、冷水岳公園、高島番岳、船越展望所、長串山公園】、九十九島観光公園、烏帽子岳高原リゾートスポーツの里、三川内焼伝統産業会館（三川内焼美術館）、浦頭引揚記念資料館、本土最西端公園（神崎鼻公園）、世知原温浴・宿泊施設（山暖簾）、佐世保観光情報センター、させぼ物産みかわち振興センター（四季彩館）、道の駅させぼっくす ９９、宇久サンライズマリーンパーク、大浜キャンプ場、城ヶ岳、乙女ノ鼻、佐世保中央公園屋内遊び場、恢復食堂 OTAYA

○水道・下水道施設

貯水施設、取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設、中部下水処理場（再生水処理施設を含む)、西部下水処理場、針尾下水処理場（再生水処理施設を含む)、江迎浄化センター、ポンプ場

○消防施設

消防局、中央消防署、東消防署、西消防署

○その他

競輪場､佐世保市水産センター､佐世保市宇久栽培漁業センター､エコスパ佐世保、鹿町温泉施設、駐車場（島瀬、万津、アルファ）

7. 庁舎の概要（令和５年４月１日現在）

建設位置　　佐世保市八幡町１番 10 号
設　　計　　株式会社　久米建築事務所
工事監理　　佐世保市庁舎建設事務室
　　株式会社　久米建築事務所
施　　工　　清水建設株式会社
工　　期　　着工　昭和 47.12～竣工　昭和 49.12
建築工事概要
　構　　造　鉄骨鉄筋コンクリート造
　規　　模　地下２階　地上 13 階（塔屋１階付）
　建築面積　2,754.12 ㎡（敷地面積 8,364.10 ㎡）
　床 面 積　合計 26,467.68 ㎡
　軒　　高　58.6ｍ（塔屋まで 59.1ｍ）
　建 設 費　2,644,341 千円
　　建築工事費　2,410,331 千円
　　外構工事費　　79,102 〃
　　そ　の　他　　154,908 〃
設備概要
　冷暖房・火災報知器・避雷針設備・消火設備
　乗用エレベーター４台（17 人乗　速度 120ｍ／分）
　非常用　　〃　　１台（17 人乗　速度 105ｍ／分）
　電話交換機設備（デジタル式交換機）
　　（局線アナログ 40 回線　ひかり 23 回線）
　放送設備　　非常放送全館・一般全館・各階
　防火設備　　自動火災報知器･防排煙設備・スプリンクラー地下１、2、9～13 階
　立体駐車場　収容台数 240 台

８．まちづくりの重点的な取り組み

① 名切地区再整備
② 特定複合観光施設（ＩＲ）誘致
③ クルーズ船入港体制整備
④ 俵ケ浦半島開発
⑤ 基地との共存共生
⑥ 企業立地・新工業団地整備
⑦ 世界で最も美しい湾クラブ加盟の九十九島・世界文化遺産・日本遺産の活用
⑧ 英語が話せる街佐世保

佐世保市行政機構図（令和5年8月1日現在）

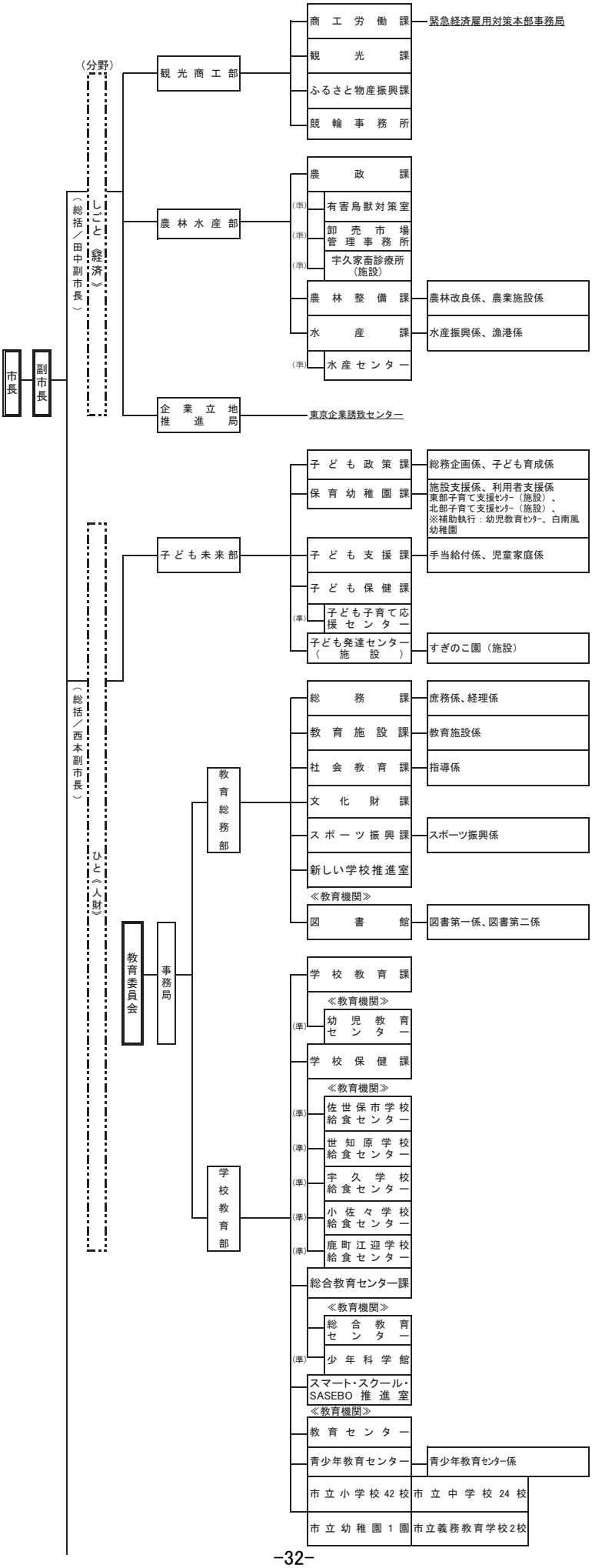

佐世保市行政機構図（令和5年8月1日現在）

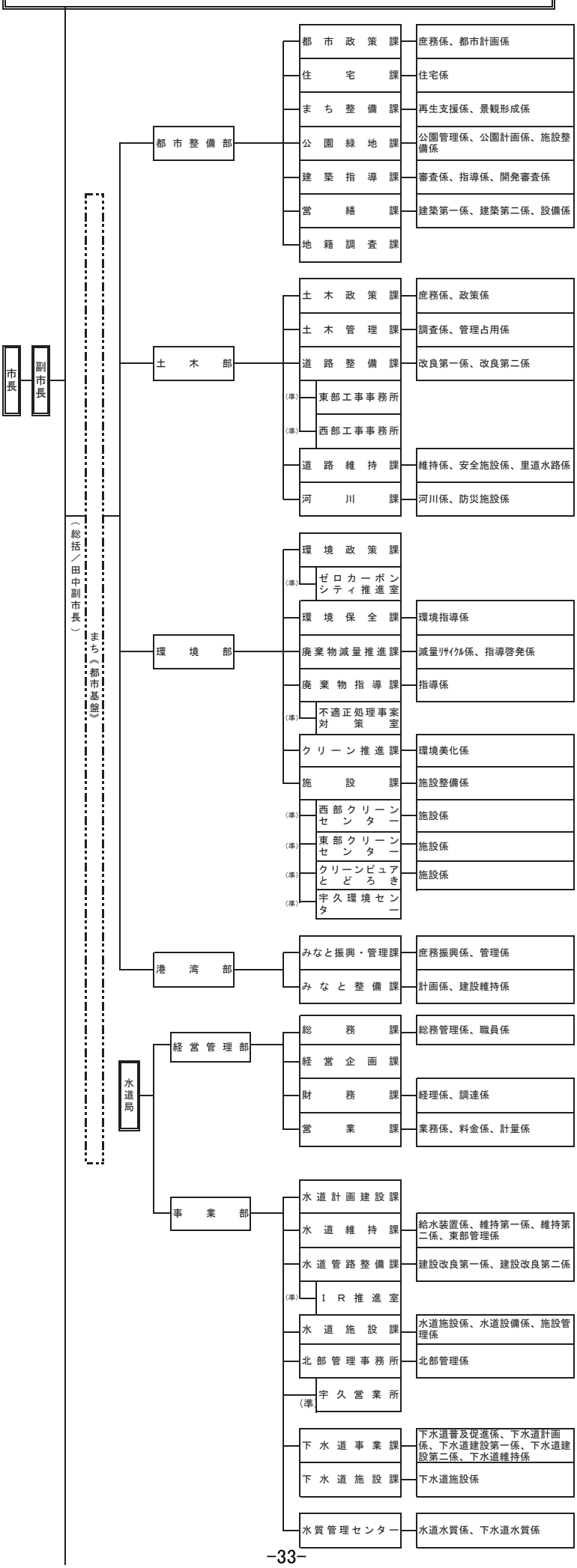

佐世保市行政機構図（令和5年8月1日現在）

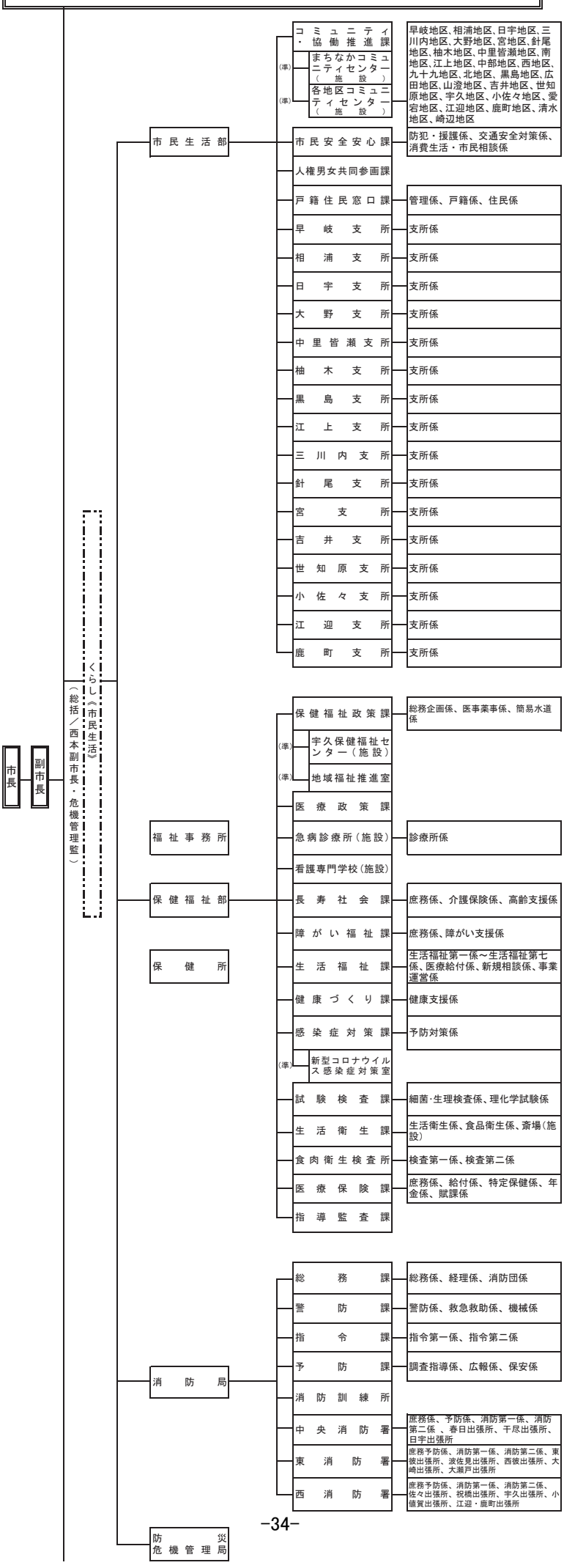

佐世保市行政機構図（令和5年8月1日現在）

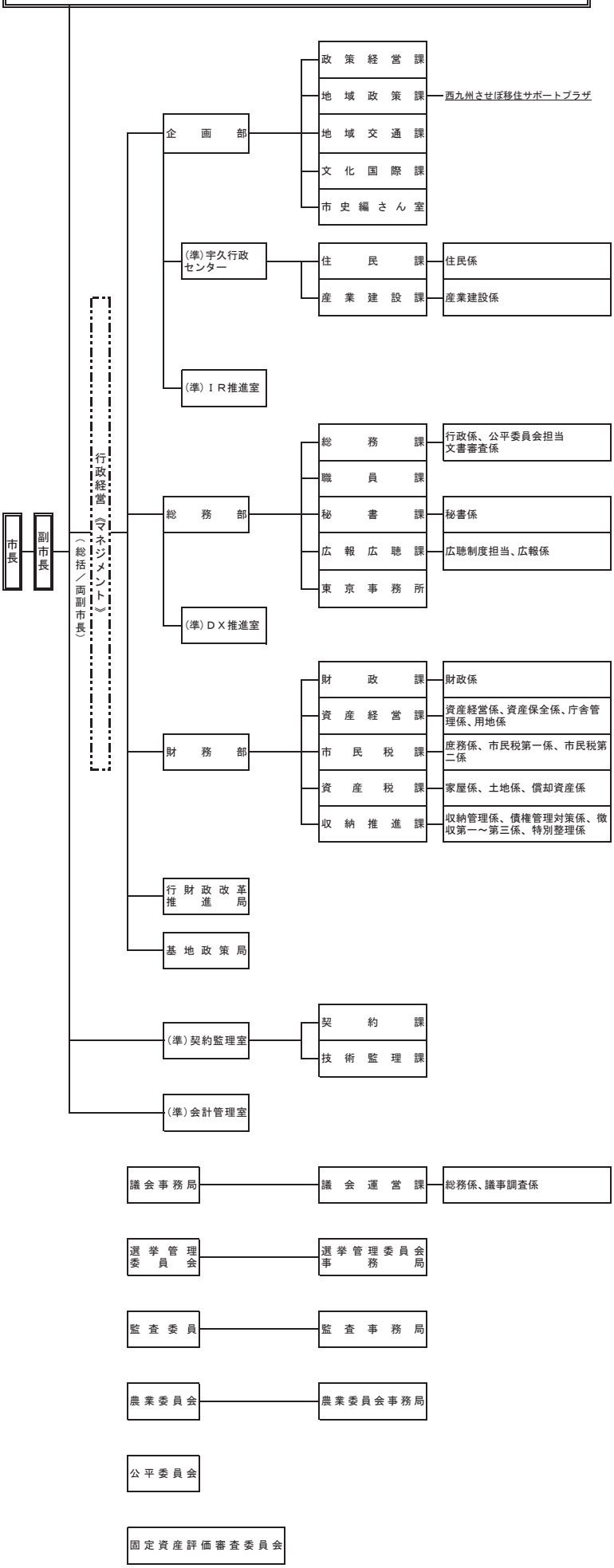

議　　会

1. 概要と組織

(1)　議会には、定例会と臨時会とがあり、定例会は条例で年４回と定められ、３月、６月、９月及び12月にそれぞれ招集される。

(2)　臨時会は定例会以外必要がある時に特定の事件に限って審議するために招集される。

(3)　議員定数は33名で、常任委員会は、総務、都市整備、文教厚生、企業経済の４つの委員会を構成している。このほか、議会の運営に関する事項等を審議する議会運営委員会がある。

(4)　特別委員会は、特定の事件について審査または調査するため設置されている。

(5)　全員協議会は、市政及び議会の重要事項に関する協議又は調整をするため、各常任委員会協議会は、各委員会の所管する事項の協議又は調整をするため設置されている。

(6)　組　　織

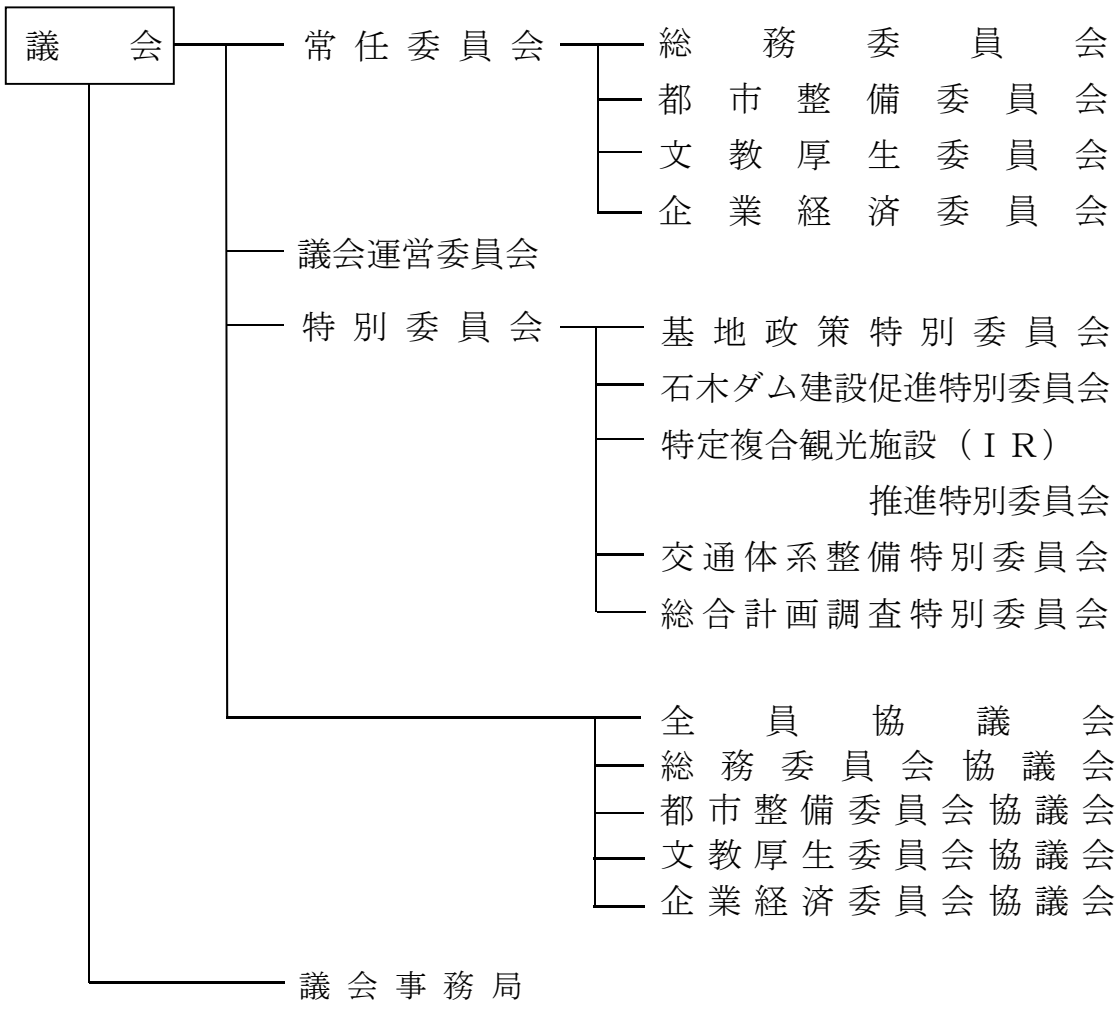

2. 歴代議長・副議長

議長									副議長								
代数	氏名	任期							代数	氏名	任期						
1	富田　愿之助	明治	35.	6	～	大正	3.	6	1	村尾　美二	明治	35.	6	～		36.	7
2	川副　綱隆	大正	3.	6	～		11.	6	2	藤井　格太郎		36.	9	～		41.	6
3	矢継　篤太郎		11.	6	～		15.	6	3	岡田　六郎		41.	6	～		43.	12
4	山口　　莞		15.	6	～	昭和	3.	7	4	熊野　保吉		44.	1	～		44.	6
5	富田　等平	昭和	3.	7	～		5.	6	5	岡田　六郎		44.	7	～		44.	10
6	中田　正輔		5.	6	～		7.	3	6	森口　謙哉		44.	12	～	大正	3.	6
7	原口　徳太郎		7.	3	～		11.	4	7	山口　　莞	大正	3.	6	～		7.	6
8	篠崎　縁吉		11.	6	～		17.	6	8	富田　等平		7.	6	～		11.	6
9	田代　弘藏		17.	8	～		21.	12	9	森口　謙哉		11.	6	～		15.	6
10	中野　信雄		21.	12	～		22.	4	10	佐保　畢雄		15.	6	～	昭和	3.	3
11	辻　　一三		22.	5	～		23.	7	11	中田　正輔	昭和	3.	3	～		5.	6
12	谷村　清太郎		23.	7	～		26.	4	12	篠崎　縁吉		5.	6	～		9.	6
13	辻　　一三		26.	5	～		30.	5	13	藤井　友市		9.	6	～		13.	6
14	小出　惣一		30.	5	～		34.	5	14	野副　勝一郎		13.	6	～		17.	6
15	木村　又之助		34.	5	～		36.	5	15	中野　信雄		17.	8	～		21.	12
16	増本　一夫		36.	5	～		38.	5	16	草津　俊雄		21.	12	～		22.	4
17	草津　俊雄		38.	5	～		40.	5	17	飯田　与四郎		22.	5	～		26.	4
18	草津　俊雄		40.	5	～		42.	5	18	石川　長三郎		26.	5	～		30.	5
19	久池井　虎男		42.	5	～		44.	5	19	原口　勝次		30.	5	～		34.	5
20	久池井　虎男		44.	5	～		46.	5	20	井上　貞彦		34.	5	～		36.	5
21	杉山　末吉		46.	5	～		48.	5	21	福田　正喜		36.	5	～		38.	5
22	木村　又之助		48.	5	～		50.	5	22	森　　俊雄		38.	5	～		40.	5
23	金氏　嘉次		50.	5	～		52.	5	23	久池井　虎男		40.	5	～		42.	5
24	井上　末雄		52.	5	～		54.	5	24	本田　貴月		42.	5	～		44.	5
25	吉田　時義		54.	5	～		56.	5	25	小川　　清		44.	5	～		46.	5
26	金氏　嘉次		56.	5	～		58.	5	26	井上　末雄		46.	5	～		50.	5
27	松尾　卯七		58.	5	～		60.	5	27	浜田　　昇		50.	5	～		52.	5
28	松崎　光博		60.	5	～		62.	5	28	原田　　昭		52.	5	～		54.	3
29	吉野　秀雄		62.	5	～	平成	1.	5	29	松崎　光博		54.	5	～		56.	5
30	松永　茂男	平成	1.	5	～		3.	5	30	田島　義人		56.	5	～		58.	5
31	田中　愛国		3.	5	～		5.	1	31	永山　　勝		58.	5	～		59.	6
32	井上　末雄		5.	1	～		7.	5	32	沢田　　悟		59.	6	～		60.	5
33	小川　康人		7.	5	～		9.	5	33	荒木　堯巳		60.	5	～		62.	5
34	市岡　博道		9.	5	～		11.	5	34	平山　三郎		62.	5	～	平成	1.	5
35	崎山　勝夫		11.	5	～		13.	5	35	長野　富雄	平成	1.	5	～		3.	5
36	久池井　一孝		13.	5	～		15.	5	36	東　　広策		3.	5	～		5.	5
37	野田　郁雄		15.	5	～		17.	5	37	辻　増衛見		5.	5	～		7.	5
38	宮城　憲彰		17.	5	～		19.	5	38	宮城　憲彰		7.	5	～		9.	5
39	松尾　裕幸		19.	5	～		21.	5	39	浦　　脩二		9.	5	～		11.	5
40	浦　日出男		21.	5	～		23.	5	40	吉田　勝利		11.	5	～		13.	5
41	永山　正幸		23.	5	～		25.	5	41	長野　孝道		13.	5	～		15.	5
42	長野　孝道		25.	5	～		27.	5	42	山口　哲治		15.	5	～		17.	5
43	市岡　博道		27.	5	～		29.	5	43	山本　大寛		17.	5	～		19.	5
44	市岡　博道		29.	5	～	令和	1.	5	44	田中　　稔		19.	5	～		21.	5
45	崎山　信幸	令和	1.	5	～		3.	5	45	草津　俊比古		21.	5	～		23.	5
46	田中　　稔		3.	5	～		5.	5	46	山下　隆良		23.	5	～		25.	5
47	林　　健二		5.	5	～				47	眞木　朝夫		25.	5	～		27.	5
									48	林　　健二		27.	5	～		29.	5
									49	大塚　克史		29.	5	～	令和	1.	5
									50	山口　裕二	令和	1.	5	～		3.	5
									51	永安　健次		3.	5	～		5.	5
									52	久野　秀敏		5.	5	～			

3. 議員名簿

R5.5.17現在

議席番号	氏　　名	生年月日	期　数	会　　派	常任委員会
1	柴田　　英樹	S48.4.2	1	市政会	企業経済
2	本田　　博之	S54.3.22	1	自民党市民会議	文教厚生
3	新川　　英之	S47.1.20	1	公明党	総務
4	諸國　　麻椰	H6.11.9	1	若者議員を増やす会	総務
5	古賀　　豪紀	S41.11.8	1	市政会	文教厚生
6	宮田　　京子	S37.5.18	2	市政会	総務
7	黒川　　英朗	S42.8.5	1	自民党市民会議	企業経済
8	甲斐　　義博	S40.2.2	1	自民党市民会議	総務
9	田山　　藤丸	H1.7.23	2	自民党市民会議	企業経済
10	鶴　　大地	H1.1.21	2	自民党市民会議	文教厚生
11	宮島　　武雄	S50.4.26	2	公明党	都市整備
12	松尾　　俊哉	S40.4.7	2	市民クラブ	企業経済
13	小田　　徳顕	S55.8.13	2	日本共産党	都市整備
14	久保　　葉人	S41.4.20	3	市政会	都市整備
15	角田　隆一郎	S37.8.1	2	自民党市民会議	文教厚生
16	山下　　廣大	S49.7.19	4	自民党市民会議	企業経済
17	永安　　健次	S45.5.31	4	自民党市民会議	都市整備
18	山口　　裕二	S26.9.30	4	自民党市民会議	文教厚生
19	崎山　　信幸	S34.1.28	5	自民党市民会議	都市整備
20	佐藤　　文子	S46.1.5	2	公明党	企業経済
21	久野　　秀敏	S47.3.13	4	市民クラブ	文教厚生
22	永田　　秀人	S42.1.10	4	市民クラブ	企業経済
23	柴山　　賢一	S28.9.5	5	市民クラブ	総務
24	大村　　哲史	S31.12.21	5	緑政会	総務
25	林　　健二	S32.5.2	5	自民党市民会議	－
26	田中　　稔	S28.4.27	7	自民党市民会議	総務
27	松尾　　裕幸	S24.12.4	9	自民党市民会議	企業経済
28	長野　　孝道	S22.4.27	9	自民党市民会議	総務
29	市岡　　博道	S26.3.23	11	自民党市民会議	都市整備
30	大塚　　克史	S38.7.13	6	公明党	文教厚生
31	小野原　　茂	S25.9.11	5	市民クラブ	文教厚生
32	古家　　勉	S25.7.15	5	市民クラブ	都市整備
33	山下　　隆良	S22.3.8	8	市民クラブ	都市整備

4. 常任委員会、議会運営委員会（令和５年５月17日現在）

（◎委員長　　○副委員長）

総務委員会（定数　9人）

基地政策局、行財政改革推進局、防災危機管理局、企画部、総務部、財務部、市民生活部、会計管理室、消防局、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会及び議会運営委員会の所管に属しない事項

◎ 宮田　京子　　○ 柴山　賢一　　新川　英之　　諸國　麻椰
甲斐　義博　　大村　哲史　　田中　稔　　長野　孝道

※委員会条例第2条第1項ただし書により、議長が委員を辞任したため、現員数は8人

都市整備委員会（定数　8人）

契約監理室、都市整備部、土木部、港湾部及び環境部の所管に属する事項

◎ 宮島　武雄　　○ 古家　勉　　小田　徳顕　　久保　葉人
永安　健次　　崎山　信幸　　市岡　博道　　山下　隆良

文教厚生委員会（定数　8人）

保健福祉部、子ども未来部及び教育委員会の所管に属する事項

◎ 鶴　大地　　○ 小野原　茂　　本田　博之　　古賀　豪紀
角田　隆一郎　　山口　裕二　　久野　秀敏　　大塚　克史

企業経済委員会（定数　8人）

企業立地推進局、観光商工部、農林水産部、農業委員会及び水道局の所管に属する事項

◎ 田山　藤丸　　○ 松尾　俊哉　　柴田　英樹　　黒川　英朗
山下　廣大　　佐藤　文子　　永田　秀人　　松尾　裕幸

議会運営委員会（定数　9人）

議会運営に関する事項

◎ 永安　健次　　○ 佐藤　文子　　柴田　英樹　　甲斐　義博
山口　裕二　　永田　秀人　　柴山　賢一　　大村　哲史
市岡　博道

4. 特別委員会（令和５年５月31日現在）

（◎委員長　　○副委員長）

基地政策特別委員会（定数　8人）	① 基地政策方針の推進 ② 自衛隊基地及び米軍基地に関すること ③ その他基地に関すること			
	◎ 崎山　信幸	○ 山下　隆良	柴田　英樹	甲斐　義博
	宮島　武雄	角田　隆一郎	永安　健次	古家　勉

石木ダム建設促進特別委員会（定数　8人）	① 石木ダム建設の促進 ② その他石木ダム建設に関すること			
	◎ 長野　孝道	○ 小野原　茂	本田　博之	黒川　英朗
	久保　葉人	佐藤　文子	大村　哲史	田中　稔

特定複合観光施設(IR)推進特別委員会（定数　8人）	① IR誘致の推進 ② その他特定複合観光施設(IR)に関すること			
	◎ 市岡　博道	○ 大塚　克史	諸國　麻椰	古賀　豪紀
	鶴　大地	松尾　俊哉	山下　廣大	永田　秀人

交通体系整備特別委員会（定数　8人）	① 自動車専用道路等の整備促進に関すること ② ＪＲ佐世保線及び松浦鉄道に関すること			
	◎ 松尾　裕幸	○ 柴山　賢一	新川　英之	宮田　京子
	田山　藤丸	小田　徳顕	山口　裕二	久野　秀敏

総合計画調査特別委員会（定数　11人）	① 総合計画に関する調査研究 ② 広域都市圏ビジョンに関する調査研究			
	◎ 山下　廣大	○ 大村　哲史	本田　博之	諸國　麻椰
	古賀　豪紀	鶴　大地	松尾　俊哉	小田　徳顕
	佐藤　文子	永田　秀人	田中　稔	

5. 会派別議員数　（令和５年６月１日現在）

（○・・・会派代表者）

自民党市民会議 15人	○長野　孝道	本田　博之	黒川　英朗	甲斐　義博
	田山　藤丸	鶴　大地	角田　隆一郎	山下　廣大
	永安　健次	山口　裕二	崎山　信幸	林　健二
	田中　稔	松尾　裕幸	市岡　博道	
市民クラブ 7人	○柴山　賢一	松尾　俊哉	久野　秀敏	永田　秀人
	小野原　茂	古家　勉	山下　隆良	
公明党 4人	○大塚　克史	新川　英之	宮島　武雄	佐藤　文子
市政会 4人	○久保　葉人	柴田　英樹	古賀　豪紀	宮田　京子
緑政会 1人	○大村　哲史			
日本共産党 1人	○小田　徳顕			
若者議員を増やす会 1人	○諸國　麻椰			

6. 年齢別議員数　（令和５年５月17日現在）

25～29歳	1人	30～34歳	2人	35～39歳	0人
40～44歳	2人	45～49歳	2人	50～54歳	5人
55～59歳	7人	60～64歳	3人	65～69歳	3人
70～74歳	6人	75～80歳	2人		

（平均年齢　57.5歳）

7. 当選回数別議員数

1回　7人	2回　8人	3回　1人	4回　5人	5回　6人	
6回　1人	7回　1人	8回　1人	9回　2人	11回　1人	

8. 議会選出の各種委員一覧（令和５年５月 17 日現在）

機　関　の　名　称	員数	委　　員　　名
佐世保港地方港湾審議会	4	古賀　豪紀、甲斐　義博、田中　稔、古家　勉
国民健康保険運営協議会	2	諸國　麻椰、角田　隆一郎
民　生　委　員　推　薦　会	2	松尾　俊哉、小田　徳顕
都　市　計　画　審　議　会	6	柴田　英樹、黒川　英朗、山下　廣大、崎山　信幸、大塚　克史、小野原　茂
保　健　福　祉　審　議　会	1	佐藤　文子

9. 議員の報酬・費用弁償

(1)　報　酬（平成 23 年５月３日改定）

議　長　662,000 円　　副議長　　602,000 円

委員長　573,000 円　　副委員長　568,000 円　　議　員　563,000 円

(2)　費用弁償

ア．旅費（平成２年４月１日改定）

等　　級	鉄　道　賃	運　　賃	日　　当	宿　泊　料
1　等	特別車両料金	1 等の旅客運賃	3,000 円	14,800 円

イ．会議出席費用弁償（平成 28 年４月１日施行）

対　象：本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、各常任委員会協議会

支給額：住居から本会議等の開催場所までの片道の路程の区分に応じ、各号に定める額

(1)　２ｋｍ未満　　日額　3,000 円

(2)　２ｋｍ以上 ５ｋｍ未満　　日額　3,500 円

(3)　５ｋｍ以上10ｋｍ未満　　日額　4,000 円

(4)　10ｋｍ以上15ｋｍ未満　　日額　4,500 円

(5)　15ｋｍ以上　　日額　5,000 円

※公用車を使用した議長等の費用弁償の額は、日額 3,000 円

10. 議会図書冊数（令和５年４月１日現在）

蔵書数　300 冊

11. 広報活動

(1)市議会だより　市内の全世帯及び関係機関に配布（97,000 部）年間４回発行。（改選期は臨時号を発行）

(2)本会議会議録　定例会ごとに 25 部印刷、会派及び市長部局、その他関係機関に配付。会議録検索システムを導入し、インターネットにより公開。

(3)委員会会議録　インターネットにより公開。（平成 18 年より）

(4)ホームページ　ホームページを開設（平成 28 年１月にリニューアル）し、インターネットにより議会情報を公開。

(5)市議会インターネット中継

平成20年３月定例会よりインターネットによる本会議の生中継及び録画放送を配信。平成 28 年５月には、インターネット配信のマルチデバイス対応化をおこない、本会議の生中継及び録画放送をスマートフォンやタブレット端末でも視聴できるようにした。

12. 議会費予算（令和５年度当初）　608,240 千円　　（単位　千円）

費　目	予算額	費　目	予算額
議員報酬	225,093	需用費	12,660
会計年度任用職員報酬	1,565	役務費	3,304
職員給料	60,892	委託科	8,816
職員手当等	126,681	使用料及び賃借料	2,018
共済費	91,663	工事請負費	0
報償費	584	備品購入費	8,794
旅費	41,693	負担金補助及び交付金	22,919
交際費	1,500	公課費	58

13. 各都市議員視察受け入れ状況

月　日	都　　市　　名	人 数
R4.5.10	広島県 呉市	5
R4.5.12	長崎県 松浦市	9
R4.5.18	福島県 福島市	5
R4.7.12	青森県 弘前市	9
R4.7.14	愛知県 一宮市	4
R4.7.19	愛知県 春日井市	10
R4.7.27	東京都 渋谷区	8
R4.8.2	富山県 富山市	2
R4.8.10	長崎県 長崎市	1
R4.10.11	愛知県 岡崎市	7
R4.10.12	愛知県 江南市	3
R4.10.12	神奈川県 横須賀市	4
R4.10.27	新潟県 長岡市	12
R4.11.2	東京都 足立区	10
R4.11.15	長崎県 佐々町	10
R5.2.2	沖縄県 宜野湾市	6
計16団体		
	（13市2区１町）	105名

14. 令和４年中の議会活動状況

年間会期日数：87日間
年間会議日数：29日間

(1)本会議開催状況　（令和４年）

本　会　議	月　日	出席者数	欠席者数	傍聴者数	会議時間	
1月臨時会	1.17	31	0	0	0:20	
	1.18	31	0	0	0:29	
合　　計				0	0:49	
3月定例会	2.24	31	0	2	0:56	
	3.1	30	1	3	3:24	一般質問（代表質問　3人）
2月24日	3.7	30	1	2	0:03	
〃	3.11	30	1	3	2:21	
3月18日	3.14	30	1	24	2:27	一般質問（個人質問　5人）
	3.16	30	1	6	2:41	一般質問（個人質問　4人）
（会期23日間）	3.18	30	1	5	1:35	一般質問（個人質問　3人）
合　　計				45	13:27	
4月臨時会	4.14	30	1	0	0:12	
	4.15	30	1	7	0:35	
合　　計				7	0:47	
5月臨時会	5.30	28	3	0	0:30	
6月定例会	6.14	28	3	2	0:27	
6月14日	6.20	28	3	7	3:01	一般質問（個人質問　5人）
〃	6.21	28	3	3	3:11	一般質問（個人質問　5人）
6月30日	6.22	29	2	3	3:02	一般質問（個人質問　5人）
（会期17日間）	6.30	29	2	4	0:55	
合　　計				19	10:36	
9月定例会	9.2	30	1	1	0:48	
9月2日	9.9	30	1	4	3:39	一般質問（個人質問　6人）
〃	9.12	30	1	11	3:28	一般質問（個人質問　6人）
9月22日	9.13	30	1	18	3:29	一般質問（個人質問　6人）
（会期21日間）	9.22	29	2	3	2:04	
合　　計				37	13:28	
10月臨時会	10.21	30	1	0	0:34	
12月定例会	12.2	31	0	0	2:21	
	12.8	30	1	4	3:06	一般質問（個人質問　4人）
12月2日	12.9	31	0	3	3:49	一般質問（個人質問　5人）
〃	12.12	31	0	5	4:37	一般質問（個人質問　5人）
12月21日	12.13	31	0	10	4:15	一般質問（個人質問　5人）
（会期20日間）	12.21	31	0	2	1:04	
合　　計				24	19:12	

過去の本会議総時間数

（令和３年）　57時間33分	（令和２年）　63時間27分	（令和元年）　79時間26分

(2) 会議の結果

１月臨時会
付議事件：4件
常任委員会付託件数：3件

項目＼結果		提出件数	可　決	修正可決	否　決	撤　回	継続審査	審議未了
予　算		2	2					
条例案	議員提出							
	市長提出							
議決案								
同意								
認定								
報告承認	予　算	1	1					
	条　例							
	契約・その他							
180条等報告		1						
諮問案								
会議規則案								
意見書案								
決議案								
計		4	3					
請願								

※今定例会の提出件数（実数）、（　　）内は前期からの継続審査事件数
※請願については、「可決」を「採択」に、「否決」を「不採択」に読み替える。

３月定例会
付議事件：57件
常任委員会付託件数：49件
特別委員会付託件数：1件

項目＼結果		提出件数	可　決	修正可決	否　決	撤　回	継続審査	審議未了
予　算		25	25					
条例案	議員提出							
	市長提出	18	17			1		
議決案		3	3					
同意		1	1					
認定								
報告承認	予　算	2	2					
	条　例							
	契約・その他							
180条等報告		1						
諮問案		3	3					
会議規則案								
意見書案								
決議案		1	1					
計		54	52			1		
請願		3			2		1	

※今定例会の提出件数（実数）、（　　）内は前期からの継続審査事件数
※請願については、「可決」を「採択」に、「否決」を「不採択」に読み替える。

４月臨時会
付議事件：4件
常任委員会付託件数：3件
特別委員会付託件数：1件

項目＼結果		提出件数	可　決	修正可決	否　決	撤　回	継続審査	審議未了
予　算								
条例案	議員提出							
	市長提出	1	1					
議決案		1	1					
同意								
認定								
報告承認	予算	1	1					
	条例	1	1					
	契約・その他							
180条等報告								
諮問案								
会議規則案								
意見書案								
決議案								
計		4	4					
請願								

※今定例会の提出件数（実数）、（　　）内は前期からの継続審査事件数
※請願については、「可決」を「採択」に、「否決」を「不採択」に読み替える。

５月臨時会
付議事件：5件
常任委員会付託件数：3件

項目＼結果		提出件数	可　決	修正可決	否　決	撤　回	継続審査	審議未了
予　算		1	1					
条例案	議員提出	1	1					
	市長提出	1	1					
議決案		1	1					
同意								
認定								
報告承認	予算							
	条例							
	契約・その他	1	1					
180条等報告								
諮問案								
会議規則案								
意見書案								
決議案								
計		5	5					
請願								

※今定例会の提出件数（実数）、（　　）内は前期からの継続審査事件数
※請願については、「可決」を「採択」に、「否決」を「不採択」に読み替える。

6月定例会
付議事件：29件
常任委員会付託件数：16件

項目＼結果		提出件数	可決	修正可決	否決	撤回	継続審査	審議未了
予算		5	5					
条例案	議員提出							
	市長提出	4	4					
議決案		6	6					
同意		2	2					
認定								
報告承認	予算	1	1					
	条例							
	契約・その他							
180条等報告		9						
諮問案								
会議規則案								
意見書案		1	1					
決議案								
計		28	19					
請願		(1)	(1)					

※今定例会の提出件数（実数）、（　　）内は前期からの継続審査事件数
※請願については、「可決」を「採択」に、「否決」を「不採択」に読み替える。

9月定例会
付議事件：53件
常任委員会付託件数：43件

議決の内容

項目＼結果		提出件数	可決	修正可決	否決	撤回	継続審査	審議未了
予算		3	3					
条例案	議員提出							
	市長提出	10	10					
議決案		8	8					
同意								
認定		18	2				16	
報告承認	予算	2	2					
	条例							
	契約・その他	1	1					
180条等報告		3						
諮問案		4	4					
会議規則案		1	1					
意見書案		2	2					
決議案								
計		52	33				16	
請願		1	1					

※今定例会の提出件数（実数）、（　　）内は前期からの継続審査事件数
※請願については、「可決」を「採択」に、「否決」を「不採択」に読み替える。

１０月臨時会
付議事件：3件
常任委員会付託件数：3件

項目＼結果		提出件数	可　決	修正可決	否　決	撤　回	継続審査	審議未了
予算		1	1					
条例案	議員提出							
	市長提出							
議決案								
同意								
認定								
報告承認	予算	2	2					
	条例							
	契約・その他							
180条等報告								
諮問案								
会議規則案								
意見書案								
決議案								
計		3	3					
請願								

※今定例会の提出件数（実数）、（　　）内は前期からの継続審査事件数
※請願については、「可決」を「採択」に、「否決」を「不採択」に読み替える。

１２月定例会
付議事件：49件
常任委員会付託件数：29件

議決の内容

項目＼結果		提出件数	可　決	修正可決	否　決	撤　回	継続審査	審議未了
予算		9	9					
条例案	議員提出	1	1					
	市長提出	6	6					
議決案		13	13					
同意		2	2					
認定		(16)　16	(16)					
報告承認	予算							
	条例							
	契約・その他							
180条等報告		1						
諮問案								
会議規則案								
意見書案								
決議案								
計		(16)　48	(16)　31					
請願		1			1			

※今定例会の提出件数（実数）、（　　）内は前期からの継続審査事件数
※請願については、「可決」を「採択」に、「否決」を「不採択」に読み替える。

(3)委員会・研究会・協議会開催日数及び会議時間数　（令和４年）

総務委員会

	会議時間	会議日数	現地視察	合計	付託件数
３月定例会	26 時間 39 分	7 日	0 日	7 日	19
６月定例会	3 時間 50 分	3 日	0 日	3 日	5
９月定例会	6 時間 32 分	3 日	0 日	3 日	14
１２月定例会	8 時間 22 分	4 日	0 日	4 日	16
臨時会	2 時間 47 分	4 日	0 日	4 日	8
決算委員会	21 時間 42 分	5 日	0 日	5 日	4
継続審査	0 時間 0 分	0 日	0 日	0 日	0
委員会協議会	10 時間 8 分	6 日	0 日	6 日	0
合計	80 時間 0 分	32 日	0 日	32 日	66

都市整備委員会

	会議時間	会議日数	現地視察	合計	付託件数
３月定例会	25 時間 44 分	7 日	0 日	7 日	6
６月定例会	9 時間 35 分	3 日	0 日	3 日	7
９月定例会	5 時間 30 分	2 日	0 日	2 日	11
１２月定例会	6 時間 52 分	2 日	0 日	2 日	10
臨時会	3 時間 28 分	2 日	0 日	2 日	2
決算委員会	20 時間 54 分	5 日	0 日	5 日	4
継続審査	0 時間 0 分	0 日	0 日	0 日	0
委員会協議会	8 時間 43 分	4 日	1 日	5 日	0
合計	80 時間 46 分	25 日	1 日	26 日	40

文教厚生委員会

	会議時間	会議日数	現地視察	合計	付託件数
３月定例会	33 時間 22 分	7 日	0 日	7 日	17
６月定例会	5 時間 54 分	4 日	0 日	4 日	8
９月定例会	4 時間 57 分	3 日	0 日	3 日	9
１２月定例会	8 時間 50 分	4 日	0 日	4 日	14
臨時会	5 時間 5 分	4 日	0 日	4 日	7
決算委員会	21 時間 0 分	5 日	0 日	5 日	6
継続審査	0 時間 57 分	1 日	0 日	1 日	0
委員会協議会	6 時間 32 分	4 日	0 日	4 日	0
合計	86 時間 37 分	32 日	0 日	32 日	61

企業経済委員会

	会議時間	会議日数	現地視察	合計	付託件数
３月定例会	34 時間 38 分	7 日	0 日	7 日	16
６月定例会	6 時間 59 分	2 日	0 日	2 日	2
９月定例会	10 時間 20 分	5 日	0 日	5 日	16
１２月定例会	10 時間 32 分	4 日	0 日	4 日	13
臨時会	6 時間 20 分	2 日	0 日	2 日	3
決算委員会	18 時間 23 分	5 日	0 日	5 日	5
継続審査	0 時間 0 分	0 日	0 日	0 日	0
委員会協議会	3 時間 0 分	1 日	0 日	1 日	0
合計	90 時間 12 分	26 日	0 日	26 日	55

（注１）付託件数には、分割付託議案件数を含む。
（注２）９月・１２月定例会及び決算委員会の付託件数には、決算議案件数をそれぞれ計上している。
（注３）継続審査となった議案については、上程された各定例会にそれぞれ付託件数として計上している。

特別委員会・議会運営委員会・全員協議会

委員会名	会議時間	会議日数	現地視察	合計
基地政策 特別委員会	10 時間 9 分	9 日	0 日	9 日
石木ダム建設促進 特別委員会	1 時間 51 分	5 日	0 日	5 日
特定複合観光施設(IR) 推進特別委員会	6 時間 58 分	5 日	0 日	5 日
交通体系整備 特別委員会	4 時間 27 分	4 日	0 日	4 日
議会運営委員会	11 時間 8 分	23 日	0 日	23 日
全員協議会	8 時間 23 分	7 日	0 日	7 日

15. 令和４年中に受理した請願・陳情・請願の処理状況

請願（５件）

受理日	請願番号	件　　名	結　果
R4.2.14	21	長崎県へＩＲ区域認定申請の中止を求める請願	R4.3.11 不採択
R4.2.16	22	子どものために「新型コロナ関連に伴う全ての差別、誹謗中傷を防ぐ施策」の推進及び、「マスクの強制や同調圧力の無い、真に子どもの健康や明るい未来を考える施策」の推進に係る請願	R4.3.11 継続審査 R4.6.30 採択
R4.2.16	23	安心して生活できる年金制度を求める請願	R4.3.11 不採択
R4.8.24	24	「駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長」に関する請願	R4.9.22 採択
R4.11.18	25	消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書	R4.12.21 不採択

陳情（14件）

受理日	陳情番号	件　　名
R4.1.11	39	台湾のWHO等国連専門機関参加及びCPTPP参加について
R4.2.15	40	「佐世保市南部水系下ノ原ダムの環境整備を怠っているので、至急に対応しなければ、危険物の積載車両が転落し、水が飲めなくなること」を陳情します。
R4.2.16	41	土木部管理課の不正についての陳情
R4.4.12	42	国民の祝日「海の日」を７月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
R4.5.10	43	沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情
R4.5.23	44	「佐世保市長様と佐世保市議会議員様たちは、一本化した西肥バスの本数が、市民の為に、給付金を支給した結果、不便さがないかを監視する重大な責任があること」を陳情します。
R4.5.23	45	「十郎新町から東浜町に通じる新しい道路の学童通学道路に、縁石歩道の整備とガードレールやフェンスの設置と制限速度30ｋの道路標識の設置等を陳情します。」
R4.6.1	46	「佐世保市の人口減少と少子化で、佐世保市学校再編をしなければならないのに、石木ダム建設は、中止すべきです。市民に多額の水道料金を科すべきではないこと」を陳情します。
R4.6.6	47	朝長市長と、土木部管理課の不正についての陳情
R4.8.24	49	「佐世保市は、慢性的な水不足ではない。川棚川から取水していない。早岐川の河川改修をしているので、堰を作って、下ノ原ダムに取水し貯めれば、石木ダムは中止出来る」を陳情します
R4.11.21	50	「市の住宅課は、市民の為に住宅課の空き地を、優先的に流通業界の大規模小売店舗の食料品店に一部売却し、高齢者の生活の不便さの解消に、役立てて欲しい。」と陳情します。
R4.11.21	51	「市の図書館の有料駐車場は、元に戻し、無料駐車場にしなければなりません。」を陳情します。
R4.11.24	52	民主主義・立憲主義の基盤である信教の自由、請願権等を守る為の陳情
R4.11.24	53	都市計画法29条による宅地開発工事（長崎県指令９建第639）が県の不正許可に、法ム局、裁判官も加担したことが公にされず赤道泥棒の汚名のままであるのが主たる陳情

請願の処理状況（１件）

採択年月日	請願番号	件　　名	処理状況
R4.9.22	24	「駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長」に関する請願	請願採択日と同日に、「駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書」を議決し、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、防衛大臣、衆参両議院議長に送付した。

基地政策局

基地政策局

事務事業の概要

○　基地政策

・米軍提供施設及び陸上・海上自衛隊施設及び区域に係る政策立案並びに連絡調整

・佐世保港のすみ分けなど基地に起因する負担軽減や課題解決に向けた取組の推進

○　旧軍港市転換法及び国有財産の処理

・旧軍用財産の産業、教育文化、上・下水道、道路、公園などへの転用促進

・国有財産の一時貸付等に係る連絡調整

○　国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）に係る業務・調整

○　防衛施設周辺整備事業のとりまとめ

・防衛補助事業に係る調整等

○　基地の所在による経済的効用の拡大に係る業務

・防衛関連事業に係る地元受注機会の拡大

・退職自衛官の再就職支援

１．(1) 防衛施設の状況

	人　口	土地・面積	佐世保港区面積
佐世保市全域	234,055 人 (R5.4.1 現在)	約 426.01 k ㎡ (R5.4.1 現在)	約 33.93 k ㎡ (※ただし柿ノ浦漁港区域も含む)
米海軍佐世保基地	軍人等の人数:非公表 ※日本人従業員数： 1,818 人 (R5.4.1 現在)	土地 3,928,159 ㎡ (市域占有率約 0.92%) (R5.4.1 現在)	制限水域 27,306,100 ㎡ (佐世保港区内水域占有率約 80.6%) ※ただし柿ノ浦漁港区域も含む (R5.4.1 現在) ◇A制限水域 2,690,400 ㎡（約 7.9%） （禁止事項：立入り） ◇B制限水域 6,308,000 ㎡（約 18.6%） （禁止事項：①漁ろうのための立入り②潜水、サルベージのための立入り③停留のための立入り④合衆国管理船舶及び水上機から 100m以内への立入り） ◇C制限水域 16,437,700 ㎡（約 48.4%） （禁止事項：①潜水、サルベージのための立入り②合衆国管理船舶及び水上機から 100m以内への立入り） ◇D制限水域 1,870,000 ㎡（約 5.5%） （禁止事項：①潜水、サルベージのための立入り②投錨のための立入り③昼間漁ろうのための立入り④水域が水上機により使用されているときの立入り） ◇自由水域 6,627,000 ㎡（約 19.5%）
海上自衛隊	隊員数：約 5,500 人 ※佐世保地区在籍者 (R5.4.1 現在)	土地 1,209,580 ㎡ (市域占有率約 0.28%) (R5.4.1 現在)	
陸上自衛隊	隊員数：約 2,400 人 (R5.4.1 現在)	土地 1,832,077 ㎡ (市域占有率約 0.43%) [内訳] ・相浦駐屯地 1,698,041 ㎡ ※早岐射撃場 770,880 ㎡含む ・崎辺分屯地　134,036 ㎡ (R5.4.1 現在)	

（2）原子力艦船の寄港

	令和４年（暦年）	延べ（令和５年７月末まで）
潜水艦	入港回数： ２回 滞在日数： ２日	入港回数： 451 回 滞在日数： 1722 日
水上艦	入港回数： ０回 滞在日数： ０日	入港回数： 24 回 滞在日数： 110 日

２．旧軍港市転換法のあゆみ

「旧軍港市転換促進委員会」の結成

S24.12.01　昭和 23 年、24 年と２年続けて国会で採択された旧軍港四市長による「旧軍港市国有財産払下げに関する請願」の法制化のため法案発議から国会通過成立を図るため、衆参両院議員有志（70 名）で結成。

「旧軍港市転換法」の制定

S25. 3.18　法案を参議院事務局（議事部）に提出（第７回国会）。
S25. 4. 7　参議院本会議　全会一致で可決。
S25. 4.11　衆議院本会議　賛成多数で可決。
S25. 6. 4　日本国憲法第 95 条による住民投票を実施。
佐世保市賛成率　97.3％
S25. 6.28　公布施行（法律第 220 号）

「旧軍港市転換連絡事務局」の設置

S25. 7. 1　旧軍港四市が、旧軍港市転換法に基づく計画と事業の促進及び調整に関し、旧軍港市相互間並びに関係諸機関との連絡を図るため設置。

「旧軍港市転換促進議員連盟」の結成

S25.11.24　旧軍港市転換法の適正な運営を推進するため、衆参両院議員有志により結成。

「旧軍港市振興協議会」の設置

S29. 4.12　旧軍港市転換法の実施と旧軍港市振興諸方策の推進を図るため設置。現在に至る。
※議員連盟解散の機運から旧軍港市転換促進議員連盟が解散し、それに伴い旧軍港市転換連絡事務局も解消したため。

行財政改革推進局

・行財政改革の推進に関すること。
・地方分権の推進に関すること。
・行政機構に関すること。
・指定管理者制度及び第三セクターに関すること。

◎行財政改革の推進について

～『第７次佐世保市行財政改革推進計画（行革推進プラン）』の推進～

●行財政改革に係る市としての基本目標や改革の視点及びその実現に資する取り組み項目等を整理した計画である「佐世保市行革推進プラン」に基づき、計画の推進（進捗管理）を図る。

《計画期間》

令和４年度から令和９年度までの６年間を計画期間として推進を図る。併せて、前期３年[令和４～６年度]、後期３年[令和７～９年度]のアクションプランを策定し、環境変化や施策推進の状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う。

《基本目標》

①職場における改革・改善マインドの醸成

○職場に、組織全体で改革・改善に取り組む組織風土があると感じる割合

目標値：１００％

②人件費の適正化

○標準財政規模に対する人件費（会計年度任用職員を含む）の割合

目標値：１/３以下（毎年度の決算時点）

③財政の健全化

○行革推進プランに基づく改革改善の取組による効果額

目標値：２６．７億円

《目指す姿》

～『スマート自治体への転換』」～

行政管理機能の高質化を図ることで人口減少下や時代の変革期においても市民サービスの質を向上させ、行政サービスを持続的に提供できる自治体を目指し、行財政改革を推進する。

◎地方分権の推進について

「権限移譲の推進に関するガイドライン」に基づく移譲事務について

●「権限移譲の推進に関するガイドライン」（平成 24 年 3 月長崎県策定）に基づく事務等について、長崎県や庁内主管課等との協議・調整を行いながら、適切な事務移譲を進めている。

◎組織・機構改革について

市民ニーズへの迅速な対応やスピーディーな意思決定を図り、簡素かつ効率的、機動的かつ柔軟性があり、自ら企画立案・実施・評価を行う政策目的に対応した組織体制を目指し、適時、組織・機構改革に取り組んでいる。

〔平成 31 年度〕

●公共施設適正配置・保全実施計画の進捗管理、資産の利活用の推進を図るための再編（財産管理課および施設再編整備推進室を集約し、資産経営課に改名）、学校施設再編の計画・施策の立案を行うための課（新しい学校推進室）の新設等。

〔令和 2 年度〕

●防災危機管理を統括し、指揮監督するための危機管理監の設置、特定複合観光施設の誘致推進のための準部（ＩＲ推進室）の新設、新商品開発や販路開拓等の物産振興の推進を図るための再編（ふるさと納税推進課および商工物産課（物産振興グループ）を統合し、ふるさと物産振興課の新設、商工物産課を商工労働課に改名）、廃棄物不適正事案の対応窓口一本化のための再編（廃棄物減量推進課の指導啓発係（不法投棄班）と廃棄物指導課の一部を統合し、不適正処理事案対策室の新設）、教育委員会における部制の導入（教育総務部および学校教育部の新設）、新型コロナウイルス感染症対策を一元的に行うための準部（新型コロナウイルス感染症特別対策室）の新設、「行政のデジタル化」及び「ＧＩＧＡスクール構想」への対応などデジタル･ガバメントの取組を推進するための課（デジタル・ガバメント準備室およびスマート・スクール・ＳＡＳＥＢＯ推進室）の新設等。

〔令和 3 年度〕

●行政のデジタル変革に向けた推進体制構築のための準部（ＤＸ推進室）の新設（情報政策課とデジタル･ガバメント準備室を再編）、公立公民館のコミュニティセンター化に伴う再編（社会教育課所管の公民館を廃止し、コミュニティ･協働推進課所管のコミュニティセンターを設置）、子育て政策の推進や業務一元化による機能強化のための子ども未来部内の再編（４課２準課２係４施設体制を５課１準課６係３施設体制へ）、指定管理者制度の導入に伴う博物館島瀬美術センターの準課としての位置付けの廃止等。

〔令和 4 年度〕

●多文化共生社会の実現と地域文化の振興に向けた取り組みを一体的に進めるための「文化国際課」の新設（文化振興課と国際政策課を統合）、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の検討着手や体制構築に取り組むための準課「地域連携準備室」の新設、教育施設の適切な維持管理（新たな管理手法の導入検討を含む）や建設等の業務を推進するための「教育施設課」の新設（教育委員会総務課施設係を機能強化の上再編）、市民負担の公平・公正性の確保、納付相談窓口の集約に伴う利便性の向上、全庁的な債権管理の適正化等をさらに推進強化するための「収納推進課」の新設（納税課と債権管理対策室、保険料課を廃止して、従前の機能・組織を再編）

〔令和５年度〕

●市制１２５年史を発行するにあたり一連の業務を担う「市史編さん室」の新設、施設本来の設置目的を踏まえた「宇久家畜診療所」の所管変更（企画部宇久行政センター産業建設課から農林水産部農政課へ）、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制への移行準備などへ対応するための準課「地域福祉推進室」の新設（あわせて準課「地域連携準備室」の廃止、保健福祉政策課の「総務係」「企画係」を「総務企画係」へ再編）、水道事業及び下水道事業の継続に向けて、経営戦略策定を見据えた事業運営の推進などを図るための水道局の組織再編、戦略的な広報の推進や広聴と連携した効果的な広報を実施するための「広報広聴課」の新設、新型コロナウイルス感染症の５類移行を踏まえつつ、今後の健康危機に備えるための感染症対策に係る組織見直し（「新型コロナウイルス感染症特別対策室（準部）」の廃止、「感染症対策課」及びその準課として「新型コロナウイルス対策室」の新設）、2050 年までに市内からの温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言の実現に向けた取組み推進を図るための準課「ゼロカーボンシティ推進室」の新設

◆詳細は、前掲「佐世保市行政機構図」のとおり。

◎指定管理者制度の導入について

平成 15 年 9 月の改正地方自治法の施行により、「公の施設」の管理運営に指定管理者制度が導入され、従来、委託先が公共的団体等に限定されていた施設の管理運営について、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としており、現在(令和５年４月１日時点)、62 施設に導入している。

防災危機管理局

○　市民が安心して安全に暮らしていけるまちづくりの実現のために、風水害を初めとする自然災害や人的災害から、市民の生命、身体及び財産を守るため地域防災計画及び国民保護計画の充実を図りながら、防災対策及び危機管理の強化を行う。

○　防災対策の強化のためには、行政のみならず住民サイドの隣保体制による防災活動の充実も必要であることから、地域における自主防災組織の結成を促進するとともに、各種の防災訓練及び防災研修会等を通じて幅広く防災意識の普及に努めることで総合的な地域防災力の向上を目指す。

１．　防災訓練の実施状況

○　総合防災訓練

・実 施 日　　令和４年９月１日（木）

・場　　所　　佐世保市大潟町　陸上自衛隊相浦駐屯地

・訓練規模　　参加団体 43 団体　参加者約 800 名　参加車両等 80 台

・訓練項目

1	緊急地震速報及び津波警報発表による避難訓練	16	航空部隊調整訓練
2	災害対策本部設置訓練	17	地域偵察及び通信確保訓練
3	非常招集・伝達訓練	18	座屈ビル建物からの救出訓練
4	災害情報伝達訓練	19	倒壊建物の捜索及び人員救出訓練
5	災害派遣要請訓練	20	負傷者救護訓練（本部長視察）
6	偵察情報収集・交通規制訓練	21	埋没車両からの救出訓練
7	住宅火災の初期消火訓練	22	化学災害対応訓練
8	災害対策本部運用訓練（本部長以下）	23	要配慮者避難誘導訓練
9	応急救護所設置訓練	24	水防訓練
10	都市ガス導管応急復旧訓練	25	啓開訓練
11	電力設備応急復旧訓練	26	被害状況偵察訓練
12	ＬＰガス供給・復旧訓練	27	孤立者吊上げ救助搬送訓練
13	通信手段確保訓練（安否情報習熟）	28	危険物タンク火災対応訓練
14	水道管破裂緊急復旧・応急給水（広報訓練）	29	火災延焼阻止訓練
15	災害ボランティアセンター設置運営訓練	30	避難所運営訓練

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため若干の規模縮小により実施。

○　原子力艦原子力防災訓練

・実 施 日　令和 4 年 11 月 22 日（火）

・場　　所　佐世保市役所、西地区コミュニティセンター、赤崎地区・立神地区・九十九地区、赤崎青い実幼児園、佐世保市総合医療センター敷地内、佐世保港沿い、佐世保港内（海上訓練）、愛宕中学校、他

・参加者等　29 機関　　約 515 名

・訓練項目

1	災害対策本部運用訓練	8	屋内退避の広報訓練
2	環境放射能モニタリング強化活動	9	屋内退避訓練
3	通信手段確保訓練	10	情報伝達訓練
4	防災資機材等緊急輸送訓練	11	避難誘導訓練
5	ヨウ素剤緊急搬送訓練	12	避難医療救護活動訓練
6	警戒区域設定・交通規制訓練	13	除染用資機材設営運用訓練
7	緊急時モニタリング訓練	14	海上における対策訓練

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため若干の規模縮小により実施。

2. 自主防災会の結成状況

令和5年4月1日現在

名称	町名	結成(届出)年月日
■本庁管内（９９）		
俵町公民館	俵町	H10. 4.11
神島町２組公民館	神島町	H10. 6.24
西天神町公民館	天神町	H11.10. 8
十郎新町町内会	十郎新町	H11.11. 1
祇園町一組町内会	祇園町	H11.11.10
大宮町四組公民館	大宮町	H12. 2. 1
東小佐世保町公民館	小佐世保町	H12.11. 1
御船町一組公民館	御船町	H15.12.22
ﾄｰｶﾝﾏﾝｼｮﾝ潮見町管理組合	潮見町	H15.12.26
若葉町１組公民館	若葉町	H16. 1.13
名切町公民館	名切町	H16. 1.13
東今福公民館	今福町	H16. 1.22
松山町自治会	松山町	H16. 2.16
松川町一組自治会	松川町	H16. 2.16
西小佐世保町自治会	小佐世保町	H16. 1.13
稲荷町二組町内会	稲荷町	H16.12.20
須佐団地自治会	須佐町	H16.12.20
若葉龍神自治会	若葉町	H16.12.23
島瀬町自治会	島瀬町	H17. 1. 4
春日町１組公民館	春日町	H17. 1.12
上町町内会	上町	H17. 6.10
三浦町二組公民館	三浦町	H17. 7.17
御船町3組公民館	御船町	H17. 8.21
桜木団地町内会	桜木町	H17. 9. 1
神島町１組公民館	神島町	H17. 9.13
西高梨町公民館	高梨町	H17. 9. 1
西鵜渡越公民館	鵜渡越町	H17.10.31
折橋町三組公民館	折橋町	H18. 3. 1
折橋町二組町内会	折橋町	H18. 2.28
折橋町４組自治会	折橋町	H18. 3. 1
熊野町公民館	熊野町	H18. 3. 6
烏帽子町内会	烏帽子町	H18. 3. 1
田代町内会	田代町	H18. 3. 1
山手町公民館	山手町	H18. 4.16
白木町自治会	白木町	H18. 5.31
船越町石岳町内会	船越町	H18. 6.15
須田尾町一組公民館	須田尾町	H21. 1.30
須佐町自治会	須佐町	H21. 8.27
比良町１組公民館	比良町	H23. 6. 1
東高梨町公民館	高梨町	H23. 6.29
藤原町３組公民館	藤原町	H23. 7. 1
本島町公民館	本島町	H23. 8. 1
折橋町一組町内会	折橋町	H23.10. 3
松川町二組町内会	松川町	H23.11. 1
石坂町公民館	石坂町	H23.11.15
常盤町町内会	常盤町	H23.11.24
御船町２組公民館	御船町	H24. 2. 2
上京町自治会	上京町	H24. 2. 8
峰坂町公民館	峰坂町	H24. 2. 1
三浦町一組公民館	三浦町	H24. 2. 1
若葉町４組公民館	若葉町	H24. 2. 1

名称	町名	結成(届出)年月日
潮見町公民館	潮見町	H24. 2.21
白南風町公民館	白南風町	H24. 5. 1
大宮町三組自治会	大宮町	H24. 4. 1
春日町二組公民館	春日町	H24. 6.20
船越町公民館	船越町	H24. 6.21
山祇公民館	山祇町	H24. 7. 1
保立町二組公民館	保立町	H24.10.10
稲荷町四組公民館	稲荷町	H24.10.29
藤原町２組公民館	藤原町	H24.11. 2
西今福公民館	今福町	H24.11.22
若葉町２組公民館	若葉町	H24.12. 1
万徳町公民館	万徳町	H24.12. 1
稲荷町一組公民館	稲荷町	H24.12.25
東大久保町３の組町内会	東大久保町	H25. 3. 3
東大久保町２組町内	東大久保町	H25. 5. 1
須田尾町二組公民館	須田尾町	H25. 6.18
東大久保町１の組自治会	東大久保町	H26. 6. 1
稲荷町五組公民館	稲荷町	H26. 8.20
東鵜渡越町公民館	鵜渡越町	H26.10. 4
大黒町三組町内会	大黒町	H26.10.29
大黒団地自治会	大黒町	H26.11.12
ウィング稲荷町内会	稲荷町	H26.11.30
ｻﾝｼﾃｨﾚｼﾞﾃﾞﾝｽﾏﾝｼｮﾝ自治会	三浦町	H27. 1.28
若葉町３組公民館	若葉町	H27. 2. 6
西大久保町公民館	西大久保町	H27. 5.25
野崎町公民館	野崎町	H27.11. 8
ﾋﾞﾊﾞｼﾃｨ佐世保ﾍﾞｲｻｲﾄﾞ管理組合	三浦町	H27.11. 8
ウィング御船Ⅱ自治会	今福町	H27.12 1
木風町二組公民館	木風町	H27.12.25
下金比良町公民館	金比良町	H28. 5.13
藤原町一組公民館	藤原町	H28. 5.17
栄町公民館	栄町	H28. 6.13
東大黒町内会	大黒町	H28.12. 9
福石町公民館	福石町	H29. 6.15
保立町一組公民館	保立町	H29. 7. 1
弓有公民館	小野町	H30. 1.25
小島町公民館	小島町	H30. 2.19
浜田町１組公民館	浜田町	H30. 2.23
天満町町内会	天満町	H30. 4. 1
中通町自治会	中通町	H30. 7. 6
鹿子前町一組公民館	鹿子前町	H30.11.25
鹿子前町二組公民館	鹿子前町	H30.12.20
ﾌﾟﾗﾑﾏﾝｼｮﾝｲﾅﾘ自治会	稲荷町	H31. 2.10
赤木町町内会	赤木町	R 1.10.15
春日町中央公民館	春日町	R 1.11.15
桜木町県営アパート自治会	桜木町	R 1.11.18
梅田町公民館	梅田町	R 2. 1.28
宮田町公民館	宮田町	R 2. 6.17

名称	町名	結成(届出)年月日
■相浦支所管内（４４）		
川下町公民館	川下町	H14. 6.18
日野新町公民館	日野町	H16. 1.13
相浦ﾆｭｰﾀｳﾝ町内会	棚方町	H18.10. 1
日野本町公民館	日野町	H19. 7.19
相浦新町町内会	相浦町	H20. 3.30
浜町町内会	相浦町	H20. 3.30
相浦本町町内会	相浦町	H20. 3.30
相浦栄町町内会	相浦町	H20. 3.30
築町町内会	相浦町	H20. 3.30
相浦大黒町町内会	相浦町	H20. 3.30
蛭子町町内会	相浦町	H20. 3.30
栁町町内会	相浦町	H20. 3.30
川迎町町内会	相浦町	H20. 3.30
日野上町公民館	日野町	H23. 8. 1
金比羅町町内会	相浦町	H20. 3.30
西浜町町内会	相浦町	H20. 3.30
長坂町公民館	長坂町	H22. 2.19
高島町町内会	高島町	H23. 2.22
ふじみ台自治会	棚方町	H23. 9. 3
竹辺町内会	竹辺町	H23.12.10
愛宕町町内会	愛宕町	H24. 3. 7
日野緑町２組公民館	日野町	H24. 4. 1
新田団地自治会	新田町	H24. 4. 1
母ヶ浦町町内会	母ヶ浦町	H24. 4.21
相浦第2ﾆｭｰﾀｳﾝ町内会	棚方町	H24. 4.21
日野緑町一組公民館	日野町	H24. 4. 1
新田町公民館	新田町	H24. 6.29
星和台公民館	星和台町	H24. 6. 5
上相浦町公民館	木宮町	H25. 5. 8
大潟町一組町内会	大潟町	H26.10. 5
大崎町町内会	大潟町	H26.10.15
美崎が丘町内会	大潟町	H26.11.26
日野美鳥ヶ丘自治会	日野町	H26.12.28
棚方緑町町内会	棚方町	H27.12. 6
小野町公民館	小野町	H28. 6.28
川下団地公民館	相浦町	H28.12.29
県立大学公舎自治会	大潟町	H29. 4. 9
小野町２組町内会	小野町	H29.10. 1
棚方町自治会	棚方町	H30.11.23
光町公民会	光町	H30.11.26
椎木町公民館	椎木町	R 2. 9.25
浅子町公民館	浅子町	R 2.10. 5
鹿子前町３組公民館	鹿子前町	R 3. 1. 8
大潟町２組町内会	大潟町	R 3. 9. 1
■中里皆瀬支所管内（２７）		
下楠木町公民館	楠木町	H12. 4.16
皆瀬３組自治会	皆瀬町	H17. 3.15
踊石町内会	踊石町	H17. 4. 1
皆瀬１組町内会	皆瀬町	H17. 6. 1
皆瀬町2組公民館	皆瀬町	H17. 7. 1
岳野町町内会	岳野町	H17. 9. 1

名称	町名	結成(届出)年月日
吉岡町第一公民館	吉岡町	H20. 4. 1
八の久保町内会	八の久保町	H20. 4. 6
踊石新町町内会	踊石町	H21. 4. 1
吉岡町第２町内会	吉岡町	H23. 8. 9
牧の地町内会	牧の地町	H23. 8.21
野中町公民館	野中町	H24.10.27
山住町内会	白仁田町	H26.11.10
白仁田町内会	白仁田町	H26.11.16
菰田町内会	菰田町	H26.11.28
小川内町公民館	小川内町	H26.12.14
上本山町３組公民館	上本山町	H27. 1. 1
十文野公民館	十文野町	H27. 3. 1
上本山１組町内会	上本山町	H27. 4.25
吉岡町第三町内会	吉岡町	H27. 9.29
野中下町内会	野中町	H27.10. 5
桧台自治会	上本山町	H27.11. 7
上本山町二組公民館	上本山町	H28. 9.15
中里町上公民館	中里町	H28.12. 1
中里町下公民館	中里町	H29. 6. 3
下本山町公民館	下本山町	H30. 6. 1
下本山団地自治会	下本山町	H30. 9.19
■黒島支所管内（８）		
東堂平町内会	黒島町	H18. 3. 1
名切町内会	黒島町	H18. 2.28
田代町内会	黒島町	H18. 2.28
古里町内会	黒島町	H18. 2.28
蕨町内会	黒島町	H18. 2.28
本村町内会	黒島町	H18. 2.28
根谷町内会	黒島町	H18. 2.28
日数町内会	黒島町	H18. 2.28
■大野支所管内（２７）		
坂の上公民館	原分町	H10. 4.11
矢峰町公民館	矢峰町	H10. 4.15
四条橋公民館	田原町	H10. 4.15
乙女橋公民館	大野町	H10. 6.20
上堺木公民館	瀬戸越町	H11. 2. 8
下堺木公民館	瀬戸越町	H11. 2. 8
上の角公民館	瀬戸越4丁目	H11. 2. 8
左石公民館	瀬戸越町	H11. 2. 8
泉福寺１組公民館	瀬戸越3丁目	H11. 2. 8
泉福寺２組公民館	瀬戸越2丁目	H11. 2. 8
泉福寺３組公民館	瀬戸越2丁目	H11. 2. 8
西泉福寺公民館	瀬戸越3丁目	H11. 2. 8
紋珠公民館	瀬戸越4丁目	H11. 2. 8
松原町１組公民館	松原町	H11. 2. 8
松原町２組公民館	松原町	H11. 2. 8
北池野公民館	松瀬町	H11. 2. 8
南池野公民館	大野町	H11. 2. 8
峰公民館	松瀬町	H11. 2. 8
大野公民館	松瀬町	H11. 2. 8
石盛公民館	松瀬町	H11. 2. 8
知見寺公民館	知見寺町	H11. 2. 8

名称	町名	結成(届出)年月日
坂の下公民館	原分町	H11. 2. 8
田原町公民館	田原町	H11. 2. 8
上楠木公民館	楠木町	H11. 2. 8
瀬戸越中央団地公民館	瀬戸越町	H11. 2. 8
春日の杜自治会	瀬戸越1丁目	H26.11.24
新泉福寺町内会	瀬戸越2丁目	R 1.10.14
■柚木支所管内（２３）		
柚木新町公民館	筒井町	H14. 6.19
柚木町3組公民館	柚木町	H17. 7.25
柚木元町1組公民館	柚木元町	H17. 8. 6
柚木町１組公民館	柚木町	H24. 7.30
筒井町自治会	筒井町	H24. 9. 1
柚木元町３組公民館	柚木元町	H24. 9. 1
小舟町２組公民館	小舟町	H24. 9.25
高花町２組公民館	柚木町	H24.10.20
小舟町３組公民館	小舟町	H25. 4. 1
潜木町公民館	潜木町	H25. 5. 1
上柚木町３組公民館	上柚木町	H25.12. 1
上柚木町４組公民館	上柚木町	H30. 8.26
川谷町公民館	川谷町	R 1.10.25
柚木第２住宅	柚木町	R 1.10.27
戸ヶ倉町自治会	戸ヶ倉町	R 1.10.30
柚木市営住宅	柚木町	R 1.11. 1
上柚木町１組町内会	上柚木町	R 1.11. 1
上柚木町５組自治会	上柚木町	R 1.11.15
上柚木町２組公民館	上柚木町	R 1.12. 1
高花町一組自治会	高花町	R 1.12. 4
里美町公民館	里美町	R 1.12. 6
小舟町１組公民館	小舟町	R 2. 1.14
柚木町２組公民館	柚木町	R 2. 4. 1
■日宇支所管内（２０）		
卸本町･陽光台自治会	卸本町	H16. 1. 8
日宇町３組自治会	日宇町	H16. 1.15
黒髪町５組自治会	黒髪町	H16. 1.16
日宇ヶ丘自治会	日宇町	H16. 4.25
北大和町公民館	大和町	H17. 1. 6
黒髪町２の１組自治会	黒髪町	H17. 1.12
黒髪町３組自治会	黒髪町	H18. 9. 1
白岳町一組自治会	白岳町	H23. 6.10
黒髪町２の２組自治会	黒髪町	H23. 7.20
東大和町公民館	大和町	H23.12. 3
白岳町二組自治会	白岳町	H24. 1.14
大塔町自治会	大塔町	H24. 4. 5
ウッディヒルもみじ自治会	もみじが丘町	H25. 4. 1
黒髪町一組自治会	黒髪町	H27. 4.11
日宇町２組自治会	日宇町	H27. 5.28
日宇町一組自治会	日宇町	H27. 6.12
大塔町脇崎自治会	大塔町	H27.12. 1
もみじが丘町自治会	もみじが丘町	H28. 6.29
黒髪町桜ヶ丘公民館	黒髪町	H28.12. 1
大塔住宅自治会	大塔町	H30. 5.12

名称	町名	結成(届出)年月日
■早岐支所管内（４３）		
花高1丁目西部自治会	花高1丁目	H17. 7.20
田の浦町自治会	田の浦町	H17. 8.31
汐入町自治会	権常寺	H18. 4. 1
花高4丁目2組自治会	花高4丁目	H18. 9. 1
上原町公民館	上原町	H19. 6. 1
峰の前自治会	権常寺町	H19.10. 1
早苗町一組自治会	早苗町	H20. 4. 6
花高４丁目一組自治会	花高4丁目	H20. 9. 1
公営崎岡住宅自治会	崎岡町	H24. 3.11
旭町自治公民館	早岐2丁目	H24. 9. 1
昭和町自治会	権常寺町	H24. 9. 1
下陣の内町自治会	陣の内町	H24. 9.15
立石原自治会	陣の内町	H24.10.10
花高３丁目中央自治会	花高3丁目	H24.11. 1
花高２丁目１組自治会	花高2丁目	H25. 6.27
権常寺皆瀬公民館	権常寺町	H26. 4.13
西陣の内町自治会	陣の内町	H26. 4.27
若竹台自治会	若竹台町	H27. 3. 3
権常寺町自治会	権常寺町	H27. 4.26
中原町町内会	中原町	H29. 5.27
花高二丁目二組自治会	花高2丁目	H29. 6. 1
広田３丁目自治会	広田3丁目	H30. 2.27
中島町公民館	早岐2丁目	H30. 3. 1
早岐中央団地自治会	早岐2丁目	H30. 3. 1
東下苗手自治会	早苗町	H30. 3. 1
花高1丁目2組自治会	花高1丁目	H30. 3. 2
築町自治会	早岐1丁目	H30. 3.20
重尾町公民館	重尾町	H30. 5. 1
花高2丁目ＡＢ自治会	花高2丁目	H30. 9. 9
重尾新町自治会	重尾町	H30. 9.25
東町自治会	早岐2丁目	H30. 9.30
下宮崎自治会	広田1・2丁目	H30.10. 1
早苗町二組自治会	早苗町	H30.10.11
パールヒルズ田の浦自治会	田の浦町	H30.10.11
早苗町４組自治会	早苗町	H30.10.20
早苗町三組公民館	早苗町	H30.11. 1
上陣の内町自治会	陣の内町	H30.11.18
日向町自治会	早岐1丁目	H30.11.30
上宮崎自治会	広田町・1・3丁目	H30.12. 1
田中町自治会	早岐3丁目	R 1. 5. 1
勝海町公民館	勝海町	R 1. 7. 2
早岐中町公民館	**早岐2丁目**	**R 4. 9. 1**
平松町町内会	**平松町**	**R 4. 11. 30**
■江上支所管内（２５）		
上小島公民館	指方町	H16. 1.15
戸迎公民館	有福町	H21. 4.10
神揚公民館	指方町	H21. 5. 7
堤山公民館	江上町	H22.11.12
汐美台自治会	有福町	H23.10. 1

名称	町名	結成(届出)年月日
彼岸手町内会	江上町	H26.10.11
下小島公民館	指方町	H26.10.11
鳥越公民館	指方町	H26.10.21
伊勢川公民館	指方町	H26.10.10
江上町里公民館	江上町	H26.12.11
上有福公民館	有福町	H27. 1.11
中有福公民館	有福町	H27. 4.20
田ノ頭公民館	江上町	H27. 6.12
上浦公民館	江上町	H27. 6.26
下有福公民館	有福町	H27. 8. 8
岩下公民館	指方町	H27. 9. 1
生島公民館	有福町	H27.10. 4
白毛ノ浦公民館	有福町	H30. 2. 1
ﾊｳｽﾃﾝﾎﾞｽﾋﾙｽﾞⅠ管理組合	ﾊｳｽﾃﾝﾎﾞｽ	H30. 3. 1
ﾊｳｽﾃﾝﾎﾞｽﾋﾙｽﾞⅡ管理組合	ﾊｳｽﾃﾝﾎﾞｽ	H30. 3.11
沖小島公民館	指方町	H30. 4. 1
ﾊｳｽﾃﾝﾎﾞｽﾋﾙｽﾞⅢ管理組合	ﾊｳｽﾃﾝﾎﾞｽ	H30. 5. 1
ﾊｳｽﾃﾝﾎﾞｽﾋﾙｽﾞⅣ管理組合	ﾊｳｽﾃﾝﾎﾞｽ	H30. 6.16
有福春陽台自治会	有福町	H30. 9.26
大浦公民館	江上町	H31. 4.10
■針尾支所管内（１９）		
宮の浦公民館	針尾北町	H17. 1.16
古里公民館	針尾東町	H17. 7.10
葉山公民館	針尾中町	H17. 7.10
岳の田公民館	針尾中町	H17. 7.10
大崎公民館	針尾北町	H17. 7.15
口木公民館	針尾西町	H17. 7.25
崎針尾公民館	針尾東町	H17. 8. 4
太田町内会	針尾北町	H17. 8. 8
川畑公民館	針尾西町	H17. 8. 3
鯛の浦公民館	針尾西町	H17. 8. 1
畦津公民館	針尾西町	H17. 8.10
勝負越公民館	針尾東町	H17. 8. 9
名倉公民館	針尾中町	H17. 8. 7
小鯛公民館	針尾中町	H25. 2. 8
船山公民館	針尾北町	H25. 2.10
高畑公民館	針尾東町	H25. 3. 1
浦頭公民館	針尾北町	H30. 2.10
柿ノ浦公民館	針尾西町	H30. 4.10
昭和公民館	針尾西町	H30. 9. 9
■三川内支所管内（１９）		
馬責町内会	桑木場町	H16. 3.21
桑木場東区町内会	桑木場町	H16. 4.20
桑木場西区町内会	桑木場町	H17. 1. 6
三川内町町内会	三川内町	H17. 7. 1
吉福町内会	吉福町	H17. 7. 1
江永町内会	江永町	H17. 7. 8
三川内本町南区町内会	三川内本町	H17. 8.10
牛石町内会	新行江町	H19. 2. 1
木原町町内会	木原町	H19. 6.10
新行江町町内会	新行江町	H19. 7. 1
塩浸町内会	塩浸町	H19. 7. 8
前平町内会	木原町	H19. 5. 1
前田円常寺町内会	塩浸町	H26. 9.27
心野町内会	心野町	H26.10.19
新替町内会	新替町	H26.10.20
横手町町内会	横手町	H26.10.31
下の原町町内会	下の原町	H26.11. 1

名称	町名	結成(届出)年月日
口の尾町内会	口の尾町	H27. 2. 1
三川内本町西区町内会	三川内本町	H28.12.17
■宮支所管内（８）		
南風崎町２区町内会	南風崎町	H10. 7. 1
宮津町町内会	宮津町	H17.12.27
南風崎町一区町内会	南風崎町	H18. 8. 1
長畑町内会	長畑町	H18. 8.30
奥山町内会	奥山町	H18. 8.30
城間町町内会	城間町	H18. 9.25
瀬道町内会	瀬道町	H19. 4.20
萩坂町町内会	萩坂町	H22. 2. 1
■吉井支所管内（２４）		
西立石区	吉井町立石	H17. 4. 1
御橋区	吉井町春明	H17. 4. 1
立石新町区	吉井町立石	H17. 4. 1
松原区	吉井町直谷	H17. 4. 1
吉元区	吉井町吉元	H17. 4. 1
下直谷区	吉井町直谷	H17. 4. 1
上橋川内区	吉井町橋川内	H17. 4. 1
板樋自治会	吉井町板樋	H18. 8. 1
上直谷区	吉井町直谷	H18.10. 1
樋口区	吉井町立石	H18.12. 1
東立石町内会	吉井町大渡	H19. 4. 8
山手区	吉井町田原	H28. 1.11
上吉田区	吉井町上吉田	H29. 8. 9
風見台地区	吉井町吉元	R 3. 4. 1
黒岩区	吉井町立石	R 3. 4. 1
下橋川内町内会	吉井町踊瀬	R 3. 4. 1
草ノ尾区	吉井町草ノ尾	R 3. 4. 1
下福井区	吉井町直谷	R 3. 4. 1
田原地区	吉井町踊瀬	R 3. 4.26
峠地区	吉井町高峰	R 3. 5. 1
高峰区	吉井町高峰	R 3. 5. 1
梶木場	吉井町梶木場	R 3. 5. 1
中立石区町内会	吉井町中立石	R 3. 5. 1
内裏区	**吉井町直谷**	**R 5. 3.17**
■世知原支所管内（１１）		
開作自警団	世知原町開作	H17. 4. 1
太田区	世知原町太田	H23. 9.23
北川内区	世知原町北川内	H24. 3.25
栗迎６区	世知原町栗迎	H24. 4.11
城山区	世知原町槍巻	H24. 3.25
栗迎７区町内会	世知原町矢櫃	H24. 4.15
上野原区	世知原町上野原	H27. 4. 1
かじか自治会	世知原町矢櫃	H27. 4.21
長田代区	世知原町長田代	H30. 2.18
槍巻一区	世知原町槍巻	H31. 4. 1
栗迎四区	世知原町栗迎	H31. 4. 1

名称	町名	結成(届出)年月日
■宇久行政センター管内（２７）		
寺島地区	宇久町寺島	H18. 3.31
堀川地区	宇久町平	H23. 9. 1
向江地区	宇久町平	H23. 9. 1
佐賀里地区	宇久町平	H23. 9. 1
旦の上地区	宇久町平	H23. 9. 1
船倉地区	宇久町平	H23. 9. 1
川端地区	宇久町平	H23. 9. 1
松原地区	宇久町平	H23. 9. 1
平 地区	宇久町平	H23. 9. 1
山本地区	宇久町平	H23. 9. 1
十川地区	宇久町平	H23. 9. 1
針木地区	宇久町平	H23. 9. 1
野方地区	宇久町野方	H23. 9. 1
太田江地区	宇久町大田江	H23. 9. 1
梅の木地区	宇久町木場	H23. 9. 1
木場地区	宇久町木場	H23. 9. 1
大久保地区	宇久町大久保	H23. 9. 1
蒲浦地区	宇久町小浜	H23. 9. 1
小浜（福浦）地区	宇久町小浜	H23. 9. 1
小浜（長野）地区	宇久町小浜	H23. 9. 1
下山地区	宇久町小浜	H23. 9. 1
郷東地区	宇久町神浦	H23. 9. 1
郷西地区	宇久町神浦	H23. 9. 1
町東西地区	宇久町神浦	H23. 9. 1
町寿久居地区	宇久町神浦	H23. 9. 1
飯良地区	宇久町飯良	H23. 9. 1
本飯良地区	宇久町本飯良	H23. 9. 1
■小佐々支所管内（９）		
黒石地区	小佐々町黒石	H18. 3.31
小坂地区	小佐々町小坂	H18. 3.31
港町地区会	小佐々町臼ノ浦	H18. 3.31
田原地区	小佐々町田原	H18. 3.31
西川内地区	小佐々町西川内	H18. 3.31
新田地区	小佐々町黒石	H18.12. 1
岳ノ木場地区	小佐々町岳ノ木場	H23. 5. 1
矢岳地区	小佐々町矢岳	H31. 1.27
神崎自治会	小佐々町矢岳	H31. 4.10

名称	町名	結成(届出)年月日
■江迎支所管内（１６）		
志戸氏地区	江迎町志戸氏	H22. 3.31
亀ノ子住宅地区	江迎町末橘	H22. 3.31
三浦地区	江迎町三浦	H22. 3.31
西岩崎地区	江迎町長坂	H22. 3.31
赤坂区	江迎町赤坂	H22. 3.31
根引地区	江迎町根引	H22. 3.31
末橘地区	江迎町末橘	H22. 3.31
岩下地区	江迎町田ノ元	H22. 3.31
東江迎地区	江迎町長坂	H26.12.26
小川内住宅地区	江迎町小川内	H27. 4. 1
開田自治会	江迎町田ノ元	H27. 7.20
中尾区	江迎町中尾	H27. 9. 1
東ノ木地区	江迎町志戸氏	R 2. 4.15
深川区	**江迎町奥川内**	**R 4. 9. 1**
猪調区	**江迎町猪調**	**R 4. 9. 7**
岩石地区	**江迎町三浦**	**R 4. 9.21**
■鹿町支所管内（１６）		
深江地区	鹿町町深江	H22. 3.31
御堂地区	鹿町町深江	H22. 3.31
山手浦地区	鹿町町土肥ノ浦	H22. 3.31
北鹿町地区	鹿町町深江	H22. 3.31
南鹿町地区	鹿町町鹿町	H22. 3.31
船ノ村地区	鹿町町船	H22. 3.31
木場地区	鹿町町上歌ヶ浦	H22. 3.31
平原地区	鹿町町長串	H22. 3.31
褥崎地区	鹿町町長串	H22. 3.31
長串地区	鹿町町長串	H22. 3.31
曽辺ケ崎地区	鹿町町下	H22. 3.31
大加勢地区	鹿町町下	H22. 3.31
加勢地区	鹿町町下	H22. 3.31
歌ケ浦地区	鹿町町下歌ヶ浦	H22. 3.31
大屋地区	鹿町町大屋	H22. 3.31
口ノ里地区	鹿町町口ノ里	H22. 3.31

・組織数　４６４組織

（令和5年4月1日現在）

・組織率　全世帯の７７．９％

３．避難場所の指定状況

災害時に住民の生命及び身体の安全を確保するため、災害対策基本法に基づき緊急避難場所及び避難所を指定している。

令和５年４月１日現在

種　　別	施　設　区　分	箇所数
緊急避難場所	公　園　等	124
緊急避難場所 兼避難所	市立小学校	44
	市立中学校	24
	義務教育学校	2
	高等学校	14
	工業高等専門学校	1
	大学及び短大	3
	その他の学校	2
	公立公民館等	36
	その他の施設	19
合　　計		269

４．防災行政無線整備状況

令和５年４月１日現在

局種別＼設置地区		旧市域	吉井支所管内	世知原支所管内	宇久行政センター管内	小佐々支所管内	江迎支所管内	鹿町支所管内
同報系	固定局	○	○	○	○	○	○	○
	戸別受信機	○	○	○	○	○	○	○
	遠隔制御器	○						

○…整備済

５．災害情報・警報伝達系統図

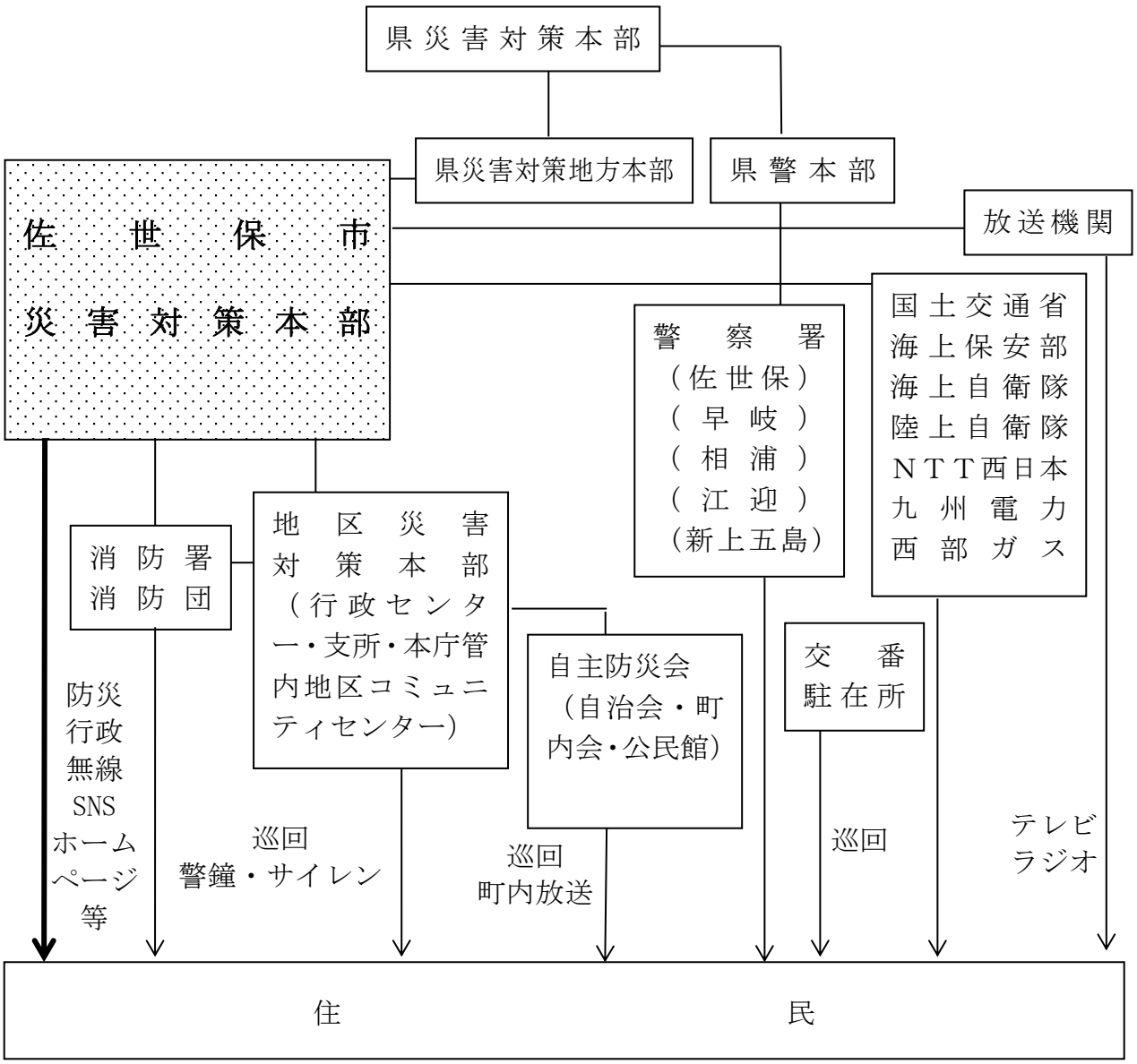

企　画　部

政策経営課

⑴　総合計画の推進

新たな時代の潮流に的確に対応するため、「海風薫り　世界へはばたく　〝キラっ都〞SASEBO」を本市の将来像として策定した「第７次佐世保市総合計画（目標期間：令和２～９年度）」について、本計画で設定されたＫＰＩ（重要業績評価指数）に基づき推進する。

⑵　高等・専門教育の充実

進学機会の拡大、若者人口の増加、地元企業への人材供給、地域産業の活性化、生涯教育・学習や教育環境の機能充実を図るため、大学等との連携事業による地域連携や地域貢献を促進する。

⑶　広域連携の推進

県北地域や西九州北部地域等の発展を目指して、中核市となった佐世保市がリーダーシップをとり、自治体の機能や都市の魅力を高め、各々の地域資源を生かした経済成長のけん引等に繋げていくために、西九州させぼ広域都市圏における広域連携の取組みを推進する。

〔主な取組み（令和３年度の実績）〕

第７次佐世保市総合計画の推進

令和２年度からスタートした「第７次佐世保市総合計画」において、各施策に指標（ＫＰＩ）を設定した。各部局により、施策を取り巻く現状とＫＰＩ推移の結果分析を軸とした客観的な点検評価を行い、ＰＤＣＡサイクル（行政経営サイクル）を継続的に回しながら、効率的かつ効果的な施策展開を図ることで、第７次佐世保市総合計画の着実な推進を図っている。

基幹統計調査の実施

「基幹統計」は、統計法に基づき国が作成する公的統計のうち、特に重要なものとして総務大臣が指定した統計であり、調査によって得られたデータから作成された統計は、国や地方公共団体の政策や施策立案のための重要な基礎資料となるほか、国のホームページなどで公表され、閲覧及びデータ活用が可能である。

令和５年度、法定受託事務として佐世保市が調査に係る実務を担う基幹統計調査名及びそれぞれの基準日、調査周期、実施機関は下表のとおり。

調査名	基準日	調査周期	実施機関
令和5年度学校基本調査	5月1日	毎年	文部科学省
令和5年経済センサス-基礎調査　乙調査	6月1日	毎年	総務省
令和5年住宅・土地統計調査	10月1日	5年周期	総務省
2023年漁業センサス	11月1日	5年周期	農林水産省

宇久行政センター

市内に１行政センターを設け、行政窓口として戸籍・住民票の交付、各種公金の収納、税証明交付などの業務に加え、離島振興事業及び農林水産振興や公園、市営住宅、観光、商工、市営交通船に関する業務も行っている。

また、宇久地域住民からの要望・相談の窓口としても機能するとともに、宇久地域と旧市内地域の一体化を促進するための施策などの推進にも取り組んでいる。

名　　称	所　在　地	建設年月日	様　式・構　造	敷地面積	建物延面積
宇久行政 センター庁舎	宇久町平 2581-5	S54.10. 1	鉄筋コンクリート造 4階建	2,013.88 ㎡	3,119.36 ㎡

地域政策課

1.移住希望者への情報発信や支援

本市のみならず西九州させぼ広域都市圏における移住・定住の推進を図るため、次のような事業を行っている。

(1)「西九州させぼ移住サポートプラザ」の運営

交通アクセスの利便性や賑わいのある中心市街地に、移住のためのワンストップ相談窓口を設置し、本市を含めた西九州させぼ広域都市圏の移住環境や支援制度などの情報発信や移住相談を受け付けている。

(2)冊子やホームページのほか、テレビやラジオ、SNS（ソーシャルネットワーキング・サービス）など様々な媒体を活用した移住情報の発信

(3)インターネットを活用したオンライン移住相談や、都市部に直接出向いての移住相談

(4)移住希望者へ向けたお試し住宅や、電動アシスト自転車の無料貸出による移住環境体験

(5)住居探しや求職など移住希望者の新たな生活環境づくりへの支援

(6)引越しや家賃など移住にかかる経費への支援

(7)奨学金返還への支援など定住促進に向けた取組み

【西九州させぼ移住サポートプラザ】

住　　所	〒857-0855　佐世保市新港町8-1 (新みなとターミナル1階待合ロビー横)
電話・FAX	電話:（0956）25-9251　FAX：(0956) 25-3311
開所時間	平日 ： 8時30分 ～ 17時15分 (閉所時は要予約)

2.地域の振興

離島や半島など地理的条件により振興が制約されている条件不利地域の生活利便性の向上を図るため、次のような事業を行っている。

(1)離島振興法などの地域振興法に基づく振興計画の作成や進捗管理、税制優遇制度の運用

(2)離島の産品とその原料にかかる輸送コストの軽減など産業振興への支援

(3)航路運賃の補助など住民生活への支援

(4)地域おこし協力隊の投入による地域振興

(5)地域の活性化に寄与するイベントへの支援

(6)地域づくりに関わる人材育成や地域内外の連携強化など、地域振興の持続に必要な基盤づくりへの支援

地域交通課

(1)　交通不便地区対策

交通不便地区の解消を図るため、公共交通の利用が不便な地区に対し、市民協働の視点で地域との協議を行いながら、既存の予約制乗合タクシー等だけでなく、新たな交通手段の仕組みづくりの検討・導入に取り組む。

(2)　ＪＲ佐世保線等の輸送改善

九州新幹線西九州ルートの決定の経緯を踏まえ、平成３０年度に長崎県、佐世保市、ＪＲ九州で合意した佐世保線輸送改善策の実施完了に伴い、佐世保線特急ダイヤへ事業効果が十分反映されるよう、西九州ルートの整備動向も見守りながら佐世保線等の更なる輸送改善について関係機関と協議を行う。

(3)　松浦鉄道の維持、支援

松浦鉄道の安定した運行を維持するため、佐世保市等地域交通体系整備基金運用及び、長崎県、佐賀県を始め沿線の８自治体で構成する「松浦鉄道自治体連絡協議会」を介して、増客対策や施設整備に対する支援を行う。

(4)　その他の生活交通維持及び対策

地域住民の移動手段確保のため、生活交通路線と位置づけられるバス路線及び離島航路等の維持に必要な支援を行う。

(5)　公共交通の活性化

持続可能な地域公共交通体系の確立を目指すため、地域公共交通計画及び持続化実施計画に基づく事業の推進に取り組むとともに、次期公共交通計画等の策定に向けた検討を行う。

文化国際課

(1)　文化振興基本計画の推進

佐世保市文化振興基本計画に基づき、市民が文化芸術に親しめる環境づくりを総合的かつ計画的に推進する。また、「公益財団法人　佐世保地域文化事業財団」、「佐世保市文化振興委員会」と連携して同計画を推進する。

(2)　主要文化施設の管理運営

市民が多様な文化に触れる機会や文化活動の場を得られるように、本市の主要文化施設であるアルカスＳＡＳＥＢＯ、佐世保市民文化ホール、佐世保市博物館島瀬美術センターの維持管理を指定管理者制度により効率的に実施するとともに、様々な文化事業の実施による文化芸術の振興及び地域の活性化を図る。

(3)　長崎県立美術館分館整備に向けた検討

市民の美術鑑賞機会に対するニーズを受けて、長崎県美術館分館整備に向けた検討を行う。

(4)　姉妹都市等との交流促進

姉妹都市等との関係を活用しながら、青少年交流をはじめとする市民への国際交流の機会を創出し、国際感覚豊かな人材の育成を図るとともに、文化や教育、経済など多様な方面における交流の推進を図る。また、民間団体等が姉妹都市等と実施する交流活動の支援を行い、市民による主体的な交流を推進する。

(5)　多文化共生の推進

市民の多文化共生意識を高めるための講座、国際交流員による異文化理解講座を実施する。また、留学生をはじめとする在住外国人への支援や連携を強化するとともに、地域や民間国際交流団体、ボランティア等と協働しながら、市民と在住外国人との円滑な共生社会を見据えた多文化交流を推進する。

◆施設概要

① アルカスＳＡＳＥＢＯ

概　　要　　「長崎県立シーサイドホール・アルカスさせぼ」及び「佐世保市立地域交流センター」の複合文化施設

所 在 地　　佐世保市三浦町 2 番 3 号

開館年月日　　平成 13 年 3 月 1 日

運営形態　　指定管理（公益財団法人　佐世保地域文化事業財団）

建築工事費　　152 億円

敷地面積　　10,453 ㎡

延床面積　　22,582 ㎡

階　　数　　地上 6 階・地下 1 階

構　　造　　地上：鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
　　地下：鉄筋コンクリート造

施設内容

大ホール　　2,000 席　楽屋 8 室

中ホール　　500 席　楽屋 4 室

イベントホール　　350 席（平土間 401 ㎡）控え室 3 室

大中小会議室　　4 室

リハーサル室　　2 室

練習室　　3 室

和　室　　（21 畳×2 室続き　水屋、流し場）

茶　室　　（4.5 畳　水屋）

交流スクエア　　314 ㎡

令和 4 年度利用者数　　346,921 人

② 佐世保市民文化ホール（凱旋記念ホール）

概　　要　　建物は古典主義的なモチーフを基調としたデザインにまとめられており、天井等に改造があるものの、全体の平面状態と構造概要は創建当時の姿をよく保存している。

平成 9 年 12 月 12 日に、国の登録有形文化財（建造物）として登録され、平成 25 年度から 27 年度にかけて耐震化を中心とした改修工事を行った。

今後も文化財として、また、市民に親しまれる文化施設として後世に引き継いでいく。

所 在 地　　佐世保市平瀬町 2 番地

建築年月日　　大正 12 年 5 月

設置年月日　　昭和 57 年 11 月 1 日

運営形態　　指定管理（公益財団法人　佐世保地域文化事業財団）

建築工事費　　8 万 6 千円（大正 12 年当時の建設費、寄付による）

57 年度改修事業費　4,532 千円

敷地面積　　2,095.56 ㎡

延床面積　　1,206.99 ㎡

階　　数　　3 階

構　　造　　ＲＣ、煉瓦、木材混構造 2 階建

施設内容

ホール	424.94 ㎡	客席（移動席）	300 席
ステージ	158.20 ㎡	収容人員	50 人
控室Ａ	20.54 ㎡	〃	6 人
控室Ｂ	27.44 ㎡	〃	10 人
会議室Ａ	24.52 ㎡	〃	12 人
会議室Ｂ	20.80 ㎡	〃	8 人

令和 4 年度利用者数　　23,710 人

③ 佐世保市博物館島瀬美術センター

概　　要　　1983 年に市制 80 周年を記念し開館。1 階ロビーはフリースペースとして展覧会やミュージアムコンサート等を開催、2 階から 4 階（中 2 階含む）は企画展示室として文化芸術の発表の場を提供、5 階は考古展示室として原始・古代の佐世保の様子を紹介している。

所 在 地　　佐世保市島瀬町 6 番 22 号

開館年月日　　昭和 58 年 4 月 8 日

運営形態　　指定管理（公益財団法人　佐世保地域文化事業財団）

敷地面積　　555.19 ㎡

延床面積　　3,264.00 ㎡

階　　数　　地下 1 階、地上 7 階

構　　造　　鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）・地下 1 階・地上 7 階（中 2 階付）

施設内容　　地下 1 階……機械室及び研究室
1　　階……玄関ホール、事務室、カフェ、フリースペース
中 2 階……ギャラリー、講座室
2　　階……展示室
3　　階……展示室
4　　階……展示室
5　　階……考古展示室
6　　階……収蔵庫及び前室、実習室
7　　階……倉庫、エレベーター機械室

令和 4 年度利用者数　　69,377 人

◆姉妹・友好都市等

① アルバカーキ市（アメリカ　ニューメキシコ州）
　姉妹都市提携年月日　昭和 41 年 11 月 1 日

② サンディエゴ港（アメリカ　カリフォルニア州）
　姉妹港提携年月日　昭和 57 年 10 月 19 日

③ 厦門市（中国　福建省）
　友好都市提携年月日　昭和 58 年 10 月 28 日

④ コフスハーバー市（オーストラリア　ニューサウスウェールズ州）
　姉妹都市提携年月日　昭和 63 年 6 月 6 日

⑤ 坡州市（韓国　京畿道）
　国際親善都市提携年月日　平成 20 年 11 月 6 日
　姉妹都市提携年月日　平成 25 年 11 月 5 日

⑥ 瀋陽市（中国　遼寧省）
　友好交流都市提携年月日　平成 23 年 5 月 31 日

⑦ 釜山広域市西区（韓国）
　国際親善都市提携年月日　平成 25 年 8 月 2 日

⑧ 九重町（大分県玖珠郡）＝国内姉妹都市
　姉妹都市提携年月日　平成 3 年 7 月 26 日

ＩＲ推進室

佐世保市は、人口減少や若者の市外流出という構造的な課題を解決するため、雇用の創出や交流人口の拡大等による地方創生・地域経済活性化を目指し、長崎県と共にハウステンボス区域への特定複合観光施設（ＩＲ）の誘致実現に向けた取組を推進している。本市は、ＩＲの立地自治体として、地元説明会や広報活動などにより、市民の理解促進を図るとともに、上下水道などの都市インフラ整備やギャンブル等依存症対策などの懸念事項対策にも取り組む。

〔ＩＲ誘致推進に向けた主な取組と想定スケジュール〕

2007 年 8 月	民間を中心とした「西九州統合型リゾート研究会」が発足
2013 年 3 月	佐世保市議会統合型リゾート（ＩＲ）推進議員連盟が発足
2014 年 3 月	長崎県知事が県議会にてＩＲ誘致推進を表明
〃	長崎県と佐世保市が「長崎県・佐世保市ＩＲ推進協議会」を設置
2018 年 10 月	九州・長崎ＩＲ推進決起大会が佐世保市で開催
2019 年 4 月	ハウステンボスの土地・建物の一部約 31ha をＩＲ候補地とする基本合意を締結（ＨＴＢ, 長崎県, 佐世保市）
2019 年 5 月	佐世保市議会に特定複合観光施設（ＩＲ）推進特別委員会が設置される
2020 年 3 月	九州・長崎ＩＲ実施方針に係る佐世保市（市議会）の同意
2021 年 4 月	九州内の経済界・議会・行政で構成された九州ＩＲ推進協議会が発足
2021 年 8 月	長崎県によるＩＲ設置運営事業予定者の選定
2021 年 12 月	九州・長崎ＩＲ区域整備計画のうち佐世保市の施策及び措置に係る佐世保市（市議会）の同意
2022 年 4 月	九州・長崎ＩＲ区域整備計画の作成及び認定申請に係る佐世保市（市議会）の同意及び県議会の議決
〃	長崎県による国土交通大臣に対する区域整備計画の認定申請
2023 年度	九州・長崎ＩＲ区域認定（想定）
2027 年度以降	九州・長崎ＩＲ開業（想定）

市史編さん室

本市は、明治35（1902）年４月に市制を施行し、令和９年に125周年を迎える。100年と四半世紀の節目に、佐世保のまちの変遷や市民の暮らしをふり返り、本市の歩みを明らかにすることで、ふるさと佐世保への愛着と市政への理解を深めてもらうとともに、将来のまちづくりの指針とするため、新たな佐世保市史編さん事業を行う。

〔事業概要〕

(1) 事業内容

平成14年度・15年度発行の佐世保市史（百周年史）以降の行政活動を中心に、社会経済情勢を踏まえた市の動きを記録する新たな佐世保市史を編さんする。

(2) 事業の目的

・郷土や市政に対する市民の理解と関心を深め、佐世保市民としての誇りやまちへの愛着を醸成する。

・郷土の歴史資料及び市政に関する資料を整理・保存し後世に継承することで、今後の市政や魅力あるまちづくりに役立てる。

(3) 事業期間

令和５年度～９年度

(4) 想定スケジュール

令和5年度	編さん方針検討・決定、掲載項目等の決定
令和6～7年度	執筆作業及び校正・編集・デザイン
令和8年度	校正・編集・デザイン
令和9年度	発行

参考：市史の発行状況

市　制	詳　細（発行年月）
市制施行10周年	佐世保志　上・下（1915年8月）
市制施行30周年	佐世保市の今昔（1934年4月）
市制施行50周年	佐世保市史　教育篇（1953年11月）　総説篇（1955年4月） 産業経済篇（1956年8月）政治行政篇（1957年12月）
市制施行70周年	佐世保市政七十年史　上・下（1975年3月）
市制施行100周年	佐世保市史　　通史編上（2002年4月）下（2003年4月） 軍港史篇上（2002年4月）下（2003年4月）

総　務　部

総務課

(1) 議会の招集及び議案に関すること。
　各定例会の招集、議案の調整及び発送を行う。市長の提案理由、施政方針等の作成を行う。

(2) 部長会に関すること。
　定例部長会や議会関係の部長会（提案理由部長会等）を開催する。

(3) 市長会に関すること。
　長崎県市長会、九州市長会、全国市長会、中核市市長会等の各種会議において、主管部局との調整等を行う。

(4) 公平委員会に関すること。
　職員の勤務条件に関する措置要求に対する判定、職員への不利益処分に対する審査請求に対する判定、職員からの人事管理に関する苦情の処理等を行う。

(5) 外部監査に関すること。
　外部監査（包括外部監査及び個別外部監査）に係る契約等に関する業務を行う。

(6) 情報公開及び個人情報保護制度に関すること。
　情報公開及び個人情報保護事務の指導及び研修の実施並びに行政資料閲覧コーナーにおける各種行政資料等の情報提供を行う。

職　員　課

(1)　職員の任免、身分、服務その他人事管理に関すること。
(2)　職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。
(3)　職員の研修に関すること。
(4)　職員の福利厚生に関すること。
・長崎県市町村職員共済組合長期（共済年金)、短期（療養等）給付・福祉（保健、貸付等）事業に関する進達業務。
・職員互助会に関すること。
(5)　恩給に関すること。
(6)　職員の労働安全衛生に関すること。
(7)　職員の公務災害補償に関すること。

1. 職員定数及び現在人員

R5. 4. 1 現在

区　分	現　員（人）			定　数（人）
	事　務	技　術	合　計	
市長部局	958	607	1,565	1,566
水道局	51	193	244	245
議会事務局	14	1	15	14
選挙管理委員会	9	0	9	9
監査事務局	9	0	9	10
消防局	1	373	374	370
公平委員会	1	0	1	1
農業委員会	9	1	10	10
教育委員会	100	114	214	242
合　計	1,152	1,289	2,441	2,467

現員には、定数外職員（休職者、派遣職員等）を含む。

2. 特別職及び教育長の給料等月額

市　　長　1,058,000 円
副 市 長　　873,000 円
企業管理者　　721,000 円
教 育 長　　721,000 円

3. 一般職（医師・再任用除く）の給料及び年齢別人員（R5.4.1 現在）

	人員	給料（円）			年齢					
		最高	最低	平均	55以上	50以上	40以上	30以上	20以上	20未満
部長職	26	464,800	448,700	459,469	24	2	0	0	0	0
次長職	55	444,900	423,600	434,229	33	22	0	0	0	0
課長職	121	451,090	385,000	413,104	52	60	9	0	0	0
課長補佐職	243	462,020	355,200	389,982	56	87	100	0	0	0
係長職	834	424,080	269,400	358,207	59	142	568	65	0	0
一般職	1,089	387,400	154,600	262,675	79	67	94	476	346	27
計	2,368			323,217	303	380	771	541	346	27

4. 職員の旅費額表

等級	職名	日当（円）（一日につき）	宿泊料（円）（一日につき）
1 等	市長、副市長、公営企業の管理者、教育長及び常勤の監査委員	3,000	14,800
2 等	1等に該当する職員以外の職員	2,200	10,900

秘書課

秘書業務、市政功労者の顕彰などに当たっている。

歴代市長・副市長・助役・収入役

◎ 市　　長

代数	氏　　名	就退任年月日	
1	渡辺　修	M 35.9.6	M 39.4.27
2	内田　政彦	39.8.27	T 元.8.26
3	内田　政彦	T 元.9.4	5.9.3
4	加藤　八太郎	5.10.14	9.10.13
5	筬島　桂太郎	10.8.12	14.8.11
6	相賀　照郷	15.6.29	S 5.6.28
7	御厨　規三	S 5.9.10	9.9.9
8	相賀　照郷	9.11.7	13.11.6
9	相賀　照郷	13.11.7	15.3.29
10	小浦　総平	15.8.5	17.4.9
11	小浦　総平	17.5.6	21.5.5
12	中田　正輔	21.8.21	22.4.7
13	中田　正輔	22.4.8	26.4.4
14	中田　正輔	26.4.25	30.4.2
15	山中　辰四郎	30.4.30	34.4.29
16	山中　辰四郎	34.4.30	38.4.29
17	辻　　一三	38.4.30	42.4.29
18	辻　　一三	42.4.30	46.4.29
19	辻　　一三	46.4.30	50.4.29
20	辻　　一三	50.4.30	54.4.29
21	桟　　熊獅	54.4.30	58.4.29
22	桟　　熊獅	58.4.30	62.4.29
23	桟　　熊獅	62.4.30	H 3.4.29
24	桟　　熊獅	H 3.4.30	7.4.29
25	光武　　顕	7.4.30	11.4.29
26	光武　　顕	11.4.30	15.4.29
27	光武　　顕	15.4.30	19.4.29
28	朝長　則男	19.4.30	23.4.29
29	朝長　則男	23.4.30	27.4.29
30	朝長　則男	27.4.30	31.4.29
31	朝長　則男	31.4.30	R 5.4.29
32	宮島　大典	R 5.4.30	在任中

○ 副 市 長

代数	氏　　名	就退任年月日	
1	西野　賢治	H 19.4.1	H 19.7.31
2	末竹　健志	19.8.1	23.7.31
〃	川田　　洋	〃	〃
3	末竹　健志	23.8.1	27.7.31
〃	川田　　洋	〃	〃
4	川田　　洋	27.8.1	R 元.7.31
〃	山口　智久	〃	〃
5	山口　智久	R 元.8.1	5.7.31
〃	田中　英隆	〃	〃
6	西本　眞也	5.8.1	在任中
〃	田中　英隆	〃	〃

※地方自治法の改正により、平成１９年４月１日から市長の補助機関として助役に代わり副市長が新設された。

○　助　　役

代数	氏　　名	就退任年月日	
1	筏島　桂太郎	M 35. 12. 5	M 38. 12. 9
2	岡部　正義	38. 12. 16	41. 6. 8
3	高力　新一	41. 11. 13	T 3. 11. 12
4	原口　松次郎	T 5. 4. 20	9. 4. 19
5	日比野　貞恭	9. 10. 23	12. 3. 25
6	寺井　武三郎	14. 1. 26	S 4. 1. 25
7	寺井　武三郎	S 4. 1. 26	8. 1. 25
8	高田　治郎	8. 2. 3	10. 7. 20
9	寺井　武三郎	10. 7. 20	12. 1. 8
10	小浦　総平	12. 2. 22	15. 3. 29
11	小山　三郎	15. 11. 3	19. 11. 2
12	柳沢　恭亮	19. 11. 13	21. 10. 10
13	藤野　英陽	21. 11. 11	25. 11. 10
14	城戸　鎖吉	24. 8. 24	28. 8. 23
15	山中　辰四郎	25. 11. 16	29. 11. 15
16	関屋　徹雄	28. 12. 1	30. 6. 21
17	田中　　保	30. 6. 22	34. 6. 21
18	田中　　保	34. 6. 26	37. 12. 25
19	関屋　徹雄	38. 1. 16	38. 6. 30
20	帆足　秀男	38. 8. 17	42. 6. 17
21	柳沢　一誠	42. 7. 1	45. 6. 29
22	井形　広吉	45. 6. 30	49. 6. 29
23	井形　広吉	49. 6. 30	50. 7. 20
24	池田　誠市	50. 7. 21	54. 7. 20
25	池田　誠市	54. 7. 21	56. 3. 31
26	野田　　猛	56. 4. 1	60. 3. 31
27	野田　　猛	60. 4. 1	H 元. 3. 31
28	野田　　猛	H 元. 4. 1	5. 3. 31
29	野田　　猛	5. 4. 1	9. 3. 31
30	瀬戸口　忠臣	8. 4. 1	12. 3. 31
31	村上　啓次郎	9. 4. 1	13. 3. 31
32	松嶋　憲昭	12. 4. 1	16. 3. 31
33	村上　啓次郎	13. 4. 1	15. 7. 31
34	野口　日朗	15. 8. 1	18. 8. 23
35	西野　賢治	16. 4. 1	19. 3. 31

○　収　入　役

代数	氏　　名	就退任年月日	
1	一ノ瀬　静夫	M 35. 11. 6	T 3. 11. 5
2	豊島　梅太郎	T 5. 4. 20	9. 4. 19
3	下条　清史	9. 10. 26	13. 7. 15
4	高田　治郎	13. 8. 1	S 8. 2. 3
5	足立　正人	S 8. 7. 1	20. 8. 3
6	高田　嘉一	21. 12. 6	25. 12. 5
7	高田　嘉一	25. 12. 8	29. 12. 7
8	香田　梅次郎	30. 6. 22	34. 6. 21
9	香田　梅次郎	34. 6. 26	38. 6. 25
10	岩井　鶴治郎	38. 7. 6	42. 7. 5
11	岩井　鶴治郎	42. 7. 6	43. 2. 29
12	井形　広吉	43. 4. 1	45. 6. 29
13	中川内　政隆	46. 6. 19	50. 6. 18
14	中川内　政隆	50. 7. 12	54. 7. 11
15	井上　公人	54. 7. 12	58. 7. 11
16	井上　公人	58. 7. 12	62. 7. 11
17	井上　公人	62. 7. 13	H 3. 7. 12
18	川原　　進	H 3. 7. 13	7. 7. 12
19	村上　啓次郎	7. 10. 3	9. 3. 31
20	田平　敏昭	9. 4. 1	13. 3. 31
21	川野　公照	13. 4. 1	17. 3. 31
22	深堀　寛治	17. 4. 1	20. 3. 31

※地方自治法の改正により、平成２０年４月１日から収入役を廃止し、会計管理者を置いた。

広報広聴課

広報・広聴業務などに当たっている。

１．広報活動

本市では、「佐世保市広報戦略」に掲げる「伝えるから伝わるへ　適時適切で分かりやすい広報」を基本姿勢とし、「広報させぼ」と「市ホームページ」を中心にさまざまな広報媒体を活用して市政に関する情報発信を行っている

(1)　広報させぼ　昭和26年4月に創刊 毎月1回1日発行
Ａ４判、毎月24ページ（全ページカラー）
町内会などを通じて各世帯へ配布
広報紙と連動した動画の配信、多言語翻訳（１０言語）など対応したデジタル版広報紙の配信、点字版広報紙の発行

(2)　ホームページ　市公式ホームページによる情報発信
閲覧者支援機能　外国語自動翻訳（４カ国語）、自動音声読み上げ、文字サイズ・色合いの変更、ふりがな表示

(3)　テレビ放送　ＮＢＣ させぼ市政だより 毎週土曜日（5分間） 9:25 ～ 9:30
ＮＣＣ させぼ市政だより 毎週土曜日（5分間）16:25 ～ 16:30
ＮＩＢ させぼ市政だより 毎週日曜日（5分間） 6:30 ～ 6:35
ＫＴＮ させぼ市政だより 毎週日曜日（5分間）17:25 ～ 17:30
ＮＢＣ データ放送「自治体情報」 随時掲載

(4)　ラジオ放送　ＦＭさせぼ キラっ都させぼラジオ版（55分間）
毎週金曜日　13:00 ～ 13:55
毎週土・日曜日
（再放送）10:00 ～ 10:55
毎週月曜日（再放送）12:00 ～ 12:55
ＦＭ長崎　佐世保市からのお知らせ（5分間）
毎週火曜日　9:05 ～ 9:10

(5)　ＳＮＳ　Facebook、X（旧Twitter）、LINE、Instagram、YouTubeなどのSNSを活用した情報発信

２．広聴制度

本市では、市民の目線を第一に考え、市民からのご意見等を幅広く受け付け、市の施策や業務の改善に反映させるため、市民の声を広く聴く「広聴」の各種制度に取り組んでいる。

○主な広聴制度

(1)市民との懇話会

市民との対話を深め、市民の視点や意見を広く市政に生かし、元気で活力ある「ひとづくり」や「まちづくり」を、市民の目線で推進するため、市民と市長が直接かつ自由に意見交換できる場として実施するもの。（年４回程度開催）

(2) 市長への手紙

市政に関するご意見やご提案を市ホームページ上や郵便、FAX で受け付けるもの。

(3) ご意見箱

市役所や各支所、宇久行政センターに専用箱を設置し、市役所に対する様々なご意見、ご提案、ご要望、苦情などを幅広く受け付けるもの。

(4) 広聴・FAQ システム

市民の声の一元管理と施策反映を進めるため、システムを活用し、市ホームページのご意見・お問い合わせフォームから市政に関するご質問・ご意見・ご要望などを幅広く受け付けるもの。また、よくある質問に対する答え（Q&A 形式）を簡単に検索できるサービスの提供を行うもの。

ＤＸ推進室

〔主な取組み〕

1. 佐世保市 DX 戦略の策定・推進

少子高齢化や人口減少などに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の変化など、本市を取り巻く環境が大きく変化する中、行政サービスを継続・発展させるためには、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組が重要となる。

そのため、本市では、令和 4 年 2 月に「佐世保市 DX 戦略」を策定した。同戦略では、「窓口業務」や「内部事務」のデジタル化など、いわゆる「行政経営」分野に加え、「観光」「土木・都市整備」「子ども」「保健福祉」など、「まちづくり」分野も DX の対象として、佐世保市全体の DX を推進する。

2. 先進技術を活用した業務の自動化・省力化の推進

情報システムの導入・運用については、情報システム最適化指針に基づいて最適な ICT を導入し、費用対効果の最大化とコストの適正化を図っている。

また、パソコン操作を自動化する RPA ツールや、音声の文字起こしをする AI（人工知能）をはじめとした先進的な ICT 技術の活用を推進している。

3. 行政手続きのオンライン化の推進

令和 3 年度に市民等がパソコンやスマートフォンから様々な申請・届出をできるようにする「汎用電子申請システム（オンライン申請システム）」及び佐世保市 LINE 公式アカウントにおいて簡易な問い合わせに対応するための「チャットボット機能」を導入し、行政手続のオンライン化を推進している。

4. 行政手続きのキャッシュレス化

一人一人のライフスタイルに合った支払い方法を柔軟に選択することができたり、支払いのために窓口へ行く必要がなくなるなど、市民の利便性の向上のため、行政手続き窓口や納付書での支払いについてキャッシュレス化を推進している。

5. 公共施設予約システムの運用管理

公共施設を利用する市民等が、パソコンや携帯電話から施設の予約や空き状況の確認を行うことができる公共施設予約システム（市内の運動施設・文化教養施設等 85 施設）を運用し、市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図っている。

6. 統合型 GIS 及び公開型 GIS「させぼ街ナビ」の運用管理

公共施設、市道等、行政の地図情報を総合的に管理する統合型 GIS を整備し、高度な分析や迅速な判断が可能になることで行政事務の効率化を推進している。

また、市民向けの GIS として地図情報検索サービス「させぼ街ナビ」をインターネット上に公開し、様々な地図情報を提供することにより、行政サービスの向上を図っている。

7. 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティポリシーに基づいて情報資産の適正な管理及び円滑な運用に関する取り組み（PDCA サイクル）を実施し、本市の情報セキュリティを継続的かつ計画的に維持している。

また、番号法に定められた、安全管理措置を適切に実施し、特定個人情報の保護に努めている。

8. 情報通信格差の是正対策

光ファイバによる超高速の情報通信基盤が整備されていない地域について、民間通信事業者に対する支援を行い、整備促進を図っている。

9. 庁内情報基盤の維持管理

本庁及び各出先機関等を光回線で結んでいる地域イントラネットワークの管理や職員の一人 1 台パソコンの整備を行い、情報共有と行政事務の効率化を進めている。

また、国及び全ての地方公共団体と相互に接続した総合行政ネットワーク（LG－WAN）の運用管理を行っている。

10. 基幹系業務システムの運用管理

基幹系業務システムを利用し、本市の行政事務 55 業務（住民記録・税業務等 22 業務及びシステム間データ連携業務 33 業務）をコンピュータ処理することで、事務の効率化を図るとともに、行政サービスの向上に努めている。

東京事務所

昭和23年4月に開設。本市の各種施策の円滑な推進のため、中央行政機関及び関係国会議員、関係団体や関係企業等からの情報収集、意見交換及び情報発信を主な業務としている。また、企業立地推進局の首都圏での活動拠点として「東京企業誘致センター」を、Ｕ・Ｊ・Ｉターン希望者のための「移住応援 Tokyo Office」を事務所内に設置し、企業誘致の活動及び移住相談も行っている。

財　務　部

財政課

財政課基本方針

○政策目標

１．持続可能な財政運営

①　財源規模に見合った財政規模への調整

②　重点的な予算配分を通じた財政の効率化、質的改善

③　後年度に負担を残さない形での歳入の確保

④　中長期的なスパンにおけるプライマリーバランスを意識した投資的経費の調整

⑤　適正な予算執行

⑥　的確な財政分析と財務情報の作成・公表

⑦　計画的な財政運営

○基本的な考え方

１．将来にわたり市民が必要とする公共サービスを提供していくために「後年度に負担を残さない形」での増収とコスト縮減などにより財源を確保し、財源調整２基金の残高の推移に留意しつつ、持続可能な財政を確立する。

２．行政のスリム化だけではなく、地域の活性化を目標に財政構造の改革（財源の涵養、公的関与の適正化など）を図り、自律的な財政運営を目指す。

３．財政運営指針、財政計画（財政の収支見通しと財政計画）で示した佐世保市の財政状況を市民、職員に分かりやすく公表・説明することにより、財政運営に係る市民満足度の向上に努める。

令和５年度予算編成方針

本市の令和５年度予算編成においては、コロナ禍のなかにおいても感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、ウィズコロナの新しい社会実現を目指すとともに、第７次総合計画が目指すまちづくりを進めるため、持続可能な行財政運営に取り組んでいくことを基本方針に掲げ、改革を進めつつ、財源の計画的かつ重点的な配分に努めた。

社会保障や教育など市民生活を守るための施策について所要の財源を確保（行政経営戦略サイクル）したうえで、第７次総合計画に沿った４つの都市像（「しごと」「ひと」「まち」「くらし」）の展開や「８つのリーディングプロジェクト」の着実な進捗、地方創生などの取り組みに加え、コロナ禍により、社会環境が大きく変化する中、行政サービスや行政のあり方そのものに対する変革の視点を持ったＤＸ戦略に基づくポストコロナ（ＤＸ戦略）関連事業や地域社会再生事業（ＧＸ施策関連）に財源を優先配分するなど、「選択と集中」の徹底による戦略的財源配分に取り組んだ。

予算編成にあたっては、本年４月の市長選挙（改選期）であるものの、通年における財源調整をしたうえで、年間総合予算として編成を行った。従って、令和５年度当初予算は、原則として、新規・拡充事業や公共事業の一部を補正回しとする骨格予算とするが、住民の日常生活を支える継続的な行政サービスに係る経費や事業期間の確保等の観点から早期着手が必要な事業とともに、第７次総合計画の前期計画の最終年度であり、目標の達成に向けた総仕上げとして取り組んでいくことから、リーディングプロジェクトにかかる継続性のある事業など必要な事業については、当初予算に計上した。

編成の基本は、次のとおり

（1）第７次総合計画に沿った予算編成

○　ポストコロナ時代を迎えるための取組への財源の重点配分

・ウィズコロナの新しい社会の実現を目指す
　新型コロナウイルス感染症経済対策
　ＤＸ戦略の取組みの推進
　地域社会再生（脱炭素化・ＧＸ施策）の推進

○　それぞれの都市像実現に向けた重点的な取組に財源を重点配分

・新たな時代への挑戦
　まちづくりの方向性に沿った確実な事業展開、リーディングプロジェクトの推進、地域の実情や市民ニーズに応じた実効ある取組にも対応、総合計画に包含される「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の展開、西九州させぼ広域都市圏形成による圏域全体の活性化に向けた取組の推進

・財源配分の重点化

発展性、税収増が見込まれるもの、費用負担の軽減につながるものは優先配分

○　行政経営戦略サイクルの推進

・社会保障関係、教育など市民生活の基盤を支える政策は所要額を確保
生活関連公共事業は骨格予算のため、一部を補正肉付けで対応

・成果向上とコスト縮減の実現
「選択と集中」の徹底による戦略的財源配分

○　部局長マネジメント

・部局長が中心となった部局の予算編成
部局長自らが部局の経営方針を策定、事務効率化などを指示・検討

(2) 安定した財政運営を目指した改革の実現

○　行財政改革推進計画の取組継続

・第６次行財政改革推進計画の継続した取組
事務事業の点検、自主改善の確実な実施、サンセット方式による、新規、既存事業の点検・評価、適正な徴収目標を定め、収入増・徴収率増の検討及び未収債権の縮減、資産活用基本方針を踏まえた保有資産の有効活用、長寿命化計画「公共施設適正配置・保全基本計画」等に基づく計画的な維持管理の検討（国庫補助等も活用）、長期継続契約や債務負担行為の活用による工期の平準化、効率的な事業の進捗、他部局間での連携・統合など業務再編による効果及び効率性を最大化

・中長期の財政収支や後年度負担を考慮し、財政規律の堅持
予算フレームの設定、プライマリーバランスを意識した投資的経費の調整

・財源配分型予算編成方式と一件査定
３年ごとの一件査定（サンセット方式）による適正配分の実行

○　「第７次行財政改革推進計画（行革推進プラン）」の実施

・第６次行革計画の取組継続だけでは収支不足
「業務マネジメント」「組織・人材マネジメント」「財務マネジメント」の３つの基本方針に沿った改革改善の取組

1. 一般会計決算額

(1) 歳 入

（単位 千円）

款＼年度	令和元	令和2	令和3
市税	29,785,825	29,105,439	29,238,914
地方譲与税	730,987	756,997	761,481
利子割交付金	16,836	18,723	15,466
配当割交付金	77,115	67,075	116,769
株式等譲渡所得割交付金	42,388	85,978	147,206
法人事業税交付金		194,493	341,776
地方消費税交付金	4,501,778	5,448,546	5,956,628
ゴルフ場利用税交付金	35,804	36,765	40,791
自動車取得税交付金	74,828	17	0
国有提供施設等所在市町村助成交付金	788,018	789,948	785,088
地方特例交付金	422,710	201,305	621,341
地方交付税	25,233,513	25,113,042	26,939,462
交通安全対策特別交付金	32,770	35,044	31,731
分担金及び負担金	2,534,665	2,170,039	2,251,347
使用料及び手数料	1,443,367	1,287,141	1,293,994
国庫支出金	24,854,631	53,402,498	34,017,713
県支出金	8,836,811	11,188,691	13,349,330
財産収入	852,042	583,057	696,462
寄附金	2,440,202	2,150,331	2,094,253
繰入金	5,832,686	5,311,928	4,042,451
繰越金	3,990,161	3,896,450	5,147,823
諸収入	6,166,086	4,911,079	4,124,749
市債	15,533,800	8,351,300	7,857,500
環境性能割交付金	16,282	40,179	38,420
計	134,243,305	155,146,065	139,910,695

(2) 歳 出（目的別）

（単位 千円）

款＼年度	令和元	令和2	令和3
議会費	577,603	550,333	544,693
総務費	14,509,213	39,018,253	16,550,839
民生費	47,330,981	47,603,163	53,356,859
衛生費	20,192,051	11,320,346	13,185,866
労働費	74,504	68,251	67,991
農林水産業費	2,231,229	2,739,171	2,273,498
商工費	7,141,411	10,208,971	10,750,690
土木費	6,352,213	7,551,534	8,101,681
港湾費	2,819,372	1,728,035	2,047,178
消防費	4,289,256	5,771,268	4,695,200
教育費	13,609,392	11,633,783	11,090,555
災害復旧費	593,376	1,477,448	1,200,218
公債費	10,626,254	10,327,687	10,433,174
諸支出金	0	0	0
計	130,346,855	149,998,243	134,298,442

※表中における計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

2. 一般会計予算額（当初予算）

(1) 歳 入

（単位 千円）

款＼年度	令和3	令和4	令和5
市税	27,880,000	29,400,000	29,600,000
地方譲与税	736,000	764,000	740,000
利子割交付金	18,000	14,000	9,000
配当割交付金	71,000	77,000	78,000
株式等譲渡所得割交付金	43,000	125,000	102,000
法人事業税交付金	313,000	425,000	353,000
地方消費税交付金	5,407,000	5,830,000	6,700,000
ゴルフ場利用税交付金	36,000	41,000	44,000
環境性能割交付金	43,000	48,000	44,000
国有提供施設等所在市町村助成交付金	784,600	801,400	798,000
地方特例交付金	668,000	203,000	188,000
地方交付税	23,800,000	25,200,000	23,900,000
交通安全対策特別交付金	35,000	33,000	28,000
分担金及び負担金	2,261,204	2,266,916	2,255,023
使用料及び手数料	1,451,399	1,448,387	1,455,768
国庫支出金	23,193,878	25,670,509	24,475,083
県支出金	9,591,484	9,376,355	9,961,198
財産収入	736,006	588,900	1,176,203
寄附金	2,505,377	2,510,162	2,741,317
繰入金	4,400,515	6,236,209	5,787,064
繰越金	326,682	104,902	132,833
諸収入	4,358,116	4,909,074	4,942,558
市債	9,068,900	5,148,500	3,932,300
計	117,728,161	121,221,314	119,443,347

(2) 歳 出（目的別）

（単位 千円）

款＼年度	令和3	令和4	令和5
議会費	587,702	603,612	608,240
総務費	11,769,111	12,670,969	13,503,196
民生費	48,098,535	47,966,509	47,653,945
衛生費	11,856,972	12,299,273	12,895,643
労働費	69,877	72,113	76,913
農林水産業費	2,439,217	2,620,859	2,833,254
商工費	6,423,838	6,519,430	6,081,711
土木費	7,628,617	9,555,985	7,896,352
港湾費	1,739,203	2,068,949	2,161,939
消防費	4,819,177	4,405,645	4,314,091
教育費	11,399,657	11,513,299	10,726,869
災害復旧費	340,615	517,392	387,402
公債費	10,444,640	10,296,279	10,202,792
諸支出金	1,000	1,000	1,000
予備費	110,000	110,000	100,000
計	117,728,161	121,221,314	119,443,347

3. 一般会計性質別内訳

(1) 決算額 （単位 千円）

区分＼年度		令和元	令和2	令和3
人件費		17,694,900	20,093,105	20,394,540
物件費		16,455,515	16,464,244	17,174,289
維持補修費		825,214	862,355	729,958
扶助費		33,566,830	34,121,301	40,216,195
建設事業費		24,442,138	14,577,176	14,023,390
内訳	1. 一般事業	23,848,762	13,099,728	12,823,172
	2. 災害復旧	593,376	1,477,448	1,200,218
	3. 失業対策	0	0	0
公債費		10,625,579	10,327,026	10,433,174
その他		26,736,679	53,553,036	31,326,896
計		130,346,855	149,998,243	134,298,442

(2) 予算額（当初予算） （単位 千円）

区分＼年度		令和3	令和4	令和5
人件費		20,959,134	21,260,017	21,418,716
物件費		15,927,037	18,204,930	18,603,299
維持補修費		1,015,243	999,777	948,789
扶助費		34,861,755	34,754,139	34,130,628
建設事業費		11,723,480	13,730,225	11,465,016
内訳	1. 一般事業	11,382,865	13,212,833	11,077,614
	2. 災害復旧	340,615	517,392	387,402
	3. 失業対策	0	0	0
公債費		10,444,616	10,296,255	10,202,765
その他		22,796,896	21,975,971	22,674,134
計		117,728,161	121,221,314	119,443,347

4. 特別会計決算額

（単位　千円）

会計＼年度	令和元	令和2	令和3
住宅事業	2,796,318	2,188,882	4,673,671
国民健康保険事業	27,519,161	25,760,820	25,957,645
競輪事業	15,370,646	21,741,368	24,897,766
卸売市場事業	1,371,508	1,151,992	941,513
佐世保市等地域交通体系整備事業	25,309	65	15,252
土地取得事業	30,178	93,871	60,095
介護保険事業	24,924,391	24,591,083	24,709,194
交通船事業	32,008	33,475	41,426
集落排水事業	28,964	34,471	27,455
後期高齢者医療事業	3,221,889	3,377,369	3,393,274
工業団地整備事業	860,209	53,329	24,400
港湾整備事業	338,638	438,539	314,473
臨海土地造成事業	165,025	137,721	110,714
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	33,455	33,904	22,421
病院資金貸付事業	968,563	1,017,642	1,458,553
計	77,686,261	80,654,531	86,647,852

（注1）決算は歳出のみ記載した。
（注2）表中における計数は、それぞれ端数調整等を行っているため、計とは一致しない場合がある。

5. 特別会計予算額（当初予算）

（単位　千円）

会計＼年度	令和3	令和4	令和5
住宅事業	4,694,230	3,303,993	2,615,936
国民健康保険事業	26,162,271	25,446,577	25,092,857
競輪事業	22,509,311	26,266,140	28,796,589
卸売市場事業	954,682	944,878	1,030,782
地域交通体系整備事業	20,078	238	225
土地取得事業	213,175	148,105	221,613
介護保険事業	25,539,902	25,692,502	25,583,119
交通船事業	38,806	45,245	54,102
集落排水事業	28,336	25,410	24,711
後期高齢者医療事業	3,504,886	3,694,599	3,765,205
工業団地整備事業	24,416	24,400	18,337
港湾整備事業	331,072	390,683	522,400
臨海土地造成事業	111,509	120,736	129,831
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	37,403	34,652	29,656
病院資金貸付事業	1,741,869	1,566,694	1,752,874
計	85,911,946	87,704,852	89,638,237

6. 企業会計決算額

（単位　千円）

区分＼年度	令和元	令和2	令和3
水道事業	11,897,980	11,484,560	11,264,030
下水道事業	10,379,152	10,013,274	10,420,702
交通事業	—	—	—
計	22,277,132	21,497,834	21,684,732

（注）収益的支出及び資本的支出の計。

7. 企業会計予算額（当初予算）

（単位　千円）

区分＼年度	令和3	令和4	令和5
水道事業	12,080,304	12,252,692	12,640,848
下水道事業	11,054,996	10,557,804	11,304,627
計	23,135,300	22,810,496	23,945,475

（注）歳出のみ記載した。

8. 地方交付税

（単位　千円）

区分＼年度	令和2	令和3	令和4
基準財政需要額	50,382,620	51,116,324	51,109,922
基準財政収入額	27,173,364	26,257,972	27,335,568
普通交付税	23,183,517	24,858,352	23,774,354
特別交付税	1,929,525	2,081,110	2,199,403
財政力指数	0.538	0.530	0.530

9. 市有財産現況（土地、建物、その他営造物を除く）

R5.3.31現在（単位　千円）

財産名称		銀行預金	有価証券	運用金積戻未済金	計
基金	減債基金	261,353	3,000,000		3,261,353
	財政調整基金	2,965,630	3,368,000		6,333,630
	災害補てん基金	769,872			769,872
	奨学基金	501,477			501,477
	交通安全基金	1,818			1,818
	福祉基金	706,442			706,442
	教育文化振興基金	187,269			187,269
	ふるさと創生基金	73,319			73,319
	交通遺児救済基金	57,733			57,733
	合併市町村振興基金	1,565,038			1,565,038
	市民公益活動自立化支援基金	30,838			30,838
	子ども未来基金	312,663			312,663
	過疎地域自立促進特別事業基金	389,035			389,035
	施設整備基金	1,328,430	2,582,000		3,910,430
	暴力追放推進基金	20,212			20,212
	ふるさと佐世保元気基金	2,956,650			2,956,650
	学校施設整備基金	11,116			11,116
	森林環境譲与税基金	63,117			63,117
計		12,202,012	8,950,000		21,152,012

※表中における計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

10. 有価証券明細

R5.3.31現在（単位　円）

区分	数量	金額	摘要
基金	1	1,200,000,000	名古屋市公募公債
	1	800,000,000	共同発行地方債
	1	100,000,000	北海道公募公債
	1	450,000,000	大阪府公募公債
	1	400,000,000	福岡県公募公債
	1	2,500,000,000	長崎県公募公債
	1	100,000,000	地方公共団体金融機構債
	1	200,000,000	島根県公募公債
	1	100,000,000	神奈川県公募公債
	1	200,000,000	茨城県公募公債
	1	1,000,000,000	広島県公債
	1	600,000,000	山梨県公募公債
	1	500,000,000	愛知県公募公債
	1	800,000,000	東京都公募公債
計		8,950,000,000	

資産経営課

事務事業の概要

〇公共施設の適正配置・保全に係る企画及び調整に関すること
〇遊休資産の有効活用に係る企画及び調整に関すること
〇公共施設等総合管理計画に関すること
〇資産活用推進会議に関すること
〇公有財産の管理及び処分に関すること
・他の部課かいに属しない公有財産の管理・処分に係る企画・調整
・固定資産台帳の整理
・市有地の境界査定
〇火災保険、市民総合賠償補償保険、自動車保険に関すること
〇土地開発基金及び土地取得事業特別会計事務に関すること
〇本庁舎・中央保健福祉センター・高砂駐車場の維持管理に関すること
・本庁舎リニューアル事業の推進
〇集中管理車（9 台）の管理及び配車に関すること
〇用地取得及び損失補償事務に関すること
〇登記の事務に関すること
〇用地対策連絡協議会に関すること
〇地価公示法に関すること
〇所有者不明土地法に関すること

市　民　税　課

事務事業の概要

○　個人市県民税、法人市民税の賦課業務
○　市税の諸証明及び閲覧に関する業務
○　佐世保市固定資産評価審査委員会に関する業務

市民税の納税義務者数

区分／年度	個　人（単位:人）	法　人（単位:社）
平成30	115,103	6,181
令和元	116,310	6,228
令和2	116,389	6,223
令和3	115,367	6,322
令和4	114,707	6,293

資　産　税　課

事務事業の概要

○　固定資産税及び都市計画税の賦課業務
○　入湯税、軽自動車税、市たばこ税の課税業務
○　国有資産等所在市町村交付金に関する業務

固定資産税の土地筆数・家屋棟数・償却資産の納税義務者数

区分／年度	土　地（単位:筆数）	家　屋（単位:棟数）	償　却（単位:人）
平成30	422,569	146,132	2,798
平成元	422,626	146,092	2,832
令和2	422,844	145,787	2,892
令和3	421,622	144,926	2,655
令和4	422,051	145,256	3,006

（注）　免税点未満を除く。

軽自動車税の登録台数

区分／年度	軽　自（単位:台）
平成30	107,634
令和元	107,549
令和2	107,315
令和3	107,520
令和4	107,425

(注)米軍所有等の台数を除く

収　納　推　進　課

事務事業の概要

○市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収業務
○滞納整理の効率化及び適切な進行管理
○自主納付の推進、納付環境の整備
○全庁の債権管理の効率化及び適正化

1. 令和４年度市税収入状況

R5. 5. 31現在(単位　千円)

税目＼収入済額			現年課税分	徴収率	滞納繰越分	徴収率	合計	徴収率
市民税	個人	均等割	399,519	99.0	2,117	23.1	401,636	97.4
		所得割	10,479,041	99.1	55,540	23.1	10,534,581	97.4
		小　計	10,878,560	99.1	57,657	23.1	10,936,217	97.4
	法人	均等割	588,001	99.2	1,992	15.2	589,993	97.3
		税　割	1,251,078	99.8	744	1.7	1,251,822	96.5
		小　計	1,839,079	99.6	2,736	4.8	1,841,815	96.8
	計		12,717,639	99.1	60,393	19.7	12,778,032	97.3
固定資産税	土地・家屋・償却資産		11,930,557	99.3	39,459	18.2	11,970,016	97.9
	国有資産等所在市町村交付金		156,756	100.0	―	―	156,756	100.0
	小　計		12,087,313	99.3	39,459	18.2	12,126,772	97.9
軽自動車税	環境性能割		35,490	100.0	―	―	35,490	100.0
	種別割		780,197	98.8	4,975	24.3	785,172	96.9
	小　計		815,687	98.8	4,975	24.3	820,662	97.1
市たばこ税			1,981,026	100.0	―	―	1,981,026	100.0
都市計画税			1,911,416	99.3	6,385	18.2	1,917,801	97.9
入湯税			52,965	100.0	―	―	52,965	100.0
合　計			29,566,046	99.3	111,212	19.2	29,677,258	97.7

(国民健康保険税収納状況は、保健福祉部医療保険課に掲載しています。)

2. 口座振替納付の推移

（単位 人）

税目／年度	市県民税	固定資産税	軽自動車税	市 税 計	国民健康保険税	合 計
平成30	5,349	36,221	13,176	54,746	9,513	64,259
令和元	5,303	35,891	13,217	54,411	9,319	63,730
令和2	5,404	35,503	13,177	54,084	8,958	63,042
令和3	5,151	34,991	13,218	53,360	8,644	62,004
令和4	4,940	34,480	13,012	52,432	8,182	60,614

3. コンビニ納付の推移

（単位 件）

税目／年度	市県民税	固定資産税	軽自動車税	市 税 計	国民健康保険税	合 計
平成30	22,132	48,667	37,145	107,944	44,726	152,670
令和元	23,717	54,676	38,128	116,521	45,205	161,726
令和2	30,753	61,066	41,778	133,597	54,090	187,687
令和3	30,829	62,865	40,586	134,280	56,879	191,159
令和4	31,928	67,261	42,542	141,731	61,255	202,986

4. キャッシュレス納付の推移

（単位 件）

税目／年度	市県民税	固定資産税	軽自動車税	市 税 計	国民健康保険税	合 計
平成30				0		0
令和元				0		0
令和2	186	164	9	359	387	746
令和3	3,349	7,016	4,520	14,885	4,124	19,009
令和4	4,290	9,883	5,204	19,377	5,285	24,662

（令和2年11月開始のクレジットカード、インターネットバンキング、スマホアプリによるもの。）

市民生活部

コミュニティ・協働推進課

(1)　町内会等地域コミュニティ活動への支援

①　町内・自治会集会所等施設整備事業

町内会等自治会組織が行う施設整備に必要な資金の補助や貸付（銀行融資）事業を行っている。

②　地縁による団体の法人認可事務

町内会などの「一定の区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」で法人格付与の要件を満たしたとき、所有する不動産をその団体名義で登記ができるようになる地縁団体の認可業務を行っている。

③　行政協力業務

市民に対する連絡を緊密にし、市政の円滑な運営を図るため、広報紙配布等の業務を町内会等に委託している。

④　地域コミュニティ推進事業

豊かで活力のある地域コミュニティの構築に向け、令和５年３月に策定した第３期佐世保市地域コミュニティ活性化推進計画や佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例に基づき、市内全域で設立された２７地区の地区自治協議会を認定し、財政上の支援などを行っている。

また、町内会等自治組織の活性化を図るため、「町内会活性化ガイドライン」を策定し、運営しやすい町内会づくりの提案や広報紙等による情報発信、住民異動窓口等による町内会加入促進などの活動支援を行っている。

⑤　地域活動用ＡＥＤ貸出事業

市内５地区コミュニティセンターに貸出し用ＡＥＤを設置し、町内会等が実施する行事に対して貸出しを行っている。

⑥　佐世保市市民活動保険事業

地域コミュニティ組織や市民公益活動団体などに所属する市民の市民活動中に発生したケガや損害賠償などの補償を行っている。

⑦　コミュニティセンター管理運営・施設整備事業

地域コミュニティの活性化や社会教育活動を推進すると同時に、住民主体の自治の実現に向けた取組を進めるため、地域拠点として設置しているコミュニティセンターの管理運営を行っている。

また、老朽化が課題になっている施設もあるため、計画的に改修を行っている。

コミュニティセンター

R5.4.1現在

ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ名	所在地	構造・設置	施設内容	利用者数(R4 実績)
ま ち な か ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	常盤町 6-1	サンクル 3 番館の 1～2 階 サンクル 4 番館の 1 階 (設置) S29. 8. 11 (移転) H27.2.1	講座室(5) 和室 講堂	41,179 人
早 岐 地 区 ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	早岐１丁目 6-38	鉄筋 2 階建 1 階　講座室など 2 階　集会場 (設置) S39. 4. 1 (移転) S54. 9. 20	集会場 講座室(2) 和　室 料理実習室 図書室 児童室 体育室(2) 花高体育室 花高体育室集会所 多目的室 小会議室	89,344 人
相 浦 地 区 ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	川下町 209-5	鉄筋 2 階建 1 階　支所併設 2 階　ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ (設置) S39. 4. 1 (移転) H30. 5. 7	講座室(7) 和　室 料理実習室 図書室 工芸室 多目的ホール 体育室	132,903 人

コミュニティセンター名	所在地	構造・設置	施設内容	利用者数(R4 実績)
日宇地区コミュニティセンター	日宇町 675-2	鉄筋 2 階建 1 階　支所など 2 階　コミュニティセンター (設置) S45. 9. 1	講　堂 講座室(2) 和　室 料理実習室 図書室 体育室 体育室内会議室(2)	33,617 人
三川内地区コミュニティセンター	三川内本町 289-1	鉄筋 2 階建 1 階　支所など 2 階　コミュニティセンター (設置) S45. 7. 1	講　堂 講座室(1) 和　室 料理実習室 図書室 体育室 ホール	19,839 人
大野地区コミュニティセンター	田原町 13-29	鉄筋 3 階建 1 階　支所併設 2 階　コミュニティセンター 3 階　コミュニティセンター (設置) S49. 7. 1	講　堂 講座室(5) 和　室 料理実習室 図書室 体育室 児童室	39,479 人
宮地区コミュニティセンター	城間町 345	鉄筋 2 階建 1 階　支所併設 2 階　コミュニティセンター (設置) S50. 7. 14 (建替) R3. 1. 12	講　堂 講座室(2) 和　室 料理実習室 図書室 体育室	12,944 人
針尾地区コミュニティセンター	針尾中町 1538-5	鉄筋 2 階建 1 階　支所併設 2 階　コミュニティセンター (設置) S52. 4. 1	講　堂 識座室(2) 和　室 料理実習室 図書室 体育室 多目的室	9,349 人
柚木地区コミュニティセンター	柚木町 2088-2	鉄筋 2 階建 1 階　支所併設 2 階　コミュニティセンター (設置) S53. 4. 1	講　堂 講座室(1) 和　室 料理実習室 図書室 体育室	13,307 人

コミュニティセンター名	所在地	構造・設置	施設内容	利用者数 (R4 実績)
中里皆瀬地区 コミュニティセンター	上本山町 1228-1	鉄筋 2 階建 1 階　支所併設 2 階　コミュニティセンター （設置） S55．4．1	講　堂 ホール 講座室(1) 和　室 料理実習室 図書室 体育室	31,149 人
南地区 コミュニティセンター	稲荷町 2-5	鉄筋 2 階建 1・2 階 児童センター併設 （設置） S56．4．1	講　堂 講座室(3) 和　室 料理実習室 工芸室 体育室 集会室	25,435 人
江上地区 コミュニティセンター	指方町 1759	鉄筋 2 階建 1 階　支所併設 2 階　コミュニティセンター （設置） S57．4．1	講　堂 文化ホール 講座室(2) 会議室 和　室 料理実習室 体育室	17,498 人
中部地区 コミュニティセンター	光月町 6-17	鉄筋 7 階建 1 階　地区コミュニティセンター 2～7 階 コミュニティセンター （設置） S58．4．1	研修室 講座室(1) 和　室 調理実習室 図書室	16,920人
西地区 コミュニティセンター	金比良町 1-7	鉄筋 2 階建 （設置）S58．11．1 （改造）H8．3．29	ホール 視聴覚室 講座室(4) 和　室 料理実習室 図書室	25,131 人
九十九地区 コミュニティセンター	下船越町 306-7	鉄筋 1 階建 （設置） S60．4．1	講　堂 講座室(2) 料理実習室 図書室 和室	4,966 人
北地区 コミュニティセンター	春日町 18-9	鉄筋 2 階建 1 階　児童センター併設 2 階　コミュニティセンター （設置） S62．4．1	講　堂 講座室 和　室 料理実習室 工芸室	15,957 人

コミュニティセンター名	所在地	構造・設置	施設内容	利用者数 (R4 実績)
黒島地区 コミュニティセンター	黒島町 3175	鉄筋・鉄骨 2 階建 1 階　支所併設 2 階　コミュニティセンター (設置) S63．4．1	会議室 和　室(2) 料理実習室 図書室(兼事務室)	3,325 人
広田地区 コミュニティセンター	重尾町 63	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 2 階建 1 階　児童センター併設 2 階　コミュニティセンター (設置) H8．5．1	講　堂 講座室(2) 会議室 和　室 料理実習室 工芸室 図書室	35,053 人
山澄地区 コミュニティセンター	潮見町 14-14	鉄筋 4 階建 1 階 駐車場、電気室等 2 階 児童センター併設 3 階　コミュニティセンター 4 階　コミュニティセンター (設置) H16．4．1	講　堂 講座室(2) 会議室 和　室 料理室 工芸室 図書室	36,307 人
愛宕地区 コミュニティセンター	赤崎町 596-26	鉄骨 3 階建 1 階 駐車場、事務室 2 階 コミュニティセンター 3 階 コミュニティセンター (設置) H20．10．1	大集会室 交流室 教養室(2) 調理実習室 多目的室 工芸室 談話室	8,978 人
吉井地区 コミュニティセンター	吉井町立石 473	鉄筋造 2 階建 1 階　支所、福井洞窟 ミュージアム併設 2 階　コミュニティセンター (設置) S46．11．1 (建替) R2．5．7	講堂 講座室 (3) 図書室 和　室 調理実習室	23,060 人
世知原地区 コミュニティセンター	世知原町 栗迎 246-1	鉄筋コンクリート造 3 階建 1 階　コミュニティセンター 2 階　支所併設 3 階　コミュニティセンター (設置) S45．10．1 (移転) H30．4．1	調理室 和室 図書室 講座室(3) 小研修室(2) 大研修室(3) 体験学習館 講堂 多目的室	17,224 人

コミュニティセンター名	所在地	構造・設置	施設内容	利用者数 (R4 実績)
宇久地区 コミュニティセンター	宇久町平 2691	鉄筋コンクリート造 2 階建 (2 階…宇久小学校体育館) 1 階　コミュニティセンター 図書室 (設置) S61．10	会議室 研修室 和　室(A、B) 実習室 調理実習室 図書室	6,414 人
小佐々地区 コミュニティセンター	小佐々町 西川内 172-3	鉄筋コンクリート造 4 階建 1 階 支所併設 2 階 コミュニティセンター・事務室 3 階 会議室他 4 階 機械室他 (設置) S55．5．20 (移転・改修) R4．4．1	講堂 講座室(2) 和室 調理実習室 伝習室	14,720 人
江迎地区 コミュニティセンター	江迎町長坂 104	鉄筋コンクリート造 2 階建 (設置) S32．10．1 (移転) S48．11．1	講座室(2) 視聴覚室 和室(2) 調理室 パソコン室 図書室	23,504 人
鹿町地区 コミュニティセンター	鹿町町 下歌ヶ浦 8-37	鉄筋コンクリート造 2 階建 1 階 支所併設 2 階 コミュニティセンター (設置) S54．7．16	ホール 和室(1 号、2 号) 生活実習室 会議室 視聴覚室 食堂 集会室	10,048 人
清水地区 コミュニティセンター	保立町 12-31 総合教育 センター内	鉄筋コンクリート造 3 階建（一部 4 階建て） 1 階 事務室、コミュニティセンター 少年科学館 2 階 コミュニティセンター、少年科 学館、教育センター 3 階 教育センター 4 階 少年科学館 (設置) H22．10．1	講堂 講座室(2) 和室 調理実習室 工作美術室	29,563 人

ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ名	所在地	構造・設置	施設内容	利用者数(R4 実績)
崎辺地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	十郎新町 3-7	鉄筋コンクリート造 2 階建 （設置） H25．2．1	大集会室 多目的室 調理実習室 教養室(2) 交流室 工芸室 談話室	8,037 人

(2)　市民協働

①　市民公益活動の支援

市民活動団体（ＮＰＯやボランティア団体等）の活動の拠点施設である「させぼ市民活動交流プラザ」を運営し、市民公益活動の支援を行っている。

【プラザの主な機能】

・市民が自由に使えるサロン的スペース（パソコン、図書等）
・ＮＰＯやボランティアの相談窓口機能
・会議室、作業スペース（コピー機・印刷機）、団体向けロッカー、メールボックス等の貸し出し
・各団体の活動紹介、各種情報提供等

(3)　その他事業

婚活事業

本市独自のデータベースに結婚希望者を登録し、結婚相談やお見合い支援を行っていたが、婚姻数が厳しい状況であったことから事業の見直しを行い、令和５年度からは長崎県のお見合いシステムの活用を中心に県事業への連携協力を中心に取り組んでいる。

市民安全安心課

1. 交通安全

令和 4 年中の市内における交通事故は、発生件数 481 件（前年 497 件)、死者数 6 人（前年 5 人）、負傷者数 633 人（前年 610 人）であった。

死者数のうち、交通弱者といわれる 65 歳以上の高齢者は 3 人（前年 4 人）、中学生以下の子どもは 0 人（前年 0 人)であった。

交通事故死者数は昭和 45 年の 27 人をピークに減少傾向にあるが、依然として過去 5 年間の平均で年間約 5 人が交通事故で亡くなっている。中でも、高齢者人口の増加、高齢者の運転免許人口の増加に伴い、高齢者の交通事故死者数は過去 5 年間の平均で年間 3 人と、全体の死者数の 2/3 を占めており、高齢者の交通安全対策が喫緊の課題となっている。

また、飲酒運転による交通事故発生件数は、交通事故死者数のピーク時（昭和 45 年）の 55 件に比べ減少しているものの、近年は横ばいで推移しており、過去 5 年間の平均は年間約 8 件となっている。

こうした情勢を踏まえ、以下の事業を実施している。

①交通安全運動推進事業

・各季（年 4 回）の交通安全運動、交通安全週間等による啓発
・交通指導員、違法駐車等見回り業務員による啓発
・交通安全協会、交通安全母の会、交通少年団への活動支援

②交通安全教育事業

・高齢者及び幼児を対象とした交通安全教室の実施
・交通安全学習館の管理運営

こうした事業を推進することで、「人命尊重」と「ゆとりと思いやり」を基本に交通安全思想の高揚を図り、「正しい交通ルールの遵守」、「交通マナーの実践」を習慣づけるとともに、交通事故のない「安全な生活を守るまち」の実現を目指している。

(1)交通事故の推移

区分／暦年	発生件数（件）		死者数（人）		負傷者数（人）	
	全体	うち高齢者	全体	うち高齢者	全体	うち高齢者
平成24年	1,349	357	5	5	1,743	251
平成25年	1,315	343	7	4	1,756	261
平成26年	1,191	340	13	9	1,516	230
平成27年	1,079	344	5	3	1,418	191
平成28年	1,035	325	10	9	1,349	201
平成29年	968	322	5	5	1,223	207
平成30年	861	277	7	3	1,104	195
令和元年	727	278	4	2	952	166
令和2年	492	197	4	3	627	114
令和3年	497	185	5	4	610	90
令和4年	481	203	6	3	633	117

（高速道路での事故も含む）

(2)交通安全学習館

旧交通公園センター施設１階の一部を、視聴覚教材鑑賞のためのシアタールームに改築し、令和２年１月６日に開園した。新たに交通安全シミュレータ（運転者用・歩行者用）機器を導入し、ゴーカートに代わる受入型の交通安全教育及び高齢者及び幼児を対象とした出前型教育の拠点として運用。

１階：交通安全シミュレータ（運転者用・自転車用）、シアタールーム

２階：講堂（150 人収容可能）

○交通安全教育実績　（単位：人）

年度	受入型			出前型		
	高齢者	幼児(子ども)	その他	高齢者	幼児(子ども)	その他
令和元年度	47	373	46	11	3,522	0
令和２年度	243	177	66	83	11,429	12
令和３年度	168	46	10	187	9,607	183
令和４年度	311	178	127	319	12,759	320

※令和元年度の数値は、開園日（令和2年1月6日）から令和2年3月31日までの実績

2.防犯推進

「安全な生活を守るまち」の実現を推進するため、「佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり条例」及び「佐世保市暴力団排除条例」に基づき、警察などの関係機関と連携を図りながら、町内会等や関係団体が自主的に取り組む防犯啓発活動、地域安全活動、暴力追放運動等に対して、助成等の必要な支援を行っている。
町内会等自治会組織が保有する防犯灯の電灯料やLED防犯灯の灯具の更新について補助を行っている。

（令和４年度実施事業）
○防犯活動等推進事業
○更生保護事業

3.援護

(1)戦没者（軍人、軍属、準軍属）遺族等の援護

戦傷病者戦没者遺族等援護法、恩給法等に基づき、戦没者（軍人、軍属、準軍属）遺族、戦傷病者及び旧軍人、軍属に関する県への進達事務を行っている。

(2)戦没者等の追悼行事の開催

○佐世保空襲死没者追悼式　6月29日
○戦没者追悼式（東山海軍墓地）　10月下旬

(3)原爆被爆者の援護

被爆者に対する県の各種手当支給事務に関して、申請受付、県への進達業務を行っている。

(4)災害弔慰金・災害援護資金貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給。

自然災害により被害を受けた世帯に対しては災害援護資金（銀行融資）の貸し付けを行っている。

(5)災害復興住宅等資金預託貸付

災害により住宅又は宅地に被害を受け、これを復旧又は移転・取得する被災者に対して災害復興住宅等資金（銀行融資）の貸し付けを行っている。

(6)小災害生活資金預託貸付

災害により被害状況が全焼、全壊、全流失又は半焼、半壊、半流失した世帯及び30日以上避難した世帯の市民に対して、生活の自立を支援するため、必要な生活資金（銀行融資）の貸し付けを行っている。

(7)小災害見舞金

災害救助法、被災者生活再建支援法、長崎県・市町被災者生活再建支援制度の適用を受けない火災、風水害等の罹災者に対して、見舞金等の支給を行っている。

(8)長崎県・市町被災者生活再建支援制度

県内で被災者生活再建支援法が適用される災害が発生し、支援法に定める被災世帯に該当するものの、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、その再建を支援するため、支援金の支給を行っている。

(9)行旅病人行旅死亡人救護

行旅病人及び行旅死亡人取扱法の定めるところにより、行旅死亡人について本人の識別に必要な事項を記録し、火葬を行い、その遺骨を安置する等の事務を行っている。

4. 消費生活

佐世保市消費生活センターでは、消費者の利益の擁護および増進を図るため、消費生活に関する相談の受付、消費者への意識啓発、計量検査など、関係各団体との連携を図り、下記業務を推進している。

（消費生活相談）

○　消費生活に関する相談
○　弁護士による消費生活相談の実施（毎月1回）第3火曜日

（消費者意識啓発）

○　消費生活出前講座の開催
○　消費生活教室の開催
○　消費生活ニュースの発行
○　消費者月間記念行事の開催
○　生活学校の支援・育成

（計量行政）

○　特定計量器の定期検査

(1)商品・役務別相談件数の推移

相談項目＼年度		R2	R3	R4
商品	商品一般	174件（8.3）	154件（8.3）	133件（7.4）
	食料品	206件（9.9）	137件（7.4）	141件（7.9）
	住居品	68件（3.3）	72件（3.9）	95件（5.3）
	光熱水品	25件（1.2）	36件（1.9）	27件（1.5）
	被服品	86件（4.4）	94件（5.1）	105件（5.8）
	保健衛生品	174件（8.3）	147件（8.0）	167件（9.3）
	教養・娯楽品	50件（7.2）	146件（7.9）	148件（8.2）
	車両・乗り物	38件（1.8）	42件（2.2）	43件（2.4）
	土地・建物・設備	53件（2.6）	52件（2.8）	45件（2.5）
	他の商品	1件（0.0）	1件（0.0）	4件（0.2）
	商品計	975件（47.0）	881件（48.0）	908件（50.6）
役務	クリーニング	4件（0.2）	5件（0.3）	5件（0.3）
	レンタル・リース・貸借	103件（5.6）	103件（5.0）	81件（4.5）
	工事・建築・加工	45件（2.4）	63件（3.0）	59件（3.3）
	修理・補修	33件（1.7）	38件（1.8）	24件（1.3）
	管理・保管	3件（0.1）	2件（0.1）	2件（0.1）
	役務一般	3件（0.1）	6件（0.3）	6件（0.3）
	金融・保険サービス	198件（10.7）	171件（8.2）	194件（10.8）
	運輸・通信サービス	162件（8.8）	371件（17.9）	141件（7.9）
	教育サービス	7件（0.3）	8件（0.4）	8件（0.4）
	教養・娯楽サービス	183件（9.9）	43件（2.1）	161件（9.0）
	保健・福祉サービス	54件（2.9）	56件（2.7）	51件（2.8）
	他の役務	90件（4.9）	66件（8.0）	82件（4.6）
	内職・副業・相場	12件（0.6）	6件（0.3）	12件（0.7）
	他の行政	5件（0.2）	13件（0.6）	13件（0.7）
	役務計	902件（49.1）	1051件（50.7）	839件（46.7）
他の相談		48件2.3）	52件（2.8）	49件（2.7）
総件数		2,074件（100.0）	1,835件（100.0）	1,796件（100.0）

（ ）内は構成比％

(2)計　　量

計量法で定める計量器定期検査を実施した。

令和４年度

検査別＼項目	検査日数	検査戸数	検査器数	不合格器数	不合格率（%）	検査手数料（円）
集合	26	232	499	0	0	347,830
所在場所	48	323	604	7	1.2	800,200
計	74	555	1,103	7	0.6	1,148,030

5. 市民相談

市民相談室では、相談員や弁護士等が市民からの相談に応じている。

犯罪により被害を受けた被害者およびその家族や遺族の支援を行う。

(1)専門家による特別相談日

曜　日	種　別	相　談　員	時　間
第1月	法　律	弁　護　士	13時～16時
第1・4火	行政相談	行政相談委員	13時～16時
木	法　律	弁　護　士	13時～16時
第1・3金	宅地、建物	専門相談員	13時～16時

・上記日割のほか、毎日市の相談担当職員が相談に応じている。

・弁護士相談は、来室の上、相談内容を伺ってからの予約となる。

(2)年度別相談件数　(件)

年度別	行政相談	一般相談	計
H30	34	1,617	1,651
R1	15	1,547	1,562
R2	16	1,350	1,366
R3	40	1,133	1,173
R4	7	1,103	1,110

(3)行政及び一般相談内訳（令和４年度）

①行政相談　(件)

市　2件	国　2件	県　3件
土　木　1	裁判所　1	教育委員　1
都市整備　1	法務局　1	その他　2
		計　7

②一般相談

種　別	件　数	種　別	件　数	種　別	件　数
相　続	281	借　家	50	交　通	9
金　銭	111	親　子	25	兄　弟	7
夫　婦	103	賠　償	23	税　金	4
相　隣	78	男　女	20	その他	230
土　地	72	借　地	17		
建　物	64	職　業	9	計	1,103件

6. その他

自衛官の募集に関する業務

自衛官の募集に関する広報等を行っている。

支　所

市内に16支所を設け、地域に密着した行政窓口として戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑登録証明等の交付事務、個人番号カード等の申請受付及び交付事務、国保・介護・年金・児童手当・戸籍・住民異動届等の受付事務、市税等の収納事務、その他地域の要望等の対応などの行政サービスを提供している。

R5.4.1現在

支所名	所在地	建設年月日	様式・構造	取扱件数 (R4実績)	備考 (ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰとの併設)
早岐	早岐1丁目 6番38号	S54. 9.20	鉄筋コンクリート造 2階建	85,947件	
相浦	川下町 209番地5	H29. 9.29	鉄筋コンクリート造 2階建	72,940件	○
日宇	日宇町 675番地2	S45. 8.18	鉄筋コンクリート造 2階建	75,122件	○
大野	田原町 13番29号	S49. 7. 1	鉄筋コンクリート造 3階建	39,951件	○
中里皆瀬	上本山町 1228番地1	S55. 4. 1	鉄筋コンクリート造 2階建	23,777件	○
柚木	柚木町 2088番地2	S53. 2.28	鉄筋コンクリート造 2階建	12,394件	○
黒島	黒島町 3175番地	S48. 1.20	鉄筋コンクリート造 2階建	2,842件	○
江上	指方町 1759番地	S57. 4. 1	鉄筋コンクリート造 2階建	14,482件	○
三川内	三川内本町 289番地1	S45. 6. 22	鉄筋コンクリート造 2階建	18,612件	○
針尾	針尾中町 1538番地5	S52. 4. 1	鉄筋コンクリート造 2階建	8,948件	○
宮	城間町 345番地	S50. 7.14 (R2.11改修)	鉄筋コンクリート造 2階建	11,239件	○
吉井	吉井町立石 473番地	R 1.12.20	鉄筋コンクリート造 2階建	23,393件	○
世知原	世知原町栗迎 246番地1	H 1. 3.15	鉄筋コンクリート造 3階建	10,614件	○
小佐々	小佐々町西川内 172番地3	H12. 3.31	鉄筋コンクリート造 4階建	19,710件	○
江迎	江迎町長坂 104番地 (仮移転先： R4.12.5～R6.9 月予定)	－	－	21,910件	○ (仮移転中)
鹿町	鹿町町下歌ヶ浦 8番地37	S54. 7.16	鉄筋コンクリート造 2階建	9,473件	○

人権男女共同参画課

「安全安心な暮らしを支えるまち」を目指し、市民が全ての人の人権を尊重し、多様性を認め偏見や差別、暴力などがなく、性別にかかわらずだれもが活躍できる社会づくりを進めている。

1. 人権に関する啓発・教育の推進

事業の概要

① 人権に関する啓発・教育の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成26年度に「佐世保市人権教育・啓発基本計画(改訂版)」を策定し、人権啓発・教育を実施している。

主な事業としては、講演会（上映会）の開催、啓発リーフレットの配布、広報させぼ「人権シリーズ」や「人権週間」における広報、企業や学校、市職員への研修などを「佐世保市人権啓発推進協議会」「佐世保人権擁護委員協議会」との連携のもとに実施している。

② 人権擁護委員の活動への支援

法務大臣からの委嘱を受け、人権侵害事件の調査処理、人権相談、人権啓発活動などを行う市内の人権擁護委員に対して支援を行い、連携を図りながら、人権擁護に取り組んでいる。

2. 平和行政

平和に関する各種業務を行っている。

3. 男女共同参画の推進

事業の概要

① 男女共同参画に関する啓発・教育の推進

「男女共同参画社会基本法」に基づき、「第4次佐世保市男女共同参画計画」を令和4年度に策定し、男女共同参画推進に係わる啓発・教育を実施している。

主な事業としては、講演会、各種セミナー、研修会などを実施している。

〔男女共同参画推進センター「スピカ」〕

気軽に立ち寄れる図書交流コーナーや、様々な活動に利用できる研修室、創作室、調理実習室を備えた、男女共同参画社会を実現していくための活動拠点施設として運営している。

住　所	〒857-0863　佐世保市三浦町２番３号　アルカス SASEBO(2 階)
電話・FAX	電話：（0956）23-3828　　ＦＡＸ：（0956）23-3880
開館時間	〔図書交流コーナー・事務室の開所時間〕 9：00 ～ 18：00 〔研修室・創作室・調理実習室の利用時間〕 9：00 ～ 22：00
休館日	毎週水曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

② 平等な参画機会の確保

あらゆる場面で女性の能力が発揮できる、平等な参画機会の確保を進めている。

③ 男女共同参画に関する相談・被害者救済への支援

「女性相談室」を設置して、様々な相談やＤＶ等の被害者救済に取り組んでいる。

〔女性相談室〕

女性相談員が問題解決の方法を一緒に考えるほか、適切な案内を行っている。
また、毎月２回男女共同参画推進センター「スピカ」において出張女性相談を行っている。

場　所	市役所 12 階（佐世保市八幡町 1 番 10 号）
開　設	月曜日～金曜日　　8：30 ～ 17：00　（祝日除く）
専用電話	☎０９５６－２４－６１８０

出張相談

場　所	男女共同参画推進センタースピカ （佐世保市三浦町２番３号　アルカスＳＡＳＥＢＯ２階）
開　設	原則　第２、第４土曜日　　9：00 ～ 16：00

戸籍住民窓口課

法律、条例に基づき、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、マイナンバーカード及び旅券に関する事務を行っている。

(1) 各種届受付・証明書交付等

○戸籍・住民基本台帳・印鑑登録に関する届書受付、台帳への登録記載、及び戸籍証明書・住民票の写し・印鑑登録証明書等の請求受付・交付を行っている。

○ライフイベントに伴う転入、転居、出生届等の受付時に、これまで専門部署を案内していた児童手当等の手続きについても戸籍住民窓口課で行っている。

○平日の窓口受付のほか、休日や夜間においても、出生・婚姻・死亡等の戸籍に関する届書を管理員室（本庁舎１階北口）で受領している。

○新生児誕生を祝して「佐世保市誕生記念品」を贈呈している。

(2) マイナンバーカードの申請受付・交付等

○マイナンバーカードの申請受付・交付等を行っている。

○平日の窓口受付のほか、時機に応じて休日開庁や企業訪問、商業施設等においてもマイナンバーカードの申請受付等を行っている。

(3) マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等及びオンライン申請での各種証明書交付

○コンビニエンスストア等では、現在戸籍、現在戸籍の附票の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書の交付を行っている。

○佐世保市に本籍がある佐世保市外在住の方も、コンビニエンスストア等で戸籍証明書の交付が受けられる「本籍地証明サービス」を行っている。

○オンライン申請では、現在戸籍、現在戸籍の附票の写し、住民票の写し、身分証明書、独身証明書の交付を行っている。

(4) 旅券事務

〇旅券の申請受付及び交付事務を行っている。

(5) おくやみコーナー

〇おくやみに伴う市役所での手続きが必要な部署を調べ、手続き先の案内を行っている。

○取扱状況

(1)　戸籍事務取扱件数　　(R4.4.1～R5.3.31)

事　　項	本　　庁	支所・行政センター	合　　計
出　　生	1,590	726	2,316
死　　亡	3,808	732	4,540
婚　　姻	2,458	108	2,566
離　　婚	495	106	601
そ　の　他	2,082	665	2,747
合　　計	10,433	2,337	12,770

※本庁には他市町村からの送付分を含む。

(2)　住民異動届事務取扱件数　　(R4.4.1～R5.3.31)

項　　目	本　　庁	支所・行政センター	合　　計
転　入　届	4,126	2,909	7,035
転　出　届	4,084	3,563	7,647
転　居　届	3,410	3,387	6,797
そ　の　他	496	592	1,088
合　　計	12,116	10,451	22,567

(3)　戸籍等抄本・住民票の写し・印鑑証明等取扱件数　　(R4.4.1～R5.3.31)

項　　目		本　　庁	支所・行政センター	合　　計
戸籍関係	有料	45,524	23,703	69,227
	無料	28,102	665	28,767
住民関係	有料	73,141	58,978	132,119
	無料	18,675	657	19,332
印鑑関係	有料	28,736	35,021	63,757
	無料	387	163	550
合　　計	有料	147,401	117,702	265,103
	無料	47,164	1,485	48,649

○　外国人住民数　計　　1,924 人　　(R5.3.31現在)

会計管理室

１．事務分掌

(1)　会計管理者事務に関すること。
(2)　指定金融機関に関すること。

２．年間取扱件数（令和４年度）

(1)	収納件数	1,454,324 件
(2)	支出件数(支出伝票枚数)	112,728 件

２．金融機関

(1)	指定金融機関	㈱十八親和銀行
(2)	指定代理金融機関	㈱西日本シティ銀行
(3)	収納代理金融機関	九州ひぜん信用金庫
		九州労働金庫
		㈱ゆうちょ銀行
		㈱佐賀銀行
		㈱福岡銀行
		㈱佐賀共栄銀行
		㈱長崎銀行
		西海みずき信用組合
		ながさき西海農業協同組合
		九州信用漁業協同組合連合会

消　　防　　局

本市における常備消防は、消防局のもとに、中央消防署、東消防署、西消防署の3消防署と13出張所で編成され、火災の予防、警戒、鎮圧、救急、救助その他各種災害の防止や被害の軽減を図ることを目的として、佐世保市内及び広域1市5か町（西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町）の消防行政を推進している。

さらに、佐世保市域における防災体制を確立するため、防災危機管理局等と連携し、市民の防災意識の向上と大規模災害や緊急事態に即応できる体制整備を目指している。

一方、佐世保市消防団は、1団6中隊60個分団で組織されており、常備消防と一体となって地域における消防の中核的な役割を担い、市民生活の安全確保に貢献している。

近年、自然環境や都市構造の複雑化により火災や風水害をはじめとした各種災害発生の危険性は随所に潜在していることから、地域コミュニティとの連携を深め、自助・共助・公助の精神に基づく消防行政を推進し、地域の実情に応じたきめの細かい消防サービスを提供しなければならない。

さらに、消防車両、消防水利並びに消防施設の整備によるハード対策と並行して、消防職員の資格取得や職員研修を推し進め、人材育成と組織の活性化などのソフト対策を充実させつつ、より高度で質の高い救急救助体制の構築を図る。

現　　況

○火　災

消防局管内（広域圏委託1市5町を含む。）における、令和４年中の火災件数は112件（前年比10件の増加)、損害額1億965万2千円（前年比4,644万6千円の減少）、死者8人（前年比6人の増加)、負傷者13人（前年比増減なし）となっている。

○救　急

消防局管内における救急出場は17,558件で搬送人員14,339人であり、これは前年に比べ件数で1,840件増加し、搬送人員についても698人の増加となった。

なお、佐世保市内では13,614件の出場で11,140人の傷病者を搬送した。

○救　助

救助活動については、交通事故等で救助要請があり、救助隊が出場した件数は113件で94人を救助した。

重点施策

○施策１：火災や自然災害対策の推進

・消防車両等及び消防水利の整備

消防車や救急車を計画的に更新整備するとともに、適正に維持管理し、火災や救急要請並びに大規模自然災害に即応できるよう体制の充実を図る。

また、関係機関や自治会等との調整を図りつつ、防火水槽の整備促進に努める。

・通信指令システムの整備

通信指令システムの安定稼働に努めるとともに、システムの機能を活用してより効果的な災害対応を図る。また、通報時の心肺停止事案に対し、口頭指導及び救命処置を動画で配信するなど、救急現場に居合わせるバイスタンダーの効果的な救命処置の実施を図り、救命率の向上に努める。

・消防庁舎の整備

地域の安全・安心を図るため、消防庁舎の安全性の確保は重要なものであり、適切な維持管理を行うことで災害時の迅速・安全な出場につながり、消防隊の初動時間の短縮が図られる。

狭隘で老朽化した庁舎の整備を進めるため、建設事業に順次着手し、消防活動拠点として消防機能の強化に努める。

○施策２：救急・救助の高度化

・救急救助体制の整備

地域住民に期待される救助体制づくりを推進するとともに、隊員の教育訓練を充実させる。

また、救急出場件数は前年に比べ増加となり、今後も高齢者人口の推移や各種感染症等に係る救急需要の状況を注視し、医療機関と緊密に連携しつつ高度な救命処置が可能な救急救命士を養成するとともに、市民に対してＡＥＤを使用した応急手当の講習会を広く行い傷病者の生存率の向上を図る。

○施策３：火災予防対策の推進

・火災予防体制の整備

火災による被害を低減するため、住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理を積極的に呼びかけるとともに、地域の防火組織である消防クラブ及び各町内会等の住民に対する各種防火研修などを通じて、地域における防火意識を高め、高齢者宅をはじめとする一般住宅の火災予防に努める。

事業所における火災の予防については、消防用設備等の適正な維持管理と防火・防災管理の指導を行い、安全を確保する。

また、石油類等を貯蔵し取り扱う危険物施設についても、保安意識の高揚を図り災害危険の低減を目指す。

さらに、防火協力団体と連携し、火災予防に関する協力体制の構築を図る。

1. 消防職員階級等別人員

R5. 4. 1現在

階級等区分	計	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他の職員
実（人）数	374	1	4	11	29	67	122	23	116	1
定（人）数	370									

＊実（人）数には長崎県派遣職員も含めて計上

2. 消防団員定数及び報酬

R5. 4. 1現在

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
定（人）数	1	16	69	75	159	322	1,278	1,920
実（人）数	1	14	68	73	158	312	796	1,422
報酬（年額）	82,500	69,000	50,500	45,500	38,000	37,000	36,500	

3. 消防団員一人当たりに対する人口及び面積

全人口		234,055 人
全面積		426.01ｋ㎡
消防団員一人当たり	人口	164.59 人
	面積	0.299ｋ㎡

＊人口は令和5年4月1日現在の長崎県推計人口による

＊面積は令和5年1月1日現在の全国都道府県市区町村別面積調による

4. 消防水利現況（佐世保市内）

R5. 4. 1現在

種別＼管轄別		合計	中央消防署				東消防署	西　消　防　署				
			本署	春日	干尽	日宇	本署	本署	祝橋	宇久	江迎鹿町	佐々
消火栓	合　　計	3,960	961	440	371	389	588	547	191	166	180	127
	公設消火栓	3,815	910	437	356	371	582	497	191	166	178	127
	私設消火栓	145	51	3	15	18	6	50	0	0	2	0
防火水槽	合　　計	1,036	99	86	31	70	152	105	198	96	156	43
	公設防火水槽	900	87	68	29	54	103	73	195	95	153	43
	私設防火水槽	136	12	18	2	16	49	32	3	1	3	0
プ　ー　ル		95	17	6	6	12	12	20	9	2	8	3

注：佐々出張所管内については、小佐々町分及び浅子町のみ記載

5. 消防用車両

R5. 4. 1現在

種別＼所属	計	自動車消防ポンプ	ポンプ自動車水槽付消防	付多機能車小型動力ポンプ	付積載車小型動力ポンプ	ポンプ自動車化学消防	ポンプ自動車はしご付消防	救助工作車	救急自動車	その他の車両
消　防　局	12	0	1	0	0	0	0	0	4	7
中央消防署	19	3	1	0	0	2	1	1	5	6
東　消　防　署	19	5	3	0	0	0	1	1	6	3
西　消　防　署	16	4	2	0	0	0	1	1	6	2
消　防　団	104	49	2	7	37	0	0	0	0	9
合　　計	170	61	9	7	37	2	3	3	21	27

6. 火災発生件数

区分＼年別			H30	R1	R2	R3	R4
出火件数	建物		61	54	52	45	46
	林野		13	4	8	6	5
	車両・船舶・航空機		17	13	7	12	6
	その他		62	33	34	39	55
	計		153	104	101	102	112
建物火災	焼損棟数	全焼	17	25	28	21	31
		半焼	3	2	1	4	2
		部分焼	26	20	28	11	19
		ぼや	38	30	31	24	24
	り世帯災数	全損	11	17	18	21	14
		半損	2	1	0	8	1
		小損	46	33	54	20	32
焼損面積	建物（㎡）		2,104	3,468	4,072	3,406	3,208
	林野（a）		65	12	73	101	25
死傷者	死者		5	4	7	2	8
	傷者		15	15	16	13	13
損害額（単位 千円）	建物	建物	58,294	125,832	150,697	118,542	83,573
		収容物	29,762	18,744	30,775	27,761	23,016
		計	88,056	144,576	181,472	146,303	106,589
	林野		0	6	217	0	0
	車両・船舶・航空機		3,782	28,188	6,944	9,205	2,585
	その他		392	243	116	590	478
	計		92,230	173,013	188,749	156,098	109,652

7. 原因別火災発生件数

原因別＼年別	たばこ	こんろ	かまど・風呂かまど	ストーブ	ボイラー	排気管	電気機器・電気装置	電灯・電話等の配線	内燃機関	配線器具	火あそび	マッチ・ライター	たき火	溶接機・切断機	灯火（ローソク等）	放火	放火の疑い	その他	不明	合計
30	8	10	1	0	1	1	3	13	0	2	1	1	45	1	2	5	10	19	30	153
R1	3	6	0	7	0	3	4	3	0	1	3	0	20	2	2	3	3	26	18	104
R2	5	4	1	3	1	3	4	7	1	2	0	1	32	0	2	0	0	15	20	101
R3	4	2	0	0	1	1	4	4	0	1	3	0	35	3	2	4	2	15	21	102
R4	3	8	1	2	0	0	0	5	2	1	1	1	35	1	3	2	2	17	28	112

8. 救急活動状況

種別＼年別		Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
火災	件数	11	17	14	14	16
	人員	6	11	9	19	13
自然災害	件数	0	0	4	0	2
	人員	0	0	4	0	2
水難	件数	19	30	23	25	18
	人員	8	11	12	9	9
交通	件数	837	861	706	741	788
	人員	768	768	638	621	635
労災	件数	110	137	121	113	117
	人員	106	132	118	104	109
運動競技	件数	89	103	110	73	106
	人員	89	99	111	67	101
一般負傷	件数	2,635	2,583	2,426	2,537	2,746
	人員	2,341	2,268	2,173	2,256	2,341
加害	件数	46	42	37	31	35
	人員	30	28	26	24	22
自損行為	件数	139	116	126	164	144
	人員	91	70	93	106	87
急病	件数	10,474	10,216	9,477	9,820	11,340
	人員	8,955	8,859	8,212	8,425	8,977
その他	件数	2,646	2,492	2,192	2,200	2,246
	人員	2,395	2,295	1,997	2,010	2,043
合計	件数	17,006	16,597	15,236	15,718	17,558
	人員	14,789	14,541	13,393	13,641	14,339

※　件数は出場件数、人員は搬送人員

9. 救助活動状況

Ｒ４年中

署別＼区分		事故種別										
		火災		交通事故	水難事故	風水害等自然災害	機械による事故	建物等による事故	酸欠事故ガス及び	破裂事故	その他の事故	計
		建物	以外									
中央消防署	出動件数	0	0	24	4	0	0	0	0	0	11	39
	活動件数	0	0	15	3	0	0	0	0	0	9	27
	救助人員	0	0	24	3	0	0	0	0	0	9	36
東消防署	出動件数	0	0	27	8	0	3	0	0	0	18	56
	活動件数	0	0	17	4	0	3	0	0	0	16	40
	救助人員	0	0	22	3	0	3	0	0	0	18	46
西消防署	出動件数	0	0	12	3	0	1	0	0	0	2	18
	活動件数	0	0	6	3	0	0	0	0	0	1	10
	救助人員	0	0	7	4	0	0	0	0	0	1	12
計	出動件数	0	0	63	15	0	4	0	0	0	31	113
	活動件数	0	0	38	10	0	3	0	0	0	26	77
	救助人員	0	0	53	10	0	3	0	0	0	28	94

選挙管理委員会

１．組織

(1) 委員会の構成

委員長	和田　隆	補充員	森　雪男
職務代理者	下川　孝之	〃	久池井　一孝
委員	江口　茂広	〃	森　俊秀
〃	大平　愼一	〃	片平　研一

２．経常的事業

(1)　選挙常時啓発

明るく正しい選挙の実現に向け、あらゆる機会を通じて啓発を行う。

また、選挙人の政治意識の向上に努め、選挙に関する諸般の事項を周知徹底させるため、次の事業を重点的に行う。

①　新有権者啓発事業

新有権者や近い将来有権者となる学生を対象に、選挙に関心を持つよう、講話やパンフレット等を通じて啓発を行う。

②　パンフレット等による啓発事業

選挙や政治への関心を深めるため、各種ポスター等を各町内会等に配布し、選挙啓発を行う。

③　啓発ポスター、書写作品募集事業

小・中・高校の児童、生徒を対象に選挙に対する認識を深めてもらうため、ポスター、書写の募集、展示をする。

(2)　各種選挙人名簿の調製、異動整理

①　永久選挙人名簿（定時〔3 月、6 月、9 月、12 月の 1 日現在〕及び選挙時に追加登録）

②　在外選挙人名簿（随時登録）

(3)　検察審査員候補者予定者選定、同名簿調製

選挙人名簿から割り当てられた員数を抽選により選定後、名簿を検察審査会事務局へ送付する。

(4)　裁判員候補者予定者選定、同名簿調製

選挙人名簿から割り当てられた員数を抽選により選定後、名簿を長崎地方裁判所へ送付する。

３．選挙人名簿登録者数

種　　別	登　録 現在日	登　録　者　数			備　考
		男	女	計	
公職選挙法による 選挙人名簿 （在外選挙人名簿）	令和 5.6.1	93,680 （30）	107,087 （126）	200,767 （156）	投票区数 94

4. 有権者数及び投票率の推移

選挙別		有権者数	投票率(%)
衆議院	昭 28. 4.19	116,485	70.83
	30. 2.27	124,845	75.39
	33. 5.22	134,198	78.36
	35.11.20	140,936	78.83
	38.11.21	143,625	77.14
	42. 1.29	149,815	73.20
	44.12.27	160,915	75.99
	47.12.10	163,174	76.68
	51.12. 5	170,089	69.45
	54.10. 7	170,505	76.81
	55. 6.22	170,608	81.89
	58.12.18	177,398	70.72
	61. 7. 6	178,582	76.64
	平 2. 2.18	180,423	77.22
	5. 7.18	184,048	73.91
	8.10.20	188,372	62.79
	10. 2.22	189,862	66.47
	12. 6.25	190,721	64.67
	15.11. 9	192,287	56.70
	17. 9.11	200,644	66.72
	21. 8.30	206,114	69.92
	24.12.16	212,781	58.37
	26.12.14	32,452	40.11
		178,219	50.76
	29.10.22	32,923	49.39
		178,691	54.50
	令 3.10.31	32,067	49.54
		171,964	54.09
参議院	28. 4.24	116,308	61.81
	31. 7. 8	133,620	64.01
	34. 6. 2	141,359	61.23
	37. 7. 1	136,045	71.29
	40. 7. 4	140,263	70.60
	43. 7. 7	152,569	71.33
	45. 3.15	160,955	32.13
	46. 6.27	161,978	59.82
	49. 7. 7	165,493	72.75
	52. 7.10	170,204	69.80
	55. 6.22	170,608	81.88
	58. 6.26	172,650	56.17
	61. 7. 6	178,582	76.63
	平 元. 7.23	180,945	69.59
	4. 7.26	182,425	49.64
	7. 7.23	187,124	48.57
	10. 7.12	190,068	54.94
	13. 7.29	191,214	56.84
	16. 7.11	192,245	57.40
	19. 7.29	208,746	57.81
	22. 7.11	214,903	59.43
	25. 7.21	212,186	50.82
	28. 7.10	213,841	53.68
	令 元. 7.21	208,586	43.09
	4.7.10	202,431	46.16

選挙別		有権者数	投票率(%)
知事	昭 30. 4.23	136,219	76.22
	33. 3. 2	133,321	67.16
	37. 2.25	136,869	68.78
	41. 2.20	142,772	52.01
	45. 2.22	160,188	67.23
	49. 2.17	163,701	66.81
	53. 2.19	169,406	47.95
	57. 2.21	173,904	50.70
	61. 2.23	177,083	52.54
	平 2. 2.18	179,440	77.52
	6. 2.20	184,553	56.23
	10. 2.22	188,972	66.77
	14. 2. 3	190,832	45.54
	18. 2. 5	199,863	46.85
	22. 2.21	205,136	55.07
	26. 2. 2	210,624	35.31
	30. 2. 4	210,080	30.43
	令 4.2.20	202,169	42.77
県議	昭 26. 4.30	98,102	82.57
	28.10. 1	120,132	56.82
	30. 4.23	126,685	76.57
	33. 3. 2	125,505	66.54
	34. 4.23	139,415	81.28
	38. 4.17	139,304	83.01
	42. 4.15	148,489	73.95
	45. 2.22	160,188	67.19
	46. 4.11	162,580	74.44
	49. 2.17	163,701	66.79
	50. 4.13	166,832	73.74
	53. 2.19	169,406	47.94
	54. 4. 8	170,896	73.71
	58. 4.10	172,689	75.32
	62. 4.12	176,612	72.91
	平 2. 2.18	179,440	77.49
	3. 4. 7	179,060	67.67
	7. 4. 9	184,770	57.79
	11. 4.11	188,440	63.15
	15. 4.13	190,089	59.09
	19. 4. 8	207,839	55.90
	23. 4.10	212,024	54.17
	27. 4.12	207,859	47.84
	31. 4.7	205,420	46.90
	令 5. 4. 9	198,187	43.50
市長	昭 26. 4.23	98,127	91.10
	30. 4.30	137,161	82.62
	34. 4.30	無投票	
	38. 4.30	141,037	84.78
	42. 4.28	147,396	81.58
	46. 4.25	161,845	81.52
	50. 4.27	166,311	83.03
	54. 4.22	170,129	82.75
	58. 4.24	171,930	76.69
	62. 4.26	175,200	74.89

選挙別		有権者数	投票率(%)
市長	平 3.4.21	177,470	69.85
	7.4.23	183,332	72.79
	11.4.25	無投票	
	15.4.27	188,608	60.23
	19.4.22	205,202	66.80
	23.4.24	210,633	60.19
	27.4.26	無投票	
	31.4.21	205,114	50.11
	令 5.4.23	196,449	52.88
市議	昭 26.4.23	98,127	91.08
	30.4.30	137,161	82.62
	34.4.30	141,552	86.83
	38.4.30	141,037	84.78
	42.4.28	147,396	81.58
	46.4.25	161,845	81.52
	50.4.27	166,311	83.03
	54.4.22	170,129	82.75
	58.4.24	171,930	76.70
	62.4.26	175,200	74.89
	平 3.4.21	177,470	69.85
	7.4.23	183,332	72.78
	11.4.25	186,957	63.40
	15.4.27	188,608	60.23
	19.4.22	205,202	66.80
	23.4.24	210,633	60.19
	27.4.26	206,521	51.74
	31.4.21	205,114	50.10
	令 5.4.23	196,449	52.88

監 査 委 員

1. 監査の実施（令和４年度実績）

監査の業務として、以下のとおり実施した。

決　算　審　査 …… 一般会計・特別会計（15 会計）、公営企業会計（2 会計）について、歳入歳出事務の精査及び計数確認と、企業会計については、これと併せて運営状況に留意して審査を行った。

例 月 出 納 検 査 …… 一般会計・特別会計（15 会計）、公営企業会計（2 会計）について計数確認及び現金出納事務の適否検査を行った。

財　務　監　査

定　期　監　査 …… 年次監査実施計画に基づき、14 部局（課かい 105）について監査を行った。

随　時　監　査 …… 公共工事の適正性を確保するため工事監査を行った。（対象１件）

財政援助団体等監査 …… ４ 団体の出納その他の事務の執行について監査を行った。

行　政　監　査 …… 「指定管理者制度による公の施設の管理について」をテーマに監査を行った。

2. 監査委員

選任別	氏　　名	就 任 年 月 日
識　見	宮﨑　祐輔	令和５年８月１日
識　見	本村　泰人	令和２年１月１日
識　見	赤瀬　隆彦	令和５年５月３日

※佐世保市監査委員条例の改正により、議選の委員を廃止し、令和5年5月3日より委員数が4人から3人となった。

契 約 監 理 室

契約課

１．事務分掌

(1)　入札参加者の資格審査に関すること。
(2)　指名業者の選定に関すること。
(3)　建設工事業者選定審査委員会に関すること。
(4)　建設工事及び建設コンサルタント業務の契約並びに支払に関すること。
(5)　工事請負、物品調達及び業務委託に関する入札制度の調査、研究に関すること。
(6)　物品の購入、修理、出納及び保管並びに不用品の売却並びに印刷物の製造の契約事務に関すること。

技術監理課

１．事務分掌

(1)　工事の検査・指導に関すること
　　（令和４度完了検査489件　契約額188.3億円）
(2)　建設技術職員の専門別研修に関すること。
(3)　土木設計積算システムの管理等に関すること。
(4)　建設技術の情報収集や調査業務に関すること。
(5)　優秀工事建設業者等の表彰に関すること。
(6)　建設副産物の対策に関すること。

都 市 整 備 部

都市政策課

現　　況

市域のうち、吉井町、世知原町、小佐々町、黒島町、高島町、浅子町の各町及び宇久町の一部、鹿町町の一部を除いた 29,257ha について都市計画区域を定めている。

都市計画区域のうち、宇久町、江迎町及び鹿町町を除く 23,976ha においては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域及び市街化調整区域に区分した、線引き制度によるまちづくりを昭和 46 年 3 月 31 日から行っている。

また、宇久町の一部を昭和 44 年 5 月 27 日、江迎町の全域及び鹿町町の一部を昭和 26 年 4 月 9 日より非線引き都市計画区域として、まちづくりを行っている。

市街化区域では都市の計画的な土地利用を図るために、住居系、商業系、工業系の 12 種類に区分した用途地域を定め、その中で容積率、建蔽率、高さの制限などの建築物の形態規制を行っている。

また、市街地における火災の危険を防ぐため、商業地域において高密度の土地利用が行われている区域に防火地域を、その周辺や建築物が密集した区域に準防火地域を定めて建築物の構造制限を行っている。

1. 都市計画区域

（H27.9.11 決定）

都市計画区域			２９，２５７ha
	線引き		２３，９７６ha
		市街化区域	４，４７１ha
		市街化調整区域	１９，５０５ha
	非線引き		５，２８１ha

2. 用途地域

都市における建築物は、住宅、店舗、工場など多種多様であり、この多様な用途の建築物が無秩序に混在することは環境を悪化し、それぞれの機能が十分に発揮できないばかりでなく、都市施設の整備も非効率的となる。

そこで、住居、商業、工業など土地利用上の区分を行い、建築物の用途、規模、形態などの守るべき最低限のルールを定めて、機能的な都市活動の確保と良好な市街地環境の形成を図るものとして、用途地域が定められている。

（H27.9.11 決定）

区分	専用地域 第一種低層住居	専用地域 第二種低層住居	住居専用地域 第一種中高層	住居専用地域 第二種中高層	住居地域 第一種	住居地域 第二種	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
面積(ha)	993	25	773	26	1046	126	60	153	338	497	225	209	4471
比率(%)	22.2	0.6	17.3	0.6	23.4	2.8	1.3	3.4	7.6	11.1	5.0	4.7	100

※都市計画法の改正により、平成 30 年 4 月 1 日から用途地域の区分に田園住居地域が追加されましたが、本市において指定はありません。

3. 防火・準防火地域

（H21.3.27 決定）

区　分	面積(ha)	備　　考
防　火	54	商業地域で容積率 600%の全域と 500%、400%の一部
準防火	656	近隣商業地域・準工業地域・商業地域・住居系地域の一部
計	710	

4. 風致地区

鵜 渡 越	290.3ha
九十九島	1,894.9ha
八　　幡	18.2ha
祇　　園	10.8ha
眼 鏡 岩	10.1ha
福石観音	2.4ha
計	2,226.7ha

住宅課

本市が管理している住宅は、令和5年4月1日現在、公営住宅5,007戸、改良住宅147戸、市単独住宅119戸、特定公共賃貸住宅70戸、準公営住宅9戸、合計5,352戸である。

また、県営、公社の賃貸住宅は、別掲のとおりである。

本市の市営住宅は、殆んどが高度経済成長期に建設され、老朽化による更新期を迎えている。本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来により、これらの施設を効率的かつ円滑に更新し、市営住宅の需要に的確に対応することが喫緊の課題となっている。

このようなことから平成25年度に佐世保市営住宅長寿命化計画を策定し、予防保全的管理、長寿命化に資する改善、及び、効率的かつ円滑な建替えを進めるための基本設計を定めた。さらに平成28年度に変更された国の指針等に対応するため、平成29年度に本計画を改定したところである。

近年の入居者の実態をみると、少人数世帯、単身世帯が高齢者を中心として増加しており、単身小世帯向け住居の供給が追い付かない状況にある。

こうしたことから、現在の安全基準を満たしつつ、高齢者や障がい者を始めすべての人にやさしいバリアフリー対応住居、世帯構成の変化を踏まえた単身小世帯向け住居を供給していくことも、現在の市営住宅管理運営の重要課題となっている。

市営住宅の建設は建替を基本として実施しており、令和5年度は、大黒住宅3期建替事業（91戸）、新田住宅2期建替事業（50戸）、花高1住宅2期建替事業（90戸）、直谷住宅2期建替事業（集会所）、鹿町新田住宅建替1期事業（19戸）、新田住宅3期建替事業（42戸）、花高1住宅3期建替事業（80戸）、直谷住宅3期建替事業（14戸）、鹿町新田住宅2期建替事業（18戸）を実施予定である。

1. 市営住宅管理開始状況

（単位　戸）

種別＼年度	H30	H31	R2	R3	R4	計
新　　築						0
建　　替	126	12	24	0	75	237
合　　計	126	12	24	0	75	237

2. 市内公営住宅等の状況(R5. 4. 1現在)

(単位:戸)

地区名	市営	公社	県営	計
折橋			42	42
桜木	254		101(※1 3)	355(※1 3)
花園	66		24	90
須佐	35	48	35	118
三浦		74		74
汐見			24	24
大黒	132			132
天神			30	30
十郎新	281		401	682
上町			71(※1 4)	71(※1 4)
赤崎	93			93
琴平	33			33
相浦	324		421	745
中里皆瀬	146	92	266	504
大野	664		533(※1 5)	1,197(※1 5)
日宇・黒髪			167	167
早岐	287		188	475
黒島	6			6
東山	48			48
花高	603	54	746	1,403
柚木	170			170
棚方	60			60
瀬戸越	100			100
崎岡	114		110	224
もみじが丘	63	12	350(※1 7)	425(※1 7)
吉井	459(※1 24) (※2 6)			459 (※1 24) (※2 6)
世知原	197(※1 10)			197(※1 10)
小佐々	317 (※1 6)			317 (※1 6)
宇久	35 (※1 3)			35 (※1 3)
江迎	476 (※1 9) (※2 3)			476 (※1 9) (※2 3)
鹿町	389(※1 18)			389(※1 18)
計	5,352 (※1 70) (※2 9)	280	3,509 (※1 19)	9,141(※1 89) (※2 9)

※1　上記公営住宅等の内、特公賃住宅として市営が70戸、県営が19戸を管理している。

※2　上記公営住宅等の内、準公営住宅として市営が9戸を管理している。

まち整備課

各地域の特性に応じた都市機能や魅力向上を図り、持続可能なまちづくりの推進に取り組んでいる。

また、佐世保らしい美しく魅力ある景観づくりのため、建築物や屋外広告物等の景観誘導を進めるとともに、景観に対する市民の意識醸成を図り、まちの活性化に取り組んでいる。

なお、各事業の内容・進捗状況は、下記のとおりである。

○市街地再開発事業

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業に対する指導・助成を行っている。

〈完了地区〉

・栄・常盤地区市街地再開発事業（名称：サンクル）
・戸尾地区市街地再開発事業（名称：アルファ）
・潮見地区市街地再開発事業（名称：エス・プラザ）

○斜面密集市街地対策事業

本市の斜面地には、老朽家屋が狭い坂道や階段沿いに密集しているため、道路や公園などの公共施設の整備ができず、防災や住環境などの面で様々な問題を提起している。このため、居住環境整備の基礎的調査を実施し、市街地の安全確保など様々な面から整備が必要な地区を抽出した。

この中で、平成 13 年度から斜面地を多く含む 4 地区をモデル地区として設定し、住み続けられるまちをつくるために、地元まちづくり協議会との協働により地元の方々との意見交換を重ねながら事業推進を図っている。

平成 16 年度に戸尾・松川地区と矢岳・今福地区、平成 17 年度に福田・中通地区と東山地区において、国より整備計画の大臣承認を受けた。

その後、平成 18 年度に矢岳・今福地区、平成 19 年度に福田・中通地区と東山地区、平成 21 年度に戸尾・松川地区が国より事業計画の大臣同意を得られたことから、道路等の公共施設整備に向け事業を推進している。

平成 22 年度に矢岳・今福地区の主要生活道路の整備に着手し、平成 28 年度に完成した。平成 24 年度に東山地区の主要生活道路、平成 25 年度に戸尾・松川地区の生活道路、平成 28 年度に福田・中通地区の主要生活道路の整備に着手している。矢岳・今福地区については、主要生活道路の完成を受けて、令和２年度から効率的かつ即効性のある新たな道路整備手法として車みち整備事業に着手している。

○景観形成事業

・景観形成推進事業

平成 22 年度に景観計画の策定及び景観条例を制定し、事前協議や届出等の運用により、佐世保らしい個性と魅力ある景観形成に取り組んでいる。また、良好な景観形成のため特に重要な地区を「重点景観計画区域」として選定している。これまでに黒島地区（平成 25 年 9 月）、三川内山地区（平成 30 年 12 月）、針尾送信所地区（令和 3 年 1 月）の重点景観計画を策定しており、現在はハウステンボス周辺地区の計画策定に向けて取り組んでいる。

また、大切にしたい特色ある身近なまちの景観を「させぼ景観 100 選」として選定し、市ホームページや小冊子を作成している。また、SNS を活用したフォトイベント等により、啓発活動に取り組んでいる。

そのほか、市内の工業高校で土木・建築を学ぶ高校生や佐世保市の技術職員を対象に、景観啓発の一環として講習会を実施している。

・屋外広告物対策事業

平成 28 年 4 月の中核市移行に伴い、屋外広告物条例を制定し、条例に基づく屋外広告物の許可等を通じて、良好な景観形成、公衆に対する危害防止を推進している。

公園緑地課

佐世保市には現在、430 カ所、513.25ha の公園がある。このうち開設している公園は 426 カ所、423.88ha で市民 1 人当たり 17.43 ㎡である。

また、自然公園の園地は、西海国立公園（鹿子前園地ほか）や北松県立公園（白岳自然公園ほか）等 19 カ所、108.82ha である。

（注）人口は、令和２年度国勢調査の数値を使用

今年度は、令和４年４月に改訂した緑の基本計画の適切な運用を図るとともに、長寿命化計画に基づく公園施設の更新や改修、定期点検等に基づく維持・修繕を予定している。

1. 令和４年度整備状況

長寿命化計画に基づく公園施設の更新や、定期点検等に基づく維持・修繕を実施した。

2. 都市公園等総括表

R5.4.1 現在

公園種別		公園等総括		都市計画決定公園		開設公園	
		箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha
住区基幹公園	街区公園	360	53.60	103	22.93	358	52.94
	近隣公園	13	24.4	10	20.5	13	21.4
	地区公園	6	37.7	4	27.6	6	37.6
都市基幹公園	総合公園	4	52.3	4	54.3	4	51.6
	運動公園	2	38.7	1	17.8	2	38.7
特殊公園	風致公園	27	278.3	4	220.5	26	196.9
	歴史公園	1	0.5	1	0.5	0	0
	墓園	1	21.6	1	21.6	1	18.7
	その他	4	4.7	0	0.0	4	4.7
都市緑地		12	1.45	2	0.7	12	1.34
計		430	513.25	130	386.43	426	423.88

自然公園及び園地	19	108.82	

3. 施設整備係の業務

○業務内容

・公園及び緑地の設計、施工及び監督に関すること。

・他の所管に係る受託工事の計画、設計、施工及び監督に関すること。

（公園施設をはじめ、他部局及び部内から依頼された土木・造園部門の委託業務、工事の発注、施工監督を行っている。）

○令和４年度の発注業務（実績）

・主な発注工事として、千尽公園法面改修工事、大塔公園長寿命化対策工事、清水中学校造成工事、大黒住宅３番館建替舗装工事、佐世保市西消防署江迎鹿町出張所第２期舗装工事、防火水槽の新設工事など41件、また施設整備に伴う測量設計業務として5件の業務を行った。（請負金額：365,047千円）

建築指導課

都市において安全で秩序ある住環境を作るためには、都市計画法や建築基準法に定める基準に建築物や敷地を正しく適合させることが重要である。その点、開発許可や建築確認・検査といった建築行政は、住宅・建築物の質を確保するうえで重要な役割を果たしている。また、一方、近年では空き家をはじめとする都市の諸問題への対応も迫られており、あわせて、さらなる行政の推進と指導体制の強化が必要だと考えられる。

1. 建築確認年度別受付件数

（単位：件）

年度＼種別		建築物	工作物	計画通知（建築物、工作物、昇降機）	昇降機	合計
30	確認	571	14	23	13	621
	計画変更	90	3	4	0	97
31	確認	577	21	18	14	630
	計画変更	64	2	2	0	68
2	確認	507	29	22	16	574
	計画変更	47	1	0	0	48
3	確認	614	25	35	6	680
	計画変更	43	2	1	0	46
4	確認	526	37	31	8	602
	計画変更	40	1	0	0	41

2. 公開聴聞会・建築審査会の開催回数及び取扱件数

（単位：件）

年度＼区分	公開聴聞	建築審査会回数	建築審査会取扱件数
30	0	5	14
31	0	5	16
2	0	3	14
3	1	3	18
4	0	3	20

3. 年度別建築確認申請手数料等収入状況

（単位： 円）

年度	確認申請等手数料	許可・仮使用手数料	諸証明等手数料	その他	合計
30	29,423,000	1,936,000	53,700	1,596,000	33,008,700
31	29,124,000	1,584,000	38,100	1,423,000	32,169,100
2	24,667,000	1,345,800	30,600	1,234,000	27,277,400
3	27,971,000	2,253,400	60,900	3,412,500	33,697,800
4	25,478,000	1,906,000	63,600	5,867,500	33,315,100

4. 年度別建築行政事務許認可等実績表

（単位：件）

			30	31	2	3	4
確認・検査	確認申請確認件数 ( )は計画変更件数（外数）	建築物	560(89)	583(65)	496(49)	602(42)	519(41)
		工作物	13(3)	21(2)	26(1)	28(2)	34(1)
		昇降機等	13(0)	13(0)	17(0)	6(0)	7(0)
	計画通知確認件数 ( )は計画変更件数（外数）	建築物	16(2)	13(4)	20(0)	20(1)	23(0)
		工作物	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	3(0)
		昇降機等	5(0)	3(0)	3(0)	10(0)	8(0)
	中間検査	建築物	25	18	11	10	4
	完了検査 (確認申請物件)	建築物	587	526	491	544	525
		工作物	10	16	11	25	30
		昇降機等	12	12	16	9	8
	完了検査 (計画通知物件)	建築物	18	10	19	14	17
		工作物	1	0	1	1	0
		昇降機等	4	4	3	5	8
許可	用途規制（48 条）		0	0	0	1	0
	仮設建築物等（85 条）		3	6	7	10	21
	建築物の高さ限度（55 条）		0	0	0	0	0
	日影建築物の高さ（56 条の 2）		1	0	0	1	0
	接道（法 43 条 2 項 2 号）		12	15	14	19	15
指定	道路の位置指定（42 条 1 項 5 号）		18	18	11	14	11
	1.8 メートル未満の道に指定(42 条 2 項)		0	0	0	0	0
	2.7 メートルの道に指定（42 条 3 項）		0	0	0	0	0
台帳記載証明			97	121	102	203	110
報告	特殊建築物の定期報告		54	39	41	102	39
	建築設備の定期報告		197	200	153	197	179
	防火設備の定期報告		83	31	120	131	123
	昇降機等の定期報告		1,355	1,407	1,445	1466	1467
特殊建築物の防災指導			31	9	32	28	16
認定	建築物の仮使用		4	2	1	1	1
	一団地の建築物		3	3	1	3	1

※( )内の計画変更の件数については、外数として件数を整理している。

5. 都市計画法に基づく開発行為等

（単位：件）

内　　容	30	31	2	3	4
開発行為事前審査	21	13	20	15	11
開発行為の許可（29 条）	11	13	16	21	10
市街化調整区域における建築物の新築（43 条）	45	68	49	113	58
宅地造成等規制法の許可	12	14	6	5	13

6. 建築物にかかる各種認定等

（単位：件）

内　　容	30	31	2	3	4
長期優良住宅普及促進法に基づく長期優良住宅認定 ※( )は変更認定の件数（外数）	116 (17)	117 (7)	98 (19)	216 (9)	261 (14)
建築物省エネルギー法に基づく認定 ※H28 年度からの事務	0	0	2	0	6
都市の低炭素化促進法に基づく認定	5	9	8	16	7
高齢者、障害者等移動等円滑化促進法に基づく認定	0	0	0	0	0
（参考）長崎県福祉のまちづくり条例に基づく届出	33	28	38	33	19
耐震改修促進法に基づく認定	0	0	0	0	0
建築物省エネルギー法に基づく届出・適合性判定	63	50	55	41	34
都市計画法に基づく地区計画区域内の行為に関する届出	35	15	10	182	154
佐世保市中高層建築物等建築指導要綱に基づく届出	16	22	15	16	19

7. 住居表示

日常生活で不便や支障をなくし、合理的でわかりやすくするために、昭和 38 年度から住居表示整備事業を進めており、現在、311 カ町ある中で、109 カ町（全町 60 カ町、一部 49 カ町）が住居表示実施済みである。

8. 老朽危険空き家対策

空き家の問題については、「少子高齢化、人口減少、核家族化」など様々な要因により、年々増加傾向及び深刻化しており、全国どこの自治体でも重要な政策課題となっている。

空き家は適正に管理されていない場合が多く、「建物の倒壊、火災・放火、害虫の発生、不法投棄」などを引き起こす恐れがある。

このような事態に至らないよう空き家を適正に管理する責任は、第一義的には空き家の「所有者・管理者」にあるが、空き家の所有者が不明な場合や、所有者が明らかであっても経済的な理由で解体が進まない事例も多く見られるところである。

本市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」並びに「佐世保市空家等対策の推進に関する条例」の運用により、問題の原因となる空き家を対象に所有者の調査、指導等に努めている。

また、市内の老朽危険空き家除去の推進を図るために、平成 24 年度から空き家の除却工事費に対して補助支援を行う制度の運用を始めている。

・佐世保市老朽危険空き家及び空き建築物除却費補助金　（単位：件）

	H30	H31	R2	R3	R4
老朽危険空き家	25	32	33	39	36
老朽危険空き建築物	4	4	4	5	3

9. その他

建築指導課では上記のほか、建設リサイクル法に基づく届出の受付や、次のような支援（補助）事業も行っている。

○佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業（木造戸建住宅の耐震化）

令和 4 年度実績　　耐震診断 1 件

営繕課

本課は、市が所有する公共建築物について、新築、増築及び改修工事に関する相談・調査・計画・設計・工事監理の業務を受託し行っている。

令和５年度の主なものとして一般営繕工事では、令和４年度からの継続工事である令和４年度佐世保市役所本庁舎改修工事や江迎地区複合施設長寿命化改修工事、旧市民会館解体工事、旧吉井支所庁舎解体工事の完成を予定している。令和５年度としては、佐世保競輪場新メインスタンド新築工事、黒島地区複合施設新築工事、サン・アビリティーズ佐世保屋根改修工事、山暖簾軒裏等改修工事、水産センター機能強化新魚種生産棟(特殊基礎)工事などを予定している。

学校施設関係では、令和４年度からの継続工事である清水中学校校舎改築工事があり、令和６年度の完成を予定している。令和５年度としては、赤崎小学校外５校の外壁改修工事、江迎小学校外６校の屋上防水改修工事を予定している。

公営住宅では、令和４年度からの継続工事として新田住宅４・５番館建替工事(５０戸)があり、令和５年度の完成を予定している。令和５年度としては、花高１住宅５－３棟外４棟の解体工事(６６戸)や直谷住宅建替３期７９－９棟外３棟の解体工事(２４戸)、泉福寺住宅８号館外３件の外壁等改修工事、泉福寺住宅８号館の屋上防水改修工事を予定している。

設備工事では、一般営繕や学校施設、公営住宅の建築工事に関わる電気設備・空調設備・給排水衛生設備工事のほか、設備単独工事として、小学校１８校の特別教室空調設備の新設工事、宇久やすらぎ苑、鹿町温泉新館、と畜場管理棟、男女共同参画推進センターなどの空調設備改修工事、小中学校１４校の便所洋式化改修工事を行う。
また、佐世保市立図書館、泉福寺住宅２号館及び水産市場市場棟のエレベーター改修工事、もみじが丘中央公園ナイター照明設備、東部クリーンセンター火災受信機、広田小学校高圧受電設備の改修工事を予定している。

令和５年度の工事発注予定は次のとおり。

建築工事	６６件	４，４３６，６２９（千円）
設備工事	５５件	１，９３２，１５８（千円）
合　　計	１２１件	６，３６８，７８７（千円）

令和4年度　営繕工事

［凡例］　RC：鉄筋コンクリート造　　S：鉄骨造
　　SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造　W：木造

（2千万円以上の工事）

工事名	工事費（千円）	工事概要
新田住宅5番館建替（建築）工事	341,264	RC造　5階建て　延べ面積：1,639㎡　30戸（1LDK：10戸、2DK：20戸）
新田住宅5－2棟解体工事	44,320	RC造　5階建て　解体面積866㎡（20戸）
鹿町新田住宅棟1、棟2建替（建築）工事	124,168	W造　平屋建て　延べ面積：546㎡　（棟1：189㎡、棟2：357㎡） 棟1：4戸（1LDK：2戸、2DK：2戸）　棟2：6戸（2DK：2戸、3LDK：4戸）
鹿町新田住宅棟3、棟4建替（建築）工事	111,294	W造　平屋建て　延べ面積：478㎡　（棟3：259㎡、棟4：219㎡） 棟3：5戸（1LDK：1戸、2DK：4戸）　棟4：4戸（2DK：4戸）
泉福寺住宅7号館外壁改修工事	44,410	RC造　6階建て　外壁改修面積：5,031㎡
新田住宅4番館建替（建築）工事	263,151	RC造　5階建て　延べ面積：1,146㎡　20戸（1LDK：5戸、2DK：15戸）
山澄地区コミュニティセンター、山澄児童センター外部改修工事	62,700	RC造一部S造　4階建て　屋上防水面積：378㎡　外壁等改修面積：2,292㎡
旧佐世保市民会館解体工事	139,453	RC造　4階建て　解体面積4,422㎡
直谷住宅集会所建替（建築）工事	26,224	W造　平屋建て　延べ面積：98.4㎡
泉福寺住宅13号館建替（木製建具）工事	20,878	RC造　9階建て　延べ面積3,268㎡　54戸（2DK：45戸、3LDK：9戸）　225ケ所
令和4年度佐世保市役所本庁舎改修（建築）工事	394,790	SRC造　地下2階　地上13階　塔屋1階 改修面積：5,564㎡　（B2、B1、1Fの一部、13F、階段室）
水産センター機能強化（ろ過機・貯水槽架台）新築工事	77,000	RC造　施工面積：216㎡　H＝9．25m
小浜住宅解体工事	32,494	W造　平屋建て　解体面積：396㎡（5棟）
花高1住宅3番館建替（木製建具その1）工事	30,030	RC造　10階建て　延べ面積5,943㎡　30戸（3LDK：20戸、2DK：10戸）　270ケ所
花高1住宅3番館建替（木製建具その2）工事	24,090	RC造　10階建て　延べ面積5,943㎡　30戸（3LDK：10戸、2DK：20戸）　240ケ所
花高1住宅3番館建替（木製建具その3）工事	27,038	RC造　10階建て　延べ面積5,943㎡　30戸（2DK：30戸）　210ケ所
旧吉井支所庁舎解体工事	98,329	RC造一部S造　3階建て　解体面積：1,538㎡
佐世保競輪場メインスタンド外解体工事	182,105	RC造一部S造　4階建て　解体面積：6,601㎡
世知原小学校屋内運動場解体工事	41,639	RC造一部S造　2階建て　解体面積：822㎡
山手小学校（13棟）外壁等改修工事	28,230	RC造　3階建て　外壁等改修面積：2,468㎡
金比良小学校（9棟）外壁改修工事	25,773	RC造　4階建て　外壁改修面積：1,258㎡
体育文化館屋上防水改修工事	40,271	RC造一部SRC造　地下1階地上7階建て　屋上防水改修面積1,824㎡
小佐々小学校（1棟外1棟）外壁等改修工事	41,476	RC造　3階建て　外壁等改修面積3,022㎡
祇園中学校（37棟）外壁改修工事	20,025	RC造　2階建て　外壁改修面積1,560㎡
江迎地区複合施設長寿命化改修（建築）工事	466,131	RC造一部S造　4階建て　延べ面積1,758㎡
清水中学校校舎改築（建築）工事	1,727,880	RC造　4階建て　延べ面積5,489㎡
佐世保競輪場仮設審判棟外構内配電線路改修工事	54,274	仮設審判棟の建設及びメインスタンド解体工事に伴う既存強電、弱電構内配電線路の事前改修工事
九十九島水族館海きらら水槽冷却器改修工事	20,637	経年による水槽冷却器7台の更新工事 （大陸棚水槽、深い岩場水槽、エビ仲間たち水槽、海の恵み水槽、フレキシブル水槽）
清水中学校ナイター照明設備改修工事	57,054	清水中学校改築に伴うナイター照明設備の改修工事　撤去6基・新設5基(LED投光器10台/基×5)
佐世保市消防局非常用発電機改修工事	33,324	非常用発電機設備の更新工事　ディーゼル発電機200KVA×1基、燃料小出槽500L×1基
祇園中学校（外4校）便所洋式化改修工事	41,123	祇園中外4校（計86基）の便所洋式化工事
吉井南小学校（外3校）便所洋式化改修工事	35,310	吉井南小外3校（計75基）の便所洋式化工事
楠栖小学校（外4校）便所洋式化改修工事	44,766	楠栖小外4校（計74基）の便所洋式化工事
新田住宅5番館建替（電気設備）工事	36,905	RC造　5階建 30戸　電灯設備、動力設備、テレビ受信設備、通信設備、火災報知設備、昇降機設備
新田住宅5番館建替（機械設備）工事	55,694	RC造　5階建 30戸　換気設備、給水給湯設備、排水設備、衛生器具設備、ガス設備
広田中学校（外4校）便所洋式化改修工事	54,780	広田中外4校（計75基）の便所洋式化工事
崎岡住宅C棟エレベーター改修工事	20,350	エレベーターの現行法適合化と老朽化部品の更新工事 ロープ式エレベーター　1基、定員9名、1-14階停止、速度60m/分
佐世保港国際ターミナルビル換気設備改修（機械設備）工事	22,638	出入国審査場の空調換気設備の増設工事 外調機　1基（冷房能力37kw）、排気ファン1台（風量3810㎥/時）、CO2センサー
エコスパ佐世保空調設備改修工事	31,792	空調設備全室の更新工事　4系統（室外機8台、室内機37台）
東部クリーンセンター工場棟空調設備改修工事	28,600	空調設備の更新工事（受変電室、公害監視室、中央制御室、電算機室、コントロールセンタ） 6系統（室外機11台、室内機16台）
新田住宅4番館建替（電気設備）工事	47,333	RC造　5階建 20戸　電灯設備、動力設備、テレビ受信設備、通信設備、火災報知設備、昇降機設備
水産市場市場棟3階空調設備改修工事	61,231	空調設備更新工事　総務課系統（室外機125kw1台、室内機1台）、 事務所N系統（室外機125kw1台、室内機1台）
新田住宅4番館建替（機械設備）工事	63,951	RC造　5階建 20戸　換気設備、給水給湯設備、排水設備、衛生器具設備、ガス設備
花高小学校外3校特別教室空調設備整備（電気設備）工事	26,497	花高小外3校の音楽室、理科室及び少人数教室の空調設備整備に伴う 電気設備工事　動力設備、受変電設備、構内配電線路設備
相浦西小学校外3校特別教室空調設備整備（機械設備）工事	41,877	相浦西小外3校の音楽室、理科室及び少人数教室の空調設備整備工事（12教室）
楠栖小学校外3校特別教室空調設備整備（機械設備）工事	31,288	楠栖小外3校の音楽室、理科室及び少人数教室の空調設備整備工事（8教室）
大塔小学校外2校特別教室空調設備整備（機械設備）工事	25,177	大塔小外2校の音楽室、理科室及び少人数教室の空調設備整備工事（8教室）
花高小学校外3校特別教室空調設備整備（機械設備）工事	24,400	花高小外3校のの音楽室、理科室及び少人数教室の空調設備整備工事（15教室）
令和4年度佐世保市役所本庁舎改修（機械設備）工事	447,114	B2、B1、1F、13F及び階段室の改修工事にともう機械設備工事 空気設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給排水設備．消火設備
令和4年度佐世保市役所本庁舎改修（電気設備）工事	270,245	B2、B1、1F、13F及び階段室の改修工事にともう電気設備工事 電灯設備、動力設備、通信設備、火災報知設備、中央監視制御設備．昇降機設備
清水中学校校舎改築（機械設備）工事	194,238	清水中学校校舎改築工事に伴う機械設備工事 空気調和設備、換気設備、衛生器具設備、給水排水設備、給湯設備、ガス設備
清水中学校校舎改築（電気設備）工事	174,020	清水中学校校舎改築工事に伴う電気設備工事 電灯設備、動力設備、受変電設備、弱電設備、火災報知設備、昇降機設備
水産センター機能強化（ろ過機・貯水槽）改修工事	271,480	海水ろ過・貯水設備の改修工事 ろ過機　4基（処理能力87㎥/h）、海水貯水槽　2基（50㎥）、付帯配管1式
江迎地区複合施設長寿命化改修（機械設備）工事	104,995	江迎地区複合施設長寿命化改修工事に伴う機械設備工事 空気調和設備、換気設備、衛生器具設備、給水排水設備、給湯設備、ガス設備
江迎地区複合施設長寿命化改修（電気設備）工事	108,609	江迎地区複合施設長寿命化改修工事に伴う電気設備工事 電灯設備、動力設備、受変電設備、弱電設備、火災報知設備、昇降機設備

地籍調査課

地籍調査事業は、国土調査法に基づく事業であり、正確な土地情報の整備を行うために、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界を調査するとともに、境界の位置及び面積を測量し、その成果として地籍簿と地籍図を作成する。地籍簿と地籍図は、法務局（登記所）へ送付され、地籍簿を基に登記簿が修正されるとともに、地籍図が地図として備え付けられる。

佐世保市（旧市内）では、昭和 53 年度から昭和 56 年度まで宮津町・長畑町の全域、奥山町の一部で事業を実施したが、昭和 57 年度から休止し、平成 24 年度に約 30 年ぶりに再開した。

合併した吉井・世知原・小佐々・江迎・鹿町の各旧町においては、既に調査が完了している。

1. 令和５年度　地籍調査実施区域

地区名	面積	該当する町名	主な作業内容
木　風　地　区	0.54㎢	木風町の一部	成果作成業務
南風崎第一地区	0.88㎢	南風崎町の一部	成果作成業務
稲荷第一藤原地区	0.40㎢	稲荷町の一部、藤原町の全域	測量業務
大和第一地区	0.61㎢	大和町の一部	測量業務
大黒第一東山地区	0.49㎢	稲荷町・大黒町・東山町の一部	立会業務
大和第二地区	0.35㎢	大和町の一部	立会業務

2. 佐世保市の地籍調査実施状況

R5.4.1 現在

区分（旧市・町）	対象面積	実施済面積	進捗率	実施時期
旧　吉　井　町	27.37㎢	27.37㎢	100%	S49～S58
旧世知原町	24.56㎢	24.56㎢	100%	S47～S58
旧小佐々町	30.65㎢	30.65㎢	100%	S42～S51
旧　江　迎　町	31.98㎢	31.98㎢	100%	S48～S60
旧　鹿　町　町	29.24㎢	29.24㎢	100%	S47～S56
旧佐世保市	242.34㎢	4.15㎢	1.7%	S53～S56
		4.79㎢	2.0%	H24～
旧　宇　久　町	26.37㎢	0㎢	0%	未実施
佐世保市（全体）	412.51㎢	152.74㎢	37.0%	S42～

土　木　部

土木政策課・土木管理課

令和5年4月1日現在、市道認定路線は4,077本（1,815.2㎞）、その内、供用路線は4,057路線、実延長1,789.9kmで、舗装率は98.3%に達している。

また、河川は、準用河川23河川、延長18.1km、普通河川738河川、延長450.1kmで、その他に公簿上の水路（青線）も管理している。

1. 佐世保市内の道路（国道、県道、市道）・橋梁・トンネルの概況

区　分	道　　路				橋　梁	トンネル
種　別	本　数	実延長（m）	舗装延長（m）	舗装率（%）	橋	箇所数
一般国道（自動車専用道路）	2	27,355.0	27,355.0	100.0	35	3
一般国道	6	82,950.1	79,790.4	96.2	74	3
県　　道	22	196,191.1	193,272.6	98.5	157	8
市　　道	4,077	1,789,863.6	1,759,907.3	98.3	1,067	8
計	4,107	2,096,359.8	2,060,325.3	98.3	1,333	22

2. 地下道の設置状況

（単位　千円）

箇　　所	道路別	延長(m)	幅員(m)	完成年度	建　設　費	財　源　内　訳
大野横断地下道	国道	42.2	2.4～5.3	H24.3	85,239	国　費 55,405 県　費 29,834

3. 佐世保市内の国道・県道路線の現況

道路種別	路線名		起点	終点	実延長（m）	舗装延長（m）	舗装率（%）
一般国道（自動車専用道路）	４９７号（西九州自動車道）		木原町	下本山町	23,757.0	23,757.0	100.0
	西海パールライン有料道路		指方町	針尾東町	3,598.0	3,598.0	100.0
一般国道	３５号線		木原町	八幡町	17,621.0	17,621.0	100.0
	２０５号線		大塔町	長畑町	10,424.0	10,424.0	100.0
	２０２号線		田の浦町	針尾東町	17,122.5	17,122.5	100.0
	２０４号線		八幡町	江迎町	23,868.7	23,868.7	100.0
	３８４号線		戸尾町	万津町	483.0	483.0	100.0
	４９８号線		瀬戸越町	潜木町	13,430.9	10,271.2	76.5
主要地方道	1	佐世保嬉野線	三川内本町	新行江町	2,684.1	2,684.1	100.0
	11	佐世保日野松浦線	干尽町	世知原町	29,683.3	29,379.3	99.0
	18	佐々鹿町江迎線	小佐々町	小佐々町	28,434.0	28,434.0	100.0
	26	佐世保港線	松浦町	矢岳町	420.5	420.5	100.0
	40	佐世保吉井松浦線	皆瀬町	江迎町	11,397.3	11,397.3	100.0
	53	柚木三川内線	柚木町	三川内町	13,202.1	11,807.1	89.4
	54	栗木吉井線	潜木町	吉井町	14,646.5	14,646.5	100.0
	61	御厨田代江迎線	江迎町	江迎町	4,900.3	4,900.3	100.0
一般県道	108	曲川心野線	心野町	心野町	716.0	716.0	100.0
	139	佐世保鹿町線	木宮町	鹿町町	13,818.0	13,818.0	100.0
	141	ハウステンボス線	ハウステンボス町	ハウステンボス町	5,136.0	5,136.0	100.0
	142	重尾長畑線	重尾町	長畑町	4,012.5	4,012.5	100.0
	144	松浦江迎線	江迎町	江迎町	1,233.0	1,233.0	100.0
	147	臼之浦港線	小佐々町	小佐々町	506.0	457.0	90.3
	149	俵ヶ浦日野線	俵ヶ浦町	小島町	17,250.7	17,250.7	100.0
	151	佐世保世知原線	田原町	世知原町	9,570.6	9,570.6	100.0
	160	宇久島循環線	宇久町	宇久町	18,493.6	17,501.6	94.6
	213	南風崎停車場指方線	南風崎町	指方町	1,965.5	1,965.5	100.0
	222	平瀬佐世保線	重尾町	早岐町	7,733.3	7,609.3	98.4
	227	志方江迎線	江迎町	江迎町	2,893.4	2,838.9	98.1
	228	御厨江迎線	江迎町	江迎町	4,727.4	4,727.4	100.0
	248	崎岡町早岐線	崎岡町	早岐二丁目	2,767.0	2,767.0	100.0

※出典：長崎県道路建設課発行「令和4年度道路現況表（令和4年4月1日現在）」から抜粋

4. 国等の主な道路事業

(1)国事業（国土交通省）

○一般国道 497 号（西九州自動車道　松浦佐々道路）

松浦佐々道路は、松浦 IC から佐々IC に至る延長 19.1km の一般国道の自動車専用道路であり、長崎県北部地域の活性化や観光振興など、地域経済の浮揚に大きく寄与することが期待される重要な幹線道路である。本道路は平成 26 年度から事業着手され、現在、用地買収などが進められており、用地取得できた箇所からトンネルや橋梁などの工事に着手されている。

○一般国道 205 号（針尾バイパス）

針尾バイパスは、大塔町を起点とし、南風崎町に至る延長 5.9km のバイパスで、市南部地域の慢性的な交通渋滞の緩和及び西九州自動車道へのアクセス向上などを目的とする道路である。昭和 58 年から部分的に供用を開始し、平成 13 年 3 月には全線暫定 2 車線で供用され、早岐瀬戸大橋を含めた大塔町から有福町間(1.3km)の 4 車線化も同時に行われた。

近年、針尾バイパスの交通量が増加し、走行水準も低下しているため、現在、暫定 2 車線で供用している区間(L=4.6km)の 4 車線化事業について、鋭意事業の進捗が図られている。事業区間のうち平成 23 年 3 月に有福高架橋付近から小浦橋付近までの約 1.7km 区間が、平成 25 年 8 月には小浦橋付近から江上交差点までの約 0.7km 区間の 4 車線化が完成し、供用開始されている。また、平成 25 年度から着手された江上交差点の立体化工事についても、令和 2 年 3 月に完成し、現在は、ハウステンボス入口交差点までの 4 車線化のための工事が進められている。

(2)有料道路事業（西日本高速道路株式会社）

○一般国道 497 号（西九州自動車道佐世保道路　佐々IC から佐世保大塔 IC 間の 4 車線化事業）

西九州自動車道については、これまでミッシングリンクの解消を図ることを優先的に整備が進められ、多くの区間が暫定的に2車線で供用がなされていたが、特に佐々ICから佐世保大塔ICにおいては2車線の交通容量を大幅に上回る交通量が見られ、加えてほかの区間と比較して事故の発生割合が非常に高いなど、高速定時性、安全性の確保が課題となっていた。

高速道路の暫定2車線区間の課題については、平成29年度に国において議論が進められ、平成30年3月には高速道路の無料区間（佐々ICから佐世保中央IC）を将来的に有料区間とすることを前提に有料道路事業を導入し、有料区間（佐世保中央ICから佐世保大塔IC）と一体的に4車線化することが発表された。事業は西日本高速道路株式会社において進められ、2024年度から順次供用開始し、2027年度の全線供用開始目標が示されており、2019年度より工事に着手されている。

(3)県事業（長崎県）

○一般国道 202 号（西彼杵道路）

長崎市から佐世保市を概ね1時間以内で結ぶことを目標として計画されている地域高規格道路である。長崎市と佐世保市との連携強化による産業・経済の発展、人口の定着など地域の活性化や、ハウステンボスや西海橋など観光振興の原動力として期待されており、平成 10 年 11 月に江上 IC～針尾 IC 間(2.2km)が、平成 18 年 3 月には新西海橋を含めた針尾 IC～小迎 IC 間(約 2.5km)、平成 23 年 6 月には指方町～江上 IC 間(約 3.4km)、平成 25 年 3 月には小迎 IC～大串 IC 間（約 6.1km）、令和 5 年 2 月には日並 IC～時津 IC 間（約 3.4km）が供用開始されている。

○都市計画道路　春日瀬戸越線

春日町交差点を起点とし桜木町を経て、泉福寺ショッピングセンター前交差点へ至る、計画延長約 L=2ｋｍの道路で、佐世保市北部地区における国道の交通混雑の緩和及び住宅市街地の安全性向上や生活環境改善を目的として整備する都市計画道路である。

平成 30 年度に、街路事業として事業化し、令和 2 年度には都市計画決定され、現在、測量や設計が進められている。

道路整備課、道路維持課

市道の新設・拡幅改良、舗装、道路側溝等の計画的効率的な整備と適正な維持管理を図り、市民及び来訪者の円滑・快適・安全な移動環境を提供する。

本年度は、安全・安心のまちづくりや観光振興、高齢社会への対応などに寄与する事業について重点的に進めている。

また、災害復旧事業についても事業の促進を図っている。

1. 令和４年度事業状況

道路関係

事　業　名	箇 所 数	幅　員(m)	事 業 費(千円)
道　路　新　設　改　良	※1　114	5.0～11.25	3,119,225
里　道　等　整　備（交付金）	73	1.0～1.5	69,648
水路整備（青線を除く）（交付金）	4		1,481
側　溝　整　備	83		159,430
水　路　整　備	147		70,951
橋　梁　維　持	465		431,100
交　通　安　全　施　設	153		45,996
災　害　復　旧	※2　177		322,423
通　学　路　整　備	152		85,919
道　路　維　持	7,393		1,014,840
里　道　維　持	103		57,010

※1 道路整備課＋道路維持課の路線数　　※2 は市道＋里道＋公衆用道路＋水路の箇所数

2. 里道等整備に対する交付金の割合

市負担の割合	70%以内	災害時の場合 100%以内
町負担の割合	30%	0

3. 水路（青線を除く）整備に対する交付金の割合

市負担の割合	70%以内	災害時の場合　70%以内
町負担の割合	30%	30%

4. 交通安全施設等整備事業

交通安全施設整備の概要　　（単位　千円）

区　分	令和４年度実績	
	数　量	金　額
道路反射鏡等 （鏡面取替含む）	101 基	17,078
区画線等	10,756m	10,735
防護柵等	429m	8,221
道路照明灯	3 基	4,708
標識等	52 基	3,377
交通安全対策等	73m	1,199
車線分離標	50 本	622
視線誘導標	8 本	56
計		45,996

※交通安全対策特別交付金充当分

河　川　課

近年、全国各地で集中豪雨等による水害や土砂災害が頻発しており、市民の防災に関する施設整備の要望が増加傾向にあることから、本市では災害の未然防止を目的とした、河川・急傾斜地区域・特殊地下壕の整備を計画的に推進することとともに、適切な河川の維持管理、急傾斜施設の保全に努めている。

また、災害の発生により河川施設が崩壊した場合に土木施設災害復旧事業として対応をしている。

1. 令和４年度事業状況

R5.3.31 現在

事　　業　　名	箇　　所　　数	事　業　費（千円）
河川新設改良	112カ所	250,072
急傾斜地崩壊対策事業	76カ所	674,388
特殊地下壕対策事業	1カ所	21,214
土木施設災害復旧事業	12カ所	86,366

2. 本市の河川状況

R5.3.31 現在

区　　分	河川数	延　長（ｋｍ）	管理者	河　　川　　名
ニ　級　河　川	47	158.1	長　崎　県	相浦川など 47 河川
準　用　河　川	23	18.1	佐 世 保 市	真申川など 23 河川
普　通　河　川	738	450.1	〃	赤木川など 738 河川
都 市 下 水 路	8	3.4	〃	中里都市下水路など 8 水路
公共下水道雨水渠	27	28.6	〃	名切川など 27 河川
計	843	658.3		市管理河川数796（500.2km）

3.　急傾斜地・地すべり防止区域指定箇所

急　傾　斜　地（県　指　定）	213 カ所
地　す　べ　り（国土交通省指定）	42　〃　（1,115.86 ha）
小規模地すべり（県　指　定）	4　〃　（8.05ha）

4.　特殊地下壕数

339箇所

港　湾　部

みなと振興・管理課、みなと整備課

佐世保港の港域は、佐世保湾内の佐世保港区と外海の相浦港区・九十九島港区からなり、その広さは約5,800haである。

主な港湾施設は、市が管理する公共施設のほかに海上自衛隊と米海軍の基地施設及び民間の専用施設がある。

令和4年の取扱貨物のうち、外貿貨物は、前畑地区等で取り扱っており、主要輸入品目は、とうもろこし、石炭で、輸入量の全体を占める。とうもろこしはアメリカ、ブラジルから、石炭はインドネシアからの輸入となっている。

内貿貨物は、前畑、相浦、干尽地区等で取り扱っており、主な移出入品目は、フェリー貨物、その他石油、砂利・砂、揮発油の順となっている。

令和4年の乗降人員は約48万人で、離島や近海の航路利用者数、並びに国内クルーズ客船の乗船客数となっている。

重点施策

○クルーズ船入港体制整備（佐世保港国際クルーズ拠点形成事業、大型客船対応基盤整備事業）

佐世保港において、三浦地区で進めてきた多目的国際ターミナルの整備は、背後圏の物流コストの削減や地域経済の活性化、交流人口の拡大、大規模地震発生時の海上物流機能の確保を目的に、耐震強化岸壁（水深10m）や国際ターミナルビル等の整備を行い、岸壁を平成26年4月(延長270m)、国際ターミナルビルを平成27年4月に供用開始した。このことで、港湾機能が強化され、国内外からクルーズ客船が寄港することとなった。また、平成28年度から着手した岸壁延伸(延長100m)が完了したことにより、平成30年7月から三浦岸壁（延長370m）として供用開始（一部、海上自衛隊との共同使用）し、16万トン級の大型客船が寄港するなど、佐世保港が商港・観光港として新たに動き始め、みなとに賑わいを創出している。さらに、平成29年1月に「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾に佐世保港が選定され、平成29年7月には国土交通大臣から「国際旅客船拠点形成港湾」の指定を受けた。このことにより、浦頭地区において、新たな港湾施設を整備するための佐世保港国際クルーズ拠点形成事業に着手、令和2年7月に事業が完了し、佐世保港におけるクルーズ客船の受入体制の強化が図られた。令和3年度に航行安全対策調査を実施し、その結果三浦、浦頭ともに18万トン級のクルーズ客船の受入が可能となった。

○三浦地区みなとまちづくり計画

鯨瀬ターミナル周辺の再整備については、施設の老朽化が進んでおり、また貨物と人の動線が輻輳するなどの施設利用に関する課題を解決するため、施設のリニューアルや土地利用の再編などを行い、利用者にとって安全で快適なターミナルづくりを推進している。

民間施設立地によるみなとの賑わいについては、平成25年11月に複合商業施設が開業し、みなとの賑わいを創出しているほか、塩浜商店街と一体となった塩浜地区再開発ビルが平成27年12月に完成している。また、周辺の環境整備として区画道路を国道384号に接続し、令和元年12月に供用開始したことにより、塩浜地区再開発事業については完了した。

○埠頭整備

埠頭整備は、埠頭の効率的利用を図るため計画的に進めており、干尽、相浦、三浦、前畑、浦頭地区において貨物埠頭やフェリー・旅客船埠頭を逐次完成させ供用している。

○小型船だまり整備

漁船等の安全係留を図るため、施設整備を進めており、有福地区において小型船係留施設の整備を行っている。

○臨港地区

港湾の管理運営を円滑に行うために港湾区域（水域）と一体として機能すべき陸域を臨港地区として指定しており、現在の面積は約351haである。

○分区指定及び分区条例

港湾の安全かつ円滑利用を図るため、臨港地区内において分区を指定し、佐世保港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（分区条例）を制定している。現在の分区面積は以下のとおりである。

① 商港区	約　41.0ha
② 工業港区	約　76.5ha
③ 漁港区	約　23.4ha
④ マリーナ港区	約　 1.3ha
⑤ 修景厚生港区	約　 2.2ha
⑥ 保安港区	約　21.2ha
⑦ 未指定	約 185.5ha

○海岸施設老朽化対策

令和3年度から、地震に伴う津波や荒天時の高潮による被害から背後地にある施設や家屋を防護するため、施設（水門、陸閘など）の機能強化や回復を図る海岸施設老朽化対策事業を推進している。

○プレジャーボート対策

プレジャーボートの不適正な係留による施設の損傷、安全航行への支障等に対応するため、佐世保市プレジャーボート対策要綱を制定し、公共水域の適正な利用を推進している。

1. 主な公共埠頭施設

R4.3.31 現在

名　　称	主要施設	規　模	主 な 取 扱 貨 物
三　　浦	(－10.0m)岸壁　　他	505m	水
干　　尽	(－7.5m) 岸壁　　他	370m	砂・砂利、動植物性飼肥料　等
前　　畑	(－13.0m)岸壁　　他 大型荷役機械	890m 1 基	とうもろこし、石炭　等
浦　　頭	(－7.5m) 岸壁	260m	
相　　浦	(－7.5m) 岸壁　　他	640m	フェリー貨物、砂・砂利　等

2. ターミナルビル

名　称	新 み な と タ ー ミ ナ ル	鯨　　瀬 ターミナルビル	佐 世 保 市 営 相浦桟橋待合所	佐 世 保 港 国 際 ターミナルビル
所在地	新港町 8 番 1 号	新港町 8 番 23 号	相浦町 2754 番地 1	干尽町 1 番 42 号
設　立 年月日	平成 15 年 12 月 1 日	平成元年 7 月 15 日	平成 7 年 3 月 2 日	平成 26 年 9 月 10 日
構　造	鉄骨 2 階建 (自走式駐車場 2 階建併設)	鉄筋 コンクリート 2 階建 (一部展望タワー 4 階建)	鉄筋 コンクリート 2 階建	鉄骨、一部鉄筋 コンクリート 2 階建
床面積	3,362.94 ㎡	1,766.2 ㎡	318.66 ㎡	4,949.67 ㎡
建設費	985,818 千円 (起債 707,090 千円 一般財源 278,728 千円)	621,260 千円 (起債 490,000 千円、 一般財源 131,260 千円)	104,500 千円 (起債 104,500 千円)	845,000 千円 (起債 712,000 千円、 一般財源 133,000 千円)
施設の 内　容	1 階　切符売場、 待合所、 警備室、 空調及び 機械室 2 階　市港湾部、 会議室	1 階　切符売場、 待合所、 売店、 空調及び 機械室 2 階　団体待合所 3 階　貸事務所 4 階　展望所	1 階　切符売場、 待合所 2 階　貸事務所、 管理員室	1 階　切符売場、 待合所、 入出国手続 き場、 警察詰所、 会議室、 保税倉庫、 売店、倉庫、 管理事務所 2 階　貸事務所

3. 令和４年度港湾施設に関する主な事業

（単位：千円）

事　業　名	事　業　費	備　　考
社会資本整備総合交付金（港湾） 三浦地区（離島航路フェリー桟橋）	**324,300** 324,300	本体工（岸壁）　他
海岸メンテナンス事業 海岸保全施設（陸閘）老朽化対策	**30,100** 30,100	23 箇所
防　衛　事　業 有　福　地　区 大　崎　地　区 俵 ケ 浦 地 区 干　尽　地　区	**1,124,943** 130,221 41,670 901,937 51,115	 船だまり 浮桟橋 地盤改良工、仮設浮桟橋　他 オイルフェンス　他
市単独事業 維　持　工　事 調　査　委　託	**125,808** 110,836 14,972	 相浦地区、干尽地区　他
県営事業負担金 早岐港、臼ノ浦港	**35,768** 35,768	7 事業
国直轄事業負担金 前　畑　地　区	**260,000** 260,000	
大型客船対応基盤整備事業 三　浦　地　区	**60,191** 60,161	隔離用施設 換気・空調設備　他
佐世保港国際クルーズ拠点形成事業 浦　頭　地　区	**555** 555	

環　境　部

環境政策課、環境保全課、廃棄物減量推進課、廃棄物指導課、クリーン推進課、施設課、不適正処理事案対策室、ゼロカーボンシティ推進室

私達人類は産業革命以後、著しい経済発展と生活の質の向上を遂げてきたものの、今日ではそうした社会発展を築くための経済活動によってもたらされた環境負荷の増大により様々な環境問題に直面している。地球温暖化による気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化していることや生物多様性の危機、海洋プラスチックごみの世界的な越境問題といったものから、全国的に見られるごみの不法投棄や外来種の移入による固有種の存続の危機など、地球環境レベルから地域レベルのものまで様々であり、その対策は喫緊の課題となっている。

そうした中、佐世保市では、平成17年度に「佐世保市環境基本条例」を施行し、本市の環境保全に関する基本理念や基本方針を定めるとともに、その理念や方針に則り「佐世保市環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策推進に努めている。

また、世界的な脱炭素の潮流や日本政府による2050年カーボンニュートラル宣言等の社会情勢の変化を踏まえ、佐世保市では令和4年2月に2050年までに本市の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを表明。令和5年3月には佐世保市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画）の改定に伴い中長期目標を設定した。

これまでの取り組みを継続しつつ、国が示す2030（令和12）年の温室効果ガス排出量削減目標2013（平成25）年比46％削減を目指し、家庭・事業者・市役所のカーボンニュートラルに貢献する取り組みをより積極的に推進していく。

基本条例・計画

◎佐世保市環境基本条例（平成17年度施行）

佐世保市における環境の保全に関する基本理念や基本方針を明らかにしたもの。市民や事業者・行政等各主体の役割についても規定。

◎佐世保市環境基本計画（平成8年度策定、平成19年度改定、平成24年度中間見直し、平成29年度改定、令和4年度中間見直し）

佐世保市の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画。佐世保市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）、佐世保市環境教育等推進行動計画を包含している。

○一般廃棄物処理計画

廃棄物処理法第６条に基づくもの。「ごみ処理（計画期間 令和４年度～令和13年度）」と「生活排水処理（計画期間 平成27年度～令和６年度）」の２編からなる。

令和５年度は上記計画及びその他法令・条例等に基づいて以下のような施策・事業展開の戦略方針を掲げ事業を行う。

○　施策・事業展開の戦略方針

①　2050年ゼロカーボンシティ実現に向けた対応

②　事業系ごみの減量化や不法投棄防止に向けた取り組みを主なものとした、ごみの適正排出・減量化

③　廃棄物処理施設の計画的な機能維持及び適正処理

④　浄化槽の整備に対する計画的な支援と確実なし尿の処理を確保する生活排水処理対策

○　令和５年度に展開する主な事務事業

（　）内はその事務事業を構成する主な中事業

・環境基本計画推進事業…佐世保市の2050年ゼロカーボンシティ実現に向けて、環境基本計画に掲げる施策の推進及び進捗管理を行う。

・環境教育・環境学習推進事業…佐世保市地球温暖化防止活動推進センター「させぼエコラボ」を拠点として、市民・事業者・学校・環境団体などの多様な主体を対象に、ＷＥＢ講座を中心とする環境教育デジタルサービスを提供することで、エコライフ・エコオフィス実践者の増加に努める。また、カーボンニュートラルの実現に向けて、啓発動画や講座、イベント等を通じた積極的な情報発信を行う。

・地球温暖化対策事業…「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、市域からの温室効果ガス排出状況の把握並びに地球温暖化防止に関する啓発に努めるとともに、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出削減に率先して取り組む。また、ゼロカーボンシティ実現に向けた市民・事業者等の行動変容につながる取組を推進する。

・自然環境保全の推進事業…希少野生生物の生息状況の把握、開発行為における自然環境保全への配慮に関する指導助言、自然観察会等を通じた市民への啓発を行い、良好な自然環境と生物多様性の保全を図る。

・水質汚濁防止対策事業、大気汚染防止対策事業…水質、大気、騒音、振動、悪臭による環境負荷を低減し、身近な生活環境を保全する。

・浄化槽普及促進事業（浄化槽補助事業）…公共下水道未整備地区における浄化槽普及促進を図る。

・一般廃棄物処理計画推進事業…令和４年度に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、廃プラスチック製品のリサイクルについて検討を行う。生活排水処理対策としては、市域全体の生活排水処理計画について関係部局と連携して検討する。また、災害に伴って発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、部内の体制整備や民間事業者との連携体制構築を行う。

・減量リサイクル推進事業（家庭系ごみ適正排出等推進事業）…家庭系ごみ２段階有料化制度導入以降、市民の理解と協力により減量化が図られている。今後とも、意見や要望を聞きながら、制度の充実に努め、ごみの減量化・資源化を推進する。

・適正排出啓発事業(事業系ごみ対策事業）…事業系ごみの排出量は平成 19 年度から減少しつつある。今後とも、事業者への指導、啓発に努めるとともに、事業系ごみの資源化の促進を図る。また、更なる事業系ごみの減量対策として、本来まだ飲食可能な状態で廃棄されている食品の削減を図る目的で、市内の飲食店等に対して、食品ロスの指導啓発に取り組んでいく。

・廃棄物処理監視指導事業（廃棄物適正処理推進事業）…廃棄物処理業等の許可・登録を厳正に行うとともに、廃棄物処理許可業者等による廃棄物の不適正処理を防止するため、立入検査、指導等を行う。また、ＰＣＢ廃棄物に対しては、処分期限までの適正処理の推進、指導を行う。

・ごみ処理施設運営事業…焼却・破砕・資源化施設及び中継施設、最終処分場の機能を維持し安定的かつ効率的な運営を行うため、計画的に施設の整備・運営を行う。

・し尿処理施設運営事業…し尿処理施設の機能を維持し安定的かつ効率的な運営を行うため、計画的に施設の整備・運営を行う。

1. ごみ処理手数料

R1.10.1 改定

種類	区　　分	手　数　科	備　　考
ごみ処理手数料	自ら市長の指定する処理施設に運搬したとき	重量 50 キログラムにつき 450 円(50 キログラム未満は、50 キログラムとして計算する。）ただし、50 キログラムを超える部分については 10 キログラムにつき 90 円を加算する。	ただし、次に掲げるものについては、手数料を徴収しない。 1　家庭系指定ごみ袋に入れてある家庭系廃棄物 2　再生資源になるものとして、市長が定めるもの
	粗大ごみ（家庭系廃棄物のうち規則で定めるごみ）について市に収集、運搬、処分を依頼したとき	重量、形状及び処理の困難性等を勘案し、1,560 円以内で品目ごとに規則で定める額。ただし、粗大ごみの屋内からの搬出を求める場合は、別途１回当たり 520 円を徴収する。	粗大ごみの屋内からの搬出を求めることができる者とは、粗大ごみを自ら屋外へ搬出することが困難な状況にあって、かつ、他の者の協力が得られないものをいう。
	粗大ごみ、資源物を除く家庭系廃棄物。ただし、市長が特に定める場合を除く。	家庭系指定ごみ袋 大　45 リットル　210 円/枚 中　30 リットル　140 円/枚 小　15 リットル　70 円/枚 ミニ　7.5 リットル　35 円/枚	ただし、補助券を引き渡して購入された家庭系指定ごみ袋は、指定ごみ袋用証紙によるごみ処理手数料を徴収したものとみなす。
動物死体処理手数料	自ら市長の指定する処理施設に運搬したとき	1 体につき　210 円	
	市に収集、運搬、処分を依頼したとき	1 体につき　640 円	

2. し尿収集運搬料金基準額

R1.10.1 改定

区　分	金　　額
従量制料金	イ　宇久地区以外　18 リットルごとに 210 円 ロ　宇久地区　18 リットルごとに 190 円
特別加算料金	ホース３本（60 メートル）を超える場合、１本につき 50 円

3. ごみ・し尿処理状況

R5.3.31 現在

区分		ごみ		し尿	
市域	人口	237,686		237,686	
	世帯	120,190		120,190	
収集	人口	237,686		48,309	
	世帯	120,190		－	
運営方法		直営・委託		許可業者（6社）	
収集回数		可燃ごみ　週2回 資源物　月2回 不燃ごみ　月1回		1カ月1回程度	
施設搬入総量		81,711		収集、処理量	113,788
焼却量		73,754		内訳 し尿	71,451
埋立量		4,840		内訳 浄化槽汚泥	42,337
資源化量		10,551			
保有車両		登録車両	施設内車両		
	普通車	7			
	軽自動車	50			
	パッカー車（Wキャブ）	5			
	パッカー車（Sキャブ）	13	1		
	深ボディダンプ	1	2		
	Wキャブダンプ	2			
	軽ダンプ	6			
	ローダーショベル等		1		
	ショベルカー等		1		
	フォークリフト		5		
	バイク	1	2		
	ミニカー	1			
	ウイング車	1			

4. ごみ処理施設

	西部クリーンセンター	東部クリーンセンター
所在地	下本山町2番地1	大塔町1036番地１
建設年月日	令和2年3月27日	平成13年 1 月9日
改修年月日		平成31年3月19日
型式	全連続燃焼式（ｽﾄｰｶ方式）	全連続燃焼式（ｽﾄｰｶ方式）
敷地面積	約23,300㎡	29,420㎡
建設費	13,409,772千円	10,611,611千円
改修費		2,118,366千円
処理能力	55t/24h×2基	100t/24h×2基
発電能力	2,420ｋW	2,085ｋW
施設の内容	工場棟 受付棟 計量棟 ストックヤード棟 （資源物置場） 破砕選別施設　14ｔ/5ｈ 缶類圧縮選別施設　1ｔ/5ｈ ペットボトル圧縮梱包施設 2ｔ/5ｈ	工場棟 管理棟 計量棟 車庫棟

積替保管施設

	宇久ストックヤード
所在地	宇久町平5272番4外
建設年月日	令和2年8月11日
敷地面積	約3,100㎡
建設費	208,177 千円
改修費	
保管能力	272㎥
施設の内容	ストックヤード棟、車庫棟

5. 一般廃棄物最終処分場・浸出水処理施設

	佐世保市一般廃棄物最終処分場	同左浸出水処理施設		宇久一般廃棄物最終処分場	同左浸出水処理施設	
所在地	下本山町2番 7 外	下本山町29番 4 外		宇久町平5262番地外		
建設年月日	平成14年 8月19日	平成14年 9 月17日		平成14年3月29日		
埋立容量	275,000㎥	処理能力	200㎥/24h	9,000㎥	処理能力	20㎥/24h
敷地面積	24,000㎡	3,407㎡		21,000㎡		
建設費	3,374,335千円	2,123,928千円		628,399千円		

6. し尿処理施設

	クリーンピュアとどろき	宇久衛生センター
所在地	天神町1631番地11	宇久町大久保923番地
建設年月日	平成18年3月15日	平成11年12月15日
型式	高負荷脱窒素処理方式 ＋下水道放流	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式 ＋高度処理
敷地面積	8,052㎡	4,637㎡
建設費	4,727,748千円	675,619千円
処理能力	260kl/24h	し尿　7ｋl/24h 浄化槽汚泥 1ｋl/24h
施設の内容	処理棟 車庫・倉庫棟 トラックスケール棟	処理棟

7. 市民利用施設

	エコスパ佐世保
所在地	大塔町1036番地 1
供用開始日	平成17年 1 月11日
敷地面積	10,124㎡
建物面積	1,999.42㎡
建設費	1,149,324千円
管理運営	指定管理者
施設の内容	25m温水プール 小プール ジャグジー　浴場　採暖室 露天風呂　多目的風呂 トレーニングルーム

8. 令和４年度公害苦情発生件数

種別／月	大気	水質	土壌	騒音	振動	地盤	悪臭	不法投棄	その他	計
4	2	0	0	0	0	0	0	5	0	7
5	2	1	0	3	0	0	2	3	0	11
6	4	1	0	4	0	0	0	2	0	11
7	4	0	0	6	0	0	0	6	1	17
8	1	0	0	1	0	0	0	6	0	8
9	0	0	0	1	0	0	1	7	2	11
10	5	0	0	2	0	0	1	6	0	14
11	5	1	0	3	0	0	1	4	0	14
12	3	1	0	1	0	0	0	11	0	16
1	4	0	0	1	0	0	2	5	0	12
2	3	2	0	3	0	0	1	3	0	12
3	4	2	0	4	0	0	1	7	0	18
計	37	8	0	29	0	0	9	65	3	151

保健福祉部

保健福祉部は、保健所、福祉事務所、急病診療所、食肉衛生検査所、看護専門学校等を所管する。

中央保健福祉センター（愛称：すこやかプラザ）

所在地	佐世保市高砂町5番1号
供用開始	平成21年6月1日
構造	鉄筋コンクリート造　地上8階／地下1階
建築面積	1,832.46㎡
延床面積	11,715.51㎡
最高軒高	35.5m（建物最高　39.0m）
総工費	3,644,109千円
施設概要	乗用兼車いす用エレベーター（13人乗3台、105m/min）
	荷物用兼非常用エレベーター（26人乗1台、90m/min）
	雨水貯留槽（260t）、排水処理槽（24t）

保健福祉政策課

1. 民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員の担当窓口として、その活動を支援する。

2. 福祉に対する寄附の受付

福祉基金への寄附を受け付ける。

3. 各種施策の企画調整

保健・福祉に係る各種施策の企画及び総括調整を行う。

4. 許認可業務・各種免許申請等の送付

診療所、助産所、薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業の届出の受付及び許可を行う。衛生検査所及び毒物劇物販売業の登録を行う。管理医療機器販売業、歯科技工所、柔道整復師・あんま等の施術所の届出の受付を行う。

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、受胎調節実地指導員等の免許申請等の受付及び送付を行う。

5. 医療監視及び薬事監視

病院、診療所、衛生検査所、薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業等について、各法令に基づき、監視・指導を行う。

6. 保健衛生関係の統計調査

人口動態調査（出生、死亡、婚姻、離婚、死産）等、保健衛生関係統計の調査を行う。

7. 原爆被爆者医療

被爆者健康手帳の交付申請等の受付及び送付を行う。

8. 医療安全支援センターの運営

医療相談受付及び医療安全推進研修会を行う。

9. 宇久保健福祉センターの運営

宇久地区における母子保健事業、健康づくり事業、精神保健事業、特定健康診査、がん検診、予防接種、訪問調査・指導、高齢者通院費助成・外出支援送迎事業などの保健福祉業務を行う。

10. 簡易水道統合事業及び民営簡易水道に対する支援

簡易水道統合事業の推進及び民営簡易水道の担当窓口として維持管理等の支援業務を行う。

地域福祉推進室

地域共生社会の実現に向け、地域福祉活動の推進を行う。

1. 地域福祉計画の策定及び進捗の管理
2. 重層的支援体制整備事業の移行準備など全体的な調整
3. 災害時において支援を必要とする避難行動要支援者に関連する業務

人　口　動　態

（人口対1,000人）

年　次	出　生		死　亡		自然増加		婚　姻	
	実　数	率	実　数	率	実　数	率	実　数	率
H28	2,159	8.5	3,184	12.5	－1,025	－4.0	1,258	5.0
H29	2,059	8.2	3,215	12.8	－1,156	－4.6	1,233	4.9
H30	1,996	8.0	3,324	13.3	－1,328	－5.3	1,148	4.6
R元	1,947	7.9	3,269	13.2	－1,322	－5.4	1,184	4.8
R2	1,881	7.7	3,285	13.5	－1,404	-5.8	1,071	4.4

注：率は小数点第２位を四捨五入。
※出典：国公表「人口動態統計」及び長崎県公表「衛生統計年報（人口動態編）」。

医療政策課

1. 地域医療を守るための取組み

佐世保市地域保健医療対策協議会による長崎県医療計画の推進に向けた検討を進めるほか、佐世保市医師会との連携により医師をはじめとする医療人材の確保対策等に取組んでいる。

2. 救急医療体制の維持確保

市内医療機関の輪番制により二次救急医療体制を確保するとともに、施設・設備の整備に対する補助支援などを行う。

3. 地方独立行政法人病院の運営

本市を含む佐世保県北医療圏の住民に対し、救急医療をはじめとした地域医療サービスを提供するため、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院を設置し、安定的に医療を提供する。

4. 在宅医療・介護連携体制の強化

佐世保市在宅医療・介護連携協議会を中心に、地域において医療と介護が必要な高齢者等の在宅生活に対応できる体制構築を行う。

長寿社会課

本市の高齢者（65 歳以上）の人口は令和 5 年 4 月 1 日現在 77,954 人（高齢化率 32.80%）となっており、今後も、高齢化率の増加が予測される。

このような状況を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で健康で自立した生活が送れるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援に関わるサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」を深化させるほか、佐世保市老人福祉計画・第 8 期佐世保市介護保険事業計画（令和 3 年度～令和 5 年度）を策定し、計画に基づき高齢者施策を展開している。また、市内 9 カ所に設置している地域包括支援センターにおいて、地域に密着した継続的・包括的な相談支援を行っている。

介護保険料（令和４年度）

所得段階	各所得段階区分の要件			割合	保険料（年額）
	本人市民税	世帯市民税	合計所得金額、年金収入など		
第 1 段階	非課税	非課税（世帯内に本人を含め市民税課税者なし）	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の[課税年金収入と合計所得金額（年金にかかる所得は除く）の合計]が 80 万円以下の方	0.3	20,900 円
第 2 段階			・本人の[課税年金収入と合計所得金額（年金にかかる所得は除く）の合計]が 80 万円を超え、120 万円以下の方	0.5	34,900 円
第 3 段階			・本人の[課税年金収入と合計所得金額（年金にかかる所得は除く）の合計]が 120 万円を超える方	0.7	48,800 円
第 4 段階		課税（世帯内に本人を含め市民税課税者あり）	・本人の[課税年金収入と合計所得金額（年金にかかる所得は除く）の合計]が 80 万円以下の方	0.9	62,800 円
第 5 段階			・本人の[課税年金収入と合計所得金額（年金にかかる所得は除く）の合計]が 80 万円を超える方	基準額	69,800 円
第 6 段階	課税		・本人の[合計所得金額]が 120 万円未満の方	1.2	83,700 円
第 7 段階			・本人の[合計所得金額]が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.3	90,700 円
第 8 段階			・本人の[合計所得金額]が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.5	104,700 円
第 9 段階			・本人の[合計所得金額]が 320 万円以上の方	1.7	118,600 円

要介護（要支援）認定者数

（令和５年３月末現在）

	要支援１	要支援２	小　計	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	小　計	合　計
第１号被保険者	2,129	2,370	4,499	3,505	2,018	1,844	1,927	984	10,278	14,777
65歳以上75歳未満	245	289	534	294	235	203	178	124	1,034	1,568
75歳以上	1,884	2,081	3,965	3,211	1,783	1,641	1,749	860	9,244	13,209
第２号被保険者	25	38	63	27	53	32	29	25	166	229
総　　数	2,154	2,408	4,562	3,532	2,071	1,876	1,956	1,009	10,444	15,006

日常生活圏域の設定

平成18年度から、介護保険事業計画において「高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくために必要なサービスを提供できる環境を整える」という方針に基づき、市内を23の日常生活圏域に分け、サービス計画を立てている。

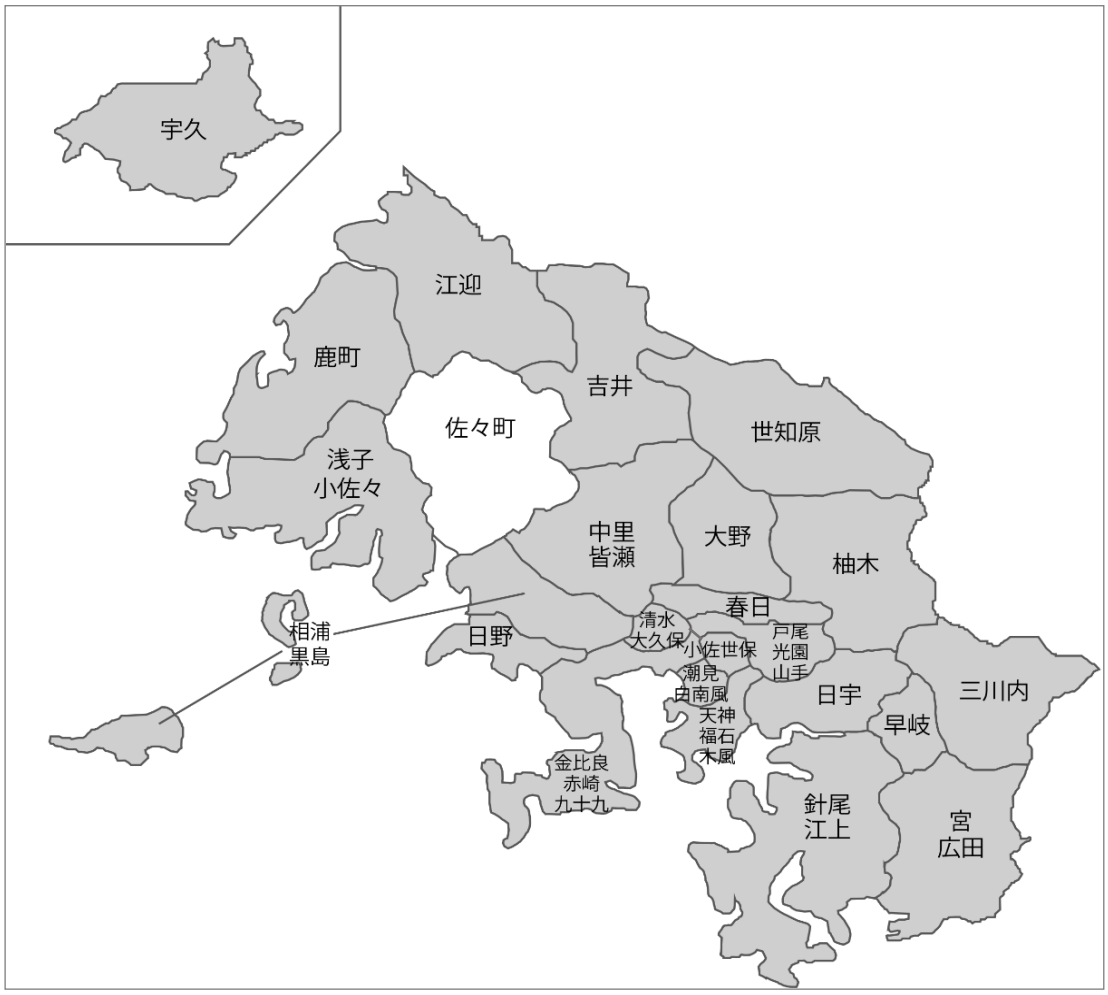

介護保険標準メニューを除く実施事業は以下のとおり

1. 介護予防

【地域支援事業】

・地域包括支援センター

市内 9 カ所に地域包括支援センターを設置し、介護予防を実施していくため、要支援者及び要介護認定を受けるおそれのある高齢者を把握し、介護予防ケアマネジメント、権利擁護を含めた総合相談、地域のケアマネジャーへの支援等を行うもの。

名　　称	所　在　地	電話番号
早岐地域包括支援センター	権常寺 1 丁目 4-10　メイノスビル 3 階	0956-26-5800
日宇地域包括支援センター	日宇町 2606	0956-33-1700
山澄地域包括支援センター	潮見町 11-22	0956-59-7671
中部地域包括支援センター	上京町 4-4　永田ビル 4 階	0956-59-7111
清水地域包括支援センター	相生町 1-3	0956-59-7770
大野地域包括支援センター	瀬戸越 4 丁目 1298-4	0956-59-7758
相浦地域包括支援センター	木宮町 3-19	0956-59-7003
吉井地域包括支援センター	江迎町田ノ元 15-5	0956-66-8838
宇久地域包括支援センター	宇久町平 2578	0959-57-3450

・介護予防・生活支援サービス事業

要支援 1、2 の認定を受けた人や基本チェックリストで生活機能の低下が確認され、事業対象者と判断された人が利用できるサービス。

従来の介護予防訪問介護および介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進していくもの。

・一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて地域づくりを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を図るもの。

【保健福祉事業】

・いきいき元気食事づくり教室

高齢者の食事づくりについての講話と手軽にできる簡単メニューの調理実習をコミュニティセンターなどで開催します。おいしく楽しく食べるための工夫や、食生活についてのアドバイスを行うものです。

令和４年度

・１６会場×２回シリーズで実施

・参加者延べ１９８人

2. 社会的支援

【地域支援事業】

・成年後見制度申立事業

認知症等により自己判断能力が衰えた高齢者に対し、親族等のいない場合に後見人等を選任するため、市長による申立の手続を行い、権利の擁護を図るもの。

・高齢者虐待防止事業

高齢者虐待防止のためのネットワーク構築のための「高齢者虐待防止ネットワーク委員会」、虐待の事例検討のための「高齢者虐待防止ネットワーク検討会」を開催する。

3. 介護支援

【地域支援事業】

・配食サービス

日々の食事を賄うことが困難な高齢者に福祉施設等から１日１回の食事を届け、栄養バランスのとれた食事の提供と同時に安否確認を行うことで、在宅の高齢者が健康で自立した生活を営めるよう支援するもの。

令和４年度　延べ配食数　7,723 食

・介護者リフレッシュ事業

介護者が介護者同士の交流を通して心身のリフレッシュを図ることを目的とし、日帰り旅行等を実施するもの。

対象者は、要介護１以上の高齢者を在宅で介護している市内居住者。

令和４年度　新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施

【老人保健福祉】

・養護老人ホーム

概ね 65 歳以上の高齢者で、環境上の問題があり、かつ経済的に困窮しており、家庭において生活が困難な方を措置入所させる施設。

ソレイユ	権常寺町 1400	定員　75 人
清風園	大和町 898	定員　100 人
グリーンホーム	世知原町栗迎 1	定員　50 人
しかまち	鹿町町下歌ヶ浦 109-7	定員　60 人

・生活支援ハウス

市内に居住する 60 歳以上の自立して生活することのできる高齢者で、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯に属し、家族による援助を受けることが困難、または高齢のため独立して生活することに不安がある方を対象に、住居の提供・各種相談、助言、緊急時の対応・保健福祉サービス等の利用手続の援助等を行うもの。

春日スプリングガーデン	春日町 710-1	定員　20 人
あそかのもり	松瀬町 1150	定員　20 人
宇久高齢者生活福祉センター	宇久町平 1911-1	定員　20 人
槇の木庵	江迎町赤坂 282-24	定員　10 人

4. 認知症高齢者支援

【地域支援事業】

・認知症予防講演会

認知症予防に関する知識と理解を普及促進するため実施している。

令和 4 年度　実績なし（虐待と隔年）

・徘徊高齢者家族支援サービス

認知症の高齢者が徘徊により行方不明となった場合に、早期に発見し、その場所を家族等に通報するシステム（位置検索システム専用端末機、徘徊高齢者見守りワッペン）を活用して事故を防止し、家族等が安心して介護できる環境の整備を行うもの。令和３年度より、ワッペンを見守りシール（QR コード付き）に変更。

令和４年度　位置検索システム登録者数　16 名

見守りシール（QR コード付き）配布者数　70 名

【老人保健福祉】

・認知症サポーター等養成事業

認知症に関する正しい知識を持った理解者・支援者である認知症サポーターを養成することで、地域の中の認知症に対する理解を広げ、認知症の人が安心して生活できる地域をつくるもの。

5. 市町村特別給付

・訪問理美容サービス

理美容店に行くことができない在宅の要介護 1 以上の高齢者に対し、理容師・美容師が高齢者宅を訪問しカットサービスを行うことにより、要介護者の清潔の保持や精神的リフレッシュを図るもの。

・おむつ購入費支給事業

要介護 1～5 の認定をうけ、月に 20 日以上在宅でおむつを使用している非課税世帯の方を対象に、おむつ購入費の 9 割を支給し、要介護者及び家族の精神的・経済的負担を軽減するもの。ひと月あたりの支給上限額は以下の通り。

要介護認定 1～3 の方で市民税が非課税世帯の方は、月上限 3,000 円

要介護認定 4～5 の方で市民税が非課税世帯の方は、月上限 5,000 円

6. 介護保険の運営

・介護保険広報事業

介護保険制度全般について、様々な媒体を活用し、市民への的確な情報の提供を展開している。

地域支援事業においては、積極的に広報活動を実施し介護予防の普及啓発に努めている。

		令和 3 年度	令和 4 年度
1. 冊　子	介護保険サービスカイド(全世帯配布)	101,800 部	－
2. チラシ	広報させぼ折り込み	1 回	1 回
3. 説明会	出前講座（介護予防について）	1 回	11 回
4. 懸垂幕	懸垂幕の掲示	12 回	11 回
5. その他	新 65 歳へ介護保険制度解説小冊子の送付（平成 12 年度～）		
	介護保険サービスガイドのホームページ掲載（平成 14 年 5 月～）		
	介護予防手帳の配布（平成 18 年度～）		

障がい福祉課

事務事業の概要

「障がい者の自立と社会参画の環境づくり」を柱に、障がいのある人も障がいのない人もお互いに一人の人間として尊重し合い、ともに生き、ともに過ごすことのできる「共生社会」の実現をめざす。

1. 日常生活の支援

(1) 介護サービス
- ① 居宅介護等訪問系サービス
- ② 訪問入浴サービス
- ③ 短期入所

(2) 補装具・用具
- ① 補装具給付
- ② 日常生活用具給付

(3) 相談支援
- ① 障がい者相談支援
- ② 身体障害者相談員
- ③ 知的障害者相談員
- ④ ろうあ相談員

(4) 施設等での介護
- ① 療養介護
- ② 生活介護

2. 地域における自立生活の支援

(1) 移動・外出の支援
- ① 同行援護
- ② 行動援護
- ③ 移動支援
- ④ 地域移行・定着支援
- ⑤ 交通費助成
- ⑥ 盲ろう者向け介助

(2) 社会適応支援
- ① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ② 自立生活援助
- ③ 保健所デイケア（本庁：発達障がい・宇久：精神障がい等）

(3)　就労支援・就労の場の確保

①　就労移行支援

②　就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）

③　就労定着支援

(4)　日中活動の場の確保

①　地域活動支援センター

②　日中一時支援

③　障がい児通所支援

(5)　住まいの場の確保

①　共同生活援助（グループホーム）

②　施設入所支援

(6)　安心した生活の確保

①　虐待防止対策

3. 保健・医療の充実

(1)　専門相談

①　精神保健相談（本庁・宇久）

②　訪問・窓口・電話による相談支援

(2)　医療費助成

①　自立支援医療（更生医療）

指定自立支援医療機関における人工透析・心臓や整形等の手術に関する障がい者の医療費用の一部助成（※必ず事前申請が必要）

②　自立支援医療（精神通院）

精神障がいの医療を受ける場合に、その医療費用の一部助成

③　福祉医療

医療保険各法における自己負担の一部助成（身体障害者手帳１・２級及び３級または療育手帳Ａ1・Ａ2 及びＢ1 並びに精神障害者保健福祉手帳１級所持者）

令和４年度福祉医療費支給実績

区　　分	受　給　者	区 分	件　数	支 給 金 額(円)
身　障　手　帳 1・2 級	(R5.3.31 現在) 1,820 人	入　院	2,336	47,266,561
		外　来	34,349	117,778,103
療　育　手　帳 A1・A2	618 人	入　院	443	10,350,971
		外　来	8,073	19,804,420
精神障害者保健福祉手帳 1 級	127人	外　来	1,423	3,798,064
後期高齢者医療被保険者 身障 1・2 級 療育A1・A2	2,186 人	入　院	2,897	51,921,345
		外　来	26,673	49,079,957
身　障　3　級	451 人	入　院	274	4,158,534
		外　来	7,719	12,470,113
療　育　B　1	367 人	入　院	195	2,372,075
		外　来	4,533	4,677,494
後期高齢者医療被保険者 身障 3 級 療育B1	834 人	入　院	860	9,211,056
		外　来	8,841	7,633,576

4. 出かけやすいまちづくり

(1)　公共機関等でのコミュニケーションの確保

①　手話通訳者設置／手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳派遣

②　公文書への点訳文書添付

③　ＣＤ広報・点字広報

④　中央保健福祉センターへの音声誘導装置の設置

5. 文化・スポーツ活動の支援

①　ふれあい教室（各種文化教養講座等の開催）

②　障がい者文化体育施設「サン・アビリティーズ佐世保」

6. 共に生きる地域社会づくり

(1)　啓発活動

①　啓発イベント・講演会等の開催

(2)　支援技術の普及・支援者の育成

①　手話通訳者養成講習会

②　要約筆記者養成講習会（隔年実施）

③　盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会

④　点字・漢点字講習会

⑤　精神障がい者家族教室

⑥　難病地域支援従事者研修

⑦　障がい福祉サービス事業所研修

7. 生活基盤の保障と経済的負担への支援

(1) 特別児童扶養手当

精神または身体に重度及び中度の障がいを有する児童について、特別児童扶養手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

・支給要件

心身に重度及び中度の障がいを持つ20歳未満の児童を監護している父母または養育者で、前年の所得が一定の額に満たないもの。

・支 給 額（児童１人につき）

障がい程度が重度なもの（月額） 53,700円（R5.4～）

障がい程度が中度なもの（月額） 35,760円（R5.4～）

・受給者数 602人（R5.4.1現在）

(2) 障害児福祉手当

在宅の重度障がい児に対し、その重度の障がいによる特別の負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、重度障がい児の福祉の向上を図ることを目的とする。

・支給要件

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする障がい児（施設入所者は除く。）で、本人または扶養義務者の前年の所得が一定の額に満たないもの。

・支 給 額 月額 15,220円（R5.4～）

・受給者数 175人（R5.4.1現在）

(3) 特別障害者手当

障がい者所得保障の一環として、在宅の20歳以上の最重度障がい者に対し、その障がいによる特別の負担に着目し、その負担の軽減を図る一助として支給することにより、最重度障がい者の福祉の向上を図ることを目的とする。

・支給要件

精神または身体に最重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者で、本人または扶養義務者の前年の所得が一定の額に満たないもの。

・支 給 額 月額 27,980円（R5.4～）

・受給者数 299人（R5.4.1現在）

身体障害者手帳交付台帳登載者数

R5.3.31 現在

障がい別	年齢別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
肢体	18 歳未満	55	25	8	6	2	5	101
	18 歳以上	1,054	1,192	985	1,430	801	336	5,798
視覚	18 歳未満	5	0	1	0	1	0	7
	18 歳以上	331	288	55	45	98	60	877
聴覚平衡機能	18 歳未満	0	13	4	5	1	4	27
	18 歳以上	69	257	133	230	9	503	1,201
音声・言語・そしゃく機能	18 歳未満	0	0	0	1			1
	18 歳以上	0	8	74	67			149
心臓	18 歳未満	15	0	6	3			24
	18 歳以上	1,480	24	663	553			2,720
呼吸器	18 歳未満	6	0	0	0			6
	18 歳以上	32	2	85	47			166
じん臓	18 歳未満	1	0	0	0			1
	18 歳以上	888	0	32	6			926
ぼうこう直腸	18 歳未満	0	1	3	2			6
	18 歳以上	2	1	24	498			525
小腸	18 歳未満	0	0	0	0			0
	18 歳以上	1	1	1	4			7
免疫	18 歳未満	0	0	0	0			0
	18 歳以上	9	13	5	2			29
肝臓	18 歳未満	3	0	0	0			3
	18 歳以上	36	5	5	1			47
小計	18 歳未満	85	39	22	17	4	9	176
	18 歳以上	3,902	1,791	2,062	2,883	908	899	12,445
合計		3,987	1,830	2,084	2,900	912	908	12,621

（福祉行政報告例より）

療育手帳交付台帳登載数

R5.3.31 現在

障がい別＼年齢別＼等級別		A1	A2	A	B1	B2	B	計
知的障がい	18歳未満	89	62	0	92	170	0	413
	18歳以上	521	381	2	628	1,003	0	2,535
合計		610	443	2	720	1,173	0	2,948

（福祉行政報告例より）

精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数

R5.3.31 現在

等級	1級	2級	3級	合計
交付件数	341	2,068	1,007	3,416

生活福祉課

生活保護の現況

本市の生活保護の状況は、別表のとおりであるが、被保護世帯数は昭和 42 年度の 4,731 世帯をピークにして、以後減少・増加を繰り返しながら推移し、平成 8 年度には過去最低となる 1,967 世帯となった。

しかし、その後は、経済不況や雇用環境の悪化などに加え、平成の大合併などの影響もあり、被保護者数は増加傾向で推移し、平成 27 年 3 月末には、4,266 世帯、5,779 人となった。

平成 27 年度以降は、雇用環境の回復も見られるようになり、保護世帯増加の勢いは落ち着きをみせ、令和 5 年 3 月末現在の被保護者数は、3,888 世帯、4,814 人と微減傾向が続いている。

また、長崎県全体の保護率は令和 5 年 3 月末現在で、2.04%であるのに対し、本市の場合も同年 3 月現在で、2.04%であり、長崎県の保護率と同水準の値となっている。

生活保護受給世帯の世帯類型別（令和 4 年度平均）を見ていくと、高齢者世帯が 2,360（60.4%）、傷病障がい者世帯が 672（17.2%）、母子世帯が 139（3.5%）、その他の世帯が 736（18.9%）であり、全体の 77.6%が高齢者世帯及び傷病障がい者世帯となっている。

重点施策

〇適正保護と変化に対する敏速な対応

〇自立助長の推進

〇医療・介護扶助の適正化

1. 保護開始及び廃止状況

区分 / 年度	保護の開始				保護の廃止	
	申請件数	却下件数	決定		世帯数	人員
			世帯数	人員		
R 2	455	27	375	486	419	532
R 3	479	21	424	543	448	527
R 4	482	36	383	500	455	549

2. 生活保護状況

（ 月平均 ）

年度 / 区分	R 2（平均）		R 3（平均）		R 4（平均）	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
保護を受けている者	3,995	5,048	3,970	4,964	3,919	4,857
生活扶助	3,400	4,348	3,345	4,228	3,291	4,123
住宅扶助	3,203	4,016	3,214	3,981	3,166	3,878
教育扶助	154	237	128	200	127	189
介護扶助	889	919	879	911	874	904
医療扶助	3,651	4,405	3,675	4,445	3,671	4,432
出産扶助	0	0	0	0	0	0
生業扶助	69	77	67	79	55	61
葬祭扶助	7	7	7	7	7	7
保護率	2.07%		2.06%		2.05%	

3. 保護費の推移

（単位　円）

区分＼年度	R 2	R 3	R 4
生　活　扶　助	2,107,052,026	2,060,359,836	2,003,264,049
住　宅　扶　助	1,010,965,802	1,015,705,423	1,005,362,913
教　育　扶　助	27,334,154	22,285,778	21,350,955
介　護　扶　助	198,660,117	186,926,200	173,668,917
医　療　扶　助	4,460,699,176	4,297,916,447	4,182,709,633
出　産　扶　助	309,080	234,580	0
生　業　扶　助	18,620,952	18,350,633	14,885,663
葬　祭　扶　助	14,591,347	13,582,624	13,312,663
施 設 事 務 費	92,031,188	79,610,440	70,402,664
就労自立給付金	2,503,200	2,203,965	3,512,060
進学準備給付金	1,000,000	800,000	1,200,000
計	7,933,767,042	7,697,975,926	7,489,669,517

4. 世帯類型別被保護世帯数

（　月平均　）

類型＼年度	R 2（平均）		R 3（平均）		R 4（平均）	
	世帯数	割　合	世帯数	割　合	世帯数	割　合
高齢者	2,392	60.1%	2,391	60.4%	2,360	60.4%
障害	362	9.1%	368	9.3%	372	9.5%
傷病	364	9.1%	330	8.3%	300	7.7%
母子	161	4.0%	153	3.9%	139	3.5%
その他	704	17.7%	715	18.1%	736	18.9%

注：世帯数に保護停止世帯は含んでいない。

健康づくり課

1. 健康の保持・増進及び健康を支える環境づくり

平成２５年３月に策定した「第２次けんこうシップさせぼ２１」などの計画に基づき、健康づくりに関する各種事業の実施や情報発信、地域に密着した健康づくりのボランティア育成などにより、市民の健康増進などに取り組んでいる。

また、平成２８年度からは民間事業者と連携して、健康寿命延伸プロジェクトを推進し、健康経営の普及や食・運動・測定（健診）などの分野で健康づくりの機会提供を行い、市民の主体的な健康づくりを推進する。

(1)　食生活改善

令和４年２月に策定した「第４次佐世保市食育推進計画」に基づき『「食」から始まる豊かなくらし、食育実践都市‘させぼ’』の基本理念のもと、適切な食の選択により市民が望ましい食生活を実践するための普及・啓発を行っている。

①　特定給食施設等に対する栄養管理の実施に必要な指導及び助言

健康増進法及び佐世保市健康増進法施行細則に基づき、病院、介護老人保健施設、児童福祉施設、社会福祉施設、事業所、老人福祉施設、自衛隊等の利用者の身体状況・栄養状態を把握し、健康の保持・増進が図られるよう、栄養管理・給食管理・衛生管理等に関する指導を実施している。

②　地域住民に対する栄養・食育推進

「食生活改善推進員」の協力のもと、各地区で減塩普及や高齢者のためのフレイル予防をテーマとした伝達料理教室を行い、ライフステージに応じた食育を推進している。住民が望ましい食生活を実践できるように、栄養管理や食生活改善の普及・啓発に努めている。併せて、食文化継承のために郷土料理や日常的に食されてきた伝統料理について情報を収集し、資料としてまとめ、普及開発を図っていく。

(2)　運動普及推進

①　各地区で自主的にウォーキングやグラウンドゴルフなどを行っている「運動普及推進員」の養成を行うとともに、活動を支援し、健康づくりのための運動の普及に努めている。

②　市内各地区に設置しているウォーキングモデルコースの普及に努めている。

(3)　たばこ対策

「成人の喫煙率の減少」「未成年者の喫煙をなくす」「妊娠中の喫煙をなくす」「受動喫煙の機会を有する者の減少」の４つの目標を達成するために、「喫煙に関する知識の普及・啓発」「未成年者の喫煙を防止する環境整備」「受動喫煙を防ぐ環境整備」「禁煙希望者に対する支援」に取り組んでいる。

(4)　がん検診

がんは、佐世保市および全国において死因の第１位であり、がんによる死亡を防ぐために、最も重要なのが早期発見・早期治療である。

がんの早期発見の機会をより多く設けるため、市内各医療機関での個別がん検診（胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、大腸がん、前立腺がん）や各地を巡回する集団がん検診を実施している。

市民の検診受診の利便性を考慮し、特定健診との同時実施や、働く世代も受診しやすいように土日の総合がん検診や託児付がん検診、夜間検診を実施したり、特定の年齢の者に個別に受診を呼びかけるなど、受診率向上に努めている。

また、定期的ながん検診受診を促進するため、がんの予防に関する正しい知識の普及・啓発に取り組んでいる。

(5)　歯科保健

「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例」に基づき、平成２５年３月に「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」を策定し、「おいしい食事と楽しい会話で、生涯つづく“健口（けんこう）生活”」の基本理念のもと、むし歯や歯周疾患の予防などに取り組んでいる。

①　平成２５年度からフッ化物洗口推進事業を開始し、市内の保育所（認可外保育施設含む）・幼稚園、小学校でフッ化物洗口の普及を図っている。

②　１８歳以上（高校生は除く）の市民を対象とした成人歯科健診（歯周病検診）、健康教育及び健康相談を実施している。また、宇久、高島、黒島の離島では、住民健診に併せて、成人を対象とした歯周病検診を実施している。

③　６月の「佐世保市歯・口腔の健康づくり普及月間」及び「歯と口の健康週間」にあわせてデンタルフェスティバルを開催し、歯の相談コーナー等の開設を行い、市民への歯・口腔の健康づくりの啓発に取り組んでいる。

④　高齢者の歯・口腔の健康づくりへの「きっかけづくり」や「やりがいづくり」の継続を目的に、令和元年度から「８０２０認定証」交付事業を実施している。

2. 高齢者の生きがいづくりと社会参加の支援

(1)　長寿祝金支給

［１００歳長寿祝金］

①　受給資格　　当該年度の９月１日に本市に引き続き１年以上居住し、かつ当該年度内に満１００歳になる方

②　支給金額　　年額５０，０００円　　令和４年度実績　　１２４人

［１１０歳長寿祝金］

①　受給資格　　当該年度の９月１日に本市に引き続き１年以上居住し、かつ当該年度内に満１１０歳になる方

②　支給金額　　年額１００，０００円　　令和４年度実績　　対象者なし

(2)　長寿記念品支給

①　受給資格　　当該年度の９月１日に本市に引き続き１年以上居住し、かつ当該年度内に満１００歳以上になる方

②　支給内容　　市の郷土品（三川内焼）　　令和４年度実績　　２９３人

(3)　米寿記念品支給

①　受給資格　　数え８８歳（米寿）の市民

②　支給内容　　市の郷土品（三川内焼）　　令和４年度実績　１，８４５人

(4)　敬老会一部助成金

①　対象団体　　各町内会等及び一部の老人福祉施設

②　助成内容　　世帯数または７０歳以上者数に応じて助成金を支給

令和４年度実績　　６０２団体

(5)　敬老特別乗車証等交付事業（令和４年度交付実績）

①　西肥バス・させぼバス共通市内無料乗車証交付　　２２，１７９人

②　黒島・高島地区の交付金（船賃）　　１３３人

③　宇久地区の宇久観光バス乗車証交付　　９４人

④　宇久地区寺島の市営交通船乗船証交付　　６人

※②～④は①と併せて交付

3. がん検診の実施状況

(1) 令和４年度がん検診実施状況　　（単位：人）

区　　分	受診者数	要精密検査者数	発見患者数 (令和４年６月現在)
胃　が　ん (30 歳～)	12,625	388	22
肺　が　ん (40 歳～)	18,878	351	7
大 腸 が ん (40 歳～)	15,206	1,226	47
子 宮 が ん (20 歳～)	10,230	366	8
乳　が　ん (30 歳～)	7,021	531	32
前 立 腺 が ん (50 歳～)	7,506	648	56

感染症対策課

1. 感染症の発生予防

(1)　感染症に関する周知・啓発

感染症や予防対策など、正しい情報を時機を逃さず、ホームページやＳＮＳを利用して、市民に提供し、感染症の発生予防・まん延防止に努めている。

(2)　予防接種の実施

感染症の発症及びまん延を防ぐための予防接種を実施し、公衆衛生の向上に努めている。

定期の予防接種は、集団接種や佐世保市医師会等への委託による個別接種を実施している。

令和４年度から、これまで積極的勧奨を差し控えてきた子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨を再開しており、令和４年度から令和６年度までの３年間、接種機会を逃した方への追加的対策となる、キャッチアップ接種を行っている。

その他、６５歳以上の高齢者及び生後６月から小学校６年生までの子どもに対するインフルエンザ予防接種の費用を一部助成している。

また、里帰り出産などで定期接種を県外で受けた際の費用の助成を平成２６年度から、骨髄移植等の医療行為により免疫を消失した方への再接種費用の助成を令和４年度から、それぞれ実施している。

2. 感染症のまん延防止

(1)　感染症対策（結核を除く）

①　正しい知識や行動の普及啓発

エイズ・性感染症・ダニ媒介感染症等、各種感染症の予防のために、パンフレット等の配布や健康教育を行い、正しい知識や行動の普及啓発を行っている。

②　相談体制

保健所において、各種感染症の相談を受けるとともに、エイズ・性感染症については、フリーダイヤル、電子メールにより相談を受け付けている。

令和元年度から令和６年度までの６年間、風しんの追加的対策として、昭和３７年４月２日から昭和５４年４月１日生まれの男性に対して、風しんの抗体検査と予防接種を無料で実施しており、風しんに関する相談体制を整えている。

③　検査体制

ア．ＨＩＶ検査、クラミジア検査、梅毒検査

保健所において匿名による検査を実施するとともに、必要に応じ、相談支援を行っている。

イ．肝炎ウイルス検査

ウイルス性肝炎対策の一環として医療機関で検査を実施し、相談及び早期発見の機会としている。

ウ．風しん抗体検査

風しんの追加的対策の対象者に対し、医療機関で検査を実施し、抗体価の低い方に対し、風しんの予防接種を行っている。

また、妊娠を希望する女性等ハイリスク者の方に対しては、保健所において検査を実施している。

④　発生に対する対応

患者や接触者の調査・対応を行い、市民に正しい情報を提供することにより、まん延防止に努めている。

(2)　結核対策

①　結核に関する知識の普及・啓発

市民の結核に対する関心を高めるため、結核予防週間には、啓発パネルやポスターの展示、チラシの配布等を実施する。また、早期発見・治療継続の重要性などの知識を普及・啓発するため、医療従事者や施設の職員を対象とした結核健康教育を実施している。

②　結核の医療、患者の早期発見と再発防止・感染拡大防止

感染症診査協議会において、患者の病状の診査や治療方針の審議を行っており、市は当協議会の答申に基づき医療費の公費負担を行っている。

また、結核患者を確実に治癒へ導くためＤＯＴＳ（直接服薬支援）を行い、結核の治癒後には再発防止のため管理検診を、患者の接触者には接触者健診を実施し、早期発見や感染の拡大防止に努めている。

3．感染症予防の実施状況

(1) 令和４年度感染症予防防疫実施状況

① 予防接種実施状況

ワクチン名	接種件数
麻しん風しん混合	3,319
インフルエンザ（高齢者）	46,440
百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ（不活化）	四種混合　6,152 二種混合　1,473
日本脳炎	6,703
ＢＣＧ	1,517
Ｈｉｂ（ヒブ感染症）	6,136
小児用肺炎球菌	6,112
水痘	2,951
Ｂ型肝炎	4,607

ロ タ ウ イ ル ス	3,069
ＨＰＶ（子宮頸がん）	873
ＨＰＶ（キャッチアップ）	914
成 人 用 肺 炎 球 菌	1,553
インフルエンザ（子ども）	17,653
計	109,472

② 感染症発生状況（１～５類の全数報告分）

感 染 症 名	患者数	感 染 症 名	患者数
結 核	42 （内、潜在性 18）	後天性免疫不全症候群	2
腸管出血性大腸菌感染症	4	レ ジ オ ネ ラ 症	6
つ つ が 虫 病	1	重症熱性血小板減少症候群	0
日 本 紅 斑 熱	6	梅 毒	28
カルベペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	8	Ａ型肝炎	0

※ただし無症状病原体保菌者・疑似症患者を含む

(2) 令和４年度結核予防検診実施状況　　（単位：人）

区 分		間接撮影	直接撮影
定期健康診断	一 般 市 民	0	14,743
	学 校	515	2,988
	施 設	873	909
	事 業 所	4,233	10,972
接触者健診	患 者 家 族	0	18
	施設及び事業所	0	105
計		4,367	19,717

(3) 年度別結核医療公費取扱状況

年 度	申請件数	承認件数	支 出 額（千円）
平成 30 年度	173	173	7,590
令和元年度	108	108	3,029

令和２年度	105	105	4,633
令和３年度	131	131	13,073
令和４年度	111	111	11,827

4. 医療支援

(1)　献血、骨髄・臓器移植の啓発及び推進

①　献血推進

献血に関する各種キャンペーンの広報活動を行うとともに、赤十字血液センターからの協力依頼に基づき、市役所、支所等での献血実施に協力している。

②　骨髄移植推進

骨髄提供希望者（ドナー）登録者の推進を目的とし、年１回、献血と並行した骨髄ドナー登録会に協力している。

なお、令和元年度からは、移植を必要とする患者が骨髄等提供を受ける機会を増やすため、新たに骨髄等提供者への支援事業を開始している。

③　臓器移植

制度の啓発と提供意思表示カードの普及のため、関連ポスターの掲示や提供意思表示カードの窓口設置など、広報活動を行っている。

新型コロナウイルス感染症対策室

令和５年５月８日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「２類相当」から「５類」へ移行されたことに伴う経過措置（医療費公費負担、入院・受診調整支援、高齢者施設等への支援など）への対応を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種に関しては、令和５年度末が「特例臨時接種」の期限となっているため、引き続き、希望する市民が速やかに接種できる体制を確保し、ワクチン接種を推進している。

新型コロナウイルス感染症の陽性者発生状況（令和５年５月７日現在）

（単位：人）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	年度計
令和２年度	6	0	0	8	14	4	1	3	79	193	42	4	**354**
令和３年度	88	108	193	73	530	246	35	1	4	2,410	2,451	1,610	**7,749**
令和４年度	2,238	2,811	1,569	6,926	14,054	4,500	1,055	3,617	10,501	8,467	1,485	430	**57,653**
令和５年度	202	126											**328**
												合計(縦計)→	**66,084**

※令和4年9月以降は、全数届出見直しにより推計数

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種件数（令和５年３月２６日現在）

1回目接種者数	197,079人（81.6%）
2回目接種者数	196,046人（81.1%）
3回目接種者数	168,610人（69.4%）
オミクロン株対応ワクチン接種者数	112,756人（46.4%）

※接種率は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳における全人口との比率

試験検査課

公衆衛生の向上及び健康増進に寄与するため、以下の諸検査を行っている。

1. 細菌・生理検査

(1) 臨床学的検査

ＨＩＶ抗体検査や3歳児健診に伴う検査を実施している。

(2) 病原微生物学的検査

腸管出血性大腸菌、コレラ菌、赤痢菌及び腸チフス菌などの感染症の細菌検査を実施している。

(3) 生活衛生、環境保全及び環境部施設課所管施設に係る検査

食品、飲用水及び浄化槽放流水などの細菌検査を実施している。

2. 理化学試験

(1) 生活衛生に係る検査

食品、家庭用品、飲用水及びプール水などの検査を実施している。

(2) 環境保全に係る検査

水質汚濁、大気汚染、悪臭及び浄化槽放流水などの検査を実施している。

(3) 環境部施設課所管施設の検査

廃棄物に係る検査及び振動、騒音の測定を実施している。

令和4年度試験検査状況

検査の種類	件数
細菌学的検査	1,217
食品衛生関係検査	594
臨床学的検査	1,866
水質検査	548
廃棄物関係検査	158
環境・公害関係検査	1,082
新型コロナウイルス検査	1,950
その他	24

生活衛生課

1. 生活衛生

(1)　環境衛生

生活環境に起因する健康被害を防止するため、理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場などの生活衛生関係施設の監視・指導や、営業許可等を行っている。

(2)　狂犬病の予防・動物愛護

令和３年度に供用を開始した動物愛護センターを拠点として、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び注射に関する業務や、迷い犬の捕獲等を行い、狂犬病の予防に努めるとともに、動物愛護管理法に基づく引取りを行った犬・猫の飼育や治療、新しい飼い主への譲渡、犬・猫の適正飼養に関する啓発等を行い、動物愛護の推進を図っている。

(3)　斎場及び墓地

西部芳世苑、東部芳世苑、宇久やすらぎ苑における火葬業務や施設の維持管理を行っている。

また、市民霊園や霊園納骨堂等の整備や管理、墓地や納骨堂の経営許可等を行っている。

2. 食品衛生

食中毒等の食品による健康被害の発生を予防するため、食品取扱い施設の監視・指導や、営業許可等を行っている。

また、食中毒疑い事案が発生した際には、食中毒の拡大及び再発防止を図るため、事業所等を調査し、必要に応じて事業者への指導、営業停止等の行政処分を行っている。

3. 狂犬病予防法関係

区分＼年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
犬　登　録　頭　数 （　）内は総登録頭数	738頭 （12,054頭）	762頭 （11,494頭）	838頭 （11,143頭）	679頭 （10,839頭）
狂犬病予防注射済頭数	9,099頭	8,375頭	8,505頭	7,998頭
捕　獲　頭　数	68頭	46頭	52頭	46頭
返　還　頭　数	53頭	35頭	48頭	40頭
譲　渡　頭　数	15頭	6頭	7頭	4頭
処　分　頭　数	0頭	2頭	0頭	1頭

4. 動物愛護法関係

区分＼年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
犬	引　取　頭　数	13頭	9頭	11頭	4頭
	譲　渡　頭　数	10頭	4頭	9頭	7頭
	処　分　頭　数	3頭	2頭	0頭	1頭
猫	引　取　頭　数	475頭	435頭	298頭	123頭
	譲　渡　頭　数	108頭	124頭	78頭	85頭
	処　分　頭　数	367頭	305頭	219頭	41頭

5. 動物愛護センター

名　　称　　佐世保市動物愛護センター
所 在 地　　佐世保市大潟町 392 番地 2
構　　造　　鉄骨造　平屋
面　　積　　494.86 ㎡
供用開始　　令和 3 年 10 月 18 日
工 事 費　　218,386 千円

6. 斎場

		東部芳世苑	西部芳世苑	宇久やすらぎ苑
所在地		下の原町 591 番地	大潟町 392 番地 2	宇久町平 1 番地第 1
土地面積		70,290 ㎡	170,569 ㎡	9,904 ㎡
着工		平成 2 年 9 月 27 日	平成 18 年 9 月 27 日	平成 11 年 1 月 21 日
完工		平成 4 年 3 月 30 日	平成 21 年 3 月 27 日	平成 11 年 11 月 18 日
使用開始		平成 4 年 5 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日	平成 11 年 12 月 1 日
総事業費		1,294,920 千円	1,549,673 千円	373,928 千円
施設の内容	建設の延面積	1,358 ㎡	3,121 ㎡	1,043 ㎡
	室名	告別室(2)、炉前ホール、炉室、待合和室(3)、待合ホール、収骨室(2)、事務室	告別ホール、告別室(3)、炉前ホール、炉室、待合ホール、待合室(8)、収骨室(3)、通夜室、霊安室、事務室	葬祭場、 炉前ホール(告別室)、炉室、和室待合室(2)、待合ホール、集塵室、収骨室、検死・霊安室、事務室
	火葬炉	4 基（自走式台車）	8 基（うち小型炉 1 基）（台車式寝棺炉）	2 基（台車式寝棺炉）
施設使用料	遺がい火葬料	佐世保市民　大人 10,000 円　子供 7,000 円　死産児 4,000 円 佐世保市民外　大人 57,000 円　子供 38,000 円　死産児 19,000 円		
	遺がい保管料	1 日 890 円（東部芳世苑を除く。）		
	通夜室使用料	24 時間以内 6,730 円　12 時間以内 4,480 円　3 時間以内 2,140 円（東部芳世苑を除く。）		
	式場使用料	1 回（3 時間以内）5.340 円（西部芳世苑及び東部芳世苑を除く。）		

使用状況（令和 4 年度）

区分	遺がい火葬			遺がい保管	通夜室使用	式場使用
	大人	子供	死産児			
市内	3,421	4	39	498	56	22
市外	216	0	12	0	0	0
計	3,637	4	51	498	56	22

7. 市民霊園

名　　称　　佐世保市民霊園
所 在 地　　佐世保市大潟町 402 番地 1
総 面 積　　214,732.57 ㎡
墓地面積　　31,244.00 ㎡
使用開始　　昭和 46 年 12 月 1 日
墳墓基数　　5,128 基
総事業費　　913,816 千円

墓地使用料

区分＼使用料	即 納 使 用 科（※）	年 額 使 用 科
4 ㎡ 型	230,000 円	3,300 円
6 ㎡ 型	345,000 円	4,900 円

※園路に接する墓地の即納使用料は 10%増

8. 霊園納骨堂

名　　称　　佐世保市霊園納骨堂
所 在 地　　佐世保市大潟町 402 番地 1
構　　造　　鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造　8 角型　2 階建　銅版葺
面　　積　　1 階 70.59 ㎡、2 階 108.64 ㎡　計 179.23 ㎡
　　（2,000 体）　（2,000 体）
使用開始　　昭和 55 年 7 月 1 日
使 用 料　　1 体につき 5 年 21,360 円
工 事 費　　31,400 千円

食肉衛生検査所

安全で安心な食肉供給のため、牛･馬･豚･羊･山羊･鶏について、全個体の検査（と畜検査・食鳥検査）を行っている。

(1) と畜検査及び食鳥検査

複数の検査員(獣医師)が処理工程ごとの検査を行い､疾病や異常の有無を確認し、食用として不適なものを排除している。

(2) 精密検査

と畜検査及び食鳥検査で異常が見つかり、肉眼検査で判断が困難な場合に、検査室内で微生物検査､病理検査､理化学検査などの詳細な科学的検査を行っている。

(3) 衛生検査

と畜場及び食鳥処理場の施設･設備の衛生状態を検査し､不適切な部分は改善指導を行っている。また事業者の自主衛生管理の検証及び指導を行っている。

(4) 残留動物用医薬品検査

食肉及び食鳥肉の中に、動物用医薬品(治療のために使用した抗生物質など)が残留していないか検査を行っている。

令和４年度　検査頭数

牛	仔牛	馬	豚	羊	山羊
11,915	8	0	105,409	0	21

令和４年度　検査羽数

鶏
394,099

佐世保市立急病診療所

医師会・薬剤師会等の協力により、日曜、祝日、年末年始に内科・小児科・外科、月曜日から土曜日の夜間に内科・小児科の診療を行っている。

（平成 21 年 6 月 1 日、中央保健福祉センター内に移転）

所　在　地　　佐世保市高砂町 5 番 1 号
創 立 年 月　　昭和 50 年 4 月
様式・構造　　鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 8 階建 1 階部
敷 地 面 積　　368.14 ㎡
施設の内容　　診察室（内科・小児科・外科）・静養室・レントゲン室・薬局・検査室

診療日時と診療科（平成 23 年 10 月 1 日改正）

曜日 / 診察時間	月	火	水	木	金	土	日	※祝日・年末年始（12/31～1/3）
午前 10 時～午後 6 時	―	―	―	―	―	―	内　科 外　科 小児科	内　科 外　科 小児科
午後 8 時～午後 11 時	内　科 小児科	内　科 小児科	内　科 小児科	内　科 小児科	内　科 小児科	内　科 小児科	―	―

受診状況

区分 / 年度	31（令和元）	令和２	令和３	令和４
内　　科	5,642（198）	1,481（ 78）	1,331（ 69）	1,646（ 87）
外　　科	1,818（ 84）	953（ 45）	884（ 35）	948（ 38）
小 児 科	7,296（175）	1,825（ 54）	2,125（ 54）	2,393（ 79）
合　　計	14,756（457）	4,259（177）	4,340（158）	4,987（204）

＊ 1　診療時間　内科・小児科・外科（日祝・年末年始）　午前 10 時から午後 6 時まで
　　内科・小児科（月曜～土曜）　午後 8 時から午後 11 時まで
＊ 2　受付時間　診療時間終了 15 分前まで
＊ 3　（ ）　数字は二次病院へ移送した患者数

〈在宅当番医制の実施状況〉

耳鼻咽喉科・眼科……昭和 59 年から実施（日曜日のみ午前 10 時から正午まで）

歯　　科……平成元年から実施（日曜、祝日及び年末年始の午前 10 時から正午まで）

佐世保市立看護専門学校

市内の看護師養成・安定確保のために、質の高い看護教育を実践し、市民に良質で適切な医療サービスを提供する。

１．沿　　革

昭和 35 年 4 月　佐世保市立高等看護学院設立（定員 90 名、3 年課程）
昭和 43 年 4 月　従来一般会計、市病、北病、共済病院からの負担金により学院運営をしていたが、全面的に一般会計にて運営することになる
昭和 45 年 3 月　寄宿舎が新築落成し、滉和寮と命名
昭和 46 年 4 月　長崎県立佐世保看護学校（進学課程夜間 3 年制）と校舎共同使用開始
昭和 48 年 3 月　長崎県立佐世保看護学校と市立高等看護学院の合同校舎新築（佐世保市平瀬町 3 番地の 1）
昭和 52 年 4 月　学校教育法の改正により専修学校（専門課程）の認可を受け、佐世保市立看護専門学校と名称を変更　120 名の定員となる
平成元年 12 月　推薦入学制度を設定、第１回入学試験を行う（市内の高校生 10 名以内）
平成 2 年 4 月　看護教育課程改正　老人看護学の新設
平成 2 年 11 月　創立 30 周年記念行事として、式典、記念講演を実施
平成 6 年 12 月　推薦入学者を県内の高校生まで拡大（12 名以内）
平成 7 年 2 月　専門士称号付与認可（平成 6 年文部省告示第 84 号）
平成 9 年 4 月　看護教育課程改正　在宅看護論・精神看護学の新設
単位制の導入
平成 11 年 1 月　実習指導者設置事業開始
平成 12 年 7 月　創立 40 周年記念行事として、式典、記念講演を開催
平成 13 年 4 月　看護系大学への編入学開始
平成 15 年 12 月　推薦入学者に社会人枠設置
平成 17 年 4 月　実習指導者 7 人設置
平成 21 年 4 月　看護教育課程改正　時間数・単位数の変更
専門分野の構造の変更（専門分野Ⅰ・Ⅱ、統合分野）
平成 22 年 10 月　創立 50 周年記念行事として、式典、同窓会によるシンポジウムを開催
平成 24 年 9 月　学籍管理システム導入
平成 26 年 10 月　推薦入学者に特別市内枠を設置

平成 27 年 3 月　長崎県看護キャリア支援センターと市立看護専門学校の合築による校舎新築（平瀬町３番地１）
平成 27 年 4 月　新校舎供用開始　56 回生より 1 学年 80 名の定員となる
学生定員増に伴い、実習施設を拡充
平成 28 年 3 月　滉和寮廃止（老朽化のため平成 26 年度から新規入寮停止）

２．在学生の状況（出身地別）

R5.5.1 現在

区分 / 学年	人　員	市　内	県　内	県　外	志願者
1 年（64 回生）	７７人	４８人	２４人	５人	１３６人
2 年（63 回生）	６８人	４５人	１６人	７人	１３３人
3 年（62 回生）	７２人	３７人	２８人	７人	１６４人
計	２１７人	１３０人	６８人	１９人	４３３人
率（%）	９０	５４	２８	８	

３．奨学生の状況

R5.5.1 現在

区分 / 学年	県修学資金	日本学生支援機構	合　計
1 年（63 回生）	０人	２４人	２４人
2 年（62 回生）	２人	２８人	３０人
3 年（61 回生）	３人	３７人	４０人
計	５人	８９人	９４人

４．講師の状況

R5.5.1 現在

佐世保市総合医療センター	５３人	長崎国際大学	７人
佐世保市防災危機管理局	１人	その他	１０人
計		７０人	

５．施設状況

校舎　敷地面積 2,613.63 ㎡　延床面積 2,127.605 ㎡（鉄筋コンクリート 3 階）

６．奨学生制度

○日本学生支援機構
○長崎県看護職員修学資金

医療保険課

１．国民健康保険事業

平成30年度国保制度改革により、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担っている。

一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課、徴収（令和4年8月1日より収納推進課にて実施）、保健事業等、地域におけるきめ細かな事業を引き続き行っている。

令和４年度の加入状況は、33,413世帯、被保険者数49,424人であり前年度より1,749人の減である。

保険給付費の額は、一般被保険者分180億3,525万円で対前年比2.9％の減、一方、退職被保険者分に係る給付は生じていない。

また、長崎県保険給付費等交付金については、185億5,956万円、長崎県国民健康保険事業費納付金については、62億579万円であった。

なお、保険税調定額（現年課税分）は37億589万円で対前年度比17.4％の減となっている。

※(1)～(10)の数値は事業年報より記載。

(1)世帯数及び被保険者数（年度平均）

区分＼年度			令和２		令和３		令和４	
				構成比		構成比		構成比
世帯数	一般		34,456	100.0%	33,991	100.0%	33,413	100.0%
	退職		―	―	―	―	―	―
	混合		―	―	―	―	―	―
	計		34,456	100.0%	33,991	100.0%	33,413	100.0%
被保険者数	一般	若人（３割）	36,626	69.9%	34,743	67.9%	33,454	67.7%
		前期高齢者【再掲】※1	25,203	48.1%	25,215	49.3%	24,232	49.0%
		70～74歳（２割）※2	13,836	26.4%	14,559	28.5%	14,225	28.8%
		70～74歳（３割）※2	507	1.0%	524	1.0%	505	1.0%
		未就学児（２割）	1,441	2.7%	1,347	2.6%	1,240	2.5%
		小計	52,410	100.0%	51,173	100.0%	49,424	100.0%
	退職	若人（３割）	―	―	―	―	―	―
		未就学児（２割）	―	―	―	―	―	―
		小計	―	―	―	―	―	―
	合計		52,410	100.0%	51,173	100.0%	49,424	100.0%
介護保険第2号被保険者数			15,328	100.0%	14,771	100.0%	14,325	100.0%

※1　前期高齢者・・・65～74歳の方

※2　70～74歳の患者負担は、原則として2割（誕生日が昭和19年4月1日までの方は1割）
ただし、一定以上の所得がある場合は3割

(2)国民健康保険税率

区分＼年度		令和　2	令和　3	令和　4
医療分	所得割	8.60%	8.60%	7.50%
	均等割	24,200円	24,200円	20,000円
	世帯割	23,800円	23,800円	16,000円
支援分	所得割	3.10%	3.10%	2.80%
	均等割	8,500円	8,500円	8,000円
	世帯割	8,300円	8,300円	6,000円
介護分	所得割	2.90%	2.60%	2.40%
	均等割	9,800円	9,800円	9,600円
	世帯割	7,400円	6,500円	4,800円

(3)国民健康保険税収納状況

区分＼年度		現年課税分			滞納繰越分		
		調定額（千円）	収納額（千円）	収納率（%）	調定額（千円）	収納額（千円）	収納率（%）
令和2	一般	4,625,591	4,324,112	93.48	2,009,992	267,983	13.33
	退職	0	0	—	30,383	3,439	11.32
	計	4,625,591	4,324,112	93.48	2,040,375	271,422	13.30
令和3	一般	4,488,372	4,196,147	93.49	1,844,720	190,267	10.31
	退職	0	0	—	23,861	1,548	6.49
	計	4,488,372	4,196,147	93.49	1,868,581	191,815	10.27
令和4	一般	3,705,893	3,429,394	92.54	1,707,764	205,546	12.04
	退職	0	0	—	18,169	1,522	8.38
	計	3,705,893	3,429,394	92.54	1,725,933	207,068	12.00

※調定額は居所不明分調定額を控除後の額。収納額は還付未済額を控除後の額。

(4)国庫支出金等の状況

区　分＼年　度		令和　2	令和　3	令和　4
国庫支出金	（千円）	53,701	38,076	0
県支出金	（千円）	19,085,015	19,250,003	18,559,559
普通交付金	（千円）	18,369,255	18,543,935	18,023,376
特別交付金	（千円）	715,760	706,068	536,183
合　計		19,138,716	19,288,079	18,559,559

(5)療養の給付等の状況

区分		年度	令和2 療養の給付等	令和2 対前年比	令和3 療養の給付等	令和3 対前年比	令和4 療養の給付等	令和4 対前年比
一般分	若人（３割）	件数	503,465	0.891	492,953	0.979	488,694	0.991
		費用額（千円）	12,695,639	0.919	12,276,712	0.967	11,900,621	0.969
		給付額（千円）	8,858,761	0.920	8,568,870	0.967	8,308,356	0.970
	前期高齢者【再掲】※1	件数	580,005	0.957	596,438	1.028	582,936	0.977
		費用額（千円）	13,471,252	0.948	13,892,381	1.031	13,348,268	0.961
		給付額（千円）	10,181,946	0.951	10,538,761	1.035	10,144,279	0.963
	70～74歳（２割）※2	件数	349,481	1.015	374,796	1.072	370,486	0.989
		費用額（千円）	8,062,979	0.982	8,694,424	1.078	8,532,255	0.981
		給付額（千円）	6,411,830	0.983	6,914,076	1.078	6,786,944	0.982
	70～74歳（３割）	件数	12,749	1.050	13,658	1.071	13,232	0.969
		費用額（千円）	284,257	1.134	256,488	0.902	279,495	1.090
		給付額（千円）	197,484	1.133	178,312	0.903	193,876	1.087
	未就学児（２割）	件数	15,894	0.774	15,490	0.975	14,928	0.964
		費用額（千円）	208,928	0.969	214,325	1.026	206,199	0.962
		給付額（千円）	166,670	0.969	170,923	1.026	164,538	0.963
	小計	件数	881,589	0.936	896,897	1.017	887,340	0.989
		費用額（千円）	21,251,803	0.945	21,441,949	1.009	20,918,570	0.976
		給付額（千円）	15,634,745	0.947	15,832,181	1.013	15,453,714	0.976
退職分	若人（３割）	件数	54	0.038	—	—	—	—
		費用額（千円）	2,124	0.083	—	—	—	—
		給付額（千円）	1,486	0.083	—	—	—	—
	未就学児（２割）	件数	—	—	—	—	—	—
		費用額（千円）	—	—	—	—	—	—
		給付額（千円）	—	—	—	—	—	—
	小計	件数	54	0.038	—	—	—	—
		費用額（千円）	2,124	0.083	—	—	—	—
		給付額（千円）	1,486	0.083	—	—	—	—
一般＋退職	若人（３割）	件数	503,519	0.889	492,953	0.979	488,694	0.991
		費用額（千円）	12,697,763	0.918	12,276,712	0.967	11,900,621	0.969
		給付額（千円）	8,860,247	0.918	8,568,870	0.967	8,308,356	0.970
	前期高齢者【再掲】※1	件数	580,005	0.957	596,438	1.028	582,936	0.977
		費用額（千円）	13,471,252	0.948	13,892,381	1.031	13,348,268	0.961
		給付額（千円）	10,181,946	0.951	10,538,761	1.035	10,144,279	0.963
	70～74歳（２割）※2	件数	349,481	1.015	374,796	1.072	370,486	0.989
		費用額（千円）	8,062,979	0.982	8,694,424	1.078	8,532,255	0.981
		給付額（千円）	6,411,830	0.983	6,914,076	1.078	6,786,944	0.982
	70～74歳（３割）	件数	12,749	1.050	13,658	1.071	13,232	0.969
		費用額（千円）	284,257	1.134	256,488	0.902	279,495	1.090
		給付額（千円）	197,484	1.133	178,312	0.903	193,876	1.087
	未就学児（２割）	件数	15,894	0.774	15,490	0.975	14,928	0.964
		費用額（千円）	208,928	0.969	214,325	1.026	206,199	0.962
		給付額（千円）	166,670	0.969	170,923	1.026	164,538	0.963
	合計	件数	881,643	0.934	896,897	1.017	887,340	0.989
		費用額（千円）	21,253,927	0.944	21,441,949	1.009	20,918,570	0.976
		給付額（千円）	15,636,231	0.947	15,832,181	1.013	15,453,714	0.976

※1　前期高齢者・・・65～74歳

※2　70～74歳の患者負担は、原則として2割（誕生日が昭和19年4月1日までの方は1割）

(6)療養の給付等諸率

区分＼年度		令和2 療養の給付等	令和2 対前年比	令和3 療養の給付等	令和3 対前年比	令和4 療養の給付等	令和4 対前年比
1人当り費用額（円）	一般分	405,491	0.9702	419,009	1.0333	423,247	1.0101
	退職者分	—	—	—	—	—	—
	計	405,532	0.9705	419,009	1.0332	423,247	1.0101
1人当り給付額（円）	一般分	298,316	0.9725	309,385	1.0371	312,676	1.0106
	退職者分	—	—	—	—	—	—
	計	298,344	0.9729	309,385	1.0370	312,676	1.0106
1件当り費用額（円）	一般分	24,106	1.0104	23,907	0.9917	23,574	0.9861
	退職者分	39,333	2.1623	—	—	—	—
	計	24,107	1.0108	23,907	0.9917	23,574	0.9861
診療費受診率	一般分	1081.5%	0.9475	1123.8%	1.03911	1147.2%	1.02084
	退職者分	—	—	—	—	—	—
	計	1081.6%	0.9474	1123.8%	1.03904	1147.2%	1.02084

(7)高額療養費の状況

区分＼年度		令和2	令和2 対前年比	令和3	令和3 対前年比	令和4	令和4 対前年比
件数	一般分	41,964	1.009	42,864	1.021	41,944	0.979
	退職者分	3	0.075	—	—	—	—
	計	41,967	1.008	42,864	1.021	41,944	0.979
給付額（千円）	一般分	2,525,106	0.959	2,507,024	0.993	2,368,540	0.945
	退職者分	439	0.112	—	—	—	—
	計	2,525,545	0.958	2,507,024	0.993	2,368,540	0.945
1件当り給付額（円）	一般分	60,173	0.951	58,488	0.972	56,469	0.965
	退職者分	146,333	1.494	—	—	—	—
	計	60,179	0.950	58,488	0.972	56,469	0.965

(8)療養費の状況

区分＼年度		令和2	令和2 対前年比	令和3	令和3 対前年比	令和4	令和4 対前年比
件数	一般分	26,006	0.843	26,436	1.017	25,558	0.967
	退職者分	1	0.014	—	—	—	—
	計	26,007	0.841	26,436	1.016	25,558	0.967
給付額（千円）	一般分	153,426	0.874	157,381	1.026	146,465	0.931
	退職者分	1	0.004	—	—	—	—
	計	153,427	0.873	157,381	1.026	146,465	0.931
1件当り給付額（円）	一般分	5,900	1.037	5,953	1.009	5,731	0.963
	退職者分	1,000	0.272	—	—	—	—
	計	5,899	1.038	5,953	1.009	5,731	0.963

(9)出産育児一時金・葬祭費の状況

区分		年度	令和　2	令和　3	令和　4
出産育児一時金	件数		169	155	146
	単価※	(千円)	420	420	420
	給付額	(千円)	71,144	65,121	60,723
葬祭費	件数		338	408	376
	単価	(千円)	20	20	20
	給付額	(千円)	6,760	8,160	7,520

※産科医療補償制度の適用が無い場合は404千円。
（但し、令和４年１月１日以降の出産については、408千円）

(10)長崎県国民健康保険事業費納付金の納付状況

年度	令和　2	令和　3	令和　4
納付金 (千円)	6,877,784	6,576,653	6,205,787

※平成30年度国民健康保険制度改革に伴い、平成30年度から長崎県に納付。

(11)特定健康診査受診状況（法定報告値）

区分	年度	令和　2	令和　3	令和　4 ※
対象者	(人)	36,928	35,589	33,748
受診者	(人)	9,221	11,143	11,656
受診率	(%)	25.0%	31.3%	34.5%

※見込値のため、決算値とは異なる。

(12)特定保健指導実施状況（法定報告値）

区分	年度	令和　2	令和　3	令和　4 ※
対象者	(人)	815	1,100	1,161
実施者	(人)	527	829	877
実施率	(%)	64.7%	75.4%	75.5%

※見込値のため、決算値とは異なる。

2. 国民年金

国の法定受託事務である国民年金事務を行っており、その業務内容は、国民年金関係の諸届の受付や相談、裁定請求事務等が主なものとなっている。

(1)無拠出制国民年金
老齢福祉年金受給権者数

区分＼年度	令和　2	令和　3	令和　4
受給権者数（人）	0	0	0

(2)拠出制国民年金
加入状況

区分＼年度			令和　2	令和　3	令和　4
被保険者数（人）	第１号被保険者数		24,849	24,005	23,470
	任意加入被保険者数		300	281	284
	小計		25,149	24,286	23,754
	内訳	納付対象者数	11,143	10,478	10,001
		免除者数	13,427	13,253	13,241
		不在者数	579	555	512
	第３号被保険者数		13,764	13,073	12,212
	内訳	対象者数	13,701	13,024	12,174
		不在者数	63	49	38
	合計		38,913	37,359	35,966

(3)国民年金保険料と老齢基礎年金額（満額）

区分＼年度	令和　2	令和　3	令和　4
当初保険料額　（月額）	16,540	16,610	16,590
老齢基礎年金額　（年額）	781,700	780,900	777,800

指導監査課

平成 28 年 4 月 1 日付で佐世保市が中核市へ移行したことに伴い、長崎県から移譲された「介護保険法、障害者総合支援法及び社会福祉法等に基づく施設、事業者の指定（許可）、認可及び指導監査」及び従前から実施している「社会福祉法人の認可、定款の変更、指導監査」等を行うことで、各事業者の適正かつ円滑な運営を図り、市民福祉の向上を目指す。

指導監査課の具体的な所掌事務は、次のとおり。

(1) 社会福祉法人等の設立、定款変更等の認可等、指導監査業務
(2) 介護保険サービス事業者等の指定（許可）、変更等及び指導監査業務
(3) 障害福祉サービス事業者等の指定、変更等及び指導監査業務
(4) 社会福祉施設（老人福祉施設、障害福祉施設、保護施設）の認可、指定、許可等及び指導監査業務

［対象となる事業者等］

○社会福祉法人	65 法人
○介護保険サービス事業者	606 事業者
○障害福祉サービス事業者	297 事業者
○社会福祉施設	46 施設
・老人福祉施設	37 施設
・障害者支援施設（障害福祉サービス事業者に含む）	7 施設
・生活保護法及び社会福祉法施設	2 施設
○有料老人ホーム	72 施設
○障害児通所支援事業者	91 事業者

子ども未来部

全国的な少子化の問題や、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、子どもの虐待や貧困などの厳しい状況の顕在化など子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化している。

こうした状況の中、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現が求められており、子どもがよりよい環境の中で成長できるように「子どもが一個の人格として、尊重され、最善の利益を享受しながら、健やかに成長できること」を部の使命とし、子育て環境を整備するとともに、妊娠期からの一貫した子どもと子育て支援に関する施策を総合的に推進する。

重点施策

本市が第７次佐世保市総合計画に掲げる都市像である「育み、学び、認め合う『人財』育成都市」を目指し、子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまちづくりが進んでいく環境となるよう、「第２期新させぼっ子未来プラン」（「次世代育成支援佐世保市行動計画」「佐世保市子ども・子育て支援事業計画」等）に基づき、子どもや子育て支援に関する施策の充実を図る。

子ども政策課（総務企画係・子ども育成係）

子どもに関する総合的な施策の企画や部内の予算、業務の総括、児童福祉施設等に対する指導監査等を総務企画係で行うほか、放課後児童クラブの設置促進や児童センター・児童交流センターの指定管理者による運営及びファミリーサポートセンター事業を子ども育成係にて行う。

1. 子ども・子育て支援に係る計画の総合的な推進

「第２期新させぼっ子未来プラン」（「次世代育成支援佐世保市行動計画」「佐世保市子ども・子育て支援事業計画」等）の進捗管理

「子ども・子育て支援新制度」の導入に伴い、本市は平成 27 年 3 月、子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画である「新させぼっ子未来プラン」を策定し、プランに基づき、各種子ども・子育て支援施策を実施してきた。

令和２年３月には「新させぼっ子未来プラン」の進捗状況や、幼児教育・無償化などの子ども・子育てを取り巻く環境に対応すべく、新たに「第２期新させぼっ子未来プラン」を策定した（なお、当計画は「次世代育成支援佐世保市行動計画」「佐世保市子ども・子育て支援事業計画」を兼ね、「ひとり親家庭等自立促進計画」及び「子どもの貧困対策計画」の内容も含む）。

このプランに基づき、附属機関である「佐世保市子ども・子育て会議」のほか、分科会を設置し、幅広い意見を踏まえながら、「キラッ人で子育てしやすいまち」

を目指し、各種施策や包括的重点プロジェクトを着実に推進していく。

2. 子ども未来基金

○　子ども未来基金による子どもと子育て支援

篤志家からの寄附金「子ども未来基金」により、子どもと子育て支援のための事業に活用するもの。佐世保公園内の大型遊具ひろば「きららパーク」の整備や児童福祉週間事業など、子どものための施設整備やイベントなどに活用している。

3. 指導監査

○　児童福祉施設等に対する指導監査等

保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業及び助産施設について、児童福祉法等に基づく指導監査を１年に１回以上行うとともに、認可外保育施設に対する立入調査を実施する。

令和４年度　指導監査・立入調査の実施状況　（施設数はＲ5.3.31 時点）

施設類型	種　類	施設数	監査計画数	実施数
保　育　所	指導監査	55	55	55
保育所型認定こども園		8	8	8
幼保連携型認定こども園		13	13	13
家庭的保育事業		1	1	1
小規模保育事業		3	3	3
助　産　施　設		1	1	1
認可外保育施設	立入調査	24	23	23
計		105	104	104

4. 地方創生に向けた取り組み

地方創生の一環として、第２期新させぼっ子未来プランに掲げる「キラッ人で子育てしやすいまち」を目指し、市民が身近な地域で実施する子育て支援の実現化、及び支援ニーズの高い子ども等への見守りや、必要な支援につなげるための体制の強化を官民連携のもと展開する。

5. 児童センター・児童交流センター

児童の健全育成のための環境づくりとして、児童が遊びや読書ができる場所を提供している。

〔児童センター〕

センター名	所在地	設立年月日	構　　造
市 立 稲 荷 児童センター	佐世保市稲荷町 2 番 5 号	昭和 55 年 4 月 1 日	鉄筋コンクリート 2 階建
市 立 大 野 児童センター	佐世保市田原町 8 番 37 号	昭和 56 年 4 月 1 日	鉄筋コンクリート 平屋建
市 立 黒 髪 児童センター	佐世保市黒髪町 52 番 5 号	昭和 57 年 4 月 1 日	鉄筋コンクリート 平屋建
市 立 相 浦 児童センター	佐世保市相浦町 357 番地	昭和 58 年 4 月 1 日	鉄筋コンクリート 平屋建
市 立 早 岐 児童センター	佐世保市花高 1 丁目 6 番 45 号	昭和 59 年 4 月 1 日	鉄筋コンクリート 平屋建
市 立 春 日 児童センター	佐世保市春日町 18 番 9 号	昭和 62 年 4 月 1 日	鉄筋コンクリート 平屋建
市 立 広 田 児童センター	佐世保市重尾町 63 番地	平成 8 年 5 月 1 日	鉄筋コンクリート 平屋建
市 立 山 澄 児童センター	佐世保市潮見町 14 番 14 号	平成 16 年 4 月 1 日	鉄筋コンクリート 4 階建
市 立 宇 久 児童センター	佐世保市宇久町平 1910 番地 1 号	平成 10 年 4 月 1 日	鉄筋コンクリート 2 階建

〔児童交流センター〕

センター名	所在地	設立年月日	構　　造
市立児童交流センター ことひら	佐世保市御船町 364 番地 5	平成 14 年 4 月 1 日	鉄骨造 2 階建

6. 児童健全育成対策

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）73 ヶ所

昼間保護者のいない放課後児童の育成・指導・遊びによる発達の助成などに対応するサービスを行い、地域住民の協力を得て設置された児童クラブの活動の推進を助成する。

R5. 4. 1. 現在

小学校区	児童クラブ名	所在地	電話番号
宮	Ｙｏｕキッズクラブ	城間町 305－2	59－2515
三川内	三川内児童クラブ	口の尾町 698	30－8501
広田	第１広田ハーモニークラブ	広田 1 丁目 33－2	38－3998
広田	第２広田ハーモニークラブ	広田 1 丁目 33－2	38－3998
広田	第３広田ハーモニークラブ	広田 1 丁目 33－2	38－3998
広田	放課後児童クラブそらいろ	広田 1 丁目 37－23	38－8386
花高	花高学童クラブ	花高 1 丁目 269	38－5811

花高	花高学童教室	花高３丁目２－７	38－0866
花高	めばえ学童クラブ	広田１丁目 27－22	39－4744
花高	学童教室花高コスモスクラブ	花高２丁目７－１	32－1404
早岐	光の子第１児童クラブ	上原町 11－５	37－8361
早岐	光の子第２児童クラブ	上原町 11－５	37－8361
早岐	こばと学童クラブ	早岐１丁目３－６	55－6396
早岐	放課後児童クラブそらいろ早岐	早岐２丁目 41－65	38－8386
江上	学童クラブとうめいキッズ	江上町 933－１	58－4011
針尾	第１学童クラブぽーしゃな	針尾西町 260－１	58－4344
針尾	第１学童クラブぽーしゃな	針尾西町 260－１	58－4344
黒髪	キッズクラブ KURINOMI	黒髪町 598－１	31－7412
黒髪	学童教室黒髪コスモスクラブ	黒髪町 43－32	32－1404
大塔	もみじが丘児童クラブ	もみじが丘 41－11	33－3301
大塔	大塔児童クラブいちにのさん	日宇町 2896－１	80－3802
日宇	学童教室コスモスクラブ	白岳町 148－５	32－1404
日宇	放課後児童クラブそらいろ日宇	日宇町 712	090-7536-2096
天神	愛和学童クラブ天神教室	天神２丁目 19－45	25－1520
天神	学童教室天神コスモスクラブ	天神５丁目 28－16	32－1404
港	マミー学童クラブ	天神町 1193－４	34－4406
港	児童クラブいちにのさん港	天神町 1899－４	80－3802
福石	学童くらぶふらっと	大和町 205－７	59－6441
木風	児童クラブ楓の森	木風町 696－４	55－6753
潮見	みなとっ子児童クラブ	若葉町 13－10	31－3291
白南風	やまずみ児童クラブ	山祇町９－32	31－7816
小佐世保	ぼちぼちくらぶ	小佐世保町 18－１	22－9898
祇園	みっき一学童教室	高天町６－４	23－5207
祇園	学童くらぶみらいキッズ第１教室	祇園町２－11 ICC させぼビル１，２階	22－0086
祇園	学童くらぶみらいキッズ第１教室	祇園町２－11 ICC させぼビル３階	22－0086
山手	山手児童クラブ	折橋町 10－25	23－0832
山手	児童クラブいちにのさん山手	折橋町 31－21	80－3802
春日	きくのか学童クラブ	瀬戸越４丁目 1401	080-6452-7123
春日	きくのか第２学童クラブ	瀬戸越４丁目 1401	080-6452-7123
清水	あおぞらランド	保立町 12－31	24－7811
清水	くすのき児童クラブ	保立町 12－９	090-8834-4502

大久保	桜山児童クラブ	東大久保町 212	23－3336
金比良	ことひら児童クラブ	御船町 364－5	080-5802-1845
赤崎	赤崎児童クラブ	鹿子前町 330	28－7887
赤崎	赤崎さんさんクラブ	鹿子前町 917－1	070-2412-5910
船越	船越児童クラブ	船越町 736－1	090-1513-5910
日野	日野きのこ学童クラブ	日野町 1308	080-8589-4671
日野	Happy ひの児童クラブ	日野町 858－9	55－3404
相浦	信愛児童クラブ	新田町 254－10	47－6047
相浦	相浦児童クラブ	上相浦町 3－9	47－8420
相浦	Happy あいのうら児童クラブ	木宮町 3－6	55－4431
相浦西	相西きのこ学童クラブ	相浦町 794	59－8802
相浦西	相西きのこ第２学童クラブ	相浦町 1035－1	090-5728-1488
相浦西	相浦ひまわり学童クラブ	相浦町 1889	47－3950
中里	中里児童クラブ	中里町 356	47－6113
中里	なかざとキッズ	中里町 342	55－8178
中里	Happy なかざと児童クラブ	中里町 342－2	55－5218
皆瀬	かいぜ学童クラブ	皆瀬町 106	40－6789
大野	ちあふるキッズぽっぽ	大野町 231－1	49－4380
大野	がんばりクラブ	田原町 7－20	49－3006
大野	キッズクラブ ASOKAKITA	田原町 203	49 - 4822
大野	さくらんぼ児童クラブ	大野町 20－2	88－7348
柚木	柚木児童クラブ	柚木町 2372	46－0484
世知原	世知原児童クラブ	世知原町栗迎 104－17	76－2144
小佐々	こさざ児童クラブ	小佐々町西川内 532－2	68－3458
楠栖	くすっ子クラブ	小佐々町楠泊 526	090-9577-8450
浅子	あさごっこクラブ	浅子町 58	68－3546
江迎	江迎児童クラブ	江迎町長坂 50－1	65－2415
猪調	江迎青い実幼児園児童クラブ	江迎町猪調 915	66－8822
鹿町	鹿町っ子クラブ	鹿町町深江 730－1	080-6416-2809
歌浦	歌浦児童クラブ	鹿町町下歌ヶ浦 791－11	080-5278-4136
吉井北	しいのき児童クラブ	吉井町直谷 798－1	64－3230
吉井南	放課後児童クラブよしいのき	吉井町前岳 27－3	80－1150

7. ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織として「ファミリーサポートセンター」を設立し、その会員が地域において育児に関する相互援

助活動を行うことを支援する。

ファミリーサポートセンター事務所（花園町 101-1）　　TEL 42-1848

① 利用料金

月～金	7:00 ～ 19:00	1 時間	700 円
早朝・夜間・土・日・祝日・年末年始		〃	800 円
病後児（病児保育室への送りのみ）		〃	900 円

② 令和４年度末会員数

依頼会員	2,185 人
提供会員	181 人
両方会員	62 人

保育幼稚園課

幼稚園、保育所及び認定こども園等の諸手続きに関する業務並びに市立保育所などの児童福祉施設等の予算経理や施設管理を行う。

また、幼児教育センター・市立幼稚園の運営を行う。

1. 幼児教育・保育

〔児童福祉施設等〕

教育・保育を必要とする乳幼児に対し必要なサービスを提供する施設。

○認定こども園数及び利用定員　　R5.4.1 現在

区　分	公　立	私　立	合　計
施　設　数	0 か所	41 か所	41 か所
定　員	0 人	5,005 人	5,005 人

○保育所数及び利用定員　　R5.4.1 現在

区　分	公　立	私　立	合　計
施　設　数	3 か所	52 か所	55 か所
定　員	220 人	4,182 人	4,402 人

○幼稚園数及び利用定員（認可定員）　　R5.4.1 現在

区　分	公　立	私　立	合　計
施　設　数	1 か所	6 か所	7 か所
定　員	85 人	700 人	785 人

○地域型保育事業所数及び利用定員　　R5.4.1 現在

区　分	公　立	私　立	合　計
施　設　数	2 か所	2 か所	4 か所
定　員	24 人	24 人	48 人

2. その他

〔地域子育て支援センター事業〕

在宅で子育てをしている児童と保護者を支援することを目的とした施設。

(1) 実施施設

名　　称	住　　所	電話番号
日野子育て支援センター	日野町 780-5	28-3264
菫ヶ丘幼児園地域子育て支援センター	黒髪町 2-10	34-4188
おはし子育て支援センター	吉井町橋川内 481-3	64-3525
ゆりかごくらぶ	世知原町栗迎 120-26	76-2246
親子ひろば「よんぶらこ」	本島町 4-15	080-1730-0181

〔病児保育事業〕

児童（小学校 6 年生まで）が病気中又は病気の回復期にあるとき、保護者が就労等により自宅等で保育をすることが困難な場合に、病児保育室において保育を行うもの。

(1) 実施施設

名　　称	住　　所	電話番号
さいくさ小児科病児保育室	権常寺 1 丁目 10-8	39-1005
かんべ小児科病児保育室	木宮町 4-8	47-5711
病児保育ひよこハウス（くすもと小児科併設）	稲荷町 20-10	31-7828
いけだ小児科病児保育室	万徳町 8-15	080-8587-6253
病児保育室 Teddy’s（やまさきこどもｸﾘﾆｯｸ併設）	吉岡町 1747-5	37-8813

(2) 利用料金

1 日　2,000 円　（文書料　500 円が別途必要）

※保護者負担金については、市民税の課税状況等により減額措置あり

3. 施設一覧

① 幼保連携型認定こども園一覧（私立）　（R5.4.1現在）

名　　称	住所	開園年月日	利用定員
比良幼保園	比良町20-7	平成27年 4月 1日	115名
みなとこども園	若葉町13-10	平成30年 4月 1日	115名
光の子グレースこども園	上原町12-5	平成19年 4月 1日	160名
赤崎青い実幼児園	赤崎町596-20	平成21年 4月 1日	165名
江迎幼稚園・保育園	江迎町長坂50-1	平成21年 4月 1日	75名
江迎青い実幼児園	江迎町猪調915	平成20年 4月 1日	105名
御堂青い実幼児園	鹿町町土肥ノ浦87-1	平成22年 4月 1日	95名
歌ヶ浦青い実幼児園	鹿町町下歌ヶ浦984-1	平成22年 4月 1日	40名
小佐々幼稚園・保育園	小佐々町臼ノ浦73-5	平成29年 4月 1日	125名
九州文化学園幼稚園	上町8-35	平成27年 4月 1日	270名
昭徳こども園	長畑町396-1	平成31年 4月 1日	85名
ＣＡＮＤＹこども園	上町3-16	令和 3年 4月 1日	115名
双葉こども園	広田三丁目31-11	令和 3年 4月 1日	145名

② 幼稚園型認定こども園一覧（私立）　（R5.4.1現在）

名　　称	住所	開園年月日	利用定員
深信幼稚園	城間町305-2	昭和39年 4月22日	80名
早岐幼稚園	早岐二丁目29-17	大正12年 5月23日	45名
花高幼稚園	花高三丁目2-7	昭和52年 4月 1日	110名
さつき幼稚園	大塔町1971	昭和58年 4月 1日	210名
東明幼稚園	江上町933-1	昭和60年 4月 1日	95名
大宮幼稚園	白岳町148-5	昭和43年12月 9日	230名
松円幼稚園	松川町1-5	昭和31年 4月11日	120名
アソカ幼稚園	光月町1-4	昭和32年 4月 1日	175名
桜の聖母幼稚園	俵町22-12	昭和24年 5月 1日	170名
柚木幼稚園	柚木町2372	昭和49年 4月 1日	45名
東大野幼稚園	松原町15	昭和44年 4月 1日	95名
大野幼稚園	田原町7-20	昭和30年 4月 1日	160名
アソカ北幼稚園	田原町203	昭和43年 4月 1日	165名
菊の香幼稚園	瀬戸越四丁目1401	昭和53年 5月 4日	75名
皆瀬幼稚園	踊石町187-1	昭和52年 4月 1日	170名
日野幼稚園	日野町1005	昭和34年12月 1日	216名
東相浦幼稚園	新田町618-13	昭和50年 4月 1日	115名
相浦幼稚園	上相浦町7-11	昭和34年 4月 1日	140名
いしだけ幼稚園	船越町1892-1	昭和60年 4月 1日	70名
早岐くりのみ幼稚園	権常寺一丁目9-7	昭和33年 4月 1日	204名

③ 保育所型認定こども園一覧（私立）　（R5.4.1現在）

名　　称	住所	開園年月日	利用定員
やまずみ幼児園	山祇町9-32	昭和25年 2月15日	95名
島地シティ夜間保育園	島地町5-10	平成 8年 7月 1日	50名
佐世保ステーション保育園	白南風町1-16	平成14年 6月 1日	65名
ぽっぽこども園	大野町231-1	平成20年 4月 1日	105名
吉井にじいろこども園	吉井町吉元540-1	平成25年 6月 1日	85名
森のほいくえん	小佐世保町428-10	平成27年 4月 1日	95名
塩浜青い実幼児園	塩浜町7-6	平成30年10月 1日	115名
有福保育園	有福町773-1	昭和54年 4月 1日	95名

④ 認可保育所一覧（公立）　（R5.4.1現在）

名　　称	住所	認可年月日	利用定員
佐世保市中部子育て支援センター（大黒保育所）	稲荷町2-25	昭和25年 1月 1日	100名
佐世保市東部子育て支援センター（早岐保育所）	広田二丁目1-1	昭和28年 8月 1日 平成24年 6月 4日 ⇒ 新築移転	60名
佐世保市北部子育て支援センター（上相浦保育所）	上相浦町5-13	昭和31年 6月 1日	60名

※ 大黒保育所は、令和3年4月から運営を民間事業者に委託。

⑤ 認可保育所一覧（私立）　（R5.4.1現在）

名　　称	住所	認可年月日	利用定員
大野保育所	瀬戸越二丁目3-6	昭和43年 4月 1日	110名
光の子乳児保育園	早苗町551-7	昭和48年11月 1日	40名
日野保育園	日野町780-5	昭和35年 5月 1日	130名
保育所 海光園	大和町898	昭和23年 6月30日	50名
進徳保育園	元町5-24	昭和23年 6月30日	80名
みどり保育園	吉岡町1494	昭和28年 7月 1日	60名
三浦保育園	三浦町8-8	昭和28年 7月 1日	50名
江永保育園	江永町580	昭和25年 2月21日	60名
天竜保育園	折橋町10-25	昭和43年 4月 1日	45名
ひばり保育園	十郎新町80-1	昭和44年12月 1日	60名
天神保育園	天神二丁目272-49	昭和45年 4月 1日	120名
すみれ保育園	光町1-44	昭和46年 4月 1日	70名
須佐保育園	須佐町1-9	昭和32年 4月 1日	70名
相浦保育園	相浦町153-1	昭和23年 6月30日	105名
藤原幼児園	藤原町40-8	昭和23年 6月30日	90名

名　　称	住所	認可年月日	利用定員
菫ヶ丘幼児園	黒髪町2-10	昭和24年11月 1日	160名
あさひ保育園	瀬戸越三丁目260-2	昭和25年 6月 7日	80名
春日幼児園	春日町15-46	昭和23年 6月30日	130名
新田保育園	新田町487-3	昭和49年10月 1日	100名
花高保育園	花高一丁目269-10	昭和50年10月 1日	160名
椎木保育園	椎木町300-2	昭和51年10月 1日	120名
アトム保育園	花園町205-2	昭和53年 4月 1日	90名
もみじが丘保育園	もみじが丘町41-11	昭和53年 4月 1日	120名
愛光保育園	松原町223-1	昭和53年 6月 1日	60名
針尾保育園	針尾西町260-1	昭和53年12月 1日	70名
かいぜ保育園	皆瀬町94-1	昭和54年 4月 1日	140名
ルンビニ保育園	崎岡町2821	平成11年10月 1日	170名
佐世保中央保育園	梅田町7-20	平成15年 1月 1日	70名
世知原保育園	世知原町栗迎263	昭和25年12月 1日	40名
ゆりかご保育園	世知原町栗迎89-9	昭和55年 9月 1日	30名
吉井北保育園	吉井町直谷1065-1	平成13年 2月16日	50名
おはしほいくえん	吉井町橋川内486-5	昭和53年 4月 1日	60名
ひとみ保育園	吉井町立石290-1	昭和50年 3月31日	30名
宇久幼児園	宇久町平2366-1	昭和27年 4月 1日	20名
純心保育園	小佐々町楠泊411-5	昭和44年 6月30日	30名
大崎保育園	大潟町528-10	平成18年11月 1日	50名
三川内保育園	塩浸町13-2	平成19年 8月 1日	70名
日宇保育所	大和町454-2	平成19年10月 1日	400名
柚木保育所	柚木町2079-1	平成21年 2月 1日	80名
御船保育園	御船町1-13	平成21年 2月 1日	120名
にじいろ保育園	大和町169-1	平成23年 9月 1日	100名
楠栖保育所	小佐々町楠泊591	平成24年12月 1日	80名
めばえ保育園	広田一丁目27-22	平成27年 4月 1日	60名
保育サロン たんぽぽ	権常寺町1093-2	平成27年 4月 1日	20名
こばと幼稚舎	早岐一丁目4-12	平成27年 4月 1日	50名
私立保育園 マミー	天神町1193-4	平成27年 4月 1日	66名
させぼ駅前保育園	三浦町2-1 アルファプラザ2F	平成27年 4月 1日	50名
太陽の子保育園	湊町7-5中冨ビル2F	平成27年 4月 1日	30名
ベビーホームちびっ子の家	瀬戸越町1235	平成27年 4月 1日	20名
大野ベビーセンター	田原町8-35	平成27年 4月 1日	20名
さくら保育園	大野町21-9	平成27年 4月 1日	36名
さつき保育園	日宇町2884-1	平成27年 4月 1日	60名

⑥ 幼稚園一覧（公立）　(R5.4.1現在)

名　　称	住所	認可年月日	利用定員
白南風幼稚園	山祇町387	昭和26年 6月18日	85名

⑦ 幼稚園一覧（私立）　(R5.4.1現在)

名　　称	住所	開園年月日	定員
潮見幼稚園	潮見町20-33	昭和31年11月 5日	75名
潜竜聖母幼稚園	江迎町田ノ元503-6	昭和40年 7月10日	60名
黒髪くりのみ幼稚園	黒髪町598-1	昭和41年 4月 1日	60名
広田幼稚園	広田一丁目34-52	昭和27年 4月 1日	315名
進徳幼稚園	元町5-24	明治39年 4月 1日	120名
吉井中央幼稚園	吉井町大渡245-1	昭和54年 4月 1日	70名

⑧ 地域型保育事業所一覧（公立）　(R5.4.1現在)

名　　称	住所	認可年月日	利用定員
市立浅子保育所	浅子町188-14	昭和48年 7月 1日	12名
市立高島保育所	高島町697	昭和50年 4月 1日	12名

⑨ 地域型保育事業所一覧（私立）　(R5.4.1現在)

名　　称	住所	開園年月日	利用定員
させぼＤａｙＮｕｒｓｅｒｙ	三浦町2-1 アルファプラザ1F	平成29年11月 1日	19名
黒島こども園	黒島町1137	令和 2年 4月 1日	5名

幼児教育センター

1. 設置目的

本市の乳幼児の健全な育成を目指し、乳幼児教育・保育の充実推進及び子育て支援等に資することを目的とする。

2. 事業内容

(1) 教職員や保育者等の研修事業
(2) 子育て相談・子育て支援事業
(3) 幼児教育・保育全般に関する調査・研究事業

3. 施設の概要等

(1) 所 在 地　　佐世保市山祇町387番地
(2) 設　　立　　平成 15 年 4 月 1 日
(3) 構造規模　　鉄筋コンクリート造 2 階建
(4) 延床面積　559.11 ㎡（１Ｆ幼稚園 708.49 ㎡、全体面積 1,267.60 ㎡）
(5) 総工事費　337,554,000 円
(6) 主な部屋・コーナー名と面積及び使用内容

部屋・コーナー名	面　　積	使　用　内　容
大研修室	81.21 ㎡	研修・講演会・会議等に使用 最大 80 名収容可　申請書必要（要予約） 月～金　　8：15～17：00
小研修室	40.50 ㎡	
遊びの広場	136.61 ㎡	遊びの広場（きらきら広場） 月～金　9：00～16：00
すくすくのへや１ （子育て相談室）	21.00 ㎡	子育て相談 月～金　8：15～17：00 教育相談　（要予約） 毎月第 2 水曜日(4･8･3 月を除く） 13：30～16：30
すくすくのへや２ （子育て相談室）	21.00 ㎡	もぐもぐデー（要予約）11:30～13:00 月 1 回親子のランチルームとして提供
調理室	42.00 ㎡	乳幼児向けの調理実習 申請書必要（要予約） 月～金　8：15～17：00
図書コーナー	16.45 ㎡	幼児教育・絵本・育児書等を閲覧、貸し出し 月～金　8：15～17：00
授乳室	7.99 ㎡	授乳・おむつ交換 月～金　8：15～17：00

(7)　収容人員　150 名可

子ども支援課

福祉医療制度・児童手当・児童扶養手当等の手当給付並びにひとり親家庭への支援に関する業務を行う。

1. 手当給付

〔乳幼児・小中学生・高校生等　福祉医療制度〕

乳幼児、小・中学生、高校生等、母子家庭の母と子、父子家庭の父と子に対し、医療費の一部を支給することにより、保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(1) 支給対象者

この制度の適用を受けることができる者は、医療保険各法の被保険者、組合員または被扶養者で、本市内に住所を有する者であって、次のいずれかに該当する者である。

① 乳幼児
- ○0 歳～小学校入学前まで（入院・通院）
- ○所得制限なし

② 小・中学生
- ○小学校入学～中学校卒業（満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日）まで（入院・通院）
- ○所得制限なし

③ 高校生等　（※令和 5 年 4 月 1 日診療分から）
- ○16 歳に達する年度の 4 月 1 日～18 歳に達する年度の 3 月 31 日まで（入院・通院）
- ○所得制限なし

④ 母子家庭の母または父子家庭の父（入院・通院）
- ○20 歳未満の子を監護している配偶者のいない者
- ○所得制限　児童扶養手当支給に関する所得制限限度額に同じ

⑤ 母子家庭の子または父子家庭の子（入院・通院）
- ○母子家庭の母または父子家庭の父が監護する 18 歳未満の者または高等学校在学中の 20 歳未満の者
- ○所得制限　④に同じ

⑥ 父母のない子(入院・通院)
- ○父母のない 18 歳未満の者または高等学校に在学中の 20 歳未満の者
- ○所得制限　④に同じ

(2) 支給対象医療費

① 保険給付の対象となった医療費の一部負担のうち、保険医療機関等ごとに1日につき800円（1月につき、その額が1,600円を超えるときは1,600円）を控除した額

※院外処方の薬代については、自己負担額はありません（保険診療分でかかった全額を支給します）

② 他法による給付があるもの及び第三者の行為によるものを除く

(3) 支給方法

① 乳幼児

○現物給付（県内医療機関）、県外医療機関については償還払い

② 小・中学生、母子家庭の母と子、父子家庭の父と子、父母のない子

○現物給付（市内医療機関）、市外医療機関については償還払い

③ 高校生等

○償還払い

〔児童手当〕

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とするもの。

(1) 支給要件

中学校修了前までの児童を養育している者

(2) 支給額

① 所得制限限度額未満である者

○3歳未満	月額1万5千円
○3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	月額1万円
○3歳以上小学校修了前（第3子以降）	月額1万5千円
○中学生	月額1万円

② 所得制限限度額以上所得上限限度額未満である者

○当分の間の特例給付	月額5千円

③ 所得上限限度額以上である者（令和4年6月分から）

○支給なし

(3) 所得制限限度額・所得上限限度額

① 所得制限限度額

受給者本人所得	6,220,000円
扶養親族等1人増すごとに	380,000円加算

その他、控除ができる場合あり

② 所得上限限度額（令和４年６月分から）

受給者本人所得　　8,580,000 円
扶養親族等１人増すごとに　　380,000 円加算
その他、控除ができる場合あり

〔児童扶養手当〕

父または母と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し児童の福祉の推進を図ることを目的とするもの。

(1) 支給要件

父または母と生計を同じくしていない 18 歳に達する年度の末日までにある児童（一定の障がいを有する場合は 20 歳未満）を監護する父・母または養育者で、前年の所得が一定の額に満たないもの。ただし、父または母から児童の養育のために父・母または児童に対して支払われる養育費等がある場合は、その８割を所得に算入する。

＜所得制限限度額＞	（全額支給）	（一部支給停止）
○本人所得	490,000 円	1,920,000 円
※扶養親族１人増すごとに	限度額に 380,000 円加算	
○扶養義務者所得	2,360,000 円	
※扶養親族１人増すごとに	380,000 円加算	

なお、本人または扶養親族の中で下記の税控除がある場合は、該当する金額を控除する。

○寡婦（受給者本人を除く）・障がい者・勤労学生	１人につき	270,000 円
○寡婦の特例（受給者本人を除く）	１人につき	350,000 円
○特別障がい者	１人につき	400,000 円

○配偶者特別・雑損・医療費・小規模企業共済等掛金…控除額全額

(2) 支給額

（令和５年４月分から）	（全額支給）	（一部支給停止）
○児童１人のとき（月額）	44,140 円	44,130 円から 10,410 円まで
○ 〃 ２人目は	10,420 円加算	10,410 円～5,210 円加算
○ 〃 ３人目以降は	6,250 円加算	6,240 円～3,130 円加算

※所得に応じてきめ細かく設定

※児童扶養手当法の改正や、物価指数の変動により改定されることがあります。

２．ひとり親家庭への支援

〔母子家庭等自立支援事業〕

各種就労支援事業により、ひとり親家庭の親に対し自立を支援することにより、生活の安定に寄与することを目的とする。

① 母子・父子自立支援プログラム策定事業

就職・転職の相談に対し、相談員がハローワークと連携し、早期就職・自立に向けてサポートする。

② 自立支援教育訓練給付金事業

介護福祉士など市が指定した教育訓練講座を受講する場合、講座受講修了後、受講料の６割相当の額を助成する。

③ 高等職業訓練促進給付金等事業

看護師や美容師など、専門的資格を取得するため１年以上養成機関で受講する間、給付金を支給する。

【給付額】市町村民税非課税世帯支給月額金額　100,000 円
　　市町村民税課税世帯支給月額金額　　70,500 円
（ただし、修業期間の最後の 12 月は 40,000 円が加算される）

【支給期間】　上限４年間

〔母子父子寡婦福祉資金の貸付〕

市内に居住し、配偶者のいない女子や配偶者のいない男子で児童を扶養しているもの又はその扶養している児童、寡婦に対し、子の就学費用や転宅等に際して必要な各種資金の貸付を実施するもの。

〔交通遺児支援制度〕

篤志家からの寄附金「交通遺児救済基金」により、交通事故で保護者を亡くした児童が小・中学校に入学、中・高等学校を卒業するときなどに支援金を支給し、児童の新しい門出を祝福するもの。

（支給額）小学校入学　　50,000 円
　　中学校入学　　100,000 円
　　中学校卒業　　150,000 円
　　高等学校卒業　　300,000 円
　　緊急一時金（※）　100,000 円

※交通遺児となった日から１年以内に申請のあった者に対して支給

３．食費等の物価高騰に直面する生活困窮者等への支援

低所得の子育て世帯に対しその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から特別給付金を支給するもの。

〔低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）〕

(1) 支給要件

① 令和５年３月分の児童扶養手当の支給を受けている者

② 公的年金等を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る）

③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している者と同じ水準の収入の者

(2) 支給額

対象児童１人当たり一律５万円

〔低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）〕

(1) 支給要件

① 令和４年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給を受けた者

② ①のほか、対象児童（平成１７年４月２日（障がいがある場合は平成１５年４月２日）から令和６年２月２９日までの間に出生した児童）の養育者であって、次のいずれかに該当する者

・令和５年度分の住民税均等割が非課税である者

・食費等の物価高騰の影響を受けて令和５年１月以降の家計が急変し、令和５年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

(2) 支給額

対象児童１人当たり一律５万円

子ども保健課

母子が健やかに過ごすことができるよう、妊産婦や乳幼児の健康診査や育児相談、家庭訪問などを行う。

1. 母子保健

(1) 母子健康診査

妊産婦、乳児、1歳6か月児、3歳児を対象に、定期的な母子健康診査を実施し、発育や発達の遅れ、疾病等を早期発見し、健康相談や育児支援を行う。また、新生児聴覚検査事業を委託医療機関において実施している。

(2) 母子保健育児相談支援

妊娠中から乳幼児各期において、保健師や母子保健コーディネーター、ママサポーターが、家庭訪問や電話相談、マタニティ学級、プレパパ学級、育児相談会、親子教室等など、父親や地域住民も含めた、切れ目のない子育て支援を行う。産後1年までの産婦へ心身のケアや育児のサポートを実施する産後ケア事業や、生後4か月までの乳児のいる家庭については、子育て支援の情報提供や育児相談などを行い、育児不安や悩みの軽減を図るために全戸訪問を行う。

(3) 思春期の子ども対策

思春期の子どもの性に関する問題への取り組みに繋げるため保育所、幼稚園及び保護者や教育関係者等と連携を図り、子ども自らが性に関する正しい知識を持ち、正しい性行動がとれるよう支援活動を行う。なお、命の大切さを中心に幼児と保護者への性教育「いのちのお話会」を重点的に行っている。また、市内の高校生等に対し、正しい妊娠・出産の知識を学び、将来のライフプランを考えるためのリーフレットを配付している。

(4) 母子保健医療

養育医療（未熟児養育医療)、育成医療、小児慢性特定疾病の支給認定等業務、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業等を行っている。

(5) 安心出産支援

離島（宇久・黒島・高島）に居住している妊婦を対象に、妊婦健診受診時の交通費等の助成を実施している。また、家族の長期不在等で孤立しがちな妊婦が安心・安全に出産できるよう、急な陣痛時におけるタクシー料金に対し一部助成を行っている。

(6)　医療援護事業

事業名	目的	対象者	方法
養育医療 （母子保健法第20条）	入院養育を必要とする未熟児を対象に、医療費の公費負担を行い保護者の負担を軽減するとともに、早期に生活能力の復帰を図る。	未熟児で、指定養育医療機関において医師が入院治療を必要と認めた者。	市民税額等に応じ、保護者へ一部負担あり。 医療給付申請書に、医師による意見書、世帯調書、保険証の写しを添えて、子ども保健課へ提出。
育成医療 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条）	身体に障がいのある児童に対し、早期に治療を行うことにより、その障がいを取り除いたり予防し、また、医療費を公費負担することにより、健全育成と保護者の負担軽減を図る。	身体に障がいのある満18歳未満の児童 ①肢体不自由　②視覚障害　③聴覚・平衡機能障害　④音声・言語・そしゃく機能障害　⑤心臓機能障害　⑥腎臓機能障害　⑦小腸機能障害　⑧肝臓機能障害　⑨呼吸器・ぼうこう・直腸機能障害　⑩先天性の内臓機能障害　⑪ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害　⑤～⑩については、外科手術を必要とする障害に限る。	自己負担が原則として医療費の1割。市民税額等によりひと月当たりの自己負担に上限あり。 入院時の食費は原則自己負担。 支給認定申請書に、医師による意見書、同意書、保険証の写し等を添えて、子ども保健課へ提出。
小児慢性特定疾病医療費の支給 （児童福祉法第19条の3）	小慢児童等の健全育成の観点から小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の一部を助成し、小慢児童等家庭の医療費の負担軽減を図る。	厚生労働大臣が社会社会保障審議の意見を聴いて定める小児慢性特定疾病にかかっている１８歳未満の児童（引き続き治療が必要であると認められる場合は２０歳到達まで）	自己負担が原則として医療費の2割。市民税額等によりひと月当たりの自己負担に上限あり。 支給認定申請書に、医師による意見書、同意書、保険証の写し等を添えて、子ども保健課へ提出。

2. 子どもに関する総合相談窓口（子ども子育て応援センター）

子どもや子育てに関する多種多様な相談や、養育や生活上の問題について、子ども自身やその保護者、関係者等が迷うことなく安心して相談できる窓口として運営。

保健師、社会福祉士、心理相談員のほか、教育相談員、家庭相談員、母子・父子生活支援員の専門相談員により対応。

加えて、相談を受けての総合的な支援のため、下記の事業も実施。

(1) 児童虐待等、要保護児童対策の推進

児童虐待・いじめ・不登校・非行等、子どもの持つ諸問題に地域ぐるみで取り組むため、「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」（要保護児童対策地域協議会）を設置して、学校、病院、警察、民生委員等の関係機関との連携による支援体制づくりを行い、地域での支援の充実を図る。

(2) その他、児童福祉・子育て支援事業の実施

○子育て短期支援事業

①短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者が疾病や社会的な事由等により児童を家庭で養育することが困難なとき、児童養護施設等で一時的に養育を実施する。

②夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事等の理由によって夜間又は休日に不在となり児童を家庭において養育できないとき、その児童を児童養護施設等へ通所させ、養育を実施する。

・実施施設等

① 社会福祉法人　若竹寮（児童養護施設）　柚木町 1848 番地
② 社会福祉法人　清風園（児童養護施設）　大和町 898 番地
③ 社会福祉法人　光と緑の園（児童養護施設及び乳児院）
大村市西大村本町 127 番地 3 号
④ ファミリーホームいろは（ファミリーホーム）東山町 17 番 4 号

・利用料金（保護者負担金については、所得に応じ減免措置あり。）

① 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
2 歳未満児　1 日　10,700 円（うち半額を上限として保護者が負担）
2 歳以上児　1 日　5,500 円（うち半額を上限として保護者が負担）

② 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）
夜間養護　1 日　1,500 円（うち半額を上限として保護者が負担）
休日預かり　1 日　2,700 円（うち半額を上限として保護者が負担）

○助産施設事業

保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることが

できない妊産婦に対し、助産を受けさせる。

・実施施設

地方独立行政法人　佐世保市総合医療センター　　平瀬町９番地３

子ども発達センター

子どもの療育及び発達支援に係る施設の運営を行う。

施設名	所在地	設立年月日	構　　造	面積
佐世保市子ども発達センター	佐世保市常盤町6番1号	平成10年4月1日（新築移転） 平成27年2月1日	鉄骨・鉄筋コンクリート 6階建の1～2階	1,444㎡
市立すぎのこ園	佐世保市干尽町3番地101	昭和53年5月1日（新築移転） 昭和62年6月1日	鉄筋コンクリート 3階建の1階	592㎡

1. 子ども発達センター

すべての子どもたちの心身の健やかな発達を促進するため、保育士や育児アドバイザーによる育児相談や親子遊び、情報提供等を行う「親子交流部門」と、小児科医を中心に各専門職員が外来診療、通所支援、施設支援、療育指導等を行う「療育部門」を２つの柱として、子育て支援サービス及び医療等の療育サービスを提供する。

(1)　親子交流部門

親子の交流を推進するために、親子遊びを通した交流事業及び情報交換のための交流スペースの提供とともに育児不安等についての育児相談、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源の情報提供を行う。

(2)　療育部門

健康診査、保健指導・相談の結果、心身の発達に何らかの心配がある子ども及び家庭、その他希望者に対し療育相談・診断・指導を行い、早期療育等の方針決定を行うとともに必要に応じて訓練などを行う。

(診療事業)

小児専門医が健康面・発達面の評価や療育の方向づけを行い、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、心理療法等を実施。

療育サービス開始後は定期的な経過観察、保護者の相談対応、セラピーの効果の確認を行う。

(児童発達支援事業)

療育診療により集団療育が必要とされた子どもに対し、小集団による保育訓練を行う。

（障がい児等療育支援）

平成 12 年 10 月より児童発達支援センター「すぎのこ園」との共同により実施している。スタッフの派遣や施設支援により障がい児の地域活動の充実を図る。

2. すぎのこ園

概ね 2 歳から就学前の障がい児に対し、日常生活に必要な基本的生活習慣を習得できるよう、個々の児童の特性に応じた指導や集団生活への適応訓練などの発達支援を行う。また、保護者に対しても、障害に対する理解と知識を深めることで、家庭において適切な指導ができるよう支援を行う。

教育委員会

現　況

○本市立の小・中学校及び義務教育学校の児童生徒数は令和5年5月1日現在、小学校（義務教育学校前期課程含む）12,521人、中学校（義務教育学校後期課程含む）6,181人で、小学校は昭和34年（41,612人）、中学校は昭和37年（21,959人）をピークに減少し、現在もその傾向は続いている。

○学校教育における安全・安心な教育環境の確保については、学校施設の適正な維持管理や通学路の確認等を行うことで、安全安心に学習できる環境整備に努めている。また、ソフト面においては、安全教育の推進、法に基づく適正な環境検査の実施等により、その安全安心な環境の維持に努めている。また、フッ化物洗口の推進により、むし歯予防の推進に努めている。

○学校再編推進については、令和３年度中に行った「新しい学校推進意見交換会」での意見を踏まえ、「佐世保市学校再編計画【第１期】」を取りまとめた。令和４年度からは本計画を指針として、保護者や地域の方々との丁寧な合意形成を図りながら、学校再編事業の推進に努めている。

○学校教育においては、児童生徒に生きる力や確かな学力を身に付けさせ、豊かな心を育むために、各学校やふるさと佐世保の特色を生かした教育活動の推進に努めている。

○教育相談体制の充実や各関係機関との連携強化を推進し、いじめや不登校等の問題解決に取り組んでいる。

○特別支援教育においては、現在市内に、知的障がい、自閉症・情緒障がい、病弱等の特別支援学級を211学級設置し、また、難聴・言語・情緒面に障がいのある児童生徒を対象とした通級指導教室を小学校９校に26教室、中学校3校に４教室を開級し、一人一人の児童生徒の状況に応じた指導の充実を進めている。また、必要に応じて、特別支援教育補助指導員を特別支援学級や通常学級に派遣し、個に応じた教育活動の充実を図っている。

○児童生徒が情報機器を活用し、情報化社会に主体的に対応できる資質や情報活用能力の育成を目指し、教育の情報化の推進に努めている。

○幼児教育の充実のために、幼児教育センターを中心に、職員研修等の充実を図るとともに保幼小連携を進め、接続カリキュラムを活用している。また、子育て支援センターとして、子育て支援事業の推進に努めている。

○社会教育においては、市民の学習ニーズの高まりの中で、学習機会と情報を提供するなど、生涯学習の振興と充実に努めている。

○青少年の健全育成については、学校教育と社会教育の連携・融合を促進し、地域社会全体で子どもを心豊かに育む仕組みづくりを推進している。

○文化財の保存・活用・継承については、日本遺産（鎮守府・三川内焼）や埋蔵文化財等の保存・活用を行うとともに、世界遺産（黒島の集落）や黒島天主堂の関係者・関係機関との連携した取り組み、針尾送信所や福井洞窟等の保全に努めている。
○公民館事業については、令和３年４月、「公立公民館」を「コミュニティセンター」へ移行し、今まで担ってきた社会教育機能にコミュニティ活性化の機能を付加し、全市域を対象とした市民活動や各地域の自治活動、社会教育活動を進める拠点施設として、生涯学習の活性化に努めている。
○スポーツの振興においては、生涯スポーツ振興のため各種大会等を開催し、スポーツに親しめる環境づくりを進めている。また、施設においては、市民のニーズに応えるため、各施設の整備改修を行うとともに適切な維持管理に努めている。
○学校給食においては、佐世保市立学校給食実施方針に基づき、学校給食を食育の生きた教材として活用することなどに努めている。また、令和４年度から学校給食費の公会計化を開始している。
○学校体育については、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための基礎的な時期であるから、発達段階を踏まえた指導の定着に向けた教職員の研修会などの開催に努めている。
○英語教育については、グローバル人材育成のため、児童生徒の学力向上、教職員の指導力向上、市民の学習環境の整備・充実を図る「英語で交わるまちＳＡＳＥＢＯプロジェクト」の推進に努めている。
○学校のＩＣＴ環境を、教職員や児童生徒が安心して利用できるように学校教育ネットワークの強靭化を進め、児童生徒が「いつでも」「どこでも」学習することができ、個々の学びの状況に応じた学習を選択できるよう「スマート・スクール・ＳＡＳＥＢＯ構想」の推進に努めている。
○学校施設の整備においては、老朽化している日野小学校の校舎を一部建替えと長寿命化改修、老朽化している清水中学校校舎の改築を行うとともに、市内各学校施設におけるトイレ洋式化及び特別教室の空調設備の整備を進めることにより、安全・安心な教育環境の確保に努めている。
○図書館においては、リニューアルオープンした中央公園と連携したイベント等を実施し親子連れなどの新たな利用者の拡大に取り組むとともに、魅力あるサービスの充実を図り利用促進に努めている。

令和５年度重点事業

○学校再編推進事業
○教職員資質向上事業
○国際理解・交流能力育成事業

○教育センター事業
○小学校施設整備事業
○中学校施設整備事業
○教育相談活動事業
○学社融合推進事業
○徳育推進事業
○青少年非行防止推進事業
○文化財の調査・保護・活用事業
○世界遺産保存整備事業
○福井洞窟整備・発掘事業
○針尾送信所保存整備事業
○英語シャワー事業
○文化財展示施設等管理運営事業
○少年科学館事業
○コミュニティセンター活性化事業
○図書館運営事業
○体育施設運営事業
○体育施設整備事業
○教育行政一般管理事業
○小学校施設維持改修事業
○中学校施設維持改修事業
○スポーツ行政一般管理事業
○学校給食事業

総務課

事務事業の概要

○総合教育会議及び教育委員会の会議、規則等の制定改廃、広報、公印、文書の処理、市費職員の人事及び給与、育英制度、指定統計及び調査

○予算の編成、配当及び総合調整、学校用品等の調達

重点施策

○義務教育の充実

・遠距離通学費補助、就学援助費

○高等・専門教育の充実

・高等・専門教育への奨学制度推進

就学一時金・奨学金貸付

・高等学校教育充実への支援

私立学校助成

佐世保市奨学制度

(1)　貸付制度

奨学金の種類		貸付月額（円）	貸付期間	対　　象	返　　還
基金奨学金	勇寿奨学金	12,000 ただし、私立学校の場合 20,000	正規の修業年限	高校生、高専生	卒業後半年据え置き、 10年以内
	木村奨学金	20,000	〃	（※原則として） 離島(黒島、高島)出身の高校生、高専生	〃
	辻奨学金	12,000 ただし、私立学校の場合 20,000	〃	高校生、高専生	〃
	一般基金奨学金	12,000 ただし、私立学校、大学等の場合 20,000	〃	高校生、高専生、 大学等	卒業後半年据え置き、 高校等については10年以内 大学等については16年以内
	帖佐奨学金	20,000	〃	大学生、短期大学生、修業年限が２年以上の専修学校生	卒業後半年据え置き、 16年以内
	金子奨学金	12,000 ただし、私立学校、大学等の場合 20,000	〃	高校生、高専生、 大学等 (世知原町在住の者)	卒業後半年据え置き、 高校等については10年以内 大学等については16年以内
	恭暢奨学金	12,000 ただし、私立学校、大学等の場合 20,000	〃	高校生、高専生、 大学等	卒業後半年据え置き、 高校等については10年以内 大学等については16年以内
	滝学育英奨学金	12,000 ただし、私立学校、大学等の場合 20,000	〃	高校生、高専生、 大学等	卒業後半年据え置き、 高校等については10年以内 大学等については16年以内

(2)　給付制度（休止中）

奨学金の種類		給付月額（円）	給　付　期　間	対　　象
基金奨学金	古閑奨学金	9,000	正規の修業年限（高専は１年から３年までの３年間）	高校生、高専生

(3)　就学一時金

	貸付金額（円）	募集人員（人）	貸付時期	対　　象	返　　還
就学一時金	350,000	5	3 月	大学（4 年制）、 短大、専門学校 （修業年限 2 年以上） 進学者の保護者	1 年据え置き、 10 年以内

教育施設課

事務事業の概要

確かな学力を育む学校環境の整備として、安全・安心、適正な施設の維持をするために、危険箇所の改善及び校舎の改築等を行うもの。

○教育施設の建設計画及び実施計画に関すること。

○教育施設の設置、管理及び廃止に関すること。

○教育施設の用地の選定及び変更に関すること。

○教育施設の目的外の使用に関すること。

重点施策並びに努力目標

〇小学校施設整備事業

・日野小学校校舎改築・長寿命化事業

・針尾小学校校舎改築等事業

・小学校特別教室等空調整備事業

・大規模改造（便所、外壁、室改造）

○中学校施設整備事業

・清水中学校校舎改築等事業

・中学校特別教室等空調整備事業

・大規模改造（便所、外壁）

社会教育課

事務事業の概要

社会教育の推進により市民の学習意欲の喚起と学習機会の拡充を図る。また、人材の育成に力を入れるとともに、市内２８ヶ所のコミュニティセンターで実施する主催講座など生涯の各時期に応じた学習情報の提供に努める。

重点施策並びに努力目標

○社会教育基盤の整備充実
- ・社会教育関係職員及び関係団体指導者の研修の充実
- ・関係機関・団体との連携

○生涯学習活動の推進
- ・生涯学習事業の推進
- ・コミュニティセンター（旧公立公民館）の活性化
- ・成人教育の充実
- ・学社融合の推進
- ・家庭教育の充実
- ・青少年教育の充実
- ・人権教育、社会同和教育の推進
- ・徳育の推進
- ・社会教育団体活動の支援及び連携
- ・英語学習環境の充実

1. 社会教育施設

R4.4.1現在

名　　称	所 在 地	構造・設置年月日	施 設 内 容
教　　育 集 会 所	瀬戸越 3 丁目 17-2	鉄筋コンクリート造 1 階建 （設置） Ｓ55．4．1	事務室 集会室 実習室 相談室 和　室

文化財課

事務事業の概要

地域資源である文化財や「日本遺産」に代表される近代化遺産等の総合的な調査や整備の継続的な実施と伝統文化の保護育成を図るとともに、保護意識や郷土の誇りを醸成する取り組みを推進する。

重点施策並びに努力目標

○歴史文化の保存・活用・継承の推進

- ・文化財の調査・保護・継承の推進
- ・世界遺産の保存整備の推進
- ・日本遺産の適切な保護と拠点整備の推進
- ・福井洞窟の保存・活用の推進
- ・針尾送信所の公開活用と保存修理の推進
- ・埋蔵文化財の保護
- ・文化財展示施設の管理運営
- ・立神広場の整備活用の推進
- ・佐世保市文化財保存活用地域計画（案）の策定

文化財展示施設等

1. 世知原地区炭鉱資料館

施設概要　　世知原地区で栄えた炭鉱に関係する資料を中心に展示している。建物はかつての松浦炭坑事務所で、県文化財に指定されている。

開館時間　　9：00～17：00(平日、土曜日、祝日は隣の社会福祉協議会世知原支所で受付)

休 館 日　　年末年始

利用状況

区分＼年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
利 用 者 （人）	609	627	663	858	1,064

2. 宇久島資料館

施設概要　　資料館近くにある宇久松原遺跡の出土品を中心に、宇久島内にある遺跡の出土品や、捕鯨などに関する資料を展示している。

開館時間　　9：00～17：00(平日は宇久地区コミュニティセンターで受付)

休 館 日　　年末年始

利用状況

区分＼年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
利 用 者 （人）	217	208	81	114	124

3. うつわ歴史館

施設概要　　世界最古級の土器「豆粒文土器」から現代の三川内焼まで、郷土の歴史を「うつわ」の観点から捉えた展示を行っている。

開館時間　　9：00～17：00

休 館 日　　年末年始

利用状況

区分＼年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
利 用 者 （人）	3,745	3,644	1,751	3,000	2,661

4. 木場浮立資料館兼伝習研修所

施設概要　　県の無形民俗文化財に指定されている木場浮立の練習場所となっているほか、毛槍、衣装などの浮立道具類を展示している。

開館時間　　9：00～17：00(火曜日は13：00まで)

休 館 日　　年末年始及び月曜日、国民の休日の翌日、4月15日～5月1日

利用状況

区分＼年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
利 用 者 （人）	237	153	0	0	96

5. 福井洞窟ミュージアム

施設概要　　福井洞窟から出土した石器・縄文土器などの出土品(国指定重要文化財を含む)を中心に展示している。また古代技術が体験できる「くらし体験室」なども設置している。

開館時間　　9：00～17：00

休 館 日　　月曜(月曜が祝日の場合はその次の平日)、年末年始

利用状況　　令和3年4月28日開館

区分＼年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
利 用 者 （人）				21,773	14,039

6.指定文化財一覧

指定	種　別	名　　称	所　在　地	指定年月日
国指定	史　　跡	泉福寺洞窟	瀬戸越一丁目	S61.3.7
	史　　跡	福井洞窟	吉井町福井	S53.8.2
	史　　跡	大野台支石墓群	鹿町町深江大野ほか	S60.5.14
	重要文化財	長崎県泉福寺洞窟出土品	島瀬町（島瀬美術センター）	H8.6.27
	重要文化財	長崎県福井洞窟出土品	吉井町立石（福井洞窟ミュージアム	R2.9.30
	重要文化財	黒島天主堂	黒島町	H10.5.1
	重要文化財	旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設	針尾中町	H25.3.6
	重要文化財	西海橋	針尾東町～西海市	R2.12.23
	天然記念物	御橋観音羊歯植物群落	吉井町直谷	S26.6.9
	天然記念物	ツシマヤマネコ	船越町（九十九島動植物園）	S46.5.19
	名　　勝	平戸領地方八竒勝（平戸八景）	福石町、小佐々町小坂、吉井町草ノ尾	H27.3.10
	名　　勝	平戸領地方八竒勝（平戸八景）	江迎町乱橋・吉井町直谷・高梨町・早岐二丁目他	H28.10.3
	重要無形民俗文化財	五島神楽	宇久町・五島市・新上五島町	H28.3.2
国選定	重要文化的景観	佐世保市黒島の文化的景観	黒島町	H23.9.21
国選択	無形民俗文化財	北松浦の収穫儀礼（お蔵入れ）	吉井町上吉田	S55.12.12
	無形民俗文化財	北松浦の収穫儀礼（きねかけ祭り）	江迎町中尾	S55.12.12
	無形民俗文化財	吉井のシシウチ行事	吉井町	H30.3.8
国登録	有形文化財	佐世保市民文化ホール（旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館）	平瀬町	H9.12.12
	有形文化財	梅ヶ枝酒造（主屋ほか６棟）	城間町	H14.2.14
	有形文化財	福井川橋梁	吉井町直谷	H18.11.29
	有形文化財	吉田橋梁	吉井町前岳	H18.11.29
	有形文化財	吉井川橋梁	吉井町前岳	H18.11.29
	有形文化財	佐世保重工業二五〇トン起重機	立神町	H25.6.21
	有形文化財	旧佐世保鎮守府武庫預兵器庫	立神町	H25.6.21
	有形文化財	観潮橋	早岐二丁目～有福町	R3.6.24
県	無形民俗文化財	木場浮立	黒髪町	S35.3.22
	史　　跡	葭之本窯跡	木原町	S35.7.13
	史　　跡	楠本端山旧宅と楠本家墓地土墳群７基	針尾中町	S44.1.31
	史　　跡	佐世保市岩下洞穴	松瀬町	S44.1.31
	天然記念物	藤山神社の大フジ	小舟町（藤山神社）	S45.1.16
	天然記念物	子安観音の大クス	有福町（子安観音）	S45.1.16
	天然記念物	東漸寺の大クス	中里町（東漸寺）	S45.1.16
	天然記念物	西光寺のオオムラザクラ	上柚木町（西光寺）	S46.2.5

指定	種　別	名　　称	所　在　地	指定年月日
県	天然記念物	串ノ浜岩脈	黒島町	H10. 2.18
	有形文化財	浄漸寺の銅造如来坐像	上原町（浄漸寺）	H11.2.18
	無形民俗文化財	佐世保のヤモード祭り	松原町	H16.2.25
	天然記念物	吉井町の吉田大明神社叢	吉井町上吉田	S49.4.9
	史　　跡	直谷城跡	吉井町直谷	H13.2.26
	有形文化財	世知原の懸仏	世知原町笥瀬	S43.4.23
	天然記念物	世知原の大山祇神社社叢	世知原町開作	S47.2.4
	有形文化財	旧松浦炭坑事務所一棟	世知原町栗迎	S50.9.2
	天然記念物	蘇鉄の巨樹	宇久町太田江	S33.6.5
	天然記念物	寺島玉石甌穴	宇久町寺島	S45.6.9
	天然記念物	小佐々のハカマカズラ	小佐々町矢岳（下島）	S52.1.11
	天然記念物	小佐々野島の淡水貝化石含有層	小佐々町楠泊（野島）	S53.3.31
	史　　跡	下本山岩陰遺跡	下本山町	H19.3.2
	有形文化財	大宮姫神社本殿	竹辺町	H19.3.2
	史　　跡	江迎本陣跡	江迎町長坂	H10.2.18
	有形文化財	山下家のもと(酝)蔵	江迎町長坂	S50.1.7
	史　　跡	宇久松原遺跡	宇久町平	H25.10.4
	有形文化財	江迎本陣の螺鈿細工「枕水舎」附由来書一通	江迎町長坂	H26.3.25
	無形文化財	三川内焼 染付技術(中里勝歳)	三川内町	H30.3.29
	無形文化財	三川内焼 細工技術(中里一郎)	三川内町	R3.2.18
	無形文化財	三川内焼 細工技術(今村　均)	三川内町	R3.2.18
	有形文化財	樋口橋	吉井町大渡	R4.3.29
	有形文化財	鬼塚古墳出土遺物一括	宮津町	R5.2.16
	史跡	鬼塚古墳	宮津町	R5.2.16
市	有形文化財	三島山経塚出土品	島瀬町（島瀬美術センター）	S46.3.22
	有形文化財	薬王寺の仏石灯籠及び碑石	新替町（薬王寺）	S50.4.4
	有形文化財	松浦丹州盛の墓	中里町	S50.4.4
	有形文化財	松浦静山・観中自筆の屏風二双	梅田町	S50.4.4
	天然記念物	中田家屋敷のイチョウ	山手町	S50.4.4
	有形文化財	松浦丹後守政の墓	瀬戸越三丁目	S51.10.25
	有形文化財	東漸寺の青銅鏡	中里町（東漸寺）	S51.10.25
	天然記念物	西光寺のノダフジ	上柚木町（西光寺）	S52.8.29
	有形民俗文化財	西光寺八十八箇所石仏群	上柚木町（西光寺）	S53.2.23
	有形文化財	大念寺の鐘楼山門	早岐二丁目（大念寺）	S54.2.22
	無形文化財	三川内焼内山水絵技術（湯口文恵）	木原町	H7.3.28
	天然記念物	根谷のサザンカ	黒島町	H9.11.28
	有形文化財	平戸藩御用鯉御囲池	田の浦町	H22.4.28
	有形文化財	浄漸寺木造薬師如来坐像	上原町（浄漸寺）	H24.1.23

指定	種　別	名　　称	所　在　地	指定年月日
市	有形文化財	東漸寺木造薬師如来立像	中里町（東漸寺）	H25.12.20
	有形文化財	東漸寺木造不動明王立像	中里町（東漸寺）	H28.8.29
	無形文化財	三川内焼置上技術（今村隆光）	三川内町	R3.4.22
	史　　跡	橘川内洞窟	吉井町橘川内	H1.5.1
	史　　跡	直谷城主志佐氏の墓地	吉井町福井	H5.4.1
	有形文化財	佐々川吉井の石橋群	春明橋・前岳橋・曲川橋・橘川原橋・古野橋・松原２号橋・板樋橋	H18.3.3
	天然記念物	五蔵池のアキニレ群生地	吉井町田原（五蔵池）	H8.8.1
	天然記念物	大渡のタニガワコンギク群生地	吉井町大渡（佐々川）	H9.11.1
	無形民俗文化財	乙石尾の猪神祭り	吉井町乙石尾（瀬戸の神）	H5.4.1
	無形民俗文化財	橘川内の猪神祭り	吉井町橘川内（八幡神社）	H5.4.1
	無形民俗文化財	踊瀬の牛神祭り	吉井町踊瀬（木本神社）	H5.4.1
	有形文化財	岩谷口岩陰の青銅鏡	福井洞窟ミュージアム	R3.4.22
	有形文化財	洞禅寺の梵鐘	世知原町北川内（洞禅寺）	S55.12.25
	史　　跡	都蔵寺氏の墓地	世知原町太田	S56.4.6
	有形文化財	筒瀬免の薬師如来及び十二神将像	世知原町筒瀬	H6.7.1
	天然記念物	山口神社のオガタマノキ	世知原町栗迎（山口神社）	S55.9.1
	有形文化財	佐々川世知原の石橋群	高観寺橋・桐ノ木橋・倉渕橋・石橋橋・祝橋・古山橋・山口橋・曲川橋・丑太郎橋・竜ノ氏橋・尾崎橋・泉橋・奥ノ口橋・野田橋・前原橋・岩下橋・小岩橋	H18.3.3
	無形民俗文化財	北川内浮立	世知原町北川内	S63.12.1
	天然記念物	上野原の大山祇神社社叢	世知原町上野原	S56.12.16
	史　　跡	家盛公以下七代の墓	宇久町平（東光寺）	S41.10.22
	史　　跡	宮ノ首貝塚	宇久町本飯良	S41.10.22
	史　　跡	神浦代官所跡	宇久町神浦（旧神浦小学校跡地）	S58.6.1
	史　　跡	大久保様の墓	宇久町大久保	S41.10.22
	史　　跡	長崎鼻遺跡	宇久町平	S43.8.1
	史　　跡	藤原久道の墓	宇久町太田江	S41.10.22
	有形文化財	宇久松原遺跡出土品	宇久町平	S43.8.1
	天然記念物	宇久下山のアコウ	宇久町小浜	S41.10.22
	天然記念物	宇久スゲ浜のハマユウ群生地	宇久町平（スゲ浜）	S41.10.22
	天然記念物	宇久大浜のホウライシダ群生地	宇久町平大浜（大浜）	S41.10.22
	天然記念物	宇久本飯良の八幡神社社叢	宇久町本飯良	S58.6.1
	無形民俗文化財	クァインココ	宇久町神浦（山本）	S41.10.22
	無形民俗文化財	宇久島神社のしゃぐま棒引き	宇久町神浦	S41.10.22
	無形民俗文化財	宇久本飯良のなぎなた踊り	宇久町本飯良	S41.10.22

指定	種　別	名　　称	所　在　地	指定年月日
市	天然記念物	宇久十川のナタオレノキ	宇久町平	S41.10.22
	天然記念物	蒙古野馬の歯	宇久町小浜（長尾）	S41.10.22
	史　　跡	大別当新田御茶屋屋敷跡	小佐々町黒石	S52.11.8
	有形文化財	雄香公遺跡碑	小佐々町黒石	S52.11.8
	史　　跡	大悲観岩陰遺跡	小佐々町小坂	S55.4.14
	有形文化財	永徳寺の中世石塔群	小佐々町田原（永徳寺）	H6.6.29
	史　　跡	萬松山永徳寺	小佐々町田原	S52.11.8
	有形文化財	西川内橋（通称：太鼓橋）	小佐々町西川内	S52.11.8
	有形文化財	永徳寺の木造釈迦如来坐像(旧正興寺仏像)	小佐々町田原	S55.4.14
	有形文化財	平戸藩西口松浦家古文書	小佐々町西川内	H6.6.29
	有形文化財	葛籠鎮守神社の懸仏	小佐々町葛籠	H9.7.1
	天然記念物	小佐々矢岳のタブノキ	小佐々町矢岳	S55.4.14
	天然記念物	小佐々矢岳のオガタマノキ	小佐々町矢岳	H7.9.1
	天然記念物	サンドパイプ（巣穴の化石）	小佐々町楠泊	S52.11.8
	有形文化財	応仁二年銘宝篋印塔	小佐々西川内	H13.12.3
	無形民俗文化財	長坂浮立	江迎町長坂	S50.2.12
	無形民俗文化財	きねかけ祭り	江迎町長坂	S50.2.12
	有形民俗文化財	水かけ(木彫)地蔵	江迎町長坂	S50.2.12
	無形民俗文化財	水かけ地蔵祭り	江迎町長坂	S63.4.1
	有形民俗文化財	根引の十王仏	江迎町根引	S50.2.12
	有形民俗文化財	猪調の民間信仰遺跡	江迎町猪調	R2.1.23
	有形民俗文化財	北田免の辻の神	江迎町北田	R2.1.23
	有形民俗文化財	根引の五輪様	江迎町根引	S50.2.12
	有形民俗文化財	飯良坂の宝篋印塔	江迎町飯良坂	S50.2.12
	有形民俗文化財	龍瑞庵木彫り地蔵厨子	江迎町栗越	S50.2.12
	有形文化財	山ノ田の木造薬師如来坐像	江迎町乱橋	S50.2.12
	史　　跡	深江将監自刃の地	江迎町長坂	S50.2.12
	史　　跡	深江・志佐領境界石	江迎町猪調	S50.2.12
	天然記念物	旧江迎小学校校庭のムクの木	江迎町長坂	S50.2.12
	天然記念物	白岳岩上植物群落	江迎町奥川地	S50.2.12
	史　　跡	平戸往還梶ノ村道	江迎町梶の村	S50.2.12
	有形文化財	藤護神社の鎮信（肥前型）鳥居	鹿町町深江	S58.12.19
	有形文化財	藤護神社の庚申塔	鹿町町深江	S58.12.19

指定	種　別	名　　称	所　在　地	指定年月日
市	有形文化財	中野橋	鹿町町船ノ村	S58.12.19
	有形文化財	潮音院の梵鐘	鹿町町船ノ村（潮音院）	S58.12.19
	有形文化財	潮音院の木造不動明王立像	鹿町町船ノ村（潮音院）	S58.12.19
	有形文化財	潮音院の薬師如来懸仏	鹿町町船ノ村（潮音院）	S58.12.19
	有形民俗文化財	船ノ村の地蔵菩薩及び十二神将像	鹿町町船ノ村（潮音院）	S58.12.19
	有形文化財	光明庵の阿弥陀如来立像	鹿町町船ノ村（潮音院）	S58.12.19
	有形民俗文化財	潮音院の三界万霊塔	鹿町町船ノ村（潮音院）	S58.12.19
	有形民俗文化財	板石塔婆	鹿町町船ノ村（潮音院）	S58.12.19
	有形民俗文化財	船ノ村の六地蔵	鹿町町船ノ村（潮音院）	S58.12.19
	有形民俗文化財	口ノ里の供養様	鹿町町口ノ里	S58.12.19
	無形民俗文化財	口ノ里念仏講	鹿町町口ノ里	S58.12.19
	無形民俗文化財	船ノ村のかずら舞	鹿町町船ノ村	S58.12.19
	無形民俗文化財	褥崎のあやたけ踊り	鹿町町長串	S58.12.19
	史　　跡	五輪の塔	鹿町町鹿町	S58.12.19
	天然記念物	船ノ村のスダジイ	鹿町町船ノ村	S58.12.19
	天然記念物	船ノ村の鎌倉神社社叢	鹿町町船ノ村	S58.12.19
	天然記念物	長串のオガタマノキ	鹿町町長串	S58.12.19
	天然記念物	木場のヤブツバキ	鹿町町上歌ヶ浦	S58.12.19
	天然記念物	瀬尻島樹叢	鹿町町九十九島	S58.12.19
	天然記念物	褥崎のアコウ	鹿町町長串	H17.2.17

スポーツ振興課

事務事業の概要

○総合型地域スポーツクラブの支援、スポーツ大会の開催、スポーツ推進委員の充実、ニュースポーツの普及、スポーツ少年団の支援等に関すること。

○スポーツの競技力向上、ジュニアスポーツの推進、(公財)佐世保市スポーツ協会の運営補助等に関すること。

○スポーツ施設の管理運営、整備に関すること

施策の方向性

生涯スポーツの充実

市民が日ごろからスポーツ（する・みる・ささえる）に触れる機会を充実させるために、施設管理者や公益財団法人佐世保市スポーツ協会と連携して、スポーツ団体、スポーツ大会、スポーツボランティア等の情報について積極的な情報発信を行います。

1. 令和４年度の主要な施策

(1) 総合型地域スポーツクラブの支援

地域住民が主体となって運営し、地域の誰もが、年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて参加でき、地域コミュニティづくりを目指す総合型地域スポーツクラブの事業を支援している。

・相浦・日野総合スポーツクラブ、H16.4設立
・特定非営利活動法人WillDo(ウィルドゥ)(中央地区)、H17.11設立
・スマイル江迎スポーツクラブ、H20.4設立
・レゾナンスクラブ（日宇地区）、H20.5設立
・特定非営利活動法人やまんた倶楽部（佐世保北地区）、H21.4設立
・スポーツクラブなぎさ（佐世保西地区）、H22.7設立
・東部スポーツクラブきずな（佐世保東地区）、H23.10設立
・特定非営利活動法人スポーツクラブしかまち、R2.4再開(H21.10設立)

(2) スポーツ大会の開催

【市民体育祭】

広く市民にスポーツ・レクリエーションの場を提供することにより、生涯スポーツの振興・競技力の向上を図り、市民のスポーツ・レクリエーション活動を一層促進し、健康で明るく、潤いのある市民生活の実現に資することを目的に開催している。平成24年度から、レクリエーション競技を含め開催している。

令和4年度実績

期　日　令和4年10月9日（日）ほか

会　場　佐世保市総合グラウンドほか

種　目　スポーツ部門28種目、レクリエーション2種目及び体験の部

参加者　計6,962名（スポーツ6,490名、ツレクリエーション472名）

(3) スポーツ推進委員の充実

スポーツ基本法第32条に基づき市の非常勤職員として委嘱し、研修会等を通して資質向上を図っている。

スポーツ推進委員は、地域における各種大会の運営に携わり、地域スポーツの推進役として活躍するとともに、本市主催の体育・スポーツ行事の運営協力も行っている。

(4) ニュースポーツの普及

【ニュースポーツ普及講習会】

生涯スポーツの推進として、子どもから高齢者まで「いつでも、どこでも、だれでも」を基本としたニュースポーツを市民に広く紹介・普及し、健康で生きがいのある生活を目指し開催している。

令和４年度実績

開催回数　7回

会　場　市内各地

主な種目　ボッチャ、モルック、カローリング、キンボール

参 加 者　335名

(5) スポーツ少年団の支援

スポーツ少年団の活動に対する補助、スポーツ少年団の活動や広報活動について側面的な支援を行っている。

スポーツ少年団は、各種スポーツ活動と地域や年齢、種目を越えた交流会、ボランティア活動、表彰、研修会等を通して青少年の健全育成を図っている。

結成団体　15団体

指導員数　60名

団 員 数　242名　（Ｒ４実績）

(6) スポーツの競技力向上

【体育・スポーツ振興補助】

本市の体育・スポーツにおける競技力の向上を目的とし、交付要綱を制定して補助を行っている。

・振興事業補助　・国際大会派遣補助　・国民体育大会派遣補助

・全国大会派遣補助　・九州大会派遣補助　・開催地補助

【教育委員会文化・スポーツ表彰】

本市在住の文化・スポーツを愛好する多くの人々に希望と励みを与え、健康にして活力ある社会づくりを推進している。

・スポーツ部門〔功労賞〕　個人　11名 団体　なし　（Ｒ４実績）
〔奨励賞〕　個人　93名 団体 20団体（Ｒ４実績）

(7) ジュニアスポーツの推進

ジュニア層の競技力向上を図ることを目的に、(公財)佐世保市スポーツ協会加盟団体が実施する強化事業に対して、補助を行っている。（Ｒ４実績　5競技）

また、子ども達のスポーツへの関心を高めるきっかけを作ることを目的にプロスポーツ観戦等を行う「佐世保市小学生応援事業」を実施する。（Ｒ４実績　参加者数539名）

(8) スポーツ協会の運営補助

公益財団法人佐世保市スポーツ協会の運営に係る補助金を交付している。

【公益財団法人佐世保市スポーツ協会】

平成26年の長崎がんばらんば国体に向けた選手強化や今後の体育施設のさらなる運営強化を目指して、平成22年4月1日、佐世保市体育協会と(財)佐世保市体育振興会が統合し、新たに(財)佐世保市体育協会が発足した。その後、平成24年4月1日には、財団法人から公益財団法人へ移行した。

この両団体が統合することで、市民体育祭をはじめ、市中学校体育大会への協力、県民体育大会への選手派遣、各種大会の実施運営等、スポーツの普及振興に関するソフト事業の企画及び実施に加え、体育施設の運営及び整備というハード事業も兼ね備えた、これまで以上に市民の体力向上及び競技力向上に大いに貢献できる団体として、さらなる発展を目指している。

なお、体育振興会が合併当時に財産として所有していた佐世保野球場、総合グラウンド体育館、陸上競技場メインスタンドは平成23年4月1日付で、本市へ寄附された。

令和3年4月1日から、公益財団法人佐世保市体育協会から公益財団法人佐世保市スポーツ協会へ名称が変更になった。

(9) スポーツ施設の管理運営

スポーツ施設は、指定管理者により管理運営を行っている施設と直営により管理運営を行っている施設があり、それぞれ適切に管理運営することで、安全で快適な利用環境を提供している。

（指定管理者施設）

（ｉ）指定管理者：公益財団法人佐世保市スポーツ協会

・体育文化館　　・総合グラウンド
・北部ふれあいスポーツ広場　　・小佐々スポーツセンター
・小佐々海洋センター体育館　　・小佐々海洋センタープール

・小佐々海洋スポーツ基地　　・小佐々中央運動広場
・大悲観グラウンド　　・大悲観テニスコート

（ⅱ）指定管理者：西部ガスグループ共同事業体

・温水プール

（ⅲ）指定管理者：特定非営利活動法人WillDo（ウィルドゥ）

・東部スポーツ広場

（ⅳ）指定管理者：特定非営利活動法人スポーツクラブしかまち

・鹿町運動場　　・千鳥越野球場
・鹿町体育館　　・鹿町テニスコート
・鹿町海洋スポーツ基地

（直営施設）

・吉井北部運動広場　・吉井野球場　・吉井ソフトボール場
・吉井テニスコート　・世知原野球場　・世知原テニスコート
・世知原運動広場　・栗迎農村公園運動広場
・宇久野球場　・宇久陸上競技場
・エビスが丘中央公園屋外照明設備　・江迎中央体育館
・学校ナイター施設
（早岐中、福石中、清水中、春日小、江迎小）
・旧戸尾小学校

(10) スポーツ施設の整備

安全で快適なスポーツ環境を提供するため状況に応じて施設改修を行っている。

(11) 佐世保市スポーツ推進計画の策定

市民の健康づくりやまちのにぎわいづくりなどの視点も含め、本市のスポーツ施策の方向性を明確にし、関係団体と目標の共有を図ると共に、必要に応じ、スポーツ以外の分野の取り組みとの連動や、民間等との連携により、相乗的な効果を発揮できるよう、令和４年１０月に「佐世保市スポーツ推進計画」を策定した。

【計画期間】

令和5年度（2023年度）～令和10年度（2028年度）

【基本理念】

スポーツで、ひともまちも元気な佐世保に～人生にスポーツを！～

2. 施設の概要

施設名	区分		所在地（電話） 竣工年月	規	約
体育文化館	体育館（大体育室）		光月町6-17 (22-1522) 昭和58年3月	面　積(40m×48m) バレーボール3面 バスケットボール2面 バドミントン10面 ハンドボール1面 卓球30台・軟式庭球3面 固定席 移動席	1,920㎡ 2,058席 3,000席
	コミュニティセンター	集会場（小体育室）		面　積(24m×32m) バレーボール2面 バスケットボール1面 バドミントン4面 移動席	768㎡ 800席
		ホール		面　積 固定席	468㎡ 600席
	駐車場			収容台数	158台
総合グラウンド	庭球場		椎木町無番地 (47-3125) 昭和43年8月 平成25年3月全面改修	砂入り人工芝コート16面 (夜間照明使用可16面) スタンド テニス壁打練習場 壁打面延長	 2,208人収容 42.5m
	プール		椎木町無番地 (47-3125) 昭和43年6月 昭和45年6月 平成10年3月	A級公認競泳プール 50m　9コース 25m　7コース 幼児プール 1池 子供徒渉池ほか4池 ウォータースライダー3レーン	
	陸上競技場		椎木町無番地 (48-2510) 昭和46年4月ﾌｨｰﾙﾄﾞ 昭和48年3月ﾒｲﾝｽﾀﾝﾄﾞ	第2種公認 トラック 400m　9レーン 全天候型舗装　写真判定装置 フィールド内面芝張 メインスタンド 土　盛 補助走路(110m 4レーン) 投てき競技場	 10,000人収容 1,000人収容
	運動広場		椎木町無番地 (47-3125) 昭和54年3月	被照明面積 照明塔	8,332㎡ 6基
	アーチェリー競技場		椎木町無番地 (47-3125) 昭和56年10月	ﾌｨｰﾙﾄﾞ面積 的　場 照明塔	2,640.15㎡ 14的 2基
	野球場		椎木町無番地 (47-4764) 昭和54年3月	両翼93m・中堅120m メインスタンド　3,000人 内野スタンド　3,000人 外野スタンド　10,000人 照明塔 電光式スコアボード(フルカラーＬＥＤ)	 4基
	体育館		椎木町無番地 (47-2748) 昭和56年3月	面　積(34.3m×28.8m) バレーボール2面・バスケットボール2面・ バドミントン6面・卓球18台	987.8㎡
温水プール			平瀬町 (佐世保公園内) (23-5455) 昭和62年3月	公認プール　25m　7コース	

施設名＼区分		所在地（電話）竣工年月	規約
学校運動場照明施設	春日小学校	瀬戸越3丁目19-1 (22-5362) 昭和60年3月	被照明面積 6,846㎡ 照明塔 6基
	福石中学校	千尽町2-10 (31-5709) 昭和54年3月	被照明面積 6,011㎡ 照明塔 5基
	早岐中学校	陣の内町100 (37-2165) 昭和57年3月	被照明面積 6,018㎡ 照明塔 6基
	清水中学校	万徳町9-7 (24-8484) 昭和60年3月	照明塔 6基
	江迎小学校	江迎町中尾126 (65-2031) 昭和51年	被照明面積 11,113㎡ 照明塔 6基
	エビスが丘中央公園	宇久町平2253 (0959-57-2607) 令和2年	照明塔 6基
東部スポーツ広場	ソフトボール場	浦川内町無番地 (39-5855) 平成6年3月	面積 13,615㎡ 芝張 2面 照明塔 8基
	ラグビー・サッカー場		面積 15,532㎡ 芝張 1面 土盛スタンド 面積 3,000㎡
	ゲートボール場		コート 6面
	体育館	浦川内町無番地 (39-5855) 平成25年7月	面積 メインアリーナ(46m×38m) 1,748㎡ サブアリーナ(32m×22m) 704㎡ ハンドボール1面 バレーボール3面 バスケットボール3面 バドミントン14面 卓球34台 フットサル3面 固定席 819席
北部ふれあいスポーツ広場	多目的運動広場	原分町1578 (49-7678) 平成9年4月	面積 14,753㎡ 照明塔 8基 ソフトボール2面・サッカー1面
	テニスコート		面積 1,855㎡ 砂入り人工芝コート2面
	ゲートボール場		面積 1,649㎡ コート 2面
吉井地区体育施設	吉井北部運動広場	吉井町直谷 1007-1 (64-2100) 平成2年	面積 14,300㎡ ソフトボール2面・サッカー1面
	吉井野球場	吉井町吉元480 (61-2100) 昭和54年	両翼90m・中堅110m 野球1面
	吉井ソフトボール場	吉井町吉元470 (64-2100) 昭和58年	面積 6,153㎡ 照明塔 4基 ソフトボール1面
	吉井テニスコート	吉井町吉元135 (64-2100) 昭和57年	面積 4,125㎡ 砂入り人工芝コート6面(うち夜間照明可3面)

施設名 ＼ 区分		所在地 （電話） 竣工年月	規約
世知原地区体育施設	世知原野球場	世知原町開作65 (76-2516) 昭和57年	面積 7,410㎡ 野球1面・ソフトボール1面
	世知原テニスコート	世知原町上野原447 (76-2516) 昭和59年	面積 2,782㎡ 砂入り人工芝コート4面(夜間照明可4面)
	世知原運動広場	世知原町栗迎120-1 (76-2516) 昭和53年	面積 8,741㎡ 照明塔 6基 野球1面・ソフトボール1面
	栗迎農村公園運動広場	世知原町栗迎710-1 (76-2516) 平成14年	面積 11,610㎡ 照明塔 4基 ソフトボール1面・サッカー1面
宇久地区体育施設	宇久野球場	宇久町小浜3091 (0959-57-2607) 平成12年	両翼95m・中堅120m 野球1面 スタンド550人、芝生2,350人
	宇久陸上競技場	宇久町小浜3096-1 (0959-57-2607) 平成13年	トラック 400m 6コース スタンド 200人 芝生2,400人
小佐々地区体育施設	小佐々海洋センター体育館	小佐々町西川内 143-5 (68-3377) 昭和57年	面積(30.9m×23.5m) 726.15㎡ バレーボール2面・バスケットボール1面・ バドミントン3面・トレーニングルーム
	小佐々海洋センタープール	小佐々町西川内 143-5 (68-3377) 昭和57年	室内プール 25m 6コース、幼児用プール
	小佐々海洋スポーツ基地	小佐々町西川内217 (68-3378) 昭和57年	モーターボート2艇・ペーロン船5艇・ＯＰヨット20艇・12フィートヨット2艇・420級ヨット2艇・シーカヌー(1人)16艇・シーカヌー(2人)2艇・レーシングカヌー1艇・ダブルスカル1艇・ローボード4艇・セーリングカッター1艇・ウインドサーフィン4艇・カヌー(1人)13艇・カヌー(2人)7艇
	小佐々中央運動広場 多目的広場	小佐々町西川内 143-3 (68-3377) 平成7年	面積 26,522.75㎡ 照明塔 13基 ソフトボール4面・野球1面・ サッカー2面・400mトラック1面
	小佐々中央運動広場 テニスコート		面積 3,108㎡ クレーコート4面（うち夜間照明可2面）
	小佐々スポーツセンター	小佐々町黒石523-1 (68-3787) 平成8年	面積(40m×34m) 1,360㎡ バレーボール2面・バスケットボール2面・ バドミントン6面・テニスコート2面・ 卓球24台・トレーニングルーム

施設名＼区分		所在地（電話）竣工年月	規約
小佐々地区体育施設	大悲観グラウンド	小佐々町小坂34-8 (68-3787) 昭和55年	面積 6,698㎡ ソフトボール1面
	大悲観テニスコート	小佐々町小坂40 (68-3787) 昭和54年	面積 1,600㎡ クレーコート2面
江迎地区体育施設	江迎中央体育館	江迎町長坂104 (66-2175) 昭和56年	面積(30m×26m) 780㎡ バレーボール2面・バドミントン3面・ 卓球5台・トレーニングルーム
鹿町地区体育施設	鹿町運動場	鹿町町下歌ヶ浦8-37 (77-4580) 昭和53年	面積 11,830㎡ 照明塔 8基 ソフトボール1面
	鹿町体育館	鹿町町下歌ヶ浦8-38 (77-4580) 昭和57年	面積(32m×30m) 960㎡ バスケットボール1面・バレーボール2面・ バドミントン3面・卓球4台・ トレーニングルーム
	鹿町テニスコート	鹿町町下歌ヶ浦14 (77-4580) 昭和59年	面積 1,600㎡ クレーコート2面(夜間照明可2面)
	千鳥越野球場	鹿町町下歌ヶ浦 932-2 (77-4580) 昭和41年	両翼90m・中堅111m 野球1面
	鹿町海洋スポーツ基地	鹿町町下歌ヶ浦 776-18 (73-2050) 平成12年	海水浴場 自然体験館(和室、調理研修室) テントサイト 16区画 シーカヤック(1人)16艇・シーカヤック(2人)6艇・ レーシングカヤック(1人)1艇・ レーシングカヤック(2人)2艇

施設名＼区分			所在地（電話）竣工年月	規約
長崎県	県立武道館	柔道場	熊野町90番地 (22-2194) 平成2年1月	面積 880.33㎡ 公式 3面(366帖) 観客収容人員 210人
		剣道場		面積 880.33㎡ 公式 3面 観客収容人員 210人
		弓道場	名切町156-1 平成元年9月	面積 571.46㎡ 10人立
	海洋スポーツ基地カヤックセンター		小佐々町西川内215 (68-3378) 平成20年5月	カヤック(1人)5艇、カヤック(2人)5艇 研修室、調理室

3. 体育施設等利用状況

R5.6.1現在

施設名			区分	平成30年度（決算）	令和元年度（決算）	令和2年度（決算）	令和3年度（決算）	令和4年度（決算）	令和5年度（予算）
体育文化館	体育館		利用日数	351	355	325	313	355	356
			利用人数	98,617	99,820	46,057	54,310	85,674	112,000
			利用料金等	6,547,790	6,442,210	4,449,080	6,816,640	8,357,600	10,035,000
	コミュニティセンター	集会場	利用日数	351	355	245	309	355	356
			利用人数	38,526	35,720	24,807	23,269	21,928	25,000
			利用料金等	3,642,540	3,696,490	3,055,150	2,543,280	2,933,700	2,929,000
		ホール	利用日数	95	92	33	38	99	110
			利用人数	32,836	30,782	5,787	6,683	2,335	33,000
			利用料金等	4,557,150	4,572,980	1,227,100	1,422,990	4,305,460	5,345,000
	（小計）		延べ利用日数	797	802	603	660	809	822
			延べ利用人数	169,979	166,322	76,651	84,262	109,937	170,000
			利用料金等	14,747,480	14,711,680	8,731,330	10,782,910	15,596,760	18,309,000
	駐車場		駐車台数	75,445	73,610	47,752	45,911	58,081	70,000
			利用料金	25,268,100	25,110,260	15,827,570	16,290,260	21,130,990	26,962,000
総合グラウンド	庭球場		利用日数	355	354	325	325	354	358
			利用人数	68,519	67,398	50,443	53,787	60,270	54,000
			利用料金等	11,006,790	11,333,090	9,380,890	9,182,690	11,001,370	11,617,990
	プール		利用日数	71	68	27	53	77	78
			利用人数	58,739	51,231	9,558	18,677	27,309	60,000
			利用料金等	18,035,810	14,719,930	2,818,540	5,553,830	8,657,580	20,169,000
	陸上競技場		利用日数	346	233	251	319	348	358
			利用人数	64,013	45,521	29,703	62,111	78,881	59,180
			利用料金等	3,855,890	3,198,790	2,578,280	3,654,700	4,850,440	3,672,000
	運動広場		利用日数	279	258	260	252	277	358
			利用人数	45,874	45,125	39,682	27,160	109,405	30,480
			利用料金等	2,560,760	2,231,040	2,205,430	2,325,790	2,247,880	2,364,000
	アーチェリー競技場		利用日数	320	307	280	283	300	287
			利用人数	2,446	1,989	1,279	1,397	1,840	1,000
			利用料金等	278,880	235,480	222,640	201,970	276,870	209,000
	野球場		利用日数	213	202	249	244	263	358
			利用人数	35,496	29,190	18,637	19,852	28,523	29,000
			利用料金等	3,755,730	3,297,740	3,279,850	3,257,900	3,983,410	4,077,000
	体育館		利用日数	357	357	328	324	357	358
			利用人数	72,829	74,259	56,591	48,973	62,827	56,000
			利用料金等	5,305,915	5,384,275	4,718,355	4,348,235	5,095,175	5,722,000
	（小計）		延べ利用日数	1,941	1,779	1,720	1,800	1,976	2,155
			延べ利用人数	347,916	314,713	205,893	231,957	369,055	289,660
			利用料金等	44,799,775	40,400,345	25,203,985	28,525,115	36,112,725	47,830,990

施設名		区分	平成30年度（決算）	令和元年度（決算）	令和2年度（決算）	令和3年度（決算）	令和4年度（決算）	令和5年度（予算）
温水プール		利用日数	185	336	308	301	333	336
		利用人数	28,108	49,811	43,490	40,105	44,535	43,090
		利用料金等	11,390,145	17,223,396	15,815,959	14,764,450	16,425,232	18,200,000
学校ナイター	春日小学校	使用日数	85	83	69	58	106	79
		使用人数	1,882	2,697	1,958	1,545	3,480	2,000
		照明代	367,650	374,100	332,820	263,160	519,870	350,000
	福石中学校	使用日数	88	77	138	103	118	138
		使用人数	2,917	3,315	5,014	4,710	5,271	4,975
		照明代	412,800	368,940	690,150	487,620	574,050	690,138
	早岐中学校	使用日数	211	210	196	164	212	206
		使用人数	8,583	7,965	7,635	6,610	9,300	7,824
		照明代	1,008,780	999,750	921,060	774,000	1,001,040	985,504
	清水中学校	使用日数	128	103	112	134	37	134
		使用人数	4,835	4,612	4,219	4,938	1,370	4,590
		照明代	570,180	449,550	589,530	628,230	160,600	628,594
	江迎小学校	使用日数	44	34	31	26	34	36
		使用人数	1,234	751	622	520	618	628
		照明代	159,960	89,010	64,500	65,790	83,850	103,968
	エビスが丘中央公園	使用日数				58	44	58
		使用人数				875	838	875
		照明代				56,000	44,480	56,000
	（小計）	延べ使用日数	556	507	546	543	551	651
		延べ使用人数	19,451	19,340	19,448	19,198	20,877	20,892
		照明代	2,519,370	2,281,350	2,598,060	2,274,800	2,383,890	2,814,204
東部スポーツ広場	ソフトボール場	利用日数	289	248	220	180	195	250
		利用人数	19,316	14,826	10,987	11,693	12,151	17,000
		利用料金等	1,270,780	1,110,250	815,130	681,950	647,250	1,415,000
	ラグビー・サッカー場	利用日数	195	166	95	109	103	170
		利用人数	22,259	20,320	11,460	17,166	13,808	21,000
		利用料金等	788,180	758,040	545,960	666,000	693,250	810,000
	ゲートボール場	利用日数	118	183	183	161	184	180
		利用人数	1,804	2,950	2,797	2,450	2,444	3,000
	体育館	利用日数	358	359	326	322	358	358
		利用人数	77,109	76,461	49,076	56,023	66,365	76,100
		利用料金等	7,922,520	8,086,750	5,118,790	6,890,270	7,970,080	7,490,000
	（小計）	延べ利用日数	960	956	824	772	840	958
		延べ利用人数	120,488	114,557	74,320	87,332	94,768	117,100
		利用料金等	9,981,480	9,955,040	6,479,880	8,238,220	9,310,580	9,715,000

施設名		区分	平成30年度（決算）	令和元年度（決算）	令和2年度（決算）	令和3年度（決算）	令和4年度（決算）	令和5年度（予算）
北部ふれあいスポーツ広場	多目的運動広場	利用日数	324	308	288	296	321	340
		利用人数	63,361	48,152	44,944	42,623	62,540	51,485
		利用料金等	2,150,710	1,911,970	1,797,440	2,121,050	2,297,600	2,599,000
	テニスコート	利用日数	289	294	291	292	332	335
		利用人数	5,743	5,182	4,503	4,219	5,093	5,758
		利用料金等	535,800	518,640	546,680	518,840	589,860	608,000
	ゲートボール場	利用日数	253	243	228	228	254	263
		利用人数	5,935	5,142	4,931	4,252	4,243	5,322
	（小計）	延べ利用日数	866	845	807	816	907	938
		延べ利用人数	75,039	58,476	54,378	51,094	71,876	62,565
		利用料金等	2,686,510	2,430,610	2,344,120	2,639,890	2,887,460	3,207,000
吉井地区体育施設	吉井北部運動広場	使用日数	95	100	81	91	122	95
		使用人数	2,799	2,336	2,428	2,595	3,594	2,863
		使用料等	52,100	57,610	49,210	64,360	75,680	62,160
	吉井野球場	使用日数	92	101	84	76	111	89
		使用人数	5,148	5,578	4,615	5,414	10,315	6,997
		使用料等	111,140	182,390	167,860	167,030	206,150	185,625
	吉井ソフトボール場	使用日数	209	193	181	141	179	168
		使用人数	7,686	4,806	3,651	2,606	6,099	4,169
		使用料等	184,620	168,720	126,940	91,150	161,500	170,226
	吉井テニスコート	使用日数	338	338	300	290	340	302
		使用人数	11,778	11,348	9,513	8,779	26,865	15,617
		使用料等	838,730	1,017,580	978,990	859,910	1,141,150	1,019,374
	（小計）	延べ使用日数	734	732	646	598	752	654
		延べ使用人数	27,411	24,068	20,207	19,394	46,873	29,646
		使用料等	1,186,590	1,426,300	1,323,000	1,182,450	1,584,480	1,437,385
世知原地区体育施設	世知原野球場	使用日数	77	59	56	77	75	70
		使用人数	1,720	1,738	863	1,283	1,467	1,226
		使用料等	47,500	41,020	65,010	81,420	73,950	67,784
	世知原テニスコート	使用日数	291	292	227	210	231	226
		使用人数	4,005	4,346	3,488	2,943	5,002	3,840
		使用料等	238,400	307,760	263,570	255,240	273,880	295,356
	世知原運動広場	使用日数	129	117	106	97	91	96
		使用人数	3,498	4,700	3,435	2,739	2,990	3,002
		使用料等	58,480	69,060	70,520	70,800	55,440	80,616
	栗迎農村公園運動広場	使用日数	111	92	79	80	95	86
		使用人数	3,501	3,108	2,200	2,367	3,136	2,634
		使用料等	146,120	146,440	64,470	68,250	72,660	99,309
	（小計）	延べ使用日数	608	560	468	464	492	477
		延べ使用人数	12,724	13,892	9,986	9,332	12,595	10,702
		使用料等	490,500	564,280	463,570	475,710	475,930	543,065

施設名			区分	平成30年度（決算）	令和元年度（決算）	令和2年度（決算）	令和3年度（決算）	令和4年度（決算）	令和5年度（予算）
宇久地区体育施設	宇久野球場		使用日数	11	2	11	8	29	1
			使用人数	520	155	550	400	1,160	700
			使用料等	86,660	7,470	168,670	119,840	423,240	271,540
	宇久上陸競技場		使用日数	5	15	5	10	1	5
			使用人数	690	260	261	487	32	366
			使用料等	28,820	23,400	26,220	476,330	5,020	234,085
	（小計）		延べ使用日数	16	17	16	18	30	6
			延べ使用人数	1,210	415	811	887	1,192	1,066
			使用料等	115,480	30,870	194,890	596,170	428,260	505,625
小佐々地区体育施設	小佐々海洋センター体育館		利用日数	355	356	324	316	356	358
			利用人数	13,814	17,435	12,494	15,488	11,155	19,294
			利用料金等	1,697,750	1,856,820	1,698,670	1,659,150	1,660,510	1,955,000
	小佐々海洋センタープール		利用日数	107	106	10	58	95	106
			利用人数	9,913	7,727	496	4,233	5,188	8,551
			利用料金等	967,410	733,490	60,060	597,500	741,020	1,384,000
	小佐々海洋スポーツ基地		利用日数	163	124	70	106	126	236
			利用人数	2,635	2,864	973	1,552	2,259	2,720
			利用料金等	500,950	577,640	136,410	248,230	505,610	525,000
	小佐々中央運動広場	多目的広場	利用日数	301	272	246	229	274	358
			利用人数	52,493	53,043	42,510	35,500	46,233	58,700
			利用料金等	1,326,630	1,128,420	1,011,960	995,500	1,046,240	1,331,000
		テニスコート	利用日数	266	239	216	200	240	358
			利用人数	7,218	4,648	3,677	4,293	6,492	5,144
			利用料金等	254,670	223,500	179,160	178,390	197,390	294,000
	小佐々スポーツセンター		利用日数	357	357	328	320	361	358
			利用人数	64,560	50,947	31,312	28,817	38,739	48,710
			利用料金等	4,636,550	4,646,600	3,702,570	3,536,400	4,404,980	5,242,000
	大悲観グラウンド		利用日数	271	267	255	239	286	358
			利用人数	5,688	6,035	4,323	4,817	6,439	5,258
			利用料金等	330,230	324,430	297,640	314,480	375,880	283,000
	大悲観テニスコート		利用日数	206	201	179	178	269	358
			利用人数	2,642	2,304	2,753	2,816	2,974	2,689
			利用料金等	144,310	156,710	155,090	164,440	186,200	177,000
	（小計）		延べ利用日数	2,026	1,922	1,628	1,646	2,007	2,490
			延べ利用人数	158,963	145,003	98,538	97,516	119,479	151,066
			利用料金等	9,858,500	9,647,610	7,241,560	7,694,090	9,117,830	11,191,000

施設名		区分	平成30年度（決算）	令和元年度（決算）	令和2年度（決算）	令和3年度（決算）	令和4年度（決算）	令和5年度（予算）
江迎地区体育施設	江迎中央体育館	使用日数	220	274	196	198	218	204
		使用人数	7,349	8,683	4,104	11,122	5,997	7,125
		使用料等	518,440	547,090	337,110	813,450	640,190	586,364
鹿町地区体育施設	鹿町運動場	利用日数	299	287	247	237	272	270
		利用人数	13,049	8,983	6,968	6,153	8,477	8,300
		利用料金等	449,500	389,840	381,070	360,250	520,640	515,000
	鹿町体育館	利用日数	359	359	320	325	359	350
		利用人数	18,305	18,932	10,908	16,855	12,695	125,000
		利用料金等	1,426,340	1,657,140	1,239,300	1,626,590	1,452,740	1,430,000
	鹿町テニストコート	利用日数	215	156	140	131	148	160
		利用人数	1,785	1,456	1,419	1,252	1,328	1,400
		利用料金等	207,240	133,760	132,890	127,810	172,410	170,000
	千鳥越野球場	利用日数	50	52	64	67	65	70
		利用人数	2,702	2,674	2,414	2,542	3,168	3,300
		利用料金等	172,260	168,470	176,350	234,800	217,280	240,000
	鹿町海洋スポーツ基地	利用日数	323	300	106	134	132	120
		利用人数	5,346	5,809	2,210	4,431	5,711	4,700
		利用料金等	595,820	688,410	288,430	649,340	869,490	845,000
	（小計）	利用日数	1,246	1,154	877	894	976	970
		利用人数	41,187	37,854	23,919	31,233	31,379	142,700
		利用料金等	2,851,160	3,037,620	2,218,040	2,998,790	3,232,560	3,200,000
佐世保市の施設・合計		延べ利用日数	10,155	9,884	8,639	8,710	9,891	10,661
		延べ利用人数	1,009,825	953,134	631,745	683,432	928,563	1,045,612
		利用料金等	101,145,430	101,145,431	72,951,504	80,986,045	98,195,897	117,539,633

施設名			区分	平成30年度（決算）	令和元年度（決算）	令和2年度（決算）	令和3年度（決算）	令和4年度（決算）	令和5年度（予算）
長崎県立施設	県立武道館	柔・剣道場	利用日数	276	357	323	306	356	357
			利用人数	35,819	48,620	26,636	33,023	36,977	36,391
			利用料金等	2,579,400	3,285,410	2,235,420	3,008,060	3,783,615	3,752,000
		弓道場	利用日数	351	357	323	292	357	357
			利用人数	12,454	11,137	8,073	10,000	12,434	11,534
			利用料金等	909,680	941,800	709,540	827,610	1,115,430	1,051,000
		合計	延べ利用日数	627	714	646	598	713	714
			延べ利用人数	48,273	59,757	34,709	43,023	49,411	47,925
			利用料金等	3,489,080	4,227,210	2,944,960	3,835,670	4,899,045	4,803,000
	海洋ｽﾎﾟｰﾂ基地カヤックセンター		利用日数	163	124	70	106	126	236
			利用人数	2,635	2,864	973	1,552	2,259	2,720
			利用料金等	17,660	9,970	27,150	26,140	67,420	79,000

新しい学校推進室

事務事業の概要

〇学校再編の計画・施策の立案

〇学校の適正規模、適正配置の実現

〇学校と地域の関係構築のためのコンセンサスの獲得

努力目標

〇学校や地域との十分な協議機会の確保

〇協議における保護者、地域住民との合意形成に向けた丁寧な説明や情報公開に努める。

市立図書館

1.概要

図書資料等の館内閲覧、貸出及び移動図書館による業務
佐世保市電子図書館の運営業務

2.努力目標

○図書資料等の充実
- ・基本図書の充実
- ・専門図書の充実
- ・視聴覚資料の充実

○図書貸出業務等の充実
- ・市民の本棚として、また、仕事や暮らしに役立つ情報拠点としての環境づくり
- ・図書館主催事業の充実（図書館を使った調べる学習コンクール・図書館まつり・ビブリオバトル・読書週間イベント・上映会等）
- ・おはなし会の開催など児童の読書推進に係る事業の充実
- ・出前講座の実施

○郷土資料の充実
- ・郷土史資料の収集・保存
- ・郷土研究活動の推進（夏休み郷土学習教室、児童・生徒や郷土研究所の発表会）
- ・市史編さん資料のデータベース化及び収集保存

○生涯学習の充実
- ・ブックスタート事業の推進
- ・英語イベントの開催
- ・市民ギャラリー展示会の開催

○学校等支援の充実
- ・学校図書館への団体貸出・司書派遣による読書推進活動等の充実や地区コミュニティセンター図書室等へのアドバイス・助言などによる支援

○インターネットによる図書館情報の提供等
- ・インターネットでの蔵書検索及び予約機能を実施（利用案内・蔵書検索/予約・図書館行事等）
- ・利用者向けインターネット検索端末の設置
- ・館内各階ロビーでの利用者向け無線回線（Wi-Fi）の開放
- ・各種データベースの提供
- ・参考相談（レファレンス）のデータベース化

・公式フェイスブックの開設

○電子書籍貸出サービスの充実

・電子書籍資料の充実

・郷土資料の電子化の推進

3. 施設概要

所　在　地　　佐世保市宮地町 3 番 4 号

建設年月日　　平成 5 年 11 月 15 日

様式・構造　　鉄骨鉄筋コンクリート 4 階建

敷 地 面 積　　6,953.45 ㎡

建物延面積　　5,441.73 ㎡

総 工 事 費　　2,951,134 千円

運 営 主 体　　佐世保市（教育委員会）

蔵 書 冊 数　　540,764 冊（本館 427,081 冊、早岐 29,800 冊、相浦 22,770 冊、世知原 18,194 冊、宇久 9,906 冊、移動図書 33,013 冊）

（令和 5 年 3 月末現在）

4. 施設の内容

1　階…エントランス、ブックポスト、駐車場

中２階…ふるさとガイドコーナー、市民ギャラリー展示コーナー

2　階…一般室、児童室、郷土資料室、視聴覚コーナー、雑誌コーナー

3　階…視聴覚室、講座室、閉架書庫、グループスタディコーナー

中３階…閉架書庫

4　階…館長室、事務室、会議室、移動図書館書庫、コンピュータ室、飲食コーナー

5. 利用状況

(1)　開館日数（令和４年度）　　301 日

(2)　有効登録者数（令和４年度）　　25,611 人

(3)　年度別貸出者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用者数	252,300	253,199	246,598	185,429	204,968	196,638

(4)　年度別貸出冊数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
幼　　児	58,690	61,247	61,655	46,814	59,390	55,867
小 学 生	168,349	166,216	164,973	119,776	127,959	121,993
中 学 生	20,804	22,937	22,029	16,158	17,733	16,410
高 校 生	9,089	7,672	7,438	6,758	7,327	6,930
一　　般	735,667	746,057	729,403	592,475	630,503	591,842
団　　体	42,906	43,242	44,566	34,508	39,795	45,430
合　　計	1,035,505	1,047,371	1,030,064	816,489	882,707	838,472
本　　館	707,629	684,463	661,045	568,778	556,734	538,696
移動図書館	39,455	41,662	39,815	29,349	35,233	38,511
早　　岐	173,030	164,894	166,055	83,985	140,968	130,888
相　　浦	97,947	135,653	145,540	117,874	131,684	110,068
世 知 原	13,326	15,564	14,167	11,137	12,895	14,237
宇　　久	4,044	4,049	3,396	4,428	5,019	5,906
その他の地区コミュニティセンター(※)	74	86	46	223	174	166
臨 時 窓 口				715		
合　　計	1,035,505	1,047,371	1,030,064	816,489	882,707	838,472

※平成27年4月から江迎・大野・小佐々・宮の4地区コミュニティセンター、平成29年2月から吉井・鹿町の2地区コミュニティセンター、平成30年6月から針尾地区コミュニティセンターにて貸出開始

(5)　年度別予約件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
一　般　室	15,296	15,781	14,958	12,961	11,874	11,668
児　童　室	2,686	3,228	3,215	3,250	2,339	2,015
郷　土　室	603	398	390	418	346	126
移動図書館	3,342	3,563	4,549	4,532	6,568	5,365
本　館　計	21,927	22,970	23,112	21,161	21,127	19,174
早　　岐	9,002	8,222	8,959	4,620	8,029	7,181
相　　浦	3,828	4,136	4,691	4,616	5,254	4,113
世　知　原	822	939	1,005	1,216	1,537	1,364
宇　　久	373	485	468	653	592	1,047
その他の地区コミュニティセンター(※)	46	25	52	137	154	148
Ｗ　Ｅ　Ｂ	18,140	17,455	18,687	18,940	20,308	20,285
合　　計	54,138	54,232	56,974	51,343	57,001	53,312

※平成 27 年 4 月から江迎・大野・小佐々・宮の 4 地区コミュニティセンター、平成 29 年 2 月から吉井・鹿町の 2 地区コミュニティセンター、平成 30 年 6 月から針尾地区コミュニティセンターにて貸出開始

(6)　年度別学校等支援件数

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
ＦＡＸでの選書依頼	294	265	217
図書の配送	225	204	167
窓口団体貸出（依頼によるものは除く）	107	96	65
ブックトーク・おはなし会	7	5	13
その他	14	12	19
合　　計	647	582	481

6. 令和4年度主なイベント実績

(1)ビブリオバトル

	開催日	場所	発表者	チャンプ本	参加者
第23回	令和4年5月28日（土）	オンラインZoom開催	4名	「書斎の鍵」	11名
第24回	令和4年11月13日（日）	長崎国際大学＋ オンラインハイブリッド開催	5名	「砂戦争」	40名

(2)児童室関連イベント

イベント名	開催日	場所	参加者
本のおたのしみ福袋	令和4年5月3日（火）～5月5日（木）	児童室	72名
絵本の読み聞かせ講座 「読み聞かせはじめの一歩」	令和4年6月11日（土）	視聴覚室	41名
E.J.KINGハイスクールの学年による 英語のおはなし会	令和4年6月22日（水）～6月24日（金）	児童室	56名
第6回調べる学習講座	令和4年7月18日（月祝）	視聴覚室	11名
	令和4年7月24日（日）		9名
	令和4年7月30日（土）		8名
	令和4年7月31日（日）		7名
	令和4年8月6日（土）		10名
新井悦子氏講演会「きらきらさがし」 絵本に願いを込めて	令和4年10月30日（日）	視聴覚室	44名
読書週間イベント「よんでビンゴ！」	令和4年10月27日（木）～11月13日（日）	児童室	164名
総合百科事典ポプラディア第三版活用講座	令和4年11月14日（月）	視聴覚室	33名
みつけて！クリスマス	令和4年12月24日（土）	児童室	126名
ブックスタート20周年特別記念講座 「赤ちゃんとえほん」	令和5年1月22日（日）	視聴覚室	24名

(3)郷土資料室関連イベント

イベント名	開催日	場所	参加者
夏休み郷土学習教室 〈針尾送信所建設100年記念〉 引き継がれる技術　近代化遺産	令和4年7月23日（土）	針尾送信所	31名
第51回　児童・生徒の郷土研究発表会	令和4年11月19日（土）	視聴覚室	31名
第53回　郷土研究所の公開発表会	令和5年2月18日（土）	視聴覚室	39名

(4)その他　イベント

イベント名	開催日	場所	参加者
第6回　図書館まつり	令和4年5月3日～5日（火～木）	図書館	2,304名
第1回　公園de読書	令和4年5月4日（水祝）	中央公園	295人
図書館活用講座	令和4年6月25日（土）	オンライン開催	19名
図書館探検ツアー	令和4年7月31日（日）	図書館	14名
雑誌のリサイクル市	令和4年10月6日（木）	視聴覚室	41名
	令和4年10月8日（土）		42名
西九州させぼ広域都市圏主催 「テレビ番組リサーチャー 喜多　あおいさん講演会」	令和4年11月13日（日）	松浦市生涯学習 センターホール	25名
第2回　公園de読書	令和4年11月20日（日）	中央公園	455人
国立がん研究センター巡回展示 「身近にがんを考える」	令和4年12月6日（火）～ 令和5年1月15日（日）	一般室	－
西九州させぼ広域都市圏主催 「野口　武悟　氏　講演会」	令和5年1月29日（日）	山澄地区 コミュニティセンター	14名
少年科学館プラネタリウムイベント 「クイズで楽しむ星の王子様」	令和5年2月19日（日）	プラネタリウム 「星きらり」	47名

学校教育課

事務事業の概要

○教職員の服務管理、学校の教育課程の指導、学校図書館教育、教職員の研修・指導、学籍・就学事務、通学区域、教科用図書の採択

努力目標

○特色ある学校づくりの推進
○基礎基本を重視した確かな学力の定着
○豊かな心を育む教育の推進
○徳育の充実（一校一徳運動の推進）
○子どもの心に向き合う生徒指導の充実
○互いを認め合う人権教育の推進
○ふるさとに学びふるさとを愛する教育の推進
○国際理解力を育む教育の充実
○自立をめざす特別支援教育の充実
○使命感と専門性を高める教職員研修の充実

1. 学校関係一覧

（1） 学校数・教職員数　　R5. 5. 1現在

種　別	公私別	校　数	学級数	児童数 生徒数	教職員数	教　室　数	
						普　通	特　別
小　学　校	市　立（本）	42	604	12,430	868	590	451
	市　立（分）	2	7	60	11	6	11
	私　　立	1	6	121	14	12	13
中　学　校	市　　立	24	258	6,165	525	224	443
	私　　立	2	9	177	23	7	29
	県　　立	1	9	353	27	9	2
義務教育学校	市　　立	2	11	47	30	11	20

(2) 小 学 校

R5. 5. 1現在

校名	児童数（人）	学級数	校舎（㎡）	校地（㎡）		職員数（人）	所在地
				運動場	広さ		
宮	138	10	2,911	6,846	8,339	15	萩坂町1715
三川内	173	10	5,039	9,500	15,042	15	口の尾町698
広田	829	32	6,672	5,898	11,100	45	広田1丁目25-4
花高	580	23	6,893	13,745	12,521	30	花高3丁目4-1
早岐	607	26	5,185	4,661	7,923	35	早岐2丁目32-12
江上	286	15	4,190	6,232	12,986	20	指方町2382
針尾	118	8	2,748	3,522	11,775	13	針尾中町1863
大塔	606	24	5,563	8,781	43,579	32	もみじが丘町6745
黒髪	468	19	6,723	13,883	10,686	25	黒髪町52－１
日宇	358	17	5,199	6,449	9,350	22	日宇町284
天神	324	17	5,422	5,831	12,919	23	天神1丁目11-13
港	224	14	5,909	6,821	26,802	20	天神町1603
福石	249	13	3,439	3,098	7,393	20	大宮町32-1
木風	208	12	3,919	5,732	15,733	18	木風町180
潮見	152	8	2,965	5,117	6,092	13	須田尾町19-44
白南風	272	15	3,971	5,191	11,436	21	山祇町387
小佐世保	217	12	3,544	7,013	10,338	18	小佐世保町18－１
祇園	456	19	4,241	6,149	8,792	27	祇園町18-18
山手	183	9	4,059	5,620	15,254	14	山手町16-38
宇久	32	5	2,545	4,804	7,786	9	宇久町平2690
春日	530	20	6,157	16,789	15,674	28	瀬戸越3丁目19-1
清水	384	16	5,447	4,500	13,131	21	保立町10－1
大久保	109	9	2,678	4,695	3,889	14	東大久保町9-10
金比良	121	10	3,552	7,727	8,039	15	金比良町1－5
大野	702	29	6,173	8,567	6,631	41	原分町1

R5．5．1現在

校名	児童数（人）	学級数	校舎（㎡）	校地（㎡）		職員数（人）	所在地
				運動場	広さ		
柚木	166	8	3,197	5,776	6,268	13	上柚木町3204
世知原	98	9	3,322	6,534	7,874	15	世知原町栗迎194-1
赤崎	356	15	4,090	6,920	6,706	21	鹿子前町330
船越	122	9	2,218	3,818	2,867	14	船越町759
日野	565	21	5,096	10,998	10,341	29	日野町1308
相浦	490	20	5,628	8,697	15,105	27	上相浦町3-9
高島分校	7	2	756	4,851	4,221	4	高島町336
相浦西	549	22	5,510	16,437	35,613	30	相浦町794
大崎分校	53	5	1,292	6,448	13,977	7	大潟町467
中里	482	20	4,090	5,673	9,300	27	中里町356
皆瀬	277	16	3,709	6,837	3,137	21	皆瀬町207
吉井南	186	11	3,960	5,294	10,725	18	吉井町前岳27-3
吉井北	68	8	2,421	6,081	7,730	13	吉井町直谷1030
小佐々	201	9	3,763	9,532	5,197	14	小佐々町田原290
楠栖	113	8	3,826	13,580	9,000	14	小佐々町楠泊526
江迎	143	10	3,522	11,113	12,509	17	江迎町中尾126
猪調	109	9	3,218	4,275	11,119	14	江迎町猪調 1000
鹿町	93	8	2,582	8,770	10,654	13	鹿町町深江 730-1
歌浦	86	9	2,895	13,390	17,171	14	鹿町町下歌ヶ浦791-11

＊校舎及び校地面積は公立学校施設台帳の面積である。

(3) 中 学 校

R5.5.1現在

校名	生徒数（人）	学級数	校舎（㎡）	校地（㎡）		職員数（人）	所在地
				運動場	広さ		
宮	53	4	2,477	7,588	9,572	12	城間町338
三川内	84	5	2,768	10,965	10,024	13	新行江町957
広田	452	15	5,013	14,850	18,174	30	重尾町188
早岐	640	22	7,599	12,045	17,509	42	陣の内町100
東明	199	9	2,981	14,589	10,962	19	江上町814
日宇	588	22	8,047	15,153	30,078	42	日宇町2181
崎辺	235	10	5,333	11,478	34,237	19	天神町1706
福石	226	8	4,025	12,397	16,909	17	干尽町2-10
山澄	293	13	5,583	7,792	12,962	25	須田尾町232
祇園	414	15	5,406	15,490	34,698	26	祇園町14-12
清水	255	10	5,437	15,786	14,517	20	万徳町9-7
光海	55	6	2,833	7,603	2,979	14	金比良町1-15
愛宕	217	8	4,489	15,069	12,714	17	赤崎町483-2
日野	383	13	5,721	13,216	24,041	25	日野町2079
相浦	462	17	6,877	10,152	11,302	31	川下町277
中里	380	14	4,611	11,521	63,553	27	中里町905
大野	545	20	7,446	8,202	12,557	38	松瀬町838
柚木	80	6	2,818	8,347	8,270	14	柚木町2063
吉井	140	10	3,317	13,918	4,883	19	吉井町前岳3-2
世知原	61	5	3,060	8,143	4,672	14	世知原町栗迎132-1
小佐々	168	8	3,603	10,544	16,159	17	小佐々町西川内132
宇久	16	3	2,875	3,350	7,789	12	宇久町平2303
江迎	127	8	3,497	18,531	14,668	17	江迎町乱橋584
鹿町	92	7	4,581	14,792	24,845	15	鹿町町下歌ヶ浦1-16

＊校舎及び校地面積は公立学校施設台帳の面積である。

(4) 義務教育学校

R5.5.1現在

校名	生徒数（人）	学級数	校舎（㎡）	校地（㎡）		職員数（人）	所在地
				運動場	広さ		
黒島	12	5	2,299	6,637	5,134	15	黒島町2608-10
浅子	35	6	2,389	3,015	3,005	15	浅子町58

2. 難聴・言語障害通級指導教室

（清水小 Tel 24-6629　花高小 Tel 39-3388　相浦小 Tel 47-2151　猪調小 Tel 66-9880）

(1) 設置状況

言語障害通級指導教室については、昭和44年に八幡小学校に１教室を設置し、また、昭和45年には、戸尾小学校にも2教室を設置した。

平成13年の戸尾小学校の閉校に伴い、市内全域からの通級の利便性等も勘案し、市南東部に位置する花高小学校へ移設した。

平成21年4月には、北部の通級の利便性等を勘案し、相浦小学校に2教室を新設、また、市町合併により、猪調小学校の1教室も加わり、市内4番目の設置となった。

難聴指導教室については、昭和46年に八幡小学校に1教室を設置している。

平成16年4月から八幡小学校と保立小学校の統合により清水小学校として新たに開校し、言語障害と難聴の指導教室を設置している。

なお、教室数については、必要に応じ増減している。

(2) 指導状況

教師と児童の1対1の個別指導（必要に応じてはグループ指導）を実施する。週に1～2回（45分単位）保護者同伴で通級し、聴覚の訓練、発音指導、言語発達促進指導、発語器官の機能訓練等、ゲームを取り入れながら症例に応じて実施する。

(3) 教育相談

定期的に教育相談の日を設定し、通級児以外の子どもを対象として「きこえ・ことばの教育相談」を実施している。

(4) 通級児童数（令和5年5月1日）

学　校　名	教室種別	教　室　数	児　童　数
花高小学校（ことばの教室）	言語障害	３	５３
清水小学校 （きこえとことばの教室）	言語障害	３	８０
	難　　聴	１	４
相浦小学校（ことばの教室）	言語障害	３	５１
猪調小学校（ことばの教室）	言語障害	１	１４
合　　計		１１	２０２

3. 情緒障害、ＬＤ・ＡＤＨＤ通級指導教室

（花高小 Tel 39-0010　早岐小 Tel 38-3375　黒髪小 Tel 31-7010　祇園小 Tel 23-2795
大野小 Tel 49-3111　皆瀬小 Tel 49-5734　早岐中 Tel 39-0040　清水中 Tel 23-5023
相浦中 Tel 48-2533）

(1)　設置状況

昭和47年から光園小学校（現 祇園小学校）に、情緒障害通級指導教室（通称「まどか教室」）2教室を開設した。また、平成14年には、黒髪小学校に2教室を開設、次いで、平成17年4月には清水中学校に1教室（通称、「ゆたか教室」）を開設した。平成18年4月には、皆瀬小学校に3教室（1教室はＬＤ・ＡＤＨＤ児対応教室）を開設、さらに平成31年4月には相浦中学校に1教室を開設した。加えて対象児童生徒の増加に伴い、令和3年4月、黒髪小学校まどか教室5教室のうち2教室を花高小学校に分散して開設、早岐中学校に1教室を開設した。

(2)　指導内容

週に１～２回（６０分単位）保護者同伴で通級する。円滑なコミュニケーションのための知識・技能について個別指導を実施する他、個別指導で学んだ知識・技能をゲームや創作活動などの実際的・具体的な場面で活用し、実際の生活や学習に役立つようにするとともに、対人関係づくりや社会的ルールの理解を促すなど社会的適応に関することをねらいとした指導を個々の実態に合わせて実施する。

(3)　教育相談

定期的に教育相談の日を設定し、通級児以外の子どもを対象として「情緒面や行動面の教育相談」を実施している。

(4)　通級児童数（令和5年5月1日）

学　校　名	教室種別	教室数	児童数
花高小学校（まどか教室）	情緒障害	2	３３
黒髪小学校（まどか教室）	情緒障害 ＬＤ・ＡＤＨＤ	1 1	２２ ２０
祇園小学校（まどか教室）	情緒障害 ＬＤ・ＡＤＨＤ	4 1	５２ １１
皆瀬小学校（まどか教室）	情緒障害 ＬＤ・ＡＤＨＤ	3 1	４８ １５
早岐小学校（すこやか教室）	情緒障害	1	１５
大野小学校（すこやか教室）	情緒障害	1	１７
早岐中学校（ゆたか教室）	情緒障害	1	１４
清水中学校（ゆたか教室）	情緒障害	1	１２
相浦中学校（ゆたか教室）	情緒障害	1	１３
合　計		１８	２７２

4. 幼児ことばの教室（幼児言語障害通級指導教室）（Tel 25-5695）

(1) 設置状況

昭和62年10月から、話しことばに課題のある幼児に対し、ことばに関する課題の改善及び克服を図ることによって、生活面への適応を図り、心身の健やかな成長発達を目指すことを目的として、八幡小学校内に開設した。

平成16年4月から八幡小学校と保立小学校の統合により清水小学校が開校し、同小学校内に開設している。

(2) 通級幼児数（令和5年5月1日）

学　校　名	教室種別	教　室　数	幼　児　数
幼児ことばの教室 （清水小学校内）	言語障害	2	２４

(3) 教育相談

通級児以外の幼児を対象として電話や来室による「ことばの教育相談」を実施している。教育相談は、令和４年度１年間に438件にのぼっている。

5. 幼児まどか教室（幼児情緒障害通級指導教室）（Tel 32-7701）

(1) 設置状況

平成２９年４月から白南風小学校内（１階）に、幼児まどか教室を開設した。

この教室は、佐世保市内在住で主に情緒を中心とした発達に心配のある就学前の幼児を対象とし、基本週1回通級で、小グループ・個別指導を通して必要な力を身につけられるようにする。

通級決定については、各関係機関との連携を重んずる。

(2) 通級幼児数（令和5年5月1日）

幼稚園名	教室種別	教　室　数	幼　児　数
佐世保市立白南風幼稚園 幼児まどか教室 （白南風小学校内）	情緒障害	1	１０

(3) 教育相談

定期的に教育相談の日を設定し、通級児以外の子どもを対象として「情緒面や行動面の教育相談」を実施している。通級及び教育相談の述べ件数は、令和４年度１年間に３５８件にのぼっている。

6. 病院内病弱学級（金比良小「すみれ学級」Tel 24-1515内線6034）

(1) 開設状況

佐世保市総合医療センター（旧佐世保市立総合病院）小児科病棟内に平成元年4月から小学生を対象とする病弱学級を開設した。

この教室は、入院による学校教育の空白を補い、学習の遅れを最小限にとどめるとともに、安心して病気の治療に励むことができるように教え励ますものである。

(2) 入級のきまり

① 1カ月以上の入院治療を必要とする児童

② 主治医が学習可能と診断した児童

③ 保護者が入級を希望する児童

④ 佐世保市総合医療センターに入院している児童

総合教育センター

概　　要　　平成 22 年 10 月 1 日に開館した複合型の施設で、教職員の研修施設である「教育センター」、主に児童生徒の科学教育を推進する「少年科学館」、清水中学校区の生涯学習施設である「清水地区コミュニティセンター」の 3 つの施設から構成される。

所 在 地　　佐世保市保立町 12 番 31 号

設立年月日　　平成 22 年 10 月 1 日

構　　造　　鉄筋コンクリート造 3 階建（一部 4 階建）

建物延面積　　約 4,248.01 ㎡

建 設 費　　1,365,000 千円

施設内容　　(1)　清水地区コミュニティセンター施設（主に 1 階）747.558 ㎡
講堂、工作美術室、講座室、調理実習室、和室、図書コーナー、コミュニティセンター事務室

(2)　少年科学館施設（主に 2 階）783.33 ㎡
プラネタリウム室、天体観測室、科学展示コーナー、理科室、サイエンスホール

(3)　教育センター施設（主に 3 階）758.88 ㎡
教科書センター、パソコン研修室、教材開発室、小研修室、中研修室等

(4)　供用スペース　1984.36 ㎡
廊下兼ロビー、事務室、視聴覚ライブラリー等

運営主体　　佐世保市（教育委員会）

令和４年度施設利用者数　93,162 人

１．総合教育センター課

事務事業の概要

総合教育センターを構成する教育センター、少年科学館、清水地区コミュニティセンターの３館が円滑に事業推進できるよう施設の管理・運営を行うとともに、相互に連携を図ることで、それぞれの機能・資質を向上させるとともに、様々な分野の人材が交流・協働することで、市民に幅広く学習の場を提供する。

事業内容　　(1)　教育センター、少年科学館及び清水地区コミュニティセンターの連携事業に関すること

(2)　社会教育に係る研修に関すること

(3)　視聴覚ライブラリーの運営に関すること

(4)　総合教育センターの運用に関すること

(5)　教育情報ネットワークの支援に関すること

2. 少年科学館

概　　要　　児童生徒の科学に対する興味関心を高め、豊かな創造力と研究心を養うための体験活動、探究活動の場を提供する。

設立年月日　平成 22 年 10 月 1 日

施設内容　プラネタリウム室　延面積 122.25 ㎡, ドーム内径 8.0m
定員 68 名、デジタル式プラネタリウム

天体観測室　延面積 108.0 ㎡　ドーム内径 5.0m
主鏡 20 ㎝屈折式望遠鏡

その他　理科室、科学展示コーナー、サイエンスホール

事業内容
(1)　主に児童生徒を対象とした各種科学分野の講座等の開設及び研究活動の指導奨励に関すること
(2)　プラネタリウム・天体観測室の運営に関すること
(3)　理科教育に関する資料の収集、作成及び提供に関すること
(4)　各種関係団体、機関等との連絡及びその活動の支援に関すること

令和４年度施設利用者数　40,647 人

3. 教育センター

概　　要　　教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行い、もって教育の進歩発展に資する。

設立年月日　昭和 44 年 4 月 1 日

事業内容
(1)　学校教育に関する研究調査に関すること
(2)　教育資料の収集、刊行及び活用に関すること
(3)　教育関係職員の研修に関すること
(4)　教育相談に関すること
(5)　各種教科書、図書及び資料の整備及び閲覧に関すること

令和４年度施設利用者数　22,483 人

スマート・スクール・ＳＡＳＥＢＯ推進室

事務事業の概要

「スマート・スクール・ＳＡＳＥＢＯ構想」を実現し、新しい時代を生き抜く創造性や社会性を身に付けた児童生徒を育てるため、ICT 教育の推進を図る。

「第３次教育の情報化推進計画」の目的

１．時間・距離の制約の排除
２．国際社会で通用する情報活用能力の習得
３．個々の学習状況に応じた学習の実現
４．学習環境の差異の排除

学校保健課

事務事業の概要

○学校保健、学校環境衛生、学校給食、市学校保健会、日本スポーツ振興センター災害共済給付、学校安全

○小学校体育学習サポーター事業、中学校体育大会、中学校課外体育活動等補助、学校体育実技指導者研修会等、学校体育の推進に関すること。

努力目標

○健康教育の充実と安全管理の徹底

○学校における食育及び学校給食の充実

○学校体育の推進

1. 学校保健

(1)　医師、歯科医師、薬剤師会の指導助言により、各種健康診断を実施し、幼稚園、小・中学校及び義務教育学校の園児児童生徒及び教職員の健康管理、増進を図っている。また、必要に応じて結核の精密検査を行っている。

　歯科保健においては、佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例に基づき、希望者を対象とした集団によるフッ化物洗口実施を進めており、佐世保市内すべての小・中学校及び義務教育学校において実施している。

(2)　校地内の空気、飲料水、プールの水質等、学校環境衛生に関する検査を学校薬剤師の指導のもと定期的に行っている。

(3)　学校管理下における災害に対する共済給付制度に毎年加入し、災害給付事務を行うとともに、安全教育の推進に努めている。

(4)　新入学予定児童に対し、就学時健康診断を実施し、就学までに必要な治療の勧めや適正な保健指導を行っている。

(5)　三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）と学校長、保健主事、養護教諭等教職員と保護者、地域との連携を深め、円滑かつ効果的な講演会や研究大会等の学校保健施策を実施し、児童生徒の健康増進、学校保健活動の充実・発展に努めている。

(6)　中核市移行に伴い、新規採用養護教諭研修、養護教諭中堅教諭等資質向上研修及び新任保健主事研修を実施している。

(7)　令和４年度児童生徒の体位平均

項 / 年令・性	身　長　（cm）		体　重　（kg）	
	男　子	女　子	男　子	女　子
6	115.9	115.6	21.4	21.3
7	121.9	121.2	24.2	23.8
8	127.6	127.4	27.4	27.3
9	133.3	133.8	30.9	30.8
10	138.7	140.7	34.6	34.8
11	145.6	147.1	39.3	35.1
12	152.9	151.5	44.6	44.9
13	160.0	154.5	49.6	48.0
14	164.9	155.7	53.9	50.3

長崎県学校保健統計調査書から

2. 学校給食

(1)　平成 25 年 9 月より、佐世保市立の全ての小・中学校及び義務教育学校において、完全給食を実施している。

(2)　学校給食内容は、文部科学省の学校給食摂取基準に基づいて実施し、市内を 6 ブロックに分け、ブロック別に献立を実施している。

(3)　パン、米、牛乳については、公益財団法人長崎県学校給食会から、副食物資については、公益財団法人佐世保市学校給食会をとおして安定的に安価で一括購入している。（佐世保市学校給食センターの米は、公益財団法人佐世保市学校給食会から購入）また、鹿町江迎学校給食センターの副食物資及び米については、一般社団法人鹿町江迎学校給食会をとおして購入している。

(4)　米飯給食は小・中学校及び義務教育学校全校に対して、週 3 回実施している。

(5)　令和 4 年度から学校給食費の公会計化を開始し、給食費に係る業務を適正かつ効率的な実施に努めている。

令和５年度　学校給食費（1 食当たり）

区　分	パンの場合		米飯の場合	
	小学校	中学校	小学校	中学校
1 食当たり単価	285.49 円	349.08 円	251.12 円	308.96 円
年間給食回数	77 回	74 回	115 回	112 回

＊月額給食費算出方法

【小学校】

｛パン(285 円 49 銭×週 2 日)＋米飯(251 円 12 銭×週 3 日｝ ÷週 5 日

＝264.87 円≒265 円【5 円単位で切上げ】

一食単価 265 円×192 回÷11 カ月＝4,625.45 円≒4,630 円

【10 円未満切上げ】

【中学校】

｛パン(349 円 08 銭×週 2 日)＋米飯(308 円 96 銭×週 3 日｝ ÷週 5 日

＝325.00 円≒325 円【5 円単位で切上げ】

一食単価 325 円×186 回÷11 カ月＝5,495.45 円≒5,500 円

【10 円未満切り上げ】

＊学校行事に伴う給食実施回数の変更があった場合等、これまで同様、3 月の給食費で調整を行う。

＊学校給食に要する食材の物価高騰に伴う保護者の負担軽減を目的に、令和 5 年度分の保護者負担額を増額することなく、給食費の価格上昇相当分を公費負担（新型コロナウイルス地方創生臨時交付金）している。

(6)　学校給食センター

現在、5 つの給食センターにおいてセンター方式による学校給食を提供している。

名称	所在地	概要	対象校
佐世保市 学校給食センター	卸本町301番地1	竣　　工　H25.5 敷 地 面 積　11,426㎡ 延べ床面積　3,219㎡	宮中・広田中（広田小６年生含む）・早岐中 東明中・日宇中・崎辺中 福石中・山澄中・祇園中 清水中・愛宕中・日野中 相浦中・中里中・大野中
佐世保市世知原 学校給食センター	世知原町栗迎154番地１	竣　　工　H16.8 敷 地 面 積　1,519㎡ 延べ床面積　408㎡	世知原小・世知原中
佐世保市宇久 学校給食センター	宇久町平734番地12	竣　　工　H10.3 敷 地 面 積　1,108㎡ 延べ床面積　322㎡	宇久小・宇久中
佐世保市小佐々 学校給食センター	小佐々町楠泊578番地	竣　　工　S62.3 敷 地 面 積　3,323㎡ 延べ床面積　398㎡	小佐々小・楠栖小 小佐々中
佐世保市鹿町江迎 学校給食センター	鹿町町深江289番地20	竣　　工　S46.3 敷 地 面 積　1,627㎡ 延べ床面積　385㎡	江迎小・猪調小・鹿町小 歌浦小・江迎中・鹿町中

※面積は公立学校施設台帳の面積である。

(7)　教職員研修

中核市移行に伴い、新規採用学校栄養職員研修及び学校給食栄養管理者中堅教諭等資質向上研修を実施している。

3. 学校体育の推進

(1)　佐世保市中学校体育大会

学校教育活動の一環として位置づけ、学校体育の充実と中学生の望ましい心身の発達を目指すことを目的として開催している。

（令和４年度実績）

期	日	令和 4 年 6 月 11 日～13 日
		令和 4 年 6 月 17 日（水泳競技）
		令和 4 年 10 月 12 日（駅伝競技）
会	場	総合グラウンド陸上競技場ほか　全 20 会場
種	目	陸上競技をはじめとする全 17 競技
参 加 者		夏…3,358 名、秋（駅伝）…469 名

(2)　小学校体育学習サポーター事業

専門的な指導力を持った指導者が、子どもたちに直接的に関わり、運動のコツやポイントを教えることで、それらの「楽しさ」や「できる喜び」を感じさせる指導を充実させる。

(3)　佐世保市中学校及び義務教育学校の後期課程課外体育活動等振興補助金

中学校を単位とした課外体育活動等を推進し、スポーツを通じて青少年の健全な心身の発達と競技力の向上を図るため助成する。

(4)　佐世保市中学校及び義務教育学校の後期課程部活動外部指導者の選任等及び活用事業補助金

中学校の部活動の活性化を図ることを目的として、外部指導者の活用を図るために助成する。

青少年教育センター

1. 運営基本方針

青少年教育センターは、昭和３９年１０月、青少年の非行を未然に防止し、健全な成長を願って、補導活動（愛のひと声を含む）及び相談活動を行うために設置されたものである。

現在では、補導委員や職員による巡回補導、不登校や非行、家庭環境等に関する相談指導、ネットパトロールを行い、さらに、関係機関等との連携を図りながら、青少年の非行防止、環境浄化、ネットトラブルの防止等に努めるとともに、不登校児童生徒に対しては、平成４年度から「あすなろ教室（学校適応指導教室）」、令和３年度からは「サテライトあすなろ教室」を開設して、個別支援や小集団活動、体験活動等を通して、集団に適応する力を育みながら学校への復帰（再登校）及び社会的自立を目指す。

2. 事業の概要

(1) 教育相談活動事業

①来所・訪問・電話・メール・スクールソーシャルワーカーの派遣等による教育相談活動

②不登校児童生徒や、その保護者に寄り添い、学校復帰を目指すあすなろ教室（学校適応指導教室）運営及びサテライトあすなろ教室の開設

③不登校児童生徒が人や社会とつながる喜びを実感し、将来の社会的自立に向けた支援の実施

(2) 青少年非行防止推進事業

①補導による非行事故防止と白ポスト・立入調査による環境浄化及びネットパトロール・メディア指導の実施

②青少年教育センターの管理運営

3. 努力目標

(1) 教育相談業務

①教育相談活動（来所相談、訪問相談、スクールソーシャルワーカー派遣）

②家庭・学校・地域・関係機関との連携

③ひきこもり児童生徒の学校及び家庭への訪問

④「青少年教育センター相談電話・メール」による悩み事相談への対応

⑤小学生・中学生・高校生に対するいじめ等への相談対応

(2) あすなろ教室（学校適応指導教室）及びサテライトあすなろ教室

①不登校児童生徒の通級指導（学習支援・体験活動等）

②個別カウンセリングや面談の定期的実施

③社会的自立、学校復帰に向けた学校チャレンジの実施及び学校・関係機関との連携強化

④メンタルフレンド事業

(3) 補導業務

①補導活動の充実と補導委員による積極的な“愛のひと声運動”及びネットパトロール

②補導委員の資質向上と補導体制の充実強化

③一般補導と学校の長期休業中・各種祝祭イベント時の特別補導

④学校・地域・関係機関との行動連携

⑤メディア安全指導

(4) 環境浄化活動

①関係機関及び地域育成団体との連携強化

②コンビニ・書店・ビデオレンタル店・カラオケボックス・携帯電話販売店等の社会環境実態調査（立入調査）の実施

③白ポストによる有害図書類等の回収及び廃棄処分

④広報活動の実施

4. 施設の概要等

所　在　地	佐世保市平瀬町３番地１
様式・構造	鉄筋コンクリート造一部３階建
敷 地 面 積	676.14 ㎡
建物延面積	1,025.63 ㎡
施設の内容	あすなろ教室、相談室、調理実習室、図書室、卓球室、所長室 事務室　他

5. 来所相談受理件数（令和４年度）

○学識別、月別受理件数

月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
小学生	３	１	３	２	２	５	３	４	２	６	２	２	３５
中学生	４０	８	５	７	１	７	１２	５	３	０	６	１	９５
高校生	０	０	０	０	０	０	０	１	０	０	１	０	２
合計	４３	９	８	９	３	１２	１６	９	５	６	９	３	１３２

○内容別相談受理件数

内容	不登校	いじめ	学校関係	非行	その他	合計
件数	１２７	１	２	０	２	１３２

6. 「青少年教育センター相談電話・相談メール」受理件数（令和４年度）

○学職別受理件数

学　職　別		相談電話		相談メール	
		人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
未就学児に関する相談		０	０％	０	０％
小学校	低学年に関する相談	５	３９．５％	０	１１．８％
	中学年に関する相談	８		２	
	高学年に関する相談	２		０	
中学生に関する相談		１７	４４．７％	７	４１．２％
高校生に関する相談		５	１３．２％	８	４７．０％
大学・専門学校生に関する相談		０	０％	０	０％
不明		１	２．６％	０	０％
合計		３８	１００％	１７	１００％

○内容別相談受理件数

内容区分	相談電話		相談メール	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
不登校	１２	３１．５％	７	４１．２％
いじめ	３	７．９％	０	０％
学校・教職員との関係	１０	２６．３％	０	０％
非行関係	２	５．３％	０	０％
家庭環境	２	５．３％	０	０％
学習・進路	０	０％	０	０％
交友・異性関係	０	０％	０	０％
性・性格、心身の健康	２	５．３％	０	０％
特別支援	０	０％	０	０％
その他	７	１８．４％	１０	５８．８％
合計	３８	１００％	１７	１００％

7. あすなろ教室【学校適応指導教室】通級者数（令和４年度）

	小学生	中学１年生	中学２年生	中学３年生	合　計
男　子	１８	１２	１０	１３	５３
女　子	２３	１２	２０	２４	７９
合　計	４１	２４	３０	３７	１３２

8. 行為別、学職別“愛のひと声”（補導を含む）状況（令和４年度）

行為別		総数			学職別						
		男	女	計	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職	無職	計
1	飲酒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	薬物乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	乱暴・けんか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	金品不正要求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	性的いたずら	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	暴走行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	家出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	無断外泊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	深夜はいかい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	怠学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	不健全性行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	不良交友	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	不健全娯楽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	その他	2,368	2,297	4,665	1,977	1,381	1,200	６５	３８	4	4,665
その他の内容	①　交通違反	６０	３５	９５	５７	２５	１２	0	1	0	９５
	・自転車	２０	１２	３２	１６	6	１０	0	0	0	３２
	・自転車以外	４０	２３	６３	４１	１９	2	0	1	0	６３
	②　服装の乱れ	0	５４	５４	0	0	0	５４	0	0	５４
	③　危険な遊び	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	④　外出時間注意	109	８１	190	１４	２８	147	1	2	0	190
	⑤　金銭乱費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑥　買い食い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑦　ゲームセンター等	２８	３０	５８	4	４１	7	6	0	0	５８
	⑧　男女交際	2	4	6	0	0	4	0	2	0	6
	⑨　その他	2,169	2,093	4,262	1,902	1,287	1,030	4	３５	4	4,262
計		2,368	2,297	4,665	1,977	1,381	1,200	６５	３８	4	4,665

9. 佐世保市内白ポスト（１６か所）場所別回収状況（令和４年度）

	設　置　場　所	本　類	ＤＶＤ・ビデオ類	その他	計
①	ＪＲ佐世保駅みなと口	８５	１３４	１７９	３９８
②	ＪＲ佐世保駅東口	１８７	２４９	４１２	８４８
③	大宮公園	１３	３６	１０	５９
④	ＪＲ早岐駅西口	９０	１０５	６４	２５９
⑤	島瀬児童公園	７７	３６	２２	１３５
⑥	松浦公園	２４	１，０４０	２９	１，０９３
⑦	浜田公園	１２６	２９	８４	２３９
⑧	木場田公園	１８３	４６８	７９	７３０
⑨	大野地区コミュニティセンター	９８	１４１	４１	２８０
⑩	相浦地区コミュニティセンター	１４	４０６	９３	５１３
⑪	広田地区コミュニティセンター	５７	１３	０	７０
⑫	ＭＲ潜竜ヶ滝駅	１８	１６９	１９	２０６
⑬	江迎地区コミュニティセンター	３２	３２	３１	９５
⑭	ＭＲ江迎鹿町駅	２４	９８	４５	１６７
⑮	鹿町ひかりステーション	１７	４８	６９	１３４
⑯	社会福祉協議会世知原支所	７１	１４０	０	２１１
合　　計		１，１１６	３，１４４	１，１７７	５，４３７

10. 佐世保市内白ポスト月別回収状況（令和４年度）

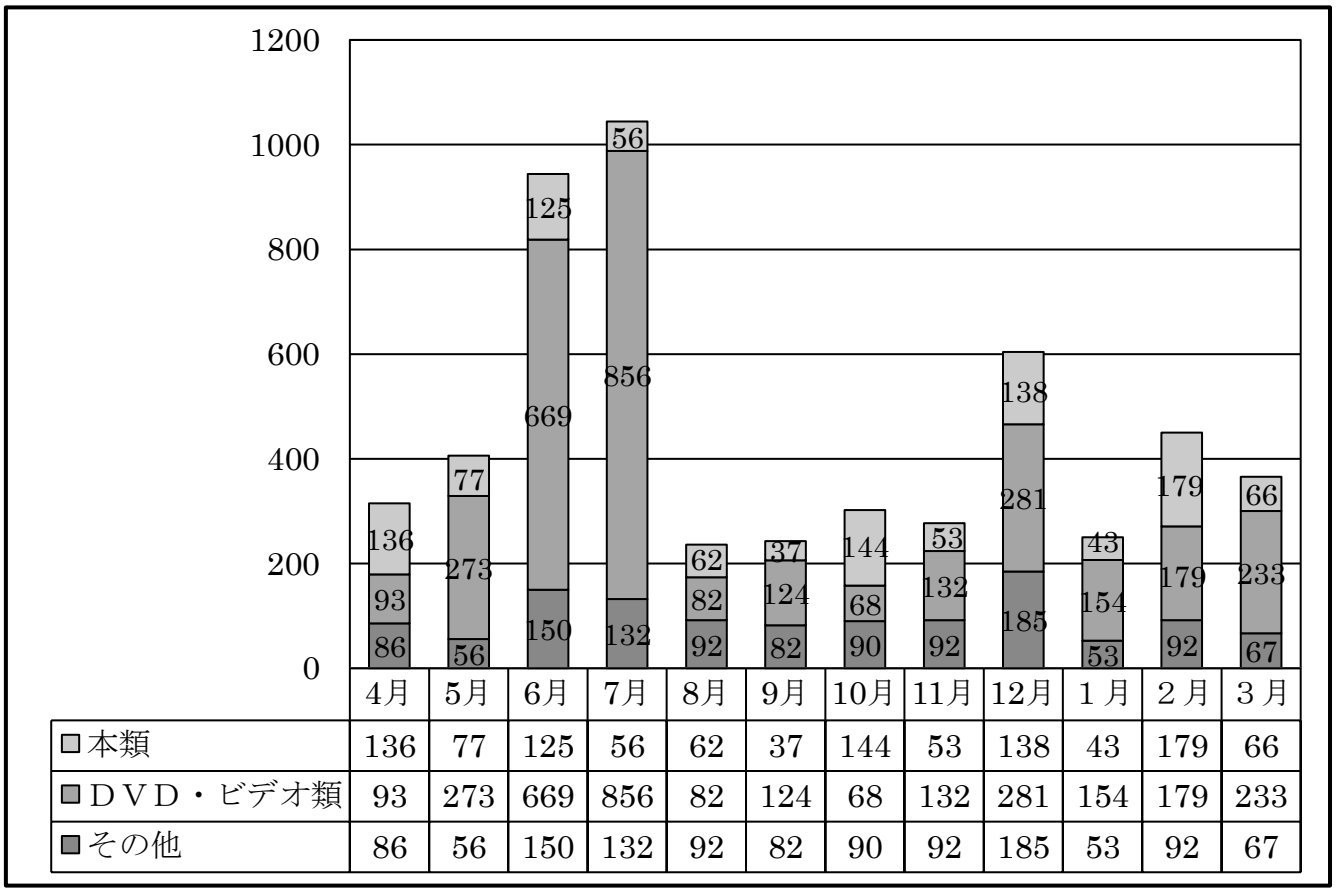

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本類	136	77	125	56	62	37	144	53	138	43	179	66
ＤＶＤ・ビデオ類	93	273	669	856	82	124	68	132	281	154	179	233
その他	86	56	150	132	92	82	90	92	185	53	92	67

企業立地推進局

「企業立地推進局」では、魅力ある雇用の場の確保を目的とし、市外企業の誘致や市内企業の規模拡大への支援により企業立地を推進している。

○市外企業の誘致

長崎県や長崎県産業振興財団などと連携して、佐世保相浦工業団地などに市外企業を誘致する。

○市内企業の支援

奨励金の交付などにより、市内企業の事業拡大を支援する。

1. 企業立地奨励制度

市内に工場や研究所、事業所を新設、増設又は移設しようとする事業者を対象とした奨励制度を設けている。（※商業施設は除く。）

(1) 対象業種

①製造業（工場） ②研究所

③その他の事業所

・製造業又は自然科学研究に係る新技術研究・開発・試験関連
・ソフトウェア関連
・事務処理やコール、ＩＴサポートなどのビジネス支援受託サービス関連
・シェアードサービスなど自社やグループ内の機能強化拡大関連

(2) 要 件

○新設の場合

業　　種	企業規模	投下固定資産額	常用雇用者
製造業（工場）	大 企 業	3億円以上	20名以上
	中小企業	1億円以上	10名以上
研 究 所 その他事業所	大 企 業	※ 1億円以上	20名以上
	中小企業	※ 3,000万円以上	10名以上

○増設又は移設の場合

業　　種	企業規模	投下固定資産額	新規常用雇用者
製造業（工場）	大 企 業	1億円以上	10名以上
	中小企業	3,000万円以上	5名以上
研 究 所 その他事業所	大 企 業	※ 3,000万円以上	10名以上
	中小企業	1,000万円以上	5名以上

※研究所その他事業所のうちオフィス系の事業所の場合は、投下固定資産額が2,000万円以上
※資本金または常時雇用する従業員数のいずれかが下記要件に該当すれば、中小企業者となる。（小規模企業者も中小企業者と同じ交付要件）

業　　種	資本金	従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

（3） 内容

○新設の場合

種　　別	内　　容	限度額
① 土地取得奨励金	土地の固定資産税評価額の50% ※取得価格が固定資産税評価額を下回る場合は取得価格の50% ※公的工業団地取得の場合は実売買価格の3分の1 ※土地取得後3年以内の事業開始が条件	6億円
② 土地等賃借奨励金	土地、建物の賃借料の50%（5年間） ※公的工業団地へ立地した製造業の場合	年2,000万円 総額1億円 ※年6,000万円 総額3億円
③ 立地奨励金	固定資産税（土地・建物・償却資産）相当額（5年間）	3億円
④ 雇用奨励金	常用雇用者1人につき50万円（5年間） （短時間労働者は15万円） ※新卒者又はUJIターン者は10万円加算	2億円
⑤ 工業用水再利用施設整備奨励金	100㎥／日以上の上水道水の再利用施設の整備。対象経費の50%から65%	6,500万円

○増設又は移設の場合

種　　別	内　　容	限度額
① 土地取得奨励金	土地の固定資産税評価額の50% ※取得価格が固定資産税評価額を下回る場合は取得価格の50% ※公的工業団地取得の場合は実売買価格の3分の1 ※土地取得後3年以内の事業開始が条件	2億円
② 土地等賃借奨励金	土地、建物の賃借料の50%（3年間）	年2,000万円 総額6,000万円
③ 立地奨励金	固定資産税（土地・建物・償却資産）相当額（3年間）	1億円

④ 雇 用 奨 励 金	常用雇用者 1 人につき 50 万円（3 年間） （短時間労働者は 15 万円） ※新卒者又は UJI ターン者は 10 万円加算	1 億円
⑤ 工業用水再利用 施設整備奨励金	100 ㎥／日以上の上水道水の再利用施設の整備。整備額の 50%から 65%	6,500 万円

○指定事業者の事業の用に供するオフィス床を整備した者

種　　別	内　　容	限度額
オフィスビル 整備促進奨励金	施設整備費の 15%（一定の規模や機能を持つオフィス床を整備し、奨励金指定事業者が入居し操業を開始した場合）	2 億円

2. 市内の（分譲中）工業団地

佐世保相浦工業団地　　(R5.4.1 現在)

所　在　地	佐世保市相浦町・棚方町
分 譲 面 積	分譲地　58,633 ㎡
分 譲 価 格	15,000 円／㎡

観光商工部

商工労働課

1. 商　　工

現　　況

国内の景気動向について、内閣府の月例経済報告（令和5年9月26日発表）によると、「景気は、緩やかに回復している。」とされている。

県内においては、日本銀行長崎支店が発表した県内金融経済概況（令和5年9月14日発表）によると、「長崎県の景気は、緩やかに回復している。」とされている。

本市においては、住宅の新設着工は、令和4年度は前年度と比較して戸数は10.3%増、延べ面積は12.6%増となっており、市内の企業倒産（負債総額1,000万円以上）の状況は、令和4年度においては件数が6件、負債額は約12.85億円と、前年度と比較して件数、負債額ともに減少している。令和4年4月から令和5年3月における本市企業の景況感、売上動向、採算動向は、全てにおいて改善している。

本市経済は、経済社会活動が正常化に向かっており、コロナ禍と比較すると景況の回復がみられる。一方で、原材料・資材の調達コストの上昇や人材確保等の経営課題が依然として残っている。

重点施策

(1) 中小企業経営基盤強化事業

地場企業の経営基盤の強化、経営の安定を図るため、協調金融機関等との連携による融資制度を充実させる。

(2) 中小企業経営支援事業

中小企業者の経営改善や労務等の相談に対し、専門家等による相談対応等の支援を行う。また、市内企業のデジタル化や事業環境の変化に対応する取組への支援を行う。

(3) 技術力高度化事業

企業の新分野進出や新たな取組を推進するため、新製品・新技術の開発や新たな販路拡大、海外展開を視野にいれた事業展開など支援を行う。

(4) 産学官連携技術振興事業

企業の経営課題の解決に向けた活動、創業者の育成・支援を行うとともに、産学官の連携による技術振興や人材育成等を行う。

(5) 海外ビジネス展開支援事業

専門機関と連携を図り、市内企業の海外ビジネス展開等の支援を行う。

(6) 商業活性化事業

商業エリアの活性化と賑わいの創出を図るため、商店街及び商業者自身が主体的に取り組む活動に対して、その実情に応じた支援を行い魅力ある商業集積地の形成を進める。

(7) 中心市街地活性化事業

中心市街地の賑わいを創出する有効なイベント「きらきらフェスティバル」開催事業の支援を行うとともに、まちなかの魅力創出と活性化に向けた活動に対する支援を行う。

(8) 地域通貨発行事業

電子地域通貨「させぼｅコイン」を発行し、外貨獲得・域内還流を促進し、経済循環及び地域活性化を図る。

施　　設

(1) 佐世保市産業支援センター

所　在　地	佐世保市松浦町5番1号（万津町から平成28年2月に移転）
構　　造	鉄筋コンクリート造 3階建て
敷地面積	801.23㎡
建物延面積	880.03㎡
改　修　費	29,679千円
施設内容	支援室、貸事務室5室、多目的室等

2. 労　　働

現　　況

社会経済情勢がコロナ禍での落ち込みから回復へ向かう中、悪化していた雇用情勢も改善傾向にあるものの、国内の雇用・労働環境については、人口減少と高齢化の進展により、今後労働力人口や就業者数は減少していくものと見込まれており、人手不足が深刻化し、経済成長のボトルネックとなる懸念が強まっている。

本市の雇用情勢については、全国的な景気回復の動きと観光関連需要の回復と相まって、佐世保公共職業安定所管内における有効求人倍率は、令和2年5月に新型コロナウイルス感染症の影響を受け1.09倍に落ち込んだものの、令和4年9月以降は1.3倍以上が続いており、堅調な推移を見せている。しかしながら、その一方で人手不足が深刻となっている業種も顕在化してきている状況となっている。

働き方改革や深刻化する人材不足への対応等も求められており、また、安定した雇用を推進するため、今後も公共職業安定所、県、佐世保商工会議所などの関係機関とも密接に連携し、本市企業の活性化と労働者の福祉向上を図る。

重点施策

(1) 労働雇用対策事業

新規学卒者の市内就職促進、市内企業の人材確保対策の支援、ＵＪＩターン希望者や女性等求職者支援及び就職のあっせん（させぼお仕事情報プラザ）

(2) 勤労者福祉推進事業

中小企業従業員の福祉の向上（中小企業勤労者福祉サービスセンターの支援、労働福祉センターの運営等）

施　　設

(1) 佐世保市労働福祉センター

所　在　地	佐世保市稲荷町 2 番 28 号
竣工年月日	平成 16 年 12 月 10 日
構　　造	鉄筋コンクリート造 3 階建て
敷 地 面 積	2,056.28 ㎡
建物延面積	2,874.04 ㎡
建　設　費	694,176 千円
収 容 人 数	400 人
設　置　者	佐世保市（観光商工部）
指定管理者	公益財団法人　佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンター
施 設 内 容	大会議室 1 室、中会議室 2 室、小会議室 3 室、和室、事務室、レストラン等

観光課

現　況

令和４年の観光は、１月から３月にかけて、まん延防止等重点措置の影響があったものの、その後は、感染者数は断続的に増減を繰り返しながらも行動制限等はなされなかったため、国内の人の動きも徐々に活発化していった。

１０月から「全国旅行支援」が開始されたことで本格的に国内の観光客の動きが活発になり、令和４年の国内旅行消費額はコロナ前の８割まで回復した。また、停止していたインバウンドにおいても６月に団体ツアーが解禁、１０月には入国者の上限が撤廃され、個人旅行での入国も解禁となるなど観光にとっての追い風となった。

佐世保市でも、県市による宿泊キャンペーンの継続的な実施や全国旅行支援の効果もあり、観光客数は４３０万３千人（前年比１３６．８％、令和元年比７３．９％）となった。また、宿泊者数（延べ数）も１５２万８千人（前年比１４３．６％、令和元年比８２．８％）と、コロナ前の水準には達していないものの、本格的な回復に向け明るい兆しが見え始めた年となった。

重点施策

(1) 観光客誘致促進事業

新型コロナウイルスによる落ち込みからのＶ字回復を図るため、関係団体等との連携を密に図りながら国内外に向けた観光情報発信やセールス活動の強化に加え、国際クルーズ船再開を見据えた受入態勢の再構築に取り組む。

観光ＤＸの推進については、人流データ分析やデジタルパンフレットの導入などを継続し、デジタルプロモーションの強化を図るなど、佐世保市版メタ観光の実現に向けた取組を実施する。

また、ハウステンボスを核として市内の各種イベントや観光スポットへの誘客促進など、「佐世保市観光アクションプラン」を着実に推進することで、滞在交流型観光の推進を図る。

(2) 観光地域づくり推進事業

「海風の国」佐世保・小値賀観光圏事業を通じ、観光圏のブランドコンセプトに基づいた滞在交流型観光を推進することで、観光客に選ばれる観光地域づくりに取り組むとともに、観光地域づくりプラットフォームである佐世保観光コンベンション協会の体制整備（ＤＭＯ機能強化）を図る。

また、世界文化遺産「黒島の集落」や日本遺産“鎮守府”、“三川内焼”など「佐世保ならでは」のブランドを活用し、その魅力や価値を国内外へ発信することで、更なる認知度向上と観光客の誘致に取り組む。

(3) 観光基盤の整備

西海国立公園九十九島の魅力と情報を発信する拠点である九十九島パールシーリゾートについて、九十九島水族館「海きらら」をはじめとする施設の効率的な運営を図るとともに、パールシーリゾートのさらなる集客増を図るため、水族館の魅力向上や老朽化対策等について検討する。

九十九島動植物園「森きらら」では、九十九島パールシーリゾートと一体的かつ効果的な運営を図り、市の観光拠点のひとつとして魅力アップと集客増に取り組む。併せて、動植物とのふれあいや体験学習のほか、種の保存や自然環境保護に関する意識啓発などの社会的役割を果たすとともに、市民の憩いの場、レクリエーションの場を提供する。

公共宿泊施設「天空の宿 山暖簾」について、適切かつ効果的な運営管理を行うことにより、施設利用者に対し快適な利用環境を提供する。

(4) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが２類から５類に引き下げられ本格的な観光の復活が期待される中、関東・関西方面からの観光客をメインターゲットに、佐世保市を含む西九州地域でのレンタカー周遊観光を促進するため、レンタカーキャンペーンを実施する。レンタカー利用料金を地域通貨（させぼｅコイン）のポイントで還元することで市内消費の増を図る。

施　　設

(1) 観光客入込状況

区分／年	弓張岳	九十九島パールシーリゾート	動植物園	烏帽子岳	西海橋	ハウステンボス	海自史料館	展海峰	その他	観光客数
25	98,700	767,700	200,400	118,900	509,300	2,563,700	82,300	158,600	887,900	5,387,500
26	85,573	790,200	255,271	150,854	441,961	2,881,200	77,593	165,670	1,024,827	5,873,149
27	93,600	816,400	197,261	155,731	447,922	3,087,500	81,859	143,000	896,245	5,919,518
28	86,333	707,056	192,498	138,800	456,249	2,869,800	71,649	139,726	1,043,477	5,705,588
29	81,432	707,399	219,126	138,200	481,925	2,820,600	65,794	184,126	1,187,653	5,886,255
30	78,357	722,228	187,318	107,360	502,255	2,700,900	63,562	232,664	1,418,224	6,012,868
元	100,973	695,627	192,361	112,570	491,943	2,526,800	64,560	296,849	1,342,671	5,824,354
2	75,705	354,929	146,127	69,720	418,937	1,306,400	12,923	198,013	592,241	3,174,995

3	71,512	348,424	146,565	76,849	426,050	1,369,700	7,418	155,710	543,924	3,146,152
4	78,166	467,306	154,099	91,949	450,001	－	25,765	171,644	2,864,797	4,303,727

※観光統計算出基準に基づき、特定月 5 千人以上、年間 1 万人の観光入込のある施設を対象にしている。
※平成 30 年から黒島の集落（世界文化遺産）を観光統計の計数対象として追加。
※ハウステンボスについては、令和 4 年から入込客数非公表。

(2) 九十九島パールシーリゾート

①整備区域　　西海国立公園鹿子前集団施設地区内

②対象面積　　13ha（うち、陸上部分 10.5ha、マリーナ部分 2.5ha）

③各施設の整備費

ア．設計・造成　363,819 千円

イ．施設建設

ａ．建設当初（平成 6 年 7 月供用：旧「西海パールシーセンター」）

(a) 環境事業団からの建物購入　3,270,804 千円

(b) 展示物整備関係　2,166,529 千円

ｂ．リニューアル※

（平成 21 年 7 月供用：西海国立公園九十九島水族館　「海きらら」）

(a)　建築（展示含む）工事　1,239,423 千円

(b)　機械工事　501,690 千円

(c)　電気工事　191,940 千円

(d)　そ の 他　304,724 千円

計 2,237,777 千円

※後掲「(3) 西海国立公園九十九島水族館（海きらら）」に詳細を記載

ｃ．外国語自動音声ガイドシステム（平成 25 年 2 月）

(a)　整 備 費　11,145 千円

(b)　概　　要　水族館用の各エリアに入ると自動的に音声ガイドが流れるシステム

(c)　対応言語　英語、中国語、韓国語、日本語

(d)　導入台数　100 台

(e)　設置個所　18 ヶ所

ｄ．水族館空調設備改修工事（平成 26 年 5 月）　120,881 千円

ウ．園地整備　1,507,792 千円

（デッキ張、石張、芝生張、駐車場、便所等）

ａ．ウッドデッキ改修工事（平成 24 年 3 月）

平板舗装（一部ウッドデッキ）電気工事　194,710 千円

エ．港湾施設改修（公共桟橋）　1,205,919 千円

オ．道路改良　79,068 千円

カ．休憩所新築（プロショップ、レストラン計 6 棟）　　462,863 千円
※させぼパール・シー㈱が環境事業団から購入

(3) 西海国立公園九十九島水族館（海きらら）※前掲「b.リニューアル」の詳細

①所　在　地　　佐世保市鹿子前町 1008 番地
②開館年月日　　平成 21 年 7 月 18 日
（旧「西海パールシーセンター」H6.7.15 購入）
③構　　造　　鉄筋コンクリート造　地上 3 階　地下 1 階
④敷 地 面 積　　16,244.06 ㎡
⑤建物延面積　　7,296.83 ㎡
⑥指定管理者　　第三セクター「させぼパール・シー株式会社」
⑦施 設 概 要　　水族館
ア．九十九島の海へ～九十九島の外海
イ．九十九島湾大水槽、九十九島イルカプール
ウ．きらら広場
エ．こどもひろば「あまもば」
オ．クラゲシンフォニードーム

(4) 鹿子前観光ターミナルビル

①所　在　地　　佐世保市鹿子前町 1055 番地
②開館年月日　　昭和 54 年 9 月 9 日
③構　　造　　鉄筋コンクリート造平屋建て（一部 2 階建て）
④敷 地 面 積　　2,018.65 ㎡
⑤延 床 面 積　　1,398.60 ㎡
⑥建　設　費　　323,497 千円（平成 22 年度改修：66,877 千円）
⑦指定管理者　　第三セクター「させぼパール・シー株式会社」
⑧施 設 概 要　　1Ｆ　テナント施設：遊覧船事務所、売店
公 益 施 設：待合所、トイレ
2Ｆ　事務所

(5) 西海国立公園九十九島動植物園（森きらら）

①所　在　地　　佐世保市船越町 2172 番地
②設立年月日　　昭和 36 年 5 月 25 日
③様　　式　　自然景観の中に、動物と植物を相互に配置
④敷 地 面 積　　83,191 ㎡
⑤建物延面積　　3,980 ㎡
⑥指定管理者　　第三セクター「させぼパール・シー株式会社」

⑦業 務 内 容　動植物に関する展示施設を備え、市民のレクリエーション、学習及び観光の拠点施設の管理運営

⑧施設の内容　駐車場、整形園（バラ園区 200 種 900 株・花壇園区 100 種 13,000 株植栽）、自然園（400 種 1,800 本の樹木）、中水再生処理施設、ふれあい体験広場、噴水、温室（650 種 5,800 本の亜熱帯植物）、休憩所（芝生広場テント、多目的ステージ）、イベントホール（多目的ホール、学習ホール）、ツシマヤマネコ飼育下繁殖施設・展示舎、モンキーゾーン、ペンギン館、食堂、動物群（チーター、シマウマ、キリン、チーター、ツキノワグマ、レッサーパンダ、ミーアキャット、マントヒヒ、ニホンザル、シロテテナガザル等哺乳類、クロハゲワシ等鳥類、アルダブラゾウガメ等爬虫類）

⑨建　設　費　平成 21 年度以降の動植物園活性化事業分

ア．ふれあい体験広場	108,068 千円
イ．ツシマヤマネコ飼育下繁殖施設整備	45,273 千円
ウ．モンキーゾーン	157,124 千円
エ．ツシマヤマネコ展示施設整備	30,726 千円
オ．駐車場再整備	41,233 千円
カ．傷病鳥獣一時収容施設	19,499 千円
キ．ペンギン館施設整備	538,331 千円

(6) 佐世保観光情報センター

①所　在　地　佐世保市三浦町 21 番 1 号　佐世保駅構内

②設立年月日　平成 13 年 12 月 25 日

③構　　造　鉄筋造り平屋建て

④敷 地 面 積　207.00 ㎡

⑤建　設　費　41,456 千円（平成 24 年 9 月に一部リニューアル　5,166 千円）

⑥運 営 主 体　設置者：佐世保市（観光商工部）
管理運営：(公財)佐世保観光コンベンション協会

⑦業 務 内 容　観光及びイベント情報の案内・発信等

⑧業 務 時 間　9：00～18：00

(7) 世知原温浴・宿泊施設（山暖簾）

①所　在　地　佐世保市世知原町上野原 316 番地

②開館年月日　平成 16 年 4 月 1 日

③構　　造　鉄筋コンクリート鉄骨造 2 階建て

④敷 地 面 積　9,613.00 ㎡

⑤延 床 面 積　3,641.87 ㎡

⑥建 築 面 積　2,620.20 ㎡

⑦建　設　費　1,349,000 千円

⑧指定管理者　第三セクター「世知原温泉株式会社」

⑨施 設 概 要　客室数 20（洋室 11、和室８、和洋室１）
客泊定数 72 名、大浴場２，貸切風呂２、レストラン、大広間、湯上り茶屋他
設備等（温泉設備、井戸設備、浄化槽他）、外構（駐車場他）

⑩新　源　泉　供用開始：平成 21 年 3 月 1 日
源 泉 名：させぼ世知原温泉
泉　　質：ナトリウム-炭酸水素塩泉
掘削深度：1,215m
掘削工事費：64,764 千円
設備改修費：49,473 千円

ふるさと物産振興課

現　　況

本市の物産振興を戦略的に推進するため、物産関係事業者と行政が一体となったプロモーションを展開するとともに、ふるさと納税制度を活用した寄附の募集や受付を行うほか、寄附者への返礼品を通して本市の観光並びに特産品等の認知度向上と販売額の拡大を図る。

また、本市唯一の国指定伝統的工芸品である「三川内焼」の振興を図るため、産地と連携し伝統技法の保護・継承のため後継者の育成を図るとともに、消費者ニーズを捉えた新商品開発の取組や首都圏など大消費地でのＰＲを強化し、認知度向上と販路拡大による売上額の増加に努める。

さらに、道の駅「させぼっくす　９９」については、国や運営事業者等と連携した適正な施設運営による利用促進を図る。

重点施策

(1) 特産品の販路拡大事業

首都圏をはじめ、市内外において「させぼ産品」の認知度向上に向けたプロモーションを展開するとともに、市内特産品事業者が新たに開発した商品の販路開拓等の取組を支援し、新たなさせぼ産品の販売促進を図る。また、道の駅「させぼっくす９９」の適正な維持管理により、アンテナショップとしての魅力向上を図る。

(2) 伝統産業振興事業

本市唯一の国指定伝統的工芸品「三川内焼」の認知度向上と販路拡大を図る。

(3) ふるさと納税推進事業

ふるさと納税制度の寄附者への返礼品の充実を図り、本市特産品をはじめとする地場産品の全国的な認知度の向上と寄附件数並びに寄付額の向上に努める。

・寄附の実績（令和 5 年 5 月 31 日現在）

年度	件数	金額(円)
29	66,131	1,898,777,538
30	80,348	1,859,205,469
元	110,997	2,431,104,347
2	110,356	2,089,946,838
3	116,696	2,059,787,702
4	137,486	2,354,726,585

施　　設

(1) させぼ物産みかわち振興センター

所　在　地　　佐世保市三川内本町 289-1
開設年月日　　昭和 45 年 6 月 22 日
様式・構造　　鉄筋コンクリート 2 階建て敷 地 面 積　　5,818.71 ㎡
建物延面積　　1,123.80 ㎡
建　設　費　　61,050 千円（一般財源 17,050　地方債 36,000
寄付 4,000　県補助 4,000）
設　置　者　　佐世保市（観光商工部）
業 務 内 容　　佐世保市の物産品などの総合展示販売
施設の内容　　1 階　させぼ四季彩館（201.3 ㎡）H21 年度リニューアル
9,236 千円
その他支所など（343.3 ㎡）
2 階　公民館（579.2 ㎡）

(2) 三川内焼伝統産業会館

所　在　地　　佐世保市三川内本町 343
開設年月日　　昭和 57 年 3 月 26 日（平成 8 年 3 月 29 日増改築終了）
様式・構造　　鉄筋コンクリート 2 階建て
敷 地 面 積　　6,318.83 ㎡
建物延面積　　1,810.76 ㎡
建　設　費　　375,094 千円(一般財源 65,954　市債 176,400　地元負担金 50,000
国補助 41,370 県補助 41,370)
増 改 築 費　　134,138 千円（一般財源 38,238　市債 95,900）
設　置　者　　佐世保市（観光商工部）
指定管理者　　三川内陶磁器工業協同組合
業 務 内 容　　三川内焼の技術保存、研修、古美術、資料展示
窯元製品展示……現在の窯元の製品、無形文化財（県・市）・伝統工芸士の作品を展示
古美術品展示……三川内焼古美術品の中から、常時約 150 点を展示
施設の内容　　1 階　展示室、技術研修室外（1,269.91 ㎡）
2 階　研修室外（540.85 ㎡）

(3) 道の駅させぼっくす ９９

所　在　地　　佐世保市愛宕町 11 番地
開設年月日　　平成 28 年 4 月 24 日
様式・構造　　木造平屋建て

敷 地 面 積　438.67㎡
建物延面積　438.67㎡
建　設　費　109,650 千円（一般財源 98,553 国補助 11,097）
　　国補助：特定防衛施設周辺整備調整交付金
設　置　者　佐世保市（観光商工部）
運営管理者　させぼっくす協同組合
施 設 概 要　物産館　213.66 ㎡
　　フード館　153.51 ㎡
　　イベント館　71.50 ㎡
　　※以下、国土交通省所管施設
　　敷地面積 7,259.00 ㎡
　　トイレ、情報休憩室（授乳室含む）　346.14 ㎡
　　（男子－大５、小 14、女子－13、子 1、みんなのトイレ 2）
　　駐車場
　　大型車 8 台、小型車 82 台、身障者 2 台（屋根付）、駐輪場
　　１箇所
　　機械棟　62.50 ㎡　防災倉庫、井戸水ろ過室、自家発電装置
そ　の　他　災害避難場所兼避難所、防災道の駅(2021 年 6 月 11 日指定)

競輪事務所

現　　況

競輪売上高は、年間総額で25,982,752千円（対前年度比105.9%）であった。

内訳としては、普通競輪売上額21,231,631千円（対前年度比110.5%）及び、記念競輪売上額4,751,121千円（対前年度比89.2%）であった。

開催日数としては、普通競輪59日間、開設72周年記念競輪（令和4年7月23日～26日）4日間を開催した。

また、他競輪場で開催される特別競輪・記念競輪等の場外発売を積極的に行った。その益金である受託事業収入は、102,601千円となった。

1. 競　輪　場

所　在　地	佐世保市干尽町2番地5
設立年月日	昭和25年11月1日
様式・構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
敷地面積	57,735.42㎡
建物面積	13,101.82㎡（延床面積）
収容人数	3,235名
業務内容	競輪事業
施設の内容	第３発売所、前売り発売所、特別観覧席、ウィンちゃんルーム、集計センター、開催本部、入場門（正面・東・南）、ティーラウンジ、場内食堂、警備カメラ室、大型映像装置、警備室、事務室、選手管理棟、検車室、記者室、選手宿舎、エネルギー棟

2. 事業実績

（単位　千円）

区　　分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	金　額	対前年度比(%)	金　額	対前年度比(%)	金　額	対前年度比(%)
車券売上高	22,017,188	146.4	24,535,458	111.4	25,982,752	105.9
入場料	566	15.0	762	134.6	641	84.1
その他収入	452,553	70.7	1,018,884	225.1	1,043,148	102.4
収入計	22,470,307	143.3	25,555,104	113.7	27,026,541	105.8
(公財)JKA交付金額	448,768	157.9	502,810	112.0	530,179	105.4
(公財)JKA競技本部委託料	273,870	124.6	285,216	104.1	267,264	93.7
開催必要経費	3,867,399	136.1	4,471,897	115.6	4,852,048	108.5
開催関係以外の経費	681,067	88.0	1,277,834	187.6	1,488,524	116.5
払戻金	16,470,264	146.4	18,360,009	111.5	19,438,148	105.9
支出計	21,741,368	141.4	24,897,766	114.5	26,576,163	106.7
純収入	728,939	232.3	657,338	90.2	450,378	68.5
一般会計への繰出金	250,000	2500.0	300,000	120.0	350,000	116.7
一日平均売上額	360,938	146.4	383,367	106.2	412,425	107.6

農林水産部

農政課

現　　況

農畜産品の産地間競争や消費者ニーズの多様化、また、担い手の減少など、本市の農業・農村を取り巻く環境は大変厳しい状況にある。

このような中、本市の農業経営は、その多くが水稲、果樹、花き、野菜、肉用牛などの複合経営であり、単一経営としては、都市近郊型農業として花き、酪農などが営まれている。

また、本市は山地が多く、中山間地域における丘陵や斜面地を利用した農業が主体的に行われていることも特徴であり、棚田における米、みかん、いちご、メロン、茶、野菜のほか、菊やカーネーションなどの花き、肉用牛などが盛んに生産されている。

特にみかんは「西海みかん」としてブランド化され、販売額が右肩上がりで伸び続け、平成 20 年度に 20 億円、平成 28 年度に 30 億円を突破し、現在もその販売額で維持しており、本市の特産品として重要な位置を占めている。また、肉用牛についても、地域の特色を活かし、「させぼ生まれ“させぼ育ち”長崎和牛」の生産によるブランド強化に取り組んでいる。

今後、生産者の所得と生産意欲の向上による継続的な経営とともに次世代の担い手を育てるためには、産品の差別化による有利販売をさらに進める必要がある。

重点施策

○新規就農者の確保

・農業担い手育成事業

・農業経営の安定強化事業

○生産性と品質の向上による農業者の所得向上

・農業生産基盤整備事業

・付加価値の高い一次産品育成対策事業

・地域農産物の消費拡大促進事業

○農山村の持つ多面的機能を有する地域資源の適切な維持・継承

・中山間地域等振興対策事業

1. 農　　産

(1)　農業規模（2020 年農林業センサス）

農業経営体数　　1,859 経営体

農家戸数　総数 2,776 戸

（販売農家 1,816 戸、自給的農家 960 戸）

農業経営体実人数……　4,438 人

農業経営体一経営体当たりの実人数……　2.4 人

経営耕地面積……　2,592ha

一経営体当たりの経営耕地面積……　139.44 a

(2)　令和 5 年度農産振興対策事業　　R5.4.1 現在（単位　千円）

事　業　名	事業費	内　容	小　計
農業生産基盤整備事業	4,673	農産施設・機械等整備事業	18,859
	14,186	農地集積対策事業	
中山間地域等振興対策事業	224,550	中山間地域等直接支払事業	224,550
農業担い手育成事業	1,960	農産担い手育成	30,418
	23,250	新規就農者育成総合対策事業	
	3,208	新規就農者支援事業	
	2,000	経営継承・発展等支援事業	
ふれあい農業推進事業	787	体験農業推進事業	20,181
	19,394	農山村交流施設等管理運営事業	
付加価値の高い一次産品育成対策事業	50,142	スマート化・高品質化支援事業	50,142
地域農産物の消費拡大推進事業	3,084	農産振興対策事業	10,684
	7,600	農水産物等特産品販路拡大事業	
農業経営の安定強化事業	9,619	農業所得安定対策推進事業	18,005
	1,943	農業調査事務	
	119	農業金融対策	
	6,324	環境保全型農業推進事業	
有害鳥獣対策事業	148,495	有害鳥獣被害防止対策	148,495
計	521,334		521,334

(3)　令和４年度経営所得安定対策事業

①　水稲作付実績等　　R5.3.31 現在

区　　分		
水稲生産数量目安	数　量	6715.0t
	面　積	1450.4ha
水稲作付実績	面　積	1136.5ha
目標達成率		78.3%

②　転作内訳　　R5.3.31現在

区　　分		面　　積（ha）
利用（転作）の状況	飼料作物	493.0
	豆類（大豆等）	2.2
	花き	35.2
	果樹	60.0
	多面的機能水田（レンゲ等）	9.4
	野菜	169.7
保全管理等		955.8
計		1725.3

2. 畜　　産

(1)　家畜家きん飼育戸数及び頭羽数（概数）　　R5.4.1 現在

区分＼家畜名	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	
				採卵鶏	肉用鶏
戸数	13	231	1	3	3
頭羽数	1,100	5,781	58	2,900	109,500

(2)　畜産物粗生産量（概数）　　R5.4.1 現在

区分＼家畜名	乳用牛		肉用牛		豚	鶏	
	牛乳	子牛	子牛	肉牛	肉豚	卵	ブロイラー
生産量	6,793 t	503 頭	2,199 頭	671 頭	50 頭	53 t	492,750 羽

(3)　飼料作物栽培面積（概数）　　R5.4.1 現在

作物名	イタリアン	エンバク	ﾄｳﾓﾛｺｼ	ソルゴー	その他	合計
栽培面積 (ha)	313.2	96.5	8.5	119.0	264.5	801.7

(4)　令和4年度畜産振興対策事業　　R5.4.1現在（単位　千円）

事業名	事業費	内容
家畜導入促進事業	15,350	高い能力を持った肉用牛、乳用牛の導入に対する支援
受精卵移植普及促進事業	1,300	高い能力を持った肉用牛、乳用牛の生産に対する支援
畜産施設・機械等整備事業	43,288	畜舎・放牧場・飼料生産用機械の整備に対する支援
家畜保健衛生対策事業	15,740	家畜の疾病予防（ワクチンの接種・畜舎の消毒）活動に対する支援
ヘルパー制度確立円滑化特別事業	2,400	ゆとりある家畜経営が行える環境整備に対する支援
畜産担い手育成事業	200	農業生産者団体・後継者組織の活動に対する支援
畜産振興対策事業	1,150	長崎和牛の銘柄確立に取り組む団体に対する支援
計	79,428	

有害鳥獣対策室

1. 概　要

有害鳥獣対策室は、農業生産者における農作物の被害防止と安全な農作業の確保及び一般市民の生活安全の確保等を図るため、有害鳥獣（イノシシ、アライグマ、タヌキ、アナグマ、シカ、カラスなど）対策事業を実施している。

野生鳥獣による被害を防止するため被害防止効果の高い集落単位でのワイヤーメッシュ柵等の設置を柱とした「防護対策」、藪の刈り払いによる野生鳥獣と人との「棲み分け対策」、市内猟友会との委託契約による捕獲や新たな捕獲従事者の確保に向けた罠免許取得への助成などの「捕獲対策」の三つの対策を総合的に推進している。

2. 被害状況

平成 29 年度	有害鳥獣合計被害額	2,979 万円
	（内イノシシ被害によるもの	2,830 万円）
平成 30 年度	有害鳥獣合計被害額	3,867 万円
	（内イノシシ被害によるもの	3,507 万円）
令和 元年度	有害鳥獣合計被害額	2,070 万円
	（内イノシシ被害によるもの	1,585 万円）
令和 2 年度	有害鳥獣合計被害額	6,564 万円
	（内イノシシ被害によるもの	5,680 万円）
令和 3 年度	有害鳥獣合計被害額	2,877 万円
	（内イノシシ被害によるもの	2,658 万円）
令和 4 年度	有害鳥獣合計被害額	2,538 万円
	（内イノシシ被害によるもの	1,827 万円）

3. 防護柵導入実績

平成 30 年度	ワイヤーメッシュ柵	64.0 ㎞
	電気柵	29.8 ㎞
令和元年度	ワイヤーメッシュ柵	14.4 ㎞
	電気柵	27.9 ㎞
令和 2 年度	ワイヤーメッシュ柵	65.7 ㎞
	電気柵	96.7 ㎞
令和 3 年度	ワイヤーメッシュ柵	34.6 ㎞
	電気柵	64.9 ㎞
令和 4 年度	ワイヤーメッシュ柵	61.3 ㎞
	電気柵	64.2 ㎞

4. 有害鳥獣捕獲実績

平成 29 年度　　7,561 頭・羽（内イノシシ　6,006 頭）
平成 30 年度　　8,219 頭・羽（内イノシシ　6,445 頭）
令和元年度　　7,576 頭・羽（内イノシシ　5,704 頭）
令和 2 年度　10,268 頭・羽（内イノシシ　7,525 頭）
令和 3 年度　　7,954 頭・羽（内イノシシ　5,751 頭）
令和 4 年度　　8,772 頭・羽（内イノシシ　6,105 頭）

卸売市場管理事務所

佐世保市には、地方卸売市場として青果物（野菜、果実）、水産物（鮮魚介類等）、食肉、花き等を取り扱う４つの卸売市場がある。

卸売市場は、毎日の生活に欠くことのできないこれらの生鮮食料品等を集荷し、「せり売り」等による適正価格で市民へ安定供給をすると共に、生産者及び出荷者に安定的な販路を提供することを目的として開設している。

また、食肉市場には「と畜場」を併設している。

1. 市場概要

(1) 青果市場

項　　目	内　　容
所　在　地	佐世保市干尽町１番 20 号
業務開始年月日	昭和 13 年７月１日
様式・構造	管理棟　　鉄筋コンクリート造３階建 市場棟　　鉄筋コンクリート造４階建 小売組合棟　鉄筋コンクリート造２階建 買荷保管所　鉄骨造一部２階建
敷地面積	11,741 ㎡
建物延面積	20,347 ㎡
建　設　費	3,514,032 千円
営業主体	佐世保青果株式会社
業務内容	野菜、果実及びこれらの加工品の卸売
施設の内容	卸売場、仲卸売場、買荷保管所、関連事業者店舗、バナナ室、管理棟　外

(2) 水産市場

項　　目	内　　容
所　在　地	佐世保市相浦町 1563 番地
業務開始年月日	昭和 13 年 7 月 1 日
様式・構造	鉄筋コンクリート造５階建　その他
敷地面積	82,941 ㎡
建物延面積	40,356 ㎡
建　設　費	21,725,000 千円
営業主体	佐世保魚市場株式会社
業務内容	生鮮水産物及びその加工品の卸売
施設の内容	卸売場、仲卸売場、買荷保管所、関連商品売場棟、陸上生簀棟、倉庫棟、塵芥集積所、汚水処理場、管理棟、駐車場　外

(3) 食肉市場・と畜場

項　　目	内　　容
所　在　地	佐世保市干尽町３番地４２
業務開始年月日	と畜場　明治 42 年 7 月 1 日 食肉市場　昭和 48 年 1 月 18 日
様式・構造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造４階建　一部３階建
敷地面積	10,317.66 ㎡
建物延面積	11,996 ㎡
建　設　費	5,515,564 千円
運営主体	佐世保食肉センター株式会社
業務内容	牛・豚・馬等のと畜解体、枝肉の冷蔵保管 上場枝肉及び副産物の卸売
施設の内容	卸売場、と畜場、廃水処理施設、関係業者事務所 と畜能力　牛　60 頭 ／日　豚 560 頭／日 廃水処理能力　800 ㎥／日

(4) 花き市場

項　　目	内　　容
所　在　地	佐世保市干尽町３番 11 号
業務開始年月日	昭和 49 年４月１日
様式・構造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造　　一部３階建
敷地面積	2,487 ㎡
建物延面積	1,689 ㎡
建　設　費	173,329 千円
営業主体	佐世保青果株式会社
業務内容	花き及びその関連商品の卸売
施設の内容	卸売場、仲卸売場、買荷保管所、関係業者事務所　外

2. 市場の取扱高

(1) 青果市場

種別	区分＼年度	平成 ３０	令和 元	令和 ２	令和 ３	令和 ４
野菜	数量（ｔ）	14,895	14,489	13,023	12,940	12,327
	金額（千円）	3,501,721	3,344,908	3,323,440	3,224,736	3,277,296
果実	数量（ｔ）	8,255	8,717	8,276	8,193	8,017
	金額（千円）	2,547,349	2,558,751	2,605,310	2,578,276	2,680,741
その他加工品	数量（ｔ）	96	50	20	－	－
	金額（千円）	34,527	17,817	8,811	－	－
合計	数量（ｔ）	23,246	23,256	21,318	21,133	20,344
	金額（千円）	6,083,597	5,921,476	5,937,561	5,803,012	5,958,037

(2)　水産市場

区分＼年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
数量（ｔ）	35,147	27,950	25,139	26,825	30,974
金額（千円）	7,548,338	6,659,427	5,453,640	5,712,686	6,654,829
入港漁船（隻）	2,569	2,015	1,850	1,732	1,693

(3)　食肉市場

区分＼年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
上場頭数（頭）	36,156.5	34,620	29,573	29,412	27,137
数量（kg）	6,157,528.4	5,994,593.5	5,958,753.2	5,908,548.2	5,789,111.0
金額（千円）	10,126,768	9,483,568	9,697,441	10,355,308	10,244,444

(4)　花き市場

区分＼年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
数量（千本）	10,095	9,634	8,735	8,719	8,516
金額（千円）	714,498	676,022	652,222	716,170	758,300

３．と　畜　場

と畜状況　　（単位　頭）

区分＼年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
成　　牛	10,467	10,088	10,857	11,048	11,915
馬	0	0	0	0	0
子　　牛	12	4	6	7	8
幼　　牛	0	0	0	0	0
豚	105,086	107,729	108,860	112,480	105,409
めん羊	1	0	0	0	0
山　　羊	3	10	9	10	21
計	115,569	117,831	119,732	123,545	117,353

農林整備課

現　　況

本市は、農業に不利な地形となっているため、経営規模も零細で特に中山間地域においては、ほ場整備及び農道整備が遅れており低コスト化と生産性の向上を図るため、土地基盤の整備が必要である。

また、林業については、山林所有規模が零細なこともあり生業としての林業経営は成り立ちにくい状況の中、スギ・ヒノキを育成しながら間伐材の利用に努められている。

○ほ場整備状況は、農業振興地域内の国・県の補助対象面積 1,216ha については、すでに整備完了している。

○農道の現況は、総延長 474.6㎞ で内訳は市有 52.9 ㎞、認定 421.2 ㎞となっている。今後においては、引き続き改良工事及び舗装工事を促進し、作業の効率化による営農経費の節減を図る。

○農業用水の有効利用を図るため、ため池、用水路等の改良補修が必要である。

○森林面積については、令和４年度末において 20,774ha であり、今後とも多面的機能を発揮する森林整備を推進する必要がある。

重点施策

○認定農道整備は幅員 3.0m以上を基準とし、市単独補助事業により推進する。

○認定農道の舗装では、幅員 2.0m以上を対象とし、市単独補助事業により推進する。

○老朽化した、ため池及び用水路等、取水施設の整備改良を推進する。また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、ため池ハザードマップを作成し、市民への周知を図るとともに防災減災対策を推進する。

○森林環境譲与税を活用し、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の定める使途であり、森林の公益的機能の持続的発揮等に繋がる「森林整備に関する施策」等を推進する。

○多面的機能を発揮する森林の保全整備・維持を推進する。

1. 令和４年度土地改良事業現況

(1) 農道新設改良事業（共同施行含む）　（単位　千円）

事業名	事業内容	事業費	負担区分		
			国・県	市	地元
市単独農道	9地区 L＝341.7m	25,745	0	18,018	7,727
計		25,745	0	18,018	7,727

(2) 農道舗装事業（共同施行）　（単位　千円）

事業名	事業内容	事業費	負担区分		
			国・県	市	地元
市単独舗装	8地区　L＝495.4m	18,238	0	12,762	5,476
補修用砕石	2地区　V＝ 18.0 ㎥	132	0	132	0
生コンクリート	55地区　V＝342 ㎥	6,423	0	6,423	0
計		24,793	0	19,317	5,476

(3) 干がい恒久対策事業（共同施行）　（単位　千円）

事業名	事業内容	事業費	負担区分		
			国・県	市	地元
市単独干がい恒久対策	ため池　4地区 用水路　19地区	41,325	0	37,828	3,497
計		41,325	0	37,828	3,497

干がい恒久対策事業　（単位　千円）

事業名	事業内容	事業費	負担区分		
			国・県	市	地元
市単独干がい恒久対策（原材料支給）	波状管　11地区 U型溝　5地区 ワイヤーメッシュ 1地区	1,309	0	1,309	0
計		1,309	0	1,309	0

(4)　公共災害年度別進捗状況

1）農地・農業用施設災害復旧事業　　R5.3.31 現在（単位　千円）

区分＼工種			農　地	施　設	合　計
3年発生災害	全体計画	箇所数	53	20	73
		事業費	95,402	667,388	762,790
	復旧箇所数		53	16	69
	%		100	80	94
	事業費		95,402	46,004	141,406
	%		100	7	18
4年発生災害	全体計画	箇所数（繰越も含む）	20	0	20
		事業費（繰越も含む）	44,485	0	44,485
	復旧箇所数		5	0	5
	%		25	0	25
	事業費		9,653	0	9,653
	%		21	0	21

2. 林　　業

(1)　地区別森林面積（見込）　　R5.3.31 現在（単位：ｈａ）

区分 / 地区名	民有林					国有林	計
	市有林	県有林	その他公有林	私有林	民有林計		
旧佐世保市	549	19	237	9,649	10,454	474	10,928
旧吉井町	48	0	18	1,429	1,495	0	1,495
旧世知原町	237	1	18	1,106	1,362	726	2,088
旧宇久町	0	0	2	429	431	1	432
旧小佐々町	101	0	23	1,882	2,006	29	2,035
旧江迎町	45	5	22	1,776	1,848	0	1,848
旧鹿町町	138	19	84	1,707	1,948	0	1,948
計	1,118	44	404	17,978	19,544	1,230	20,774

※ 長崎県「平成 30 年度 地域森林計画(森林簿データ)」より

(2)　市有林蓄積　　R5.3.31現在

区　分	市有林（㎥）	分収林（㎥）	計
蓄積	282,113 ㎥	25,234 ㎥	307,347 ㎥

(3)　森林病害虫防除状況（松くい虫予防事業）（令和４年度）

種　　別	施工箇所	本　　数	材　　積
薬剤空中散布	宇久町全域 （２地区）	薬剤散布面積	
		5.53ha	

(4)　林道舗装事業実施状況（令和４年度）

路　線　名	種　　別	事業内容	事業費（千円）	負担区分		
				県	起債	一般財源
西八天岳線	県補助 （林道舗装事業）	W＝3.0m L＝47.0m	1,100	306	0	794
計			1,100	306	0	794

水産課

〔佐世保市の現状〕

● 水産業を取り巻く環境は、海外からの安い輸入水産物や加工品の増加による魚価・加工品価格の安値推移に加え、消費の低迷や加工における原料の不足等が全国的な問題となっている。

● 本市では、主に相浦地区、小佐々地区、鹿町地区、宇久地区を中心に水産業が営まれているが、経営体数の減少、従事者の高齢化、担い手不足が問題となっている。

● 魚価の低迷が続いており、水産物の付加価値向上が課題となっている。
販路拡大・付加価値向上を目指して「九十九島とらふぐ」、「九十九島岩がき」、「西海・瀬付き恵あじ」、「針尾赤マテ貝」の４品目については、佐世保市農水産物産地化・ブランド化産品の認定を受けている。

● 磯焼け等を原因とした藻場の減少や、漁場環境の悪化に伴う資源の減少が進んでいる。

● 多様化する本市水産業のニーズに対応するとともに、西九州させぼ広域都市圏における栽培漁業の中核的施設としての役割を担うために必要な「水産センターの機能強化」を進めている。

重点施策

○新規就業者の確保
- 意欲ある担い手の育成・支援事業
- 漁家経営の安定強化事業
（離島漁業再生支援交付金事業）

○生産性の向上による漁業者の所得向上
- 漁村の総合的な振興事業
- 漁業関連施設の充実事業

○水産資源の維持及びそれを育む漁場環境の適切な保全
- 栽培漁業の推進と養殖業の育成事業
（水産センター機能強化事業）
- 漁場環境の保全対策事業

１．水産振興事業実績

令和４年度（単位　千円）

事業種目	事業費	事業内容	事業場所
漁村の総合的な振興事業	1,799	漁場造成事業	南部・佐世保
栽培漁業の推進と養殖業の育成事業	23,221	養殖業育成事業 栽培漁業推進事業	各漁協管内
意欲ある担い手の育成・支援事業	3,828	漁業担い手等育成支援事業	相浦
漁業関連施設の充実事業	55,521	漁業関連施設等管理事業 生産基盤施設整備事業	各漁協管内
漁場環境の保全対策事業	12,796	漁場環境保全対策事業	針尾・南部・小佐々・鹿町
		藻場保全対策事業	小佐々・鹿町・相浦・針尾・南部
漁業と海洋レクレーションとの調和事業	11,438	船舶係留等対策事業	市内全域
水産行政一般管理事業	2,084	水産行政事務費	
漁業経営の安定強化事業	275,788	水産業金融対策事業 漁業用燃油助成事業	市内全域
		離島漁業再生支援交付金事業	宇久・黒島・高島
地域水産物の消費拡大促進事業	947	水産物消費拡大事業	水産加工まつり実行委員会

２．水産種苗供給実績

①　佐世保市水産センター　　令和４年度

種　苗 名	生産数量	出　　荷　　先
ヒ　ラ　メ	165.1 千尾	佐世保市栽培漁業推進協議会外 （相浦、佐世保市の各漁協地先へ放流）
カ　サ　ゴ	412.9 千尾	佐世保市栽培漁業推進協議会外 （相浦、佐世保市、針尾、南部、九十九島、宇久小値賀の各漁協地先へ放流）
タイワンガザミ	196.7 千尾	佐世保市栽培漁業推進協議会外 （相浦、針尾、南部の各漁協地先へ放流）
ウ　　ニ	190.3 千個	佐世保市栽培漁業推進協議会外 （相浦漁協地先へ放流）
ナ　マ　コ	744.1 千個	佐世保市栽培漁業推進協議会外 （相浦、佐世保市、針尾、南部の各漁協地先へ放流）
イ ワ ガ キ （種板）	41.4 千枚	相浦、佐世保市、九十九島の各漁協（養殖漁業者）
マ　ガ　キ	281.4 千枚	相浦、佐世保市の各漁協（養殖漁業者）

②　佐世保市宇久栽培漁業センター　　令和４年度

種　苗 名	生産数量	出　　荷　　先
ア　ワ　ビ	31.2 千個	佐世保市栽培漁業推進協議会外 （相浦、宇久小値賀の各漁協地先へ放流）

３．漁家数及び漁法別漁獲量並びに漁船数

R4.4.1 現在

漁業者数及び組合員数				
漁業者数			法人数	組合員数計
専業	兼業	計	60	1,443
725	658	1,383		

漁獲量（t）		
海面漁業	養　殖	計
74,370	3,113	77,483

漁船数（トン数階層別）			
無動力船	0～5t 未満	5t 以上	計
0	1,687	357	2,044

４．種苗生産施設

① 佐世保市水産センター

所　在　地　　佐世保市大潟町 528 番地 7

開設年月日　　昭和 62 年 4 月 1 日

敷 地 面 積　　15,876.7 ㎡

建　設　費　　920,000 千円

運 営 主 体　　佐世保市（農林水産部）

業　　務　　水産センターは、佐世保市の栽培漁業を推進し、また養殖用種苗を供給する拠点として設置したもので、ヒラメ、カサゴ、アカウニ、ナマコなどの重要な水産物の種苗を大量に生産し、供給している。

○種苗生産計画　　令和5年度

魚種	ヒラメ	カサゴ	タイワンガザミ	ウニ	ナマコ	イワガキ	マガキ
サイズ	70㎜	50㎜	10㎜	10㎜	10㎜	種板	種板
生産数量	15.2万尾	45.4万尾	19.3万尾	20.3万個	73.5万個	5万枚	30万枚

○新種苗開発試験　令和5年度

魚種	藻類(ホンダワラ等)	アサリ	カワハギ	アカハタ
年度目標	10㎡(種面積)	稚貝の大量生産技術の確立	種苗生産の試験	種苗生産の試験

② 佐世保市宇久栽培漁業センター

所　在　地　　佐世保市宇久町飯良2656番地15
開設年月日　　平成7年2月1日（旧：宇久町栽培漁業センター）
敷地面積　　1,784㎡
建　設　費　　163,868千円
運営主体　　佐世保市栽培漁業推進協議会（委託先）
業務内容　　佐世保市宇久栽培漁業センターは、栽培漁業を推進することを目的として設置したもので、アワビ種苗を生産し、供給している。

○種苗生産計画　令和5年度

魚種	アワビ
サイズ	30㎜
生産数量	7.2万個

５．漁港現有施設一覧（市管理漁港）

R5.3.31 現在

区　分	黒　島	高 島	浅　子	柿ノ浦	針　尾	久　津
指定年月日	S27.6.23	S33.6.5	S33.6.5	S29.7.12	S33.6.5	S29.7.12
防 波 堤	867.5m	842.4m	338.5m	185.0m	285.0m	97.8m
防波堤突堤	40.0m	0.0m	0.0m	0.0m	6.0m	20.0m
護　　岸	600.9m	1,284.5m	201.7m	352.2m	2,596.9m	1,554.6m
泊　　地	64,000 ㎡	58,200.0 ㎡	29,500.0 ㎡	52,843.0 ㎡	303,800.0 ㎡	38,700.0 ㎡
臨港道路	1,150.5m	1,037.0m	1,071.5m	27.0m	1,146.5m	146.0m
物 揚 場	179.0m	180.0m	298.0m	45.0m	491.0m	360.0m
岸　　壁	503.0m	260.0m	90.0m	155.0m	110.0m	0.0m

区 分	野　方	小　浜	寺　島	古　里	木　場	神　崎
指定年月日	S33.6.5	S33.6.5	S33.6.5	S33.6.5	S33.6.5	S29.10.30
防 波 堤	170.5m	437.5m	83.0m	279.0m	338.0m	290.0m
防波堤突堤	35.0m	20.0m	0.0m	0.0m	0.0m	0.0m
護　　岸	186.0m	739.8m	328.0m	135.0m	489.0m	2,691.0m
泊　　地	4,548.0 ㎡	13,835.0 ㎡	23,495.0 ㎡	12,830.0 ㎡	18,738.0 ㎡	25,677.0 ㎡
臨港道路	206.0m	278.0m	0.0m	519.8m	220.0m	1,156.0m
物 揚 場	167.0m	360.0m	90.0m	162.0m	105.0m	110.0m
岸　　壁	164.0m	0.0m	30.0m	130.0m	0.0m	780.0m

区 分	矢 岳	鹿　町	長　串	太郎ヶ浦
指定年月日	S28.2.12	S44.3.24	S56.7.10	S61.3.27
防 波 堤	410.0m	470.0m	130.0m	170.0m
防波堤突堤	0.0m	46.0m	0.0m	29.0m
護　　岸	1,167.5m	3,533.5m	43.0m	104.5m
泊　　地	12,480.0 ㎡	143,610.0 ㎡	24,000.0 ㎡	10,000.0 ㎡
臨港道路	584.3m	748.0m	327.0m	417.0m
物 揚 場	175.2m	385.0m	110.0m	0.0m
岸　　壁	280.0m	240.0m	120.0m	335.0m

６．漁港整備事業

令和４年度（単位　円）

区分 漁港名	事　業　内　容	事業費	国(県)補助	市　費
太郎ヶ浦漁港 水産生産基盤 整備事業	工事延長　L=185m 付属工　1式 排水工　1式	54,653,500	国 27,325,000 県 9,563,750 計 36,888,750	17,764,750
水産物供給基盤 機能保全事業	黒島漁港(白馬地区) 浮桟橋補修　１式 高島漁港 浮桟橋補修設計　１式	24,150,500	国 14,403,000 県 0 計 14,403,000	9,747,500
水産業強化対 策事業	久津漁港 車止め取付 L=107m	2,555,400	国 1,240,000 県 434,000 計 1,674,000	881,400
針尾漁港 （小鯛ノ浦地区） 水産基盤整備事業	沖防波堤　L=60m 基礎工　V=560ｍ3 堤体工　N=77 個	109,302,451	国 78,050,000 県 0 計 78,050,000	31,252,451
計		190,661,851	国 121,018,000 県 9,997,750 計 131,015,750	59,646,101

農業委員会

1. 組　　織

（R5.3.31 現在）

（1）委員の構成

区分	定数	実数
農業委員	19	19
農地利用最適化推進委員	18	18
計	37	37

（2）役　　員

会　　長　　1 名　　副会長（会長職務代理者）　　1 名

2. 主な所管事項

① 農業委員会の会議に関すること。
② 公印の保管に関すること。
③ 委員の報酬及び費用弁償に関すること。
④ 農業委員会の庶務に関すること。
⑤ 農業振興に関すること。
⑥ 農業及び農地についての啓発普及に関すること。
⑦ 農業団体との連絡調整に関すること。
⑧ 農業者年金に関すること。
⑨ 農地台帳に関すること。
⑩ 農地等の転用及び権利移動に関すること。
⑪ 農地等の利用関係のあっせん及び争議の防止と和解の仲介に関すること。
⑫ 既墾地及び未墾地の買収及び売渡等に関すること。
⑬ 国有農地の管理に関すること。
⑭ 遊休農地に関すること。
⑮ 農地の登記に関すること。
⑯ 非農地証明に関すること。
⑰ 農地等の交換分合に関すること。
⑱ 土地改良法に関すること。
⑲ 農業経営基盤強化促進法に関すること。
⑳ その他農地、農政等に関すること。

3. 主要事務事業実績

(1) 農業者年金加入及び受給状況

○　農業者年金加入状況　　(単位　人)

年　度	加　入　者	通常加入 (うち女性加入者)	政策支援加入 (うち女性加入者)
R4	110	89 (25)	21 (1)

※平成 14 年 1 月 1 日に農業者年金基金法の改正により、従来、当然加入とされていたところが、すべて任意加入となった。

○　農業者年金受給状況

年　度	旧　法	経営移譲年　金	老齢年金	新　法	老齢年金	特例付加年　金	計
R4	282	174	108	74	68	6	356

※平成 14 年 1 月 1 日に農業者年金基金法の改正により、農業者老齢年金及び特例付加年金（両者とも新法）が創設された。

(2) 利用権設定等促進事業　　(所有権移転を含む 単位 a)

年度	件数	面積						うち、助成金(千円)	嘱託登記		年度末ストック面積(ha)
		田	畑	樹園地	採草放牧地	農業用施設用地	計		件	面積	
H30	387	8,621	3,061	1,845	0	32	13,559	2,774	14	163	777.24
R 元	714	9,045	11,203	5,624	90	0	25,962	1,679	22	412	843.30
R2	516	8,006	5,114	1,527	0	0	14,648	3,239	19	269	964.56
R3	307	5,640	2,143	1,579	0	0	9,362	1,775	19	395	963.66
R4	469	4,226	3,164	9,409	0	0	16,799	1,874	37	531	1,022.83

(3) 農地の管理

年度別農地権利移動転用等の状況　　（面積単位　a）

(転用)

区分 / 年次	4条				5条				計	
	届出		申請		届出		申請			
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
R2	23	67	17	107	40	201	42	435	122	810
R3	19	57	17	86	68	304	78	684	182	1,131
R4	16	37	11	72	52	348	62	780	141	1,237

(権利移動)

区分 / 年次	3条		利用権設定		計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
R2	30	398	516	14,648	546	15,046
R3	25	492	307	9,362	332	9,854
R4	41	1,349	469	16,799	510	18,148

(その他)

区分 / 年次	非農地証明		非農地通知		計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
R2	32	102	2,454	14,493	2,486	14,595
R3	26	74	2,445	14,236	2,471	14,310
R4	20	91	2,243	11,686	2,263	11,777

水　　道　　局

水　　道

1. 沿　革

本市の水道は、明治 38 年 8 月創設、明治 39 年には旧海軍水道の浄水分与を前提として、市独自の配水管の布設に着手し、明治 40 年 9 月、市民待望の水道管による給水が開始された。ついで大正 15 年山の田浄水場を、昭和 15 年には菰田ダムを築造し、創設以来 30 余年を経て、ようやく市の運営による一連の水道施設が完成した。

また、次々と拡張を重ねた旧軍施設は、昭和 20 年の終戦を機に市に移管され、昭和 25 年に制定された旧軍港市転換法に基づき、その全施設は市に無償譲渡されることになった。終戦後の水需要は駐留軍や戦災復興のため水の使用量が激増し、水源の不足をきたしていたので、昭和 25 年第 5 期拡張事業を起こし、昭和 31 年川谷ダムが完成した。さらに、地形的条件による出水不良の解消や、給水区域拡大に応ずる対策が次の重要課題となり、昭和 30 年に第 6 期拡張事業を起こし、昭和 36 年に完成、この事業で地形に応じた給水を目指し、低部・高部の二給水系統を確立した。

その後の産業の発展、市街地の拡大、生活水準の向上は水需要の増大をもたらし、さらなる水源開発が必要となり、昭和 40 年下の原ダム建設を主体とした第 7 期拡張事業を起こして、昭和 45 年度に全事業を完成、福石町を境に南北両水源系統に分け、総合的配水形態を整えるとともに、低部（標高 50ｍまで)、高部（標高 85ｍまで)、高々部（標高 100ｍまで）の三給水系統を確立した。

続いて、市域内での水源開発は限界に達していたため、昭和 45 年度から第 8 期拡張事業を起こし、行政区域を異にする川棚町に新水源を求め、川棚川から広田浄水場まで導水管を布設し、昭和 49 年に全事業の完成をみた。

また、給水区域の拡張としては、昭和 49 年度に俵ヶ浦半島、花高団地及び松瀬高々部地区の給水施設を完成、昭和 54 年度には水源に乏しく慢性的水不足に悩む浅子・高島地区にも海底水道管を布設した。さらに昭和 56 年度から 4 カ年計画で、針尾、江上地区の拡張工事を施工し、昭和 63 年度からは、中里・皆瀬地区一帯の拡張工事に着手し、平成元年度に完成した。

また、平成 6 年の大渇水をうけて、短期対策として平成 8 年度に川棚川暫定豊水取水施設等を完成させ、平成 15 年度から市内各ダムの能力不足を解消するため、中期対策として下の原ダムの嵩上げ工事に着手し、平成 18 年度に全国初の水利権が許可された渇水対策容量を持ったダムとして完成した。

現在、本市の慢性的な水源不足を抜本的に解消し、将来にわたって安定給水を図るため、第 9 期拡張事業（石木ダム建設事業等）を起こし、その推進を図っている。

２．現状と課題

(1) 水源不足と地域格差

佐世保市は、市域内に平野部が少なく大きな河川が存在しないなどの地勢的要因からもともと水源に恵まれておらず、市制施行以来、慢性的な水源不足に悩まされている。平成元年以降だけでも、全国最長の給水制限となった平成6～7年にかけての大渇水をはじめ、平成17年度、平成19年度にも給水制限を実施し、近年では平成30年度、令和3年度及び令和4年度に渇水への対応を余儀なくされるなど、依然として慢性的な水源不足の解消は本市の最重要課題となっている。

さらに昨今の新型コロナウィルスへの対応にあるような、感染症予防における日常の手洗いうがいなどの清潔保持が重要視されているなかで、これらを支える水道の安定供給が滞ることは、市民の生命、健康を守る観点からも許されず、水源不足の早期解消が必要である。

また、北部エリアについても水源不足の状況にあり、特に渇水時において小佐々地区のみが給水制限期間を延長するなど、佐世保地区との給水サービスに格差が生じている状況にあり、地域格差の解消が課題となっている。

(2) 水道施設の老朽化

本市は起伏が多い特徴的な地形をしており、山々の中腹にあたる斜面地にも多くの住宅が存在することから、斜面地の高いエリアに給水するためのポンプ施設や配水池等の施設を整備する必要があり、一般的な他都市と比べると人口に対して多くの水道施設を保有している。

また、本市の水道施設の多くは昭和の高度成長期に急速に整備されたものであり老朽化が進行している。さらに、本市水道は、山の田ダムや転石ダムなど、戦前に旧海軍が整備した施設の譲渡を受けて現在も運用している施設も存在している。そのため、今後多くの施設が老朽化の進行とともに更新時期を迎える。

そのようななか、将来的に人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれる中で、多くの施設を維持していかねばならず、老朽化施設の更新需要への対応が今後の大きな課題である。

(3) 自然災害の多発化

昨今の異常気象により、これまでに経験したことのない自然災害の発生が増えてきており、平成28年1月には大寒波により個人所有の給水管が同時多発的に破裂して大規模な断水を招いたが、令和4年1月の寒波時においては、早めから広報等を行い、結果として、面的断水を伴う破裂等は発生しなかった。

また、個人所有の給水管が同時多発的に破裂して大規模な断水を招いたほか、令和元年8月には、局地的な集中豪雨により鹿町地区の歌ヶ浦浄水場が冠水して、浄水機能が停止するという災害が発生した。令和２年７月に発生した豪雨では、牧の地

地区（小川内町）で発生した地すべりにより、配水管が破断したため配水が停止するという災害が発生した。

このような異常気象に伴う施設災害の多発化に対する危機管理対策は従前にも増して大きな課題である。

佐世保市水道局では、これらの課題に的確に対応し、厳しい事業環境の中においても安全で安心な水の安定供給を確保するとともに、健全な事業経営を持続させるため、以下の施策を実施している。

3. 主な重点施策

本市水道事業のマスタープランである「佐世保市水道ビジョン2020」は、水道法に基づき将来を見据えた長期的な視点から本市水道事業の将来像や方向性を明示したものであり、今後の具体的な取組を優先順位に基づき提示している。

まず、水源確保や水質保持等の安全安心な水を届けることを最優先項目として位置付けており、次に、更新需要の縮減や平準化等の将来を見据えた健全な事業経営の持続のための取組を推進していくこととしている。そして、事業実施にあたっては、市民の皆様から信頼されることを目指して、情報発信等の取組を行うこととしている。

主な取組の内容は下記のとおり。

【①慢性的な水源不足と地域格差の解消】

水源不足の抜本的解消策として石木ダムの建設（事業主体：長崎県）に取り組んでいる。令和４年現在において約80.6%の移転補償契約を締結しており、現在は、石木ダム本体工事（基礎掘削工事）及び県道等の付替道路工事が進められている。

また、地域格差の解消については、特に格差が大きい小佐々地区を優先して佐世保地区と水道管を連結し給水サービスの格差解消を図ることとしており、令和4年度から工事に着手している。（令和11年度事業完了予定）

【②更新需要への対応（アセットマネジメントの導入）】

今後の施設の老朽化に伴う更新需要を縮減・平準化し、市民負担の最小化を図りながら安全で確実な水道サービスを提供していくことを目的としたアセットマネジメントの構築を進めている。

アセットマネジメントでは、施設の長寿命化等によるライフサイクルの延伸や、積極的な統廃合による施設数の削減、人口減少に適合した施設のダウンサイジング等により、更新需要の縮減を図り、中長期的視点で事業の実施時期の調整を行い、単年度当たりの費用負担の平準化を図った事業計画を策定する。また、料金体系や料金水準の最適化等による収益の安定化や、水運用の総合的な管理により破裂事故

等の早期発見と迅速な対応（リスクマネジメント）、実践体制の確立等を行い、今後の事業環境の変化に的確に対応しながら、水道供給の安全・安心と健全な事業経営の長期的な持続を図ることとしている。

【③危機管理による渇水や災害への備え】

異常気象の影響により、本市域内においても集中的に雨が降る時期と雨がほとんど降らない時期の二極化や、一部の地域だけに雨が降る局地化などが、進んでおり、渇水や集中豪雨などの災害のリスクが大きくなることが懸念される

渇水対策については、本市は未だ慢性的な水源不足であることから、中長期的な降雨予測に基づき可能な限り早期に渇水の兆候を捉え、早い段階から渇水対策を講ずることで、給水制限の実施を遅らせて、渇水の影響の最小化に努めている。

豪雨災害等への対応については、本市は急傾斜地が多い斜面都市で地滑り等のリスクが高いことから、過去の事例や全国の事例を踏まえて、危機管理体制の強化を図っているところである。

4. 水道料金表（１カ月につき）

H22. 4. 1改定

用途別	基本料金		超過料金（1㎥につき）	
	基本水量	金額	水量	金額
		円		円
一般専用または共用	10㎥まで	1,484	10㎥を超え 20㎥まで	233
			20㎥を超え 50㎥まで	253
			50㎥を超え 100㎥まで	273
			100㎥を超え 200㎥まで	302
			200㎥を超え 500㎥まで	305
			500㎥を超え 1,000㎥まで	309
	ただし、5㎥まで	864	1,000㎥を超えるもの	312
公衆浴場用	100㎥まで	3,923	100㎥を超えるもの	60
私設消火栓	演習1回(10分間以内）につき	2,935		

上記表により算出した額に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。

5. 加　入　金

H9. 4. 1改定

水道メーター及び遠隔指示メーターの口径（㎜）	加　入　金（円）
13	30,000
20	70,000
25	110,000
40	330,000
50	520,000
75	1,300,000
100	2,400,000
150	6,000,000

200 以上	管理者が別に定める

上記表の額に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。

6. 水道料金収入状況

（単位　千円）

区　　分	令和３年度決算	令和４度決算見込	令和５年度当初予算
一　　般	5,403,080	5,386,300	5,318,891
公 衆 浴 場	309	296	219
合　　計	5,403,389	5,386,596	5,319,110

7. 水道事業会計収支状況

（単位　千円）

区　　分	令和３年度決算	令和４年度決算見込	令和５年度当初予算
営 業 収 益	5,530,721	5,495,240	5,428,370
（上記中）給水収益	5,403,389	5,386,596	5,319,110
営 業 外 収 益	677,471	742,680	710,685
特 別 利 益	8,933	10,131	16,878
計	6,217,125	6,248,051	6,155,933
営 業 費 用	5,238,454	5,384,309	5,664,783
営 業 外 費 用	473,082	448,305	478,430
特 別 損 失	1,734	477	3,027
予 備 費	0	0	18,182
計	5,713,270	5,833,091	6,164,422
損（△）益	503,855	414,960	△8,489

8. 水道事業業務実績

項目＼年度	令和2度	令和3度	令和4度
人　　口	243,997人	240,871人	237,686人
給 水 人 口	240,087人	237,123人	233,828人
普 及 率	98.4%	98.4%	98.4%
給 水 戸 数	119,339戸	118,971戸	118,671戸
年間総配水量	27,640,446㎥	27,279,134㎥	27,073,742㎥
年間総有収水量	24,275,813㎥ 24,275,068㎥	24,201,155㎥ 24,200,392㎥	24,020,158㎥ 24,019,279㎥
一日平均給水量	75,727㎥	74,737㎥	74,175㎥

有収率	87,8%	88.7%	88.7%
配水管延長	2,013,480m	2,023,416m	2,025,986m
職員数	174人	174人	
供給単価	222,31円	223.28円	224.26円
給水原価	212.04円	213.65円	219.73円

年間総有収水量は、「上段＝水道料金の対象となった水量＋消防用水量」、「下段＝水道料金の対象となった水量」を記載

配水管延長は、φ20㎜以上の数値を記載

給水原価は、｛経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費）－長期前受金戻入｝÷年間総有収水量（水道料金の対象となった水量）を記載

9. 配水状況

（単位　千㎥）

項目＼年度		令和２年度	令和３年度	令和４年度
配水量		27,640	27,279	27,074
年間有効水量	有収水量	24,276	24,201	24,020
	%	87.8	88.7	88.7
	有効無収水量	813	869	787
	%	2.9	3.2	2.9
有効率 %		90.8	91.9	91.6
無効水量	漏水量等	2,552	2,209	2,267
	%	9.2	8.1	8.4

10. 水道施設

(1) 水道事業

① 取水施設

a) 認可施設

地区	名称	水源・水系名河川名等	種別	許可取水量等	
				㎥／s	㎥／d
佐世保	山の田	佐世保川水系佐世保川	表流水（ダム）	0.073	6,300
	転石	相浦川水系久保仁田川	表流水（ダム）	0.031	2,700
	菰田	相浦川水系小川内川	表流水（ダム）	0.146	12,600
	相当	相浦川水系牟田川	表流水（ダム）	0.066	5,700
	川谷	相浦川水系相浦川	表流水（ダム）	0.154	13,300
	相浦川	相浦川水系相浦川	表流水	0.052	4,500
	下の原	小森川水系鷹の巣川	表流水（ダム）	0.171	14,800

	川　　棚	川棚川水系川棚川	表流水	0.173	15,000
	小　森　川	小森川水系小森川	表流水	0.024	2,100
	小　　計			0.890	77,000
吉　井	御　　橋	佐々川御橋水源	表流水	0.0167	1,440
	踊　　瀬	踊瀬ダム、吉元川	表流水	0.0139	1,200
	小　　計			0.0306	2,640
小佐々	つ　づ　ら	小佐々川水系　つづら川	表流水（ダム）	0.0286	2,470
	田　　原	田原浄水場内	地下水	0.0041	350
	鎌　　投	鎌投・溜池	表流水	0.0104	900
	平　　原	平原・深井戸	地下水	0.0017	150
	楠　　泊	祝ヶ浦・大野川・楠泊貯水池	表流水	0.0056	480
	小　　計			0.0504	4,350
江　迎	潜　　竜	第２水源、江迎川	表流水	0.0081	700
		第３水源潜竜浄水場内	地下水	0.0068	590
	猪　　調	第４水源、深井戸	地下水	0.0017	150
	田　ノ　元	田ノ元湧水・湧水	湧水	0.0076	660
	中　　尾	第１水源、嘉例川	表流水	0.012	990
	小　　計			0.0362	3,090

合　　計	1.0072	87,080

b）認可外施設

区　分	名　称	水系名河川名等	種別	施設能力 ㎥／日	備　考
暫　定	川棚（暫定豊水）	川棚川水系川棚川	表流水	5,000	暫定豊水水利

※暫定豊水水利：石木ダムが完成するまでの間、河川水が豊かな場合に限り暫定的に取水することができる水利権

予　備	四　条　橋	相浦川水系相浦川	表流水	18,000	慣行水利
	三　本　木	相浦川水系相浦川	表流水	4,500	慣行水利
	岡　　本	湧　　水	湧　水	1,000	

※慣行水利：河川法第８７条に基づく水利権

②　浄水施設

地　　区	名　　称	公称能力（㎥／日）	ろ過方式	備考
佐世保北部地区	山　の　田	50,600	加圧型無機膜	

	柚　　木	14,000	急速	
佐世保南部地区	広　　田	36,000	急速	
吉　井　地　区	御　　橋	1,440	急速	
	踊　　瀬	1,200	緩速	
小佐々地区	田　　原	3,520	急速	
	楠　　泊	480	緩速	
江　迎　地　区	江　　迎	900	急速	
	潜　　竜	2,100	緩速	

(2) 簡易水道事業

地　　区	名　　称	公称能力（㎥／日）	ろ過方式
佐世保地区	黒島本村	40	緩速
	田　代	30	緩速
	赤　木	64	滅菌のみ
	上木場	70	緩速
	平　松	109	滅菌のみ
	下宇戸・川谷	48	滅菌のみ
世知原地区	世知原	1,385	緩速
	上野原	104	上向性緩速
宇　久　地　区	平	1,450	滅菌のみ
	神　浦	700	緩速
	北　部	310	緩速
小佐々地区	矢　岳	204	緩速
鹿　町　地　区	鹿町北部	1,160	急速・緩速
	船ノ村	93	緩速
	歌ヶ浦	786	急速
	神　林	298	緩速

(3) 飲料水供給事業

地　　区	名　　称	公称能力（㎥／日）	ろ過方式
世知原地区	上開作	16	上向性緩速
	下開作	26	上向性緩速

下　水　道

1. 沿　革

本市の下水道事業は、1945 年（昭和 20 年）6 月 28 日の佐世保大空襲により、市の中心部の大半を消失して終戦を迎え、その翌年に始まった、戦災復興土地区画整理事業の一環として、雨水排水を目的とした下水道事業が計画されたことに始まる。

しかし、1948年（昭和23年）9月に集中豪雨による大水害に見舞われたことで、下水道計画に再検討を加えることとなり、雨水排除系統と汚水排除系統を別々にする「分流式下水道」を採用した本格的な下水道計画案を作成した。1949年（昭和24年）7月に現在の中部処理区（旧佐世保市街地中心部）の約613ヘクタールを計画区域として下水道の事業認可を受け工事に着手、1961年（昭和36年）9月に下水道の供用を開始した。その際、汚水処理については地方公営企業法を全部適用し事業を開始している。

この間、全国的に水質汚濁や公害が発生し大きな社会問題となったことを受け、1958年（昭和33年）に公布された現在の下水道法をはじめ、公共用水域の水質保全に関する法律（水質汚濁防止法の施行に伴い廃止）など、様々な環境保全に関する法律が整備され、下水道のもつ水質保全に果たす役割や責任が拡大された。本市においても、河川等の水質汚濁が進み、汚水の適切な処理が喫緊の課題となっていた。

これらの法改正や河川汚濁の状況を受け、特に汚水処理における下水道整備の必要性・重要性が高まったこともあり、下水道処理区域の拡大を図ってきている。
2001年（平成13年）からは、新たに西部処理区（大野･中里～相浦･日野･椎木）の整備に着手し、2010年（平成22年）4月に一部供用を開始し、現在も普及拡大に取り組んでいる。

また、西部地区の浸水被害改善を図るため、2015年（平成17年）6月に都市下水路から公共下水道（雨水）へと計画変更を行い、6排水区、雨水ポンプ場、雨水調整池、雨水幹線を追加し事業計画の変更認可を受けた。さらに2009年（平成21年）1月には日野新町の浸水改善を図るため、日野第2排水区、雨水ポンプ場、及び調整池を追加し、併せて椎木地区の雨水排除計画を見直し、事業計画の変更認可を受けた。

なお、ハウステンボスの開業に合わせて1992年（平成4年）3月に針尾処理区を供用開始、江迎町との市町合併により2010年（平成22年）3月に江迎処理区の公共下水道を引き継いでいる。

2. 現況と課題

(1) 下水道の整備の遅れ

本市の下水道事業は、西部処理区をはじめ未整備区域があり、現在も普及拡大を行っているものの、整備状況の遅れもあり全国の類似都市や県内平均と比べて普及が遅れている状況であることから、今後も公共下水道の早期整備を推進していく必要がある。

(2) 下水道施設の老朽化

本市では、下水道整備の状況が遅れている一方で、既存の施設や設備等については老朽化が進行しており、今後、法定耐用年数を超える資産が増加する見通しにある。

将来的に人口減少に伴う使用料収入の減少が見込まれる中で、既存の施設や設備等については、今後も下水処理機能を適切に維持していかねばならず、老朽化施設の更新需要への対応が今後の大きな課題である。

佐世保市水道局では、これらの課題に的確に対応し、厳しい事業環境の中においても適切な下水処理を行うことが出来るよう、下水道の早期整備に向けた積極的な事業推進を図るとともに、下水道事業の健全経営に努めるため、以下の施策を実施している。

3. 主な重点施策

本市下水道事業のマスタープランである「佐世保市下水道ビジョン2020」は、下水道法に基づき将来を見据えた長期的な視点から本市下水道事業の将来像や方向性を明示したものであり、今後の具体的な取組を優先順位に基づき提示している。

まず、下水道法を踏まえて市民の快適な居住環境及び本市の環境資源を守ることが出来るよう、公共下水道の早期整備を最優先項目として位置付けており、次に、下水の安定処理と併せて、将来を見据えた健全な事業経営を持続させるための取組を推進していくこととしている。

そして、事業実施にあたっては、市民の皆様から信頼されることを目指して、情報発信等の取組を行うこととしている。

主な取組の内容は下記のとおり。

【①整備推進】

公共下水道の整備については、佐世保市公共下水道中長期計画（平成24年度策定）に基づき整備推進に努めているものの、工事単価の高騰などの理由により整備に遅れが生じている。

今後は、早期整備に向けた抜本的な整備手法や整備区域の適正化も含めて検討を

行い、市全体として最適な汚水処理の整備を進めていく。

【②施設更新】

処理場や管路等の施設については、今後、法定耐用年数を超える資産が増加する見通しであることから、施設を適切に管理して下水処理能力を維持していくために、施設の状態を長期的に予測しながら重要度及び健全度を踏まえた計画的な維持管理を行うことを目的としたストックマネジメント計画に基づいた取組を行っていく。

中部処理区の変遷

年　月	事業計画変更内容	事業計画面積(ha)
昭和 24 年 7 月	下水道法の事業認可を受けた	614
昭和 36 年 9 月	下水道を供用開始した	614
昭和 38 年 5 月	事業計画区域を追加した	667
昭和 46 年 12 月	昭和 45 年 6 月施行の新都市計画法による市街化区域の確定に伴い事業計画区域を追加した	1,273
昭和 57 年 10 月	新たに鹿子前処理分区を追加した	1,374
昭和 61 年 3 月	新たに天神、東浜、大和、日宇処理分区を追加した	1,988
平成 3 年 10 月	新たに大塔、早岐、広田処理分区を追加した	2,862
平成 10 年 3 月	新たに船越処理分区を追加した	2,989
平成 15 年 12 月	【再生水事業】 節水型街づくりの一環として下水処理水の再利用を促進し、水資源の有効利用を図るため、新世代下水道支援事業制度水環境創造事業の認定を受け、同年 11 月から事業に着手し、佐世保駅周辺再開発区域及び周辺公共施設に供給を開始した	－
平成 19 年 9 月	新たに有福処理分区を追加した	3,078

針尾処理区の変遷

年　月	事業計画変更内容	事業計画面積(ha)
昭和 49 年 12 月	針尾工業団地造成計画に伴い下水道法の事業認可を受けた	175
平成 元年 5 月	土地利用計画が、工業団地からハウステンボスと米軍住宅地に変更されたため、独自の処理施設を設置する米軍住宅の面積 25ha を削除した	150

平成 4 年 3 月	ハウステンボス㈱において平成元年 7 月から整備を進めていた下水道施設が完成し、公共下水道として供用開始した	150
平成 12 年 3 月	管路施設及び下水処理施設（二次処理施設まで）が、ハウステンボス㈱より佐世保市へ無償譲渡された	150
平成 23 年 3 月	再生水施設（排水高度処理施設）が、ハウステンボス㈱より佐世保市へ無償譲渡された	150

西部処理区の変遷

年　月	事 業 計 画 変 更 内 容	事業計画面積(ha)
平成 13 年 8 月	相浦川流域を主体として下水道の整備を図るため、相浦、日野、新田処理分区について下水道法の事業認可を受けた	445
平成 22 年 4 月	下水道を供用開始した	445
平成 26 年 2 月	事業計画区域を追加した	471
平成 30 年 9 月	新たに吉岡・中里、皆瀬処理分区と、一部の瀬戸越処理分区を追加した	825

江迎処理区の変遷

年　月	事 業 計 画 変 更 内 容	事業計画面積(ha)
平成 9 年 8 月	江迎川流域を主体として下水道の整備を図るため、江迎地区について下水道法の事業認可を受けた	63
平成 15 年 2 月	事業計画区域を追加した	104
平成 16 年 3 月	下水道を供用開始した	104
平成 18 年 9 月	事業計画区域を追加した	157
平成 22 年 3 月	佐世保市と合併した	157
平成 26 年 2 月	事業計画区域を追加した	158

4. 下水道使用料表（１カ月につき）

H14. 4. 1 改定

種　別	基　本　使　用　料		超過使用料（1 ㎥につき）	
	基本排除汚水量	金　額	排 除 汚 水 量	金　額
一 般 汚 水	10 ㎥まで	928 円	10 ㎥を超え　20 ㎥まで	131 円
			20 ㎥を超え　50 ㎥まで	160 円
	ただし、5 ㎥まで	713 円	50 ㎥を超え 100 ㎥まで	202 円
			100 ㎥を超えるもの	227 円
公衆浴場汚水	1 ㎥につき			5 円

上記表により算出した額に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。

5. 受益者負担金

下水道受益者負担金は、公共下水道の処理区域内にある土地・建物の所有者、地上権、永小作権、質権または使用貸借もしくは賃貸借による権利等の受益者に対して負担金を賦課する。

6. 受益者負担金賦課状況（令和４年度）

総　地　積	賦　課　地　積	調　定　額
290,247㎡	226,016㎡	70,554,420円

該当地区の負担金を土地の面積に応じて賦課している。
ただし、江迎負担区については、水道メーター口径と数に応じて賦課している。

7. 水洗便所改造等融資資金にかかる利子補給制度（H22.4.1 以降）

公共下水道の処理区域内において、既設のくみ取便所を水洗便所に改造するために要する費用を水道局の取扱い金融機関等から融資を受け、その融資金を完済した場合、支払利息を補給する制度

① 利子補給対象融資限度額……水洗便所改造工事に要する額

② 利子補給額……一戸当たり 50,000 円以内
（宅地内排水ポンプを使用する場合は 75,000 円以内）

③ 利子補給の対象となる借入金の償還期限は 60 か月以内
（金融機関等の制度において据置期間等ある場合は、その期間を除く）

④ 利子補給は、借入金返済終了後の完済証明をもって支給
（利用者が希望される場合は半期でも支給）

8. 下水道使用料収入状況

（単位　千円）

区　分	令和３年度決算	令和４年度決算見込	令和５年度当初予算
一　般	2,040,061	2,050,319	2,056,362
公衆浴場	28	27	20
合　計	2,040,089	2,050,346	2,056,382

9. 下水道事業会計収支状況

（単位　千円）

区　分	令和３年度決算	令和４年度決算見込	令和５年度当初予算
営業収益	2,147,024	2,165,837	2,173,615
（上記中）下水道使用料	2,040,089千円	2,050,346千円	2,056,382千円
営業外収益	2,705,820	2,617,731	2,805,099

特別利益	0	808	4
計	4,852,844	4,784,376	4,978,718
営業費用	4,105,427	4,093,275	4,317,489
営業外費用	600,796	583,417	634,604
特別損失	294	336	2,365
予備費	0	0	4,545
計	4,706,517	4,677,028	4,959,003
損（△）益	146,327	107,348	19,715

10. 下水道事業業務実績

項目＼年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
人口	243,997人	240,871人	237,686人
処理区域内人口	146,318人	145,475人	144,093人
普及率	60.0%	60.4%	60.6%
全体計画面積	4,968.00ha	4,968.00ha	4,968.00ha
整備済面積	3,283.18ha	3,317.37ha	3,356.75ha
面整備率	66.1%	66.8%	67.6%
処理区域内戸数	74,301戸	74,427戸	74,551戸
水洗化戸数	68,223戸	68,567戸	68,933戸
水洗化率	91.8%	92.1%	92.5%
有収排水量	13,984,099㎥	14,021,228㎥	14,013,355㎥
汚水管延長	669,754m	679,053m	
職員数	71人	70人	
処理原価	247.86円	250.06円	252.33円
うち維持管理費	114.87円	114.08円	120.25円
使用料単価	144.59円	145.50円	146.31円
年間下水道使用料	2,021,926千円	2,040,089千円	2,050,346千円

11. 計画及び実績（中部・針尾・西部・江迎処理区）

（R5.3.31 現在）

処理区 / 内訳	中部処理区		針尾処理区		西部処理区		江迎処理区		合　計	
区　分	面積 (ha)	管渠延長 (m)	面積 (ha)	管渠延長 (m)	面積 (ha)	管渠延長 (m)	面積 (ha)	管渠延長 (m)	面積 (ha)	管渠延長 (m)
認可計画（A）	3,078.0	638,477.7	150.0	2,088.0	825.0	159,538.5	158.0	38,878.0	4,211.0	838,982.2
整備済（B）	2,713.6	572,741.0	150.0	2,088.0	348.1	78,729.2	145.1	36,986.2	3,356.8	690,544.4
整備率（B/A）	88.2%	89.7%	100.0%	100.0%	42.2%	49.3%	91.8%	95.1%	79.7%	82.3%
未整備（A-B）	364.4	65,736.7	－	－	476.9	80,809.3	12.9	1,891.8	854.2	148,437.8

12. 普及状況

（R5.3.31現在）

処理区	処理区域内戸数	水洗化戸数	水洗化率(%)
中部処理区計	64,667	60,618	93.7
針尾処理区計	383	383	100.00
西部処理区計	7,922	6,648	83.9
江迎処理区計	1,579	1,284	81.3
合　計	74,551	68,933	92.5

13. 施設概要

(1)　処理場

処理場名	処理方法	敷地面積 ㎡	建物延面積 ㎡	処理能力 ㎥／日	施設概要
中部下水処理場 (中部ｴﾌﾟﾚｾﾝﾀｰ)	標準活性汚泥法	42,837	12,564	65,400	沈砂池 5 池、水処理 10 池、汚泥処理一式、消化ガス発電設備一式、脱臭設備 3 基、再処理水施設一式
針尾下水処理場 (針尾ｴﾌﾟﾚｾﾝﾀｰ)	標準活性汚泥法	6,123	2,974	3,400	エアレーション沈砂池 2 池、調整槽 3 池、水処理 3 池、汚泥処理一式、脱臭設備 1 基
西部下水処理場 (西部ｴﾌﾟﾚｾﾝﾀｰ)	標準活性汚泥法 + 急速ろ過	57,856	8,905	10,400	沈砂池 1 池、水処理 2 池、急速ろ過器 2 基、汚泥処理一式、脱臭設備 3 基
江迎浄化センター (江迎ｴﾌﾟﾚｾﾝﾀｰ)	オキシデーションディッチ法	18,828	1,006	1,200	沈砂池 1 池、水処理 1 池、汚泥処理一式、脱臭設備 1 基

(2)　再生水処理施設

設置場所	建物延面積 ㎡	処理能力 ㎥／日	施設概要
中部下水処理場内	168	500	砂ろ過塔１基、オゾン発生装置一式、オゾン処理装置一式 次亜塩素酸ソーダ注入設備一式、給水ユニット１組
針尾下水処理場内	599	3,400	接触酸化槽3池、凝集沈殿池3池、砂ろ過塔4基、 限外ろ過膜一式、凝集砂ろ過塔1基、活性炭吸着塔2基

(3)　ポンプ場

ポンプ場名	敷地面積 ㎡	建物延面積 ㎡	送水能力 ㎥／日	施設概要
平瀬ポンプ場	2,368	1,090	54,720	流入ゲート、自動除塵機、ポンプ、 ホッパ、電気設備、発電機設備、 脱臭設備各一式
立神ポンプ場	249	163	4,864	流入ゲート、水中ポンプ、脱臭設備、 電気設備、発電機設備各一式
鹿子前ポンプ場	390	229	3,744	流入ゲート、水中ポンプ、破砕機、 脱臭設備、電気設備、 発電機設備各一式
天神ポンプ場	906	276	3,888	流入ゲート、自動除塵機、 水中ポンプ、脱臭設備、電気設備、 発電機設備各一式
大塔ポンプ場	1,184	1,363	13,133	流入ゲート、自動除塵機、ポンプ、 ホッパ、脱臭設備、電気設備、 発電機設備各一式
船越ポンプ場	4,150	755	3,283	流入ゲート、自動除塵機、ポンプ、 脱臭設備、電気設備、 発電機設備各一式
長坂ポンプ場	280	28	1,872	流入ゲート、水中ポンプ、脱臭設備、 電気設備各一式
北平ポンプ場	410	52	1,440	流入ゲート、水中ポンプ、脱臭設備、 電気設備各一式
相浦ポンプ場	710	494	5,616	流入ゲート、水中ポンプ、脱臭設備 自動除塵機、電気設備、発電機設備 各一式

(4)　雨水施設

ポンプ場名	敷地面積 ㎡	建物延面積 ㎡	排水能力 ㎥／日	施設概要
日野ポンプ場	1,083	96	259,200	ゲートポンプ、自動除塵機、 電気設備、発電機設備各一式
日野第２ポンプ場	326	83	129,600	ゲートポンプ、自動除塵機、 電気設備、発電機設備各一式

中核市議会議長会

「中核市の概要」

（令和5年度版）

≪内容≫

１　各中核市議会事務局
２　各市の概要
３　当初予算
４　議員定数、議員報酬
５　費用弁償
６　議会公用車
７　政務活動費①
８　政務活動費②
９　行政視察
１０　海外視察、姉妹都市・友好都市交流
１１　委員会
１２　会派
１３　事務局職員

令和５年４月現在

１ 各中核市議会事務局

令和5年4月1日現在

		電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	Eメールアドレス(調査依頼用)
1	函　館　市	0138-21-3761	0138-27-4185	040-8666	北海道函館市東雲町4-13	gikai@city.hakodate.lg.jp
2	旭　川　市	0166-25-6380	0166-24-7810	070-8525	北海道旭川市6条通9-46	chousa@city.asahikawa.lg.jp
3	青　森　市	017-734-5743	017-734-5824	030-8555	青森県青森市中央1-22-5	gikai-gijichosa@city.aomori.aomori.jp
4	八　戸　市	0178-43-2145	0178-47-0744	031-8686	青森県八戸市内丸1-1-1	gikaisomu@city.hachinohe.lg.jp
5	盛　岡　市	019-626-7506	019-652-9105	020-8530	岩手県盛岡市内丸12-2	gikai@city.morioka.iwate.jp
6	秋　田　市	018-888-5782	018-888-5783	010-8560	秋田県秋田市山王1-1-1	ro-ccpr@city.akita.lg.jp
7	山　形　市	023-642-8404	023-641-9160	990-8540	山形県山形市旅篭町2-3-25	giji@city.yamagata-yamagata.lg.jp
8	福　島　市	024-525-3775	024-534-2520	960-8601	福島県福島市五老内町3-1	gi-giji@city.fukushima.lg.jp
9	郡　山　市	024-924-2521	024-938-2810	963-8601	福島県郡山市朝日1-23-7	soumugiji@city.koriyama.lg.jp
10	いわき市	0246-22-7535	0246-23-5112	970-8686	福島県いわき市平字梅本21	gikai-somugiji@city.iwaki.lg.jp
11	水　戸　市	029-232-9246	029-226-4177	310-8610	茨城県水戸市中央1-4-1	proceeding@city.mito.lg.jp
12	宇都宮市	028-632-2612	028-632-2613	320-8540	栃木県宇都宮市旭1-1-5	u79002000@city.utsunomiya.tochigi.jp
13	前　橋　市	027-898-5911	027-243-3520	371-8601	群馬県前橋市大手町2-12-1	gikai-jimu@city.maebashi.lg.jp
14	高　崎　市	027-321-1280	027-327-8303	370-8501	群馬県高崎市高松町35-1	gikai@city.takasaki.lg.jp
15	川　越　市	049-224-6067	049-224-5394	350-8601	埼玉県川越市元町1-3-1	giji@city.kawagoe.lg.jp

１ 各中核市議会事務局

令和５年４月１日現在

		電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	Eメールアドレス(調査依頼用)
16	川　口　市	048-257-1405	048-257-5500	332-8601	埼玉県川口市青木2-1-1	250.01050@city.kawaguchi.lg.jp
17	越　谷　市	048-963-9261	048-966-6006	343-8501	埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1	gijj@city.koshigaya.lg.jp
18	船　橋　市	047-436-3014	047-436-3013	273-8501	千葉県船橋市湊町2-10-25	gikai-chosa@city.funabashi.lg.jp
19	柏　　市	04-7167-1912	04-7167-0698	277-8505	千葉県柏市柏5-10-1	gikaishomu1@city.kashiwa.chiba.jp
20	八 王 子 市	042-620-7311	042-626-2458	192-8501	東京都八王子市元本郷町3-24-1	b241100@city.hachioji.lg.jp
21	横 須 賀 市	046-822-8460	046-824-2663	238-8550	神奈川県横須賀市小川町11	ga-ccs@city.yokosuka.lg.jp
22	富　山　市	076-443-2157	076-443-2196	930-8510	富山県富山市新桜町7-38	gijityousa-01@city.toyama.lg.jp
23	金　沢　市	076-220-2392	076-260-7190	920-8577	石川県金沢市広坂1-1-1	gikai_chousa@city.kanazawa.lg.jp
24	福　井　市	0776-20-5506	0776-20-5744	910-8511	福井県福井市大手3-10-1	gikai@city.fukui.lg.jp
25	甲　府　市	055-237-5879	055-227-5126	400-8585	山梨県甲府市丸の内1-18-1	sigigiji@city.kofu.lg.jp
26	長　野　市	026-224-5056	026-224-5105	380-8512	長野県長野市大字鶴賀緑町1613	gikai@city.nagano.lg.jp
27	松　本　市	0263-34-3210	0263-34-9811	390-8620	長野県松本市丸の内3-7	gikai@city.matsumoto.lg.jp
28	岐　阜　市	058-265-3890	058-264-0653	500-8701	岐阜県岐阜市司町40-1	gijichosa@city.gifu.gifu.jp
29	豊　橋　市	0532-51-2920	0532-55-9020	440-8501	愛知県豊橋市今橋町1	gikai-giji@city.toyohashi.lg.jp
30	岡　崎　市	0564-23-6971	0564-23-6538	444-8601	愛知県岡崎市十王町2-9	gikaigiji@city.okazaki.lg.jp

１ 各中核市議会事務局

令和5年4月1日現在

		電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	Eメールアドレス(調査依頼用)
31	一　宮　市	0586-28-9138	0586-73-9120	491-8501	愛知県一宮市本町2-5-6	gijichosa@city.ichinomiya.lg.jp
32	豊　田　市	0565-34-6665	0565-34-6566	471-8501	愛知県豊田市西町3-60	gikaichosa@city.toyota.aichi.jp
33	大　津　市	077-528-2640	077-521-0409	520-8575	滋賀県大津市御陵町3-1	otsu2002@city.otsu.lg.jp
34	豊　中　市	06-6858-2634	06-6846-5525	561-8501	大阪府豊中市中桜塚3-1-1	gikaisoumu@city.toyonaka.lg.jp
35	吹　田　市	06-6384-2644	06-6338-0920	564-8550	大阪府吹田市泉町1-3-40	gikaigiji@city.suita.lg.jp
36	高　槻　市	072-674-7212	072-674-7217	569-0067	大阪府高槻市桃園町2-1	gikaijim-82@city.takatsuki.lg.jp
37	枚　方　市	072-841-1528	072-841-0240	573-8666	大阪府枚方市大垣内町2-1-20	gikai@city.hirakata.lg.jp
38	八　尾　市	072-924-3885	072-922-4968	581-0003	大阪府八尾市本町1-1-1	sigikaijimukyoku@city.yao.lg.jp
39	寝 屋 川 市	072-824-0010	072-822-0910	572-8555	大阪府寝屋川市本町1-1	gikai@city.neyagawa.osaka.jp
40	東 大 阪 市	06-4309-3294	06-4309-3868	577-8521	大阪府東大阪市荒本北1-1-1	gijichosa@city.higashiosaka.lg.jp
41	姫　路　市	079-221-2024	079-221-2028	670-8501	兵庫県姫路市安田4-1	gik-chosa@city.himeji.lg.jp
42	尼　崎　市	06-6489-6103	06-6489-6105	660-8501	兵庫県尼崎市東七松町1-23-1	ama-seisakucyousa@city.amagasaki.hyogo.jp
43	明　石　市	078-911-2600	078-918-5112	673-8686	兵庫県明石市中崎1-5-1	gikai@city.akashi.lg.jp
44	西　宮　市	0798-35-3373	0798-33-6380	662-8567	兵庫県西宮市六湛寺町10-3	sigikai@nishi.or.jp
45	奈　良　市	0742-34-4790	0742-35-3022	630-8580	奈良県奈良市二条大路南1-1-1	chousa@city.nara.lg.jp

１ 各中核市議会事務局

令和５年４月１日現在

		電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	Eメールアドレス(調査依頼用)
46	和歌山市	073-432-0022	073-424-9276	640-8511	和歌山県和歌山市七番丁23	gikaiseisaku@city.wakayama.lg.jp
47	鳥　取　市	0857-30-8442	0857-20-3959	680-8571	鳥取県鳥取市幸町71	gikai@city.tottori.lg.jp
48	松　江　市	0852-55-5432	0852-55-5533	690-8540	島根県松江市末次町86	gikai@city.matsue.lg.jp
49	倉　敷　市	086-426-3705	086-421-6700	710-8565	岡山県倉敷市西中新田640	lg-cadm@city.kurashiki.lg.jp
50	呉　　市	0823-25-3247	0823-24-7903	737-8501	広島県呉市中央4-1-6	gikaigiz@city.kure.lg.jp
51	福　山　市	084-928-1123	084-920-1104	720-8501	広島県福山市東桜町3-5	giji-chousa@city.fukuyama.hiroshima.jp
52	下　関　市	083-231-2414	083-234-5171	750-8521	山口県下関市南部町1-1	gkshomuk@city.shimonoseki.lg.jp
53	高　松　市	087-839-2808	087-839-2816	760-8571	香川県高松市番町1-8-15	gikai@city.takamatsu.lg.jp
54	松　山　市	089-948-6646	089-921-1110	790-8571	愛媛県松山市二番町4-7-2	gshomu@city.matsuyama.lg.jp
55	高　知　市	088-823-9400	088-823-9350	780-8571	高知県高知市本町5-1-45	kc-260100@city.kochi.lg.jp
56	久留米市	0942-30-9305	0942-30-9720	830-8520	福岡県久留米市城南町15-3	gijicho@city.kurume.lg.jp
57	長　崎　市	095-829-1200	095-829-1199	850-8685	長崎県長崎市魚の町4-1	gikai_gijichousa@city.nagasaki.lg.jp
58	佐世保市	0956-25-9604	0956-25-9674	857-8585	長崎県佐世保市八幡町1-10	gikai@city.sasebo.lg.jp
59	大　分　市	097-537-5645	097-537-5657	870-8504	大分県大分市荷揚町2-31	seisakuchosa@city.oita.oita.jp
60	宮　崎　市	0985-21-1853	0985-31-0979	880-8505	宮崎県宮崎市橘通西1-1-1	50cyousa@city.miyazaki.miyazaki.jp

１ 各中核市議会事務局

令和５年４月１日現在

		電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	Eメールアドレス(調査依頼用)
61	鹿 児 島 市	099-216-1450	099-216-1452	892-8677	鹿児島県鹿児島市山下町11-1	seimuchousa@city.kagoshima.lg.jp
62	那　覇　市	098-862-8108	098-862-8296	900-8585	沖縄県那覇市泉崎1-1-1	g-tyou001@city.naha.lg.jp

２ 各市の概要

※ R5.4.1又はR5.3.31現在値。また公表値がない場合は「-」と表示

令和５年４月１日現在

		中核市移行年月日	市制施行年月日	住民基本台帳人口(外国人を含む)※	推計人口※	推計世帯数※	面積(㎢)	備考
1	函　館　市	H17.10.1	T11.8.1	242,467	-	-	677.87	
2	旭　川　市	H12.4.1	T11.8.1	322,527	-	-	747.66	
3	青　森　市	H18.10.1	H17.4.1	269,095	265,338	117,586	824.61	
4	八　戸　市	H29.1.1	S4.5.1	219,733	-	-	305.56	
5	盛　岡　市	H20.4.1	M22.4.1	281,607	284,054	132,285	886.47	
6	秋　田　市	H9.4.1	M22.4.1	300,257	298,587	146,498	906.07	
7	山　形　市	H31.4.1	M22.4.1	239,326	242,924	103,616	381.58	
8	福　島　市	H30.4.1	M40.4.1	269,363	275,483	122,567	767.72	
9	郡　山　市	H9.4.1	T13.9.1	316,383	322,515	142,628	757.20	
10	いわき市	H11.4.1	S41.10.1	308,593	322,509	141,124	1,232.51	
11	水　戸　市	R2.4.1	M22.4.1	269,196	-	-	217.32	
12	宇都宮市	H8.4.1	M29.4.1	51,902	513,264	235,188	416.85	
13	前　橋　市	H21.4.1	M25.4.1	330,358	-	-	311.59	
14	高　崎　市	H23.4.1	M33.4.1	368,109	368,826	164,043	459.16	
15	川　越　市	H15.4.1	T11.12.1	352,986	-	-	109.13	
16	川　口　市	H30.4.1	S8.4.1	604,894	-	-	61.95	

２ 各市の概要

※ R5.4.1又はR5.3.31現在値。また公表値がない場合は「-」と表示

令和５年４月１日現在

		中核市移行年月日	市制施行年月日	住民基本台帳人口(外国人を含む)※	推計人口※	推計世帯数※	面積(㎢)	備考
17	越谷市	H27.4.1	S33.11.3	343,644	-	-	60.24	
18	船橋市	H15.4.1	S12.4.1	647,597	646,322	298,572	85.62	
19	柏市	H20.4.1	S29.9.1	434,156	432,985	196,147	114.74	
20	八王子市	H27.4.1	T6.9.1	561,034	578,517	274,461	186.38	
21	横須賀市	H13.4.1	M40.2.15	385,485	376,171	165,946	100.81	
22	富山市	H8.4.1 ※H17.4.1合併により再指定	H17.4.1	407,542	406,727	174,414	1,241.70	
23	金沢市	H8.4.1	M22.4.1	445,688	458,008	212,096	468.81	
24	福井市	H31.4.1	M22.4.1	256,435	-	-	536.41	
25	甲府市	H31.4.1	M22.7.1	185,651	188,053	89,469	212.47	推計人口及び推計世帯数はR5.3.1現在
26	長野市	H11.4.1	M30.4.1	366,591	-	-	834.81	
27	松本市	R3.4.1	M40.5.1	235,720	-	-	978.47	
28	岐阜市	H8.4.1	M22.7.1	401,294	-	-	203.60	
29	豊橋市	H11.4.1	M39.8.1	369,330	-	163,949	261.91	
30	岡崎市	H15.4.1	T5.7.1	383,789	-	-	387.20	
31	一宮市	R3.4.1	T10.9.1	379,538	-	-	113.82	
32	豊田市	H10.4.1	S26.3.1	416,747	-	-	918.32	

２ 各市の概要

※ R5.4.1又はR5.3.31現在値。また公表値がない場合は「-」と表示

令和５年４月１日現在

		中核市移行年月日	市制施行年月日	住民基本台帳人口(外国人を含む)※	推計人口※	推計世帯数※	面積(㎢)	備考
33	大　津　市	H21.4.1	M31.10.1	343,839	344,678	155,031	464.51	
34	豊　中　市	H24.4.1	S11.10.15	406,931	399,029	179,184	36.60	
35	吹　田　市	R2.4.1	S15.4.1	381,238	391,283	187,269	36.09	
36	高　槻　市	H15.4.1	S18.1.1	348,020	-	-	105.29	
37	枚　方　市	H26.4.1	S22.8.1	395,300	-	-	65.12	
38	八　尾　市	H30.4.1	S23.4.1	261,197	-	-	41.72	
39	寝屋川市	H31.4.1	S26.5.3	226,693	-	-	24.70	
40	東大阪市	H17.4.1	S42.2.1	479,294	486,464	236,256	61.78	
41	姫　路　市	H8.4.1	M22.4.1	527,088	523,003	228,194	534.35	
42	尼　崎　市	H21.4.1	T5.4.1	458,313	454,887	224,672	50.71	
43	明　石　市	H30.4.1	T8.11.1	305,861	305,131	136,509	49.42	
44	西　宮　市	H20.4.1	T14.4.1	482,226	483,559	219,613	100.18	
45	奈　良　市	H14.4.1	M31.2.1	350,318	350,025	157,581	276.94	
46	和歌山市	H9.4.1	M22.4.1	358,203	349,044	158,426	208.85	
47	鳥　取　市	H30.4.1	M22.10.1	182,163	184,673	77,915	765.31	
48	松　江　市	H30.4.1	H17.3.31	196,748	-	-	572.99	

２ 各市の概要

※ R5.4.1又はR5.3.31現在値。また公表値がない場合は「-」と表示

令和５年４月１日現在

		中核市移行年月日	市制施行年月日	住民基本台帳人口(外国人を含む)※	推計人口※	推計世帯数※	面積(㎢)	備考
49	倉敷市	H14.4.1	S42.2.1	476,710	-	-	356.07	
50	呉市	H28.4.1	M35.10.1	208,643	205,331	106,244	352.83	
51	福山市	H10.4.1	T5.7.1	459,160	453,692	195,274	518.14	推計人口はR5.3.1現在 推計世帯数はR4.10.1現在
52	下関市	H17.10.1	H17.2.13	249,012	245,823	114,315	716.18	
53	高松市	H11.4.1	M23.2.15	419,628	411,006	189,653	375.65	
54	松山市	H12.4.1	M22.12.15	502,052	503,491	243,534	429.35	
55	高知市	H10.4.1	M22.4.1	317,639	318,520	154,048	309.00	
56	久留米市	H20.4.1	M22.4.1	301,612	300,198	132,039	229.96	
57	長崎市	H9.4.1	M22.4.1	398,747	395,591	185,952	405.86	
58	佐世保市	H28.4.1	M35.4.1	237,686	234,055	102,965	426.01	
59	大分市	H9.4.1	M44.4.1	475,163	-	-	502.39	
60	宮崎市	H10.4.1	T13.4.1	397,898	397,447	186,949	643.57	
61	鹿児島市	H8.4.1	M22.4.1	596,245	587,699	283,672	547.61	
62	那覇市	H25.4.1	T10.5.20	315,539	312,507	147,085	41.42	

３ 当初予算

※1 今年度又は前年度の当初予算が、骨格予算又は暫定予算の場合は「－」と表示
※2 今年度の当初予算が骨格予算の場合は「骨格」、暫定予算の場合は「暫定」と表示

令和５年４月１日現在

		一般会計（千円）	特別会計（千円）	企業会計（千円）	当初予算計（千円）	対前年増減率（%）※1	備考※2	議会費（千円）	一般会計構成比（%）	対前年増減率（%）
1	函館市	139,100,000	99,163,832	49,501,973	287,765,805	－	骨格	350,513	0.25	0.5
2	旭川市	169,270,000	80,965,543	42,721,585	292,957,128	2.5		466,216	0.28	2.2
3	青森市	122,907,000	93,784,000	43,095,000	259,786,000	－	骨格	596,304	0.49	▲ 11.3
4	八戸市	95,000,000	53,117,900	43,744,583	191,862,483	1.9		591,742	0.62	5.8
5	盛岡市	121,870,000	58,180,228	31,130,959	211,181,187	▲ 2.7		643,365	0.53	0.5
6	秋田市	141,070,000	72,744,560	36,443,950	250,258,510	▲ 1.6		665,151	0.47	0.3
7	山形市	98,712,000	50,456,986	42,456,327	191,625,313	▲ 0.7		669,520	0.68	1.1
8	福島市	114,700,000	57,916,480	26,210,237	198,826,717	0.4		644,774	0.56	▲ 0.0
9	郡山市	134,000,000	69,251,468	34,897,658	238,149,126	1.4		649,888	0.48	▲ 2.2
10	いわき市	146,767,310	96,309,070	65,881,001	308,957,381	0.3		688,994	0.5	▲ 0.6
11	水戸市	117,470,000	54,308,400	31,057,000	202,835,400	▲ 2.2		541,507	0.46	▲ 0.0
12	宇都宮市	218,980,000	119,011,461	50,069,164	388,060,625	▲ 0.7		941,485	0.43	3.8
13	前橋市	146,764,500	97,486,841	27,202,572	271,453,913	▲ 1.3		641,571	0.44	▲ 17.2
14	高崎市	166,150,000	77,458,056	24,493,170	268,101,226	1.5		681,263	0.41	1.1
15	川越市	121,000,000	86,407,840	0	207,407,840	2.7		641,933	0.53	0.3

３ 当初予算

※1 今年度又は前年度の当初予算が、骨格予算又は暫定予算の場合は「-」と表示
※2 今年度の当初予算が骨格予算の場合は「骨格」、暫定予算の場合は「暫定」と表示

令和5年4月1日現在

16	川　口　市	233,580,000	144,651,000	61,650,000	439,881,000	3.4		928,497	0.40	▲ 1.9
17	越　谷　市	111,800,000	59,354,000	23,545,300	194,699,300	3.3		583,986	0.52	▲ 1.0
18	船　橋　市	223,900,000	109,263,000	66,197,397	399,360,397	1.0		984,500	0.44	1.4
19	柏　　市	149,910,000	80,079,000	29,727,000	259,716,000	-	骨格	677,973	0.45	3.8
20	八王子市	217,300,000	190,686,405	21,614,705	429,601,110	2.5		751,497	0.35	4.4
21	横須賀市	161,050,000	112,854,000	53,919,000	327,823,000	4.0		800,182	0.50	▲ 0.1
22	富　山　市	167,251,395	140,801,274	46,059,798	354,112,467	2.1		728,938	0.44	▲ 1.8
23	金　沢　市	181,950,000	98,070,074	55,474,554	335,494,628	-	骨格	889,334	0.49	0.5
24	福　井　市	129,775,000	76,591,000	31,787,000	238,153,000	5.6		685,454	0.53	0.6
25	甲　府　市	79,035,063	46,000,540	34,122,738	159,158,341	1.8		541,594	0.69	0.5
26	長　野　市	161,100,000	78,593,100	38,216,900	277,910,000	▲ 0.3		717,403	0.45	▲ 0.5
27	松　本　市	102,100,000	53,191,000	27,345,460	182,636,460	▲ 1.4		459,470	0.45	3.6
28	岐　阜　市	179,890,000	120,262,300	57,778,566	357,930,866	3.6		805,610	0.45	0.5
29	豊　橋　市	137,512,399	71,829,000	68,518,000	277,859,399	4.2		646,873	0.47	1.7
30	岡　崎　市	134,220,000	71,265,021	61,704,958	267,189,979	5.4		698,981	0.52	1.0
31	一　宮　市	125,810,000	73,929,709	54,473,975	254,213,684	1.7		605,536	0.48	1.4
32	豊　田　市	188,300,000	71,233,124	36,563,672	296,096,796	3.5		877,732	0.5	0.1

３ 当初予算

※1 今年度又は前年度の当初予算が、骨格予算又は暫定予算の場合は「-」と表示
※2 今年度の当初予算が骨格予算の場合は「骨格」、暫定予算の場合は「暫定」と表示

令和５年４月１日現在

33	大　津　市	124,900,000	74,535,207	33,460,735	232,895,942	1.5		626,304	0.49	1.9
34	豊　中　市	173,892,983	92,950,456	63,123,543	329,966,982	4.0		669,199	0.40	0.6
35	吹　田　市	156,326,708	77,148,444	30,403,918	263,879,070	3.1		759,940	0.49	1.8
36	高　槻　市	131,589,049	82,067,399	28,968,553	242,625,001	-	骨格	675,605	0.51	5.5
37	枚　方　市	154,500,000	85,560,000	46,205,088	286,265,088	2.1		654,036	0.42	4.0
38	八　尾　市	116,957,547	66,168,717	45,983,671	229,109,935	−	骨格	486,276	0.42	▲ 6.2
39	寝屋川市	96,400,000	53,023,000	19,070,000	168,493,000	−	骨格	423,549	0.44	▲ 2.4
40	東大阪市	210,411,536	127,266,745	44,980,571	382,658,852	▲ 0.4		789,756	0.38	▲ 0.1
41	姫　路　市	223,800,000	109,864,224	57,273,893	390,938,117	0.9		1,018,952	0.46	▲ 0.1
42	尼　崎　市	209,915,000	101,789,921	94,349,710	406,054,631	▲ 1.0		817,716	0.39	▲ 1.4
43	明　石　市	125,564,407	71,132,309	23,781,054	220,477,770	2.4		560,241	0.45	2.2
44	西　宮　市	195,231,848	90,624,498	45,259,312	331,115,658	▲ 0.3		885,082	0.45	2.5
45	奈　良　市	149,980,000	82,334,500	27,804,200	260,118,700	4.4		661,939	0.44	▲ 0.0
46	和歌山市	147,265,787	99,621,312	39,509,014	286,396,113	1.1		883,864	0.60	1.2
47	鳥　取　市	100,200,000	41,228,971	36,283,201	177,712,172	0.3		456,376	0.46	0.8
48	松　江　市	103,515,000	46,965,030	42,476,930	192,956,960	1.0		484,156	0.47	▲ 0.7

３ 当初予算

※1 今年度又は前年度の当初予算が、骨格予算又は暫定予算の場合は「−」と表示
※2 今年度の当初予算が骨格予算の場合は「骨格」、暫定予算の場合は「暫定」と表示

令和５年４月１日現在

49	倉敷市	202,233,829	99,270,370	118,862,072	420,366,271	5.2		898,450	0.44	0.1
50	呉市	106,283,000	55,366,221	24,341,328	185,990,549	4.8		590,734	0.56	3.9
51	福山市	184,160,000	100,197,218	70,526,525	354,883,743	▲ 2.4		741,944	0.40	▲ 4.0
52	下関市	122,520,000	75,710,956	172,708,060	370,939,016	1.5		569,155	0.46	▲ 1.2
53	高松市	168,900,000	116,865,257	33,309,367	319,074,624	3.3		743,887	0.44	0.6
54	松山市	207,770,000	145,072,900	50,585,800	403,428,700	▲ 1.6		826,385	0.40	0.6
55	高知市	148,500,000	105,382,000	32,188,500	286,070,500	▲ 2.3		645,927	0.43	2.0
56	久留米市	144,870,000	102,661,000	28,061,000	275,592,000	−		640,226	0.44	−
57	長崎市	218,770,000	115,257,150	39,934,329	373,961,479	−	骨格	866,928	0.40	1.9
58	佐世保市	119,443,347	89,638,237	23,945,475	233,027,059	−	骨格	608,240	0.51	0.8
59	大分市	200,437,000	102,183,000	45,355,000	347,975,000	−	骨格	921,208	0.46	▲ 0.0
60	宮崎市	181,480,000	107,567,000	38,769,000	327,816,000	5.0		724,324	0.40	3.0
61	鹿児島市	278,872,000	133,468,000	76,831,000	489,171,000	3.1		1,005,388	0.36	1.0
62	那覇市	168,677,000	75,802,767	15,762,336	260,242,103	4.9		787,875	0.47	3.9

４ 議員定数、議員報酬

※ 報酬額が一時的に削減されている場合は、削減前の額を上段に記載、削減後の額を下段に括弧書きで記載し、備考欄に削減期間や削減率を記載

令和5年4月1日現在

		議員定数（人）			議員報酬 ※								
		条例定数	現員数	直近改選時期	議長（円）	副議長（円）	委員長（円）	副委員長（円）	議員（円）	期末手当	加算率（%）	正副委員長報酬の対象となる委員会	備　考
1	函館市	27	26	R1.5	630,000	560,000	−	−	510,000	4.40	20	−	
2	旭川市	34	34	R1.5	625,000	555,000	−	−	515,000	4.10	20	−	
3	青森市	32	32	R4.11	658,000	603,000	−	−	580,000	3.25	20	−	
4	八戸市	32	30	R1.5	687,000	626,000	−	−	597,000	3.25	20	−	
5	盛岡市	38	38	R5.8	711,000	645,000	−	−	617,000	3.35	20	−	
6	秋田市	36	36	R1.5	704,000	655,000	−	−	625,000	3.125	20	−	
7	山形市	33	33	R5.5	740,000	690,000	−	−	640,000	3.25	45	−	
8	福島市	35	35	R1.6	682,000	635,900	−	−	599,000	3.30	20	−	
9	郡山市	38	36	R1.9	685,000	638,000	−	−	600,000	3.25	20	−	
10	いわき市	37	37	R2.10	700,000	660,000	−	−	630,000	3.25	20	−	
11	水戸市	28	26	R1.5	700,000	630,000	−	−	590,000	3.30	45	−	
12	宇都宮市	45	42	R5.5	800,000	710,000	−	−	670,000	4.40	20	−	
13	前橋市	38	36	R3.2	655,000	620,000	−	−	585,000	3.30	45	−	
14	高崎市	38	38	H31.4	635,000	605,000	−	−	570,000	4.35	20	−	
15	川越市	36	33	R1.5	641,000	588,000	−	−	576,000	4.40	20	−	
16	川口市	42	42	R5.5	748,000	684,000	−	−	641,000	3.70	45	−	
17	越谷市	32	30	R1.5	657,000	591,000	−	−	575,000	4.40	20	−	
18	船橋市	50	48	R5.4	759,000	686,000	−	−	613,000	4.40	20	−	
19	柏市	36	35	R1.9	668,000	597,000	−	−	577,000	4.40	20	−	
20	八王子市	40	38	R1.5	750,000	680,000	630,000	−	610,000	4.55	20	議会運営委員会、常任委員会	
21	横須賀市	40	38	R1.5	743,000	680,000	−	−	646,000	3.30	45	−	
22	富山市	38	35	R3.4	715,000	645,000	−	−	600,000	3.30	45	−	
23	金沢市	38	34	R1.5	810,000	745,000	−	−	700,000	3.30	40	−	
24	福井市	32	32	R1.5	740,000	670,000	−	−	630,000	3.30	40	−	

4 議員定数、議員報酬

※ 報酬額が一時的に削減されている場合は、削減前の額を上段に記載、削減後の額を下段に括弧書きで記載し、備考欄に削減期間や削減率を記載

令和5年4月1日現在

		議員定数（人）			議員報酬 ※								
		条例定数	現員数	直近改選時期	議長（円）	副議長（円）	委員長（円）	副委員長（円）	議員（円）	期末手当	加算率（%）	正副委員長報酬の対象となる委員会	備　考
25	甲府市	32	32	R1.5	660,000	610,000	−	−	590,000	3.30	20	−	
26	長野市	39	35	R1.9	732,000	654,000	−	−	606,000	3.30	45	−	議員の定数に関する条例が令和5年3月1日付で改正され、定数が39人から36人に減員されている。議員辞職により現員数は35人となっているが、定数36人の適用は令和5年10月1日から任期が始まる議員改選に対して適用される。
27	松本市	31	28	R1.5	617,000	554,000	−	−	497,000	3.30	45	−	
28	岐阜市	38	38	R1.5	770,000	700,000	−	−	650,000	4.35	20	−	
29	豊橋市	36	35	R1.5	716,000	651,000	−	−	585,000	3.30	45	−	
30	岡崎市	37	37	R2.10	736,000	668,000	−	−	614,000	3.30	45	−	
31	一宮市	38	38	R5.4	639,000	587,000	−	−	545,000	3.30	45	−	
32	豊田市	45	45	R5.4	759,000	691,000	−	−	642,000	3.30	45	−	
33	大津市	38	34	H31.4	657,000	611,000	−	−	563,000	3.35	20	−	
34	豊中市	34	32	R1.5	730,000	690,000	−	−	635,000	4.30	20	−	
35	吹田市	36	35	R1.5	740,000	700,000	−	−	650,000	4.35	20	−	
36	高槻市	34	31	R1.5	750,000	710,000	680,000	−	660,000	4.35	20	議会運営委員会、常任委員会	
37	枚方市	32	29	H31.4	766,000 (720,000)	727,000 (683,300)	688,000 (646,700)	679,000 (638,200)	669,000 (628,800)	4.40	20	議会運営委員会、常任委員会	議員報酬については、平成24年4月から6%減額を継続中。（令和5年4月30日まで）
38	八尾市	28	28	R1.5	700,000	650,000	−	−	610,000	4.20	20	−	
39	寝屋川市	24	24	H31.4	745,000 (728,000)	705,000 (688,000)	670,000 (653,000)	665,000 (648,000)	660,000 (643,000)	4.25	20	議会運営委員会及び予算決算常任委員会の委員長・副委員長は除く。	当面の間は、月額の報酬は下段（　）内の金額。ただし、期末手当は上段の金額を基に算出。
40	東大阪市	38	38	R1.10	720,000	666,000	−	−	630,000	3.90	20	−	
41	姫路市	47	45	R1.5	823,000	747,000	−	−	685,000	4.40	20	−	
42	尼崎市	42	42	R3.6	797,000	717,000	−	−	640,000	3.30	45	−	
43	明石市	30	28	H31.4	732,000	667,000	−	−	602,000	4.35	20	−	
44	西宮市	41	40	R1.6	827,000	748,000	707,000	692,000	687,000	4.40	20	議会運営委員会、常任委員会	
45	奈良市	39	37	R3.7	733,000	644,000	−	−	596,000	3.30	45	−	
46	和歌山市	38	35	R1.5	790,000	720,000	−	−	660,000	4.40	20	−	

４ 議員定数、議員報酬

※ 報酬額が一時的に削減されている場合は、削減前の額を上段に記載、削減後の額を下段に括弧書きで記載し、備考欄に削減期間や削減率を記載

令和５年４月１日現在

		議員定数（人）			議員報酬 ※								
		条例定数	現員数	直近改選時期	議長（円）	副議長（円）	委員長（円）	副委員長（円）	議員（円）	期末手当	加算率（%）	正副委員長報酬の対象となる委員会	備　考
47	鳥　取　市	32	32	R4.12	584,000	513,000	−	−	475,000	3.30	45	−	
48	松　江　市	34	31	R3.4	584,000	504,000	−	−	475,000	3.25	40	−	
49	倉　敷　市	43	42	R3.2	780,000	720,000	−	−	670,000	4.40	20	−	
50	呉　　市	32	32	H5.4	660,000	600,000	560,000	555,000	550,000	4.44	20		期末手当の額は、議員報酬の月額から当該額の20%（議長にあっては24%）に相当する額を減じて得た額
51	福　山　市	38	35	R2.5	765,000	685,000	−	−	635,000	4.40	20	−	
52	下　関　市	34	34	R5.2	655,000	590,000	572,000	558,000	545,000	2.40	45	議会運営委員会、常任委員会	
53	高　松　市	40	40	R5.4	727,000	647,000	−	−	608,000	3.30	20	−	
54	松　山　市	43	43	R4.5	732,000	654,000	−	−	623,000	3.30	20	−	
55	高　知　市	34	33	R1.5	678,000	615,000	−	−	585,000	3.30	20	−	
56	久留米市	36	35	H31.4	683,000	616,000	−	−	582,000	3.30	45	−	
57	長　崎　市	40	39	R5.5	737,000	673,000	−	−	619,000	3.30	35	−	
58	佐世保市	33	31	H31.4	662,000	602,000	573,000	568,000	563,000	3.30	20	常任委員会、特別委員会、議会運営委員会	
59	大　分　市	44	44	R3.2	766,000	695,000	−	−	641,000	3.30	40	−	
60	宮　崎　市	40	38	H31.4	696,000	625,000	−	−	583,000	3.30	20	−	
61	鹿児島市	45	43	R2.4	790,000	738,000	696,000	−	686,000	3.30	20	常任委員会、議会運営委員会	
62	那　覇　市	40	40	R3.8	694,000	626,000	−	−	586,000	3.20	20	−	

５ 費用弁償

令和5年4月1日現在

		支給有無	金額/日	対象会議
1	函　館　市	有	公共交通機関:実費額　　自家用車:37円/km　　2km未満は支給しない	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
2	旭　川　市	無	－	－
3	青　森　市	無	－	－
4	八　戸　市	無	－	－
5	盛　岡　市	有	住居から本庁舎までの距離が2km以上に支給　2km以上4km未満300円から2kmごとに区分し50km以上4,000円を上限とする	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場　※重複支給はしない
6	秋　田　市	無	－	－
7	山　形　市	無	－	－
8	福　島　市	有	本会議または委員会の招集に応じた議員の居住地から議事堂までの距離により支給（4km未満 1,000円、4km以上8km未満　1,500円、8km以上　2,000円）	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場　※重複支給はしない
9	郡　山　市	無	－	－
10	いわき市	有	1kmにつき37円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場　※重複支給はしない
11	水　戸　市	無	平成22年4月1日より、当分の間、支給を停止している	－
12	宇都宮市	無	－	－
13	前　橋　市	無	－	－
14	高　崎　市	無	－	－
15	川　越　市	有	住居から議事堂までの片道の距離が2km以上に支給。・2km以上4km未満130円・4km以上6km未満160円・6km以上8km未満210円・8km以上10km未満270円・10km以上320円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場　※重複支給はしない
16	川　口　市	有	日額　5,000円	本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会又は川口市議会会議規則（昭和４９年議会規則第１号）第１６６条第１項及び第２項の規定により設けられた協議等の場に出席した場合。 ※重複支給はしない
17	越　谷　市	無	－	－
18	船　橋　市	無	－	－

５ 費用弁償

令和5年4月1日現在

		支給有無	金額/日	対象会議
19	柏　　市	無	－	－
20	八王子市	無	－	－
21	横須賀市	無	－	－
22	富 山 市	無	－	－
23	金 沢 市	有	4,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場　※重複支給はしない
24	福 井 市	無	－	－
25	甲 府 市	無	－	－
26	長 野 市	有	当該議員の住居と勤務場所との間を合理的な経路により往復した場合の距離に1キロメートル当たり 37円を乗じて得た額	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場　※重複支給はしない
27	松 本 市	有	当該議員の住居と勤務場所との間を合理的な経路により往復した場合の距離に1キロメートル当たり 37円を乗じて得た額	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場　※重複支給はしない
28	岐 阜 市	無	－	－
29	豊 橋 市	無	－	－
30	岡 崎 市	無	－	－
31	一 宮 市	無	－	－
32	豊 田 市	有	一般職の職員の通勤手当の例により算定した額	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、常任・特別委員長会議　※重複支給はしない
33	大 津 市	有	2km以上10km未満500円　10km以上15km未満1,000円　15km以上20km未満1,500円　20km以上2,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、議会広報広聴委員会　※重複支給はしない
34	豊 中 市	無	－	－
35	吹 田 市	無	－	－
36	高 槻 市	無	－	－
37	枚 方 市	無	－	－

５ 費用弁償

令和5年4月1日現在

		支給有無	金額/日	対象会議
38	八　尾　市	無	－	－
39	寝屋川市	無	－	－
40	東大阪市	無	－	－
41	姫　路　市	有	陸路:37円/km　水路:船賃　公用車利用時は支給なし	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
42	尼　崎　市	無	－	－
43	明　石　市	無	－	－
44	西　宮　市	無	－	－
45	奈　良　市	無	－	－
46	和歌山市	無	－	－
47	鳥　取　市	無	－	－
48	松　江　市	有	5km未満;1,000円/日　5km以上～15km未満;2,000円/日　15km以上;3,000円/日	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、議会広報等委員会　※重複支給はしない　正副議長につき公用車利用時は支給な
49	倉　敷　市	無		
50	呉　　市	有	2,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場　※重複支給はしない
51	福　山　市	有	身体上の障害、身体機能の低下その他の理由により、その移動が著しく困難であると議長が認めた議員に限り、本人の申出により、住居から議事堂までの距離に応じた費用弁償を支給する。 (1)住居から議事堂までの距離が5km未満 1,000円 (2)住居から議事堂までの距離が5km以上10km未満 2,000円 (3)住居から議事堂までの距離が10km以上 4,000円 2018年(平成30年)10月1日から施行(2018年(平成30年)9月25日議決)	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場

５ 費用弁償

令和5年4月1日現在

		支給有無	金額/日	対象会議
52	下　関　市	有	20円×自宅からの往復距離（1km未満切り捨て） 全行程の一部に公用車等利用の場合は算出額の1/2相当額 全行程公用車等利用の場合は費用弁償支給なし	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場（議会広報部会：但し重複支給はしない）
53	高　松　市	有	3,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
54	松　山　市	有	議員の住居と議場との間を最も経済的かつ合理的と議長が認めた経路及び手段により往復する場合に要する交通機関の運賃の相当額を支給する。ただし、公用自動車を利用したときは、費用弁償は行わない。	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
53	高　知　市	無	4㎞未満4,000円、4㎞以上4,500円（平成17年４月１日から支給凍結中）	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
56	久留米市	無	－	－
57	長　崎　市	無	－	－
58	佐世保市	有	住居から本会議等の開催場所までの片道の路程の区分に応じ、下記に定める額 2km未満　日額 3,000円　10km以上15km未満　日額 4,500円 2km以上 5km未満　日額 3,500円　15km以上　日額 5,000円 5km以上10km未満　日額 4,000円　※公用車を使用した議長等の費用弁償の額は、日額3,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、各常任委員会協議会
59	大　分　市	有	3,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場　※重複支給はしない
60	宮　崎　市	有	10㎞未満 日額3,000円、10㎞以上 日額5,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、代表者会、議会活性化検討委員会、広報広聴委員会、災害対策連絡会議、感染症対策連絡会議　※重複支給はしない
61	鹿児島市	有	3,000円	本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会 ※重複支給及び、オンラインによる方法で出席した場合は支給しない
62	那　覇　市	無	－	－

６ 公用車

※1 主に議長又は副議長が乗車する車両　※2 議長車以外で主に議会が使用する車両　※3 主に議会の運転業務のために勤務する職員
※4 ローテーション制やシフト制の場合は、同時間帯に勤務する人数

令和5年4月1日現在

		議長車※1			議会車(バス含む)※2			運転職員※3				備考
		保有台数	車両定員（運転手除く）	所管	保有台数	車両定員（運転手除く）	所管	人数※4	任用形態（正:正職員、再:再任用職員、会:会計年度任用職員）	所属	備考	
1	函館市	1	7	議会	0	－		1	再1	議会		
2	旭川市	1	6	市長部局	0	－		1	会1	市長部局		
3	青森市	1	7	市長部局	2	7,39	市長部局	1	正1	市長部局	議会専属運転手は1人、議会車及びバスの運転手は、その都度管財課で調整	
4	八戸市	1	7	議会				1	正1	議会		
5	盛岡市	1	7	市長部局	1	26	議会	2		市長部局		
6	秋田市	1	4	議会	1	24	議会	2	再2	議会		
7	山形市	1	4	市長部局				1	正1	議会		
8	福島市	1	4	議会	1	25	市長部局	1	正1	議会		
9	郡山市	1	6	議会				1	再1	議会	必要に応じ、市長部局へ運転を依頼	
10	いわき市	2	7,7	議会	1	26	議会	2	正1、再1	議会		
11	水戸市	2	4,6	市長部局				1	正1	議会		
12	宇都宮市	1	6	議会				1	正1	議会		
13	前橋市	1	4	議会	0			1	再1又は会1	市長部局	再任用職員1人、会計年度任用職員3人でローテーション	
14	高崎市	1	4	議会	1	7	議会	1	正1	議会		
15	川越市	1	4	市長部局				1	正1	市長部局		
16	川口市	1	4	議会	2	6,7	議会	－	－	その他	議会事務局職員が交代で運転	
17	越谷市	1	4	議会	1	9	議会	1	正1	議会		
18	船橋市	1	6	議会				－	－	その他	運行管理業務を委託	
19	柏市	1	4	議会	1	7	議会	1	再1	議会		

６ 公用車

※1 主に議長又は副議長が乗車する車両　※2 議長車以外で主に議会が使用する車両　※3 主に議会の運転業務のために勤務する職員
※4 ローテーション制やシフト制の場合は、同時間帯に勤務する人数

令和5年4月1日現在

		議長車※1			議会車(バス含む)※2			運転職員※3				備考
		保有台数	車両定員（運転手除く）	所管	保有台数	車両定員（運転手除く）	所管	人数※4	任用形態（正:正職員、再:再任用職員、会:会計年度任用職員）	所属	備考	
20	八王子市	1	6	市長部局				1	再1	市長部局		
21	横須賀市	1	6	市長部局				1	正1	市長部局		
22	富山市	1	4	市長部局				1	正1	議会		
23	金沢市	2	7,4	議会	1	24	議会	3	会1、再2	議会		
24	福井市	2	4,6	議会	1	6	議会	2	正1、再1	議会		
25	甲府市	1	4	議会				1	正1	市長部局	管財課職員が併任	
26	長野市	1	4	議会	1	19	議会	1	正1	議会	マイクロ運転は外部委託	
27	松本市	1	4	市長部局				1	正1	市長部局		
28	岐阜市	1	4	議会	1	29	議会	1	再1	議会	マイクロ運転は市長部局	
29	豊橋市	1	4	議会				－	－	その他	運転手１人を外部委託	
30	岡崎市	1	4	議会				1	正1	議会		
31	一宮市	1	6	市長部局				1	正1	議会		
32	豊田市	1	1	議会	1	27	議会	2	正1、再1	議会		
33	大津市	1	4	議会				1	正1	議会		
34	豊中市	1	6	市長部局				1	正1	市長部局		
35	吹田市	1	6	市長部局				2	正1、再1	市長部局		
36	高槻市	1	6	市長部局				3	再3	市長部局	再3が市長及び議長車を月ごとに交代で担当	
37	枚方市	1	7	議会				－	－	その他	運転手は事務局職員が担当	
38	八尾市	1	6	市長部局				1	正1	議会	技能労務職員が担当	

６ 公用車

※1 主に議長又は副議長が乗車する車両　※2 議長車以外で主に議会が使用する車両　※3 主に議会の運転業務のために勤務する職員
※4 ローテーション制やシフト制の場合は、同時間帯に勤務する人数

令和5年4月1日現在

		議長車※1			議会車(バス含む)※2			運転職員※3				備考
		保有台数	車両定員（運転手除く）	所管	保有台数	車両定員（運転手除く）	所管	人数※4	任用形態（正:正職員、再:再任用職員、会:会計年度任用職員）	所属	備考	
39	寝屋川市	1	6	市長部局	－	－		1	正1	市長部局		
40	東大阪市	1	4	議会				－	－	その他	運転手1人を外部委託	
41	姫路市	0			0			0			令和5年3月31日付　正1→0人	令和4年10月28日付　議長車1→0台
42	尼崎市	2	4,4	市長部局	1	7	市長部局	－	－	市長部局	市長部局で外部委託	
43	明石市	1	4	市長部局	－	－		2	正2	市長部局	管財担当が併任	
44	西宮市	1	6	議会				1	再1	議会		
45	奈良市	1	4	議会				－	－	その他	運転は議会総務課で対応。	
46	和歌山市	4	4,6,4,7	議会				3	正1、再2	議会		
47	鳥取市	1	4	議会				－	－	その他	運転は、事務局職員（正規職員）が交代で担当	
48	松江市	1	6	議会				1		市長部局		
49	倉敷市	1	4	議会				1	再1	議会		
50	呉市	1	7	議会	－	－		2	会2	議会	運転手はシフト勤務	
51	福山市	1	4	議会				1	会1	市長部局		
52	下関市	2	4,4	議会				2	正2	議会		
53	高松市	2	4,4	市長部局	0			2	正1、再1	市長部局		
54	松山市	1	7	議会	1	5	議会	2	正1、会1	議会	議会車運転用務の会計年度任用職員1名は事務局用務と兼務	
55	高知市	1	7	議会				1	正1	議会		
56	久留米市	2	4,4	市長部局	1	20	市長部局	2	会2	議会	運転手は財産管理課と併任	
57	長崎市	1	4	議会	2	4,26	議会	2	正2	議会		

６ 公用車

※1 主に議長又は副議長が乗車する車両　※2 議長車以外で主に議会が使用する車両　※3 主に議会の運転業務のために勤務する職員
※4 ローテーション制やシフト制の場合は、同時間帯に勤務する人数

令和５年４月１日現在

		議長車※1			議会車(バス含む)※2			運転職員※3				備考
		保有台数	車両定員（運転手除く）	所管	保有台数	車両定員（運転手除く）	所管	人数※4	任用形態（正:正職員、再:再任用職員、会:会計年度任用職員）	所属	備考	
58	佐世保市	1	4	議会	1	24	議会	1	正1	議会		
59	大分市	1	4	議会				1	正1	議会		
60	宮崎市	1	4	議会	1	27	議会	1	会1	議会		
61	鹿児島市	1	4	市長部局	1	25	市長部局	2	正2	市長部局	運転手は管財課職員が担当	
62	那覇市	1	4	議会	1	26	議会	2	会2	議会	シフト勤務	

7 政務活動費①

令和5年4月1日現在

		月額/人（円）	年額/人（円）	交付対象	収支報告書への添付資料
1	函館市	45,000	540,000	会派	領収書、領収書に準ずる書類、会計伝票、支出伝票、出張報告書ならびに政務活動費の使途に関する資料
2	旭川市	80,000	960,000	会派及び会派に属さない議員	会計帳簿、領収書等の写し
3	青森市	90,000	1,080,000	会派（会派に属する議員全てが個人に対する交付を希望する場合は議員個人）及び会派に属さない議員	会計帳簿、領収書の写し等
4	八戸市	80,000	960,000	会派及び会派に属さない議員	領収書等、視察報告書、活動記録簿
5	盛岡市	50,000	600,000	議員	領収書等の原本又は写し、視察等概要書等
6	秋田市	100,000	1,200,000	会派	会議資料（研究会・研修会）、調査資料及び所感(先進地調査等)、領収書等
7	山形市	100,000	1,200,000	議員	領収書、その他証拠書類、活動報告書、視察報告書、旅費等支出計算書、行程表、会計帳簿、作成物がある場合はその作成物等
8	福島市	100,000	1,200,000	会派 （所属議員が1人の場合を含む）	領収書、支払証明書、政務活動報告書、その他政務活動費の支出内容を補完する書類
9	郡山市	100,000	1,200,000	会派	領収書その他の支出を証する書類、行政調査等の成果報告書、作成物（広報紙、報告書、ウェブページ等）がある場合は、その作成物、他
10	いわき市	110,000	1,320,000	会派	領収書等の支出を明らかにした書面
11	水戸市	90,000	1,080,000	会派（その所属する議員が3人未満の場合を含む）	領収書その他の当該支出の事実を証する書類
12	宇都宮市	100,000	1,200,000	会派	領収書等の原本，政務活動費収入支出記入簿，政務活動費科目別明細書，政務活動費実績報告書
13	前橋市	100,000	1,200,000	会派（一人会派含む）	領収書その他の証拠書類
14	高崎市	－	1,000,000	会派又は議員	会計帳簿、領収書等の証拠書類（原本）、視察報告書等
15	川越市	70,000	840,000	会派（一人会派含む）	領収書、領収書添付書兼活動報告書、行政視察報告書
16	川口市	180,000	2,160,000	会派に属する議員にあっては、会派及び議員に交付可能。会派に属さない議員にあっては、議員に交付。	政務活動報告書（個表）、領収書の写し等
17	越谷市	80,000	960,000	会派及び議員	領収書、その他証拠書類を添付
18	船橋市	80,000	960,000	会派又は議員	領収書（1円以上）、または領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面
19	柏市	80,000	960,000	会派及び議員	領収書等の証拠書類、視察報告書、会計帳簿、研修報告書

7 政務活動費①

令和5年4月1日現在

		月額/人（円）	年額/人（円）	交付対象	収支報告書への添付資料
20	八王子市	60,000	720,000	会派(所属議員が1人の場合を含む)	すべての支出に係る領収書等
21	横須賀市	130,000	1,560,000	議員又は会派	政務活動費収支報告書について、原則として領収書を添付し、領収書の徴収が困難な場合は支払確認書をもってこれに代えることができる。
22	富山市	150,000	1,800,000	会派	すべての支出に係る領収書、その他証拠書類及び実績報告書
23	金沢市	160,000	1,920,000	議員	政務活動費出納簿の写し、領収書の写し、海外・県外等政務活動報告書、市政報告会等開催報告書、広報誌等作成報告書及び関係書類、職員雇用台帳(職員雇用の際)、政務活動事務所届(事務所費計上の際)、備品台帳(1万円以上の備品購入の際)
24	福井市	150,000	1,800,000	議員及び会派	領収書、その他の支払証拠書類の写し、金銭出納簿、政務活動記録簿、月別支出一覧表
25	甲府市	40,000	480,000	会派(所属議員が1名の場合も含む)	旅費を除く全ての支出に係る領収書、視察報告書、研修報告書、その他(広報費における広報原稿、広聴費、要請・陳情活動費、会議費における各種報告書)
26	長野市	85,000	1,020,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	すべての支出に係る領収書等の証拠書類
27	松本市	－	250,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	政務活動費活動報告書及び領収書の写し(領収書の写しのないものは、その金額、相手方及び理由を記載した書類)
28	岐阜市	150,000	1,800,000	会派又は議員	政務活動費に係る政務活動実績報告書、視察・調査報告書、研修受講報告書、要請・陳情活動報告書、領収書等の証拠書類、会計帳簿の写し
29	豊橋市	90,000	1,080,000	議員	領収書の写し、視察報告書
30	岡崎市	50,000	600,000	会派及び会派に属さない議員	領収書の写し、調査研修に係る報告書及び広報費に係る広報誌、調査業務の外部委託をした際の契約書の写し及び成果品原本
31	一宮市	50,000	600,000	議員	会計帳簿、領収書又はこれに準ずる書類を添付
32	豊田市	－	600,000	会派及び議員	領収書等の証拠書類の写し
33	大津市	70,000	840,000	会派	すべての支出に係る領収書の写しの添付
34	豊中市	70,000	840,000	会派(所属議員が1人の場合を含む)	領収書、その他証拠書類等。活動記録票(旅費や研修参加負担金などの支出がある場合)
35	吹田市	110,000	1,320,000	会派	会計帳簿、支払伝票、領収書等
36	高槻市	70,000	840,000	議員	会計帳簿、領収書外証拠書類
37	枚方市	70,000	840,000	議員	領収書、領収書に準ずる書類、会計伝票、支出伝票、出張報告書ならびに政務活動費の使途に関する資料

7 政務活動費①

令和5年4月1日現在

		月額/人（円）	年額/人（円）	交付対象	収支報告書への添付資料
38	八　尾　市	70,000	840,000	会派又は議員	領収書、会計帳簿、活動記録簿（調査研究、研修費、広聴費）、活動報告書
39	寝屋川市	45,000	540,000	会派又は会派に属するものの議員個人として政務活動費の交付を受ける議員若しくは会派に属さない議員	領収書、その他証拠書類、活動報告書等
40	東大阪市	150,000	1,800,000	会派	会計帳簿、領収書、活動報告書、その他活動実績に応じて必要書類を添付
41	姫　路　市	85,000	1,020,000	会派	収支報告書について、すべての支出に係る領収書等の証拠書類の写し及び会計帳簿の写し
42	尼　崎　市	100,000	1,200,000	会派（無所属議員は会派と同等と認めて交付）	領収書等（1円以上）
43	明　石　市	80,000	960,000	会派	領収書等（1円以上）の原本
44	西　宮　市	120,000	1,440,000	会派及び議員	領収書等の証拠書類
45	奈　良　市	70,000	840,000	議員（会派所属議員全員の合意があれば、会派への交付も可）	領収書等の証拠書類
46	和歌山市	100,000	1,200,000	会派（一人会派含む）	金銭の支払に関する証拠書類の写し
47	鳥　取　市	30,000	360,000	会派又は会派に所属しない議員	出納簿、支出伝票、領収書（又はそれに代わる証拠書類）、政務活動報告書
48	松　江　市	25,000（個人） 15,000（会派）	300,000（個人） 180,000（会派）	会派及び議員	領収書（原本）及び視察報告書
49	倉　敷　市	120,000	1,440,000	会派又は会派に所属しない議員	収支報告書に係る領収書、出張報告書等の証拠書類（写し）
50	呉　　市	50,000	600,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	領収書、領収書を徴することができない場合は、政務活動費支払証明書等
51	福　山　市	130,000	1,560,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	支出書、領収書（1円以上）、研究研修・調査報告書の写し
52	下　関　市	50,000	600,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	領収書（1円以上）、その他証拠書類
53	高　松　市	100,000	1,200,000	議員	領収書等の写し、政務活動記録票、職員雇用台帳、支払確認書、政務活動費を計上する事務所に関する届出書

7 政務活動費①

令和5年4月1日現在

		月額/人（円）	年額/人（円）	交付対象	収支報告書への添付資料
54	松　山　市	102,000	1,224,000	議員	領収書（1円以上）、県外活動・調査研究視察報告書、その他証拠書類
55	高　知　市	100,000	1,200,000	会派	活動内容報告書兼政務活動費支出明細書、領収書、行政視察報告書、支払証明書
56	久留米市	50,000	600,000	会派(所属議員が1人の場合を含む)	領収書（1円以上・原本）、視察・研修報告書、その他証拠書類
57	長　崎　市	150,000	1,800,000	議員	金銭出納簿、支払伝票、領収書等。 その他、旅費には出張記録書、入手資料、報告書、印刷費には発行した印刷物の完成品、書籍には図書購入明細書など。
58	佐世保市	50,000	600,000	会派	領収書又はこれに準ずる書類
59	大　分　市	100,000	1,200,000	会派（所属議員が1人の場合を含む）	1．会計帳簿、2．領収書、3．支出調書、4．市内県内政務調査旅費計算書兼支出調書、5．旅費計算書、6．出張命令書兼支出調書、7．旅費精算書兼旅行命令変更書、8．出張報告書、9．実施（参加）報告書、10．前渡金支出調書、11．前渡金精算書、12．新聞購読料計算書、13．燃料費計算書、14．電話等利用計算書
60	宮　崎　市	80,000	960,000	会派（所属議員が1人の場合を含む）	出納簿、会計伝票、領収書、備品台帳。その他、調査研究費旅費では実績報告書、広報広聴費印刷費では発行した印刷物、資料購入費では購入した書籍の表紙の写しなど
61	鹿児島市	150,000	1,800,000	会派（所属議員が1人の場合を含む）	領収書等の写し、出張報告書の写し
62	那　覇　市	90,000	1,080,000	会派又は議員	領収書、その他証拠書類

8 政務活動費②

※ 情報公開条例に基づく公開は除く。

令和5年4月1日現在

		収支報告書等の公開※			
		公開有無	公開方法(場所)	ホームページで公開している資料	ホームページ以外でのみ公開している資料
1	函館市	有	ホームページ、議会事務局執務室	収支報告書、会計帳簿、各種伝票(領収書等含む)	
2	旭川市	有	ホームページ、議会図書室	決算書、会計帳簿、領収書等	
3	青森市	有	ホームページ	収支報告書、会計帳簿	なし
4	八戸市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、支出整理簿、領収書等、視察報告書	視察報告書に係る視察先から配付された資料
5	盛岡市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、支出整理簿、領収書等、視察報告書	
6	秋田市	有	ホームページ、議会図書室	すべての支出について、領収書等の証拠書類を報告書に添付して提出。 (※研究会・研修会へ出席した時→会議資料を追加、先進地調査等をした時→調査資料および所感を追加)	
7	山形市	有	閲覧、ホームページ	収支報告書、会計帳簿、領収書、その他証拠書類全て	
8	福島市	有	ホームページ、市民情報室	収支報告書、領収書、会計帳簿、活動報告書・視察報告書、収支報告書の内容を取りまとめた一覧表、会派だよりなど政務活動費により作成した印刷物	
9	郡山市	有	ウェブサイト、議会事務局、市政情報センター	領収書その他支出を証する書類、行政調査等の成果報告書、作成物(広報紙、報告書、ウェブページ)	
10	いわき市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書	
11	水戸市	無		－	

8 政務活動費②

※ 情報公開条例に基づく公開は除く。

令和5年4月1日現在

		収支報告書等の公開※			
		公開有無	公開方法(場所)	ホームページで公開している資料	ホームページ以外でのみ公開している資料
12	宇都宮市	有	ホームページ、行政情報センター(本庁内)	収支報告書，収入支出記入簿，科目別明細書，政務活動実績報告書，領収書等証拠書類，執行状況一覧	無
13	前橋市	有	ホームページ、情報公開コーナー	収支報告書、行政視察(研修)報告書(R3年度分から掲載)、領収書等整理票、領収書、旅費支給内訳書	備品台帳、行政視察(研修)報告書のうち、写真・資料
14	高崎市	有	ホームページ、市民情報センター	会計帳簿、領収書等の証拠書類(原本)、視察報告書等	－
15	川越市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書	領収書、領収書添付書兼活動報告書、行政視察報告書
16	川口市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、個表、領収書等、請求書、研修会等の案内・相手方名刺等、広報紙(誌)、ホームページのトップページ等、業務委託成果物、賃金受領証明書等、名刺、政務活動費の手引き	視察報告書、各種契約書・事務所設置報告書
17	越谷市	有	ホームページ	収支報告書、出納簿兼使途項目別集計表	－
18	船橋市	有	議会事務局、議会ウェブサイト	収支報告書、領収書等	－
19	柏市	有	市庁舎1F「行政資料室」	収支報告書、領収書等の証拠書類、視察報告書、会計帳簿、研修報告書	
20	八王子市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書	
21	横須賀市	有	ホームページ、 市政情報コーナー	収支報告書、視察等報告書、運用マニュアル	備品整理台帳、事務所設置・携帯使用届
22	富山市	有	閲覧室、ホームページ	すべての支出に係る領収書、その他証拠書類及び実績報告書	
23	金沢市	有	ホームページ、議会図書室、 市政情報コーナー	収支報告書、出納簿	領収書の写し、海外・県外等政務活動報告書、市政報告会等開催報告書、広報誌等作成報告

8 政務活動費②

※ 情報公開条例に基づく公開は除く。

令和5年4月1日現在

		収支報告書等の公開※			
		公開有無	公開方法(場所)	ホームページで公開している資料	ホームページ以外でのみ公開している資料
24	福井市	有	市役所1階 市民サービス推進課	－	領収書、その他の支払証拠書類の写し、金銭出納簿、政務活動記録簿、月別支出一覧表
25	甲府市	有	議会局窓口及びホームページ	収支報告書、各項目別の支出一覧、経費内訳書、領収書、視察報告書	その他の書類の公開については情報公開条例による。
26	長野市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、領収書、活動報告書等	
27	松本市	有	ホームページ、議会事務局	政務活動費収支（領収書等）、活動報告	
28	岐阜市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書及びその添付書類	
29	豊橋市	有	市庁舎1F「じょうほうひろば」 ホームページ	収支報告書、収支内訳書、収支一覧	支出伝票、領収書等の証拠書類の写し、視察報告書
30	岡崎市	有	ホームページ、市政情報コーナー	収支報告書、領収書の写し、調査研修に係る報告書及び広報費に係る広報誌、調査業務の外部委託をした際の契約書の写し及び成果品原本	
31	一宮市	有	ホームページ、市資料コーナー（本庁舎、尾西庁舎、木曽川庁舎）	収支報告書、会計帳簿	
32	豊田市	有	ホームページ、市政情報コーナー	収支一覧表	収支報告書、収支決算書、領収書等の証拠書類の写し、視察報告書、研修報告書
33	大津市	有	ホームページ、情報公開	収支報告書、出納簿、視察報告書、収支伝票、領収書、備品台帳	
34	豊中市	有	ホームページ、市政情報コーナー	収支報告書、領収書、会計帳簿、支払伝票（全て写し）	旅費明細書、行政視察時の活動報告書
35	吹田市	有	ホームページ	収支報告書、会計帳簿、支払伝票、領収書又は支払った事実を証する資料、出張報告書	―
36	高槻市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書他証拠書類	
37	枚方市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、領収書、領収書に準ずる書類、会計伝票、支出伝票、出張報告書ならびに政務活	
38	八尾市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、活動報告書	会計帳簿、領収書、活動記録簿（調査研究、研修費、広聴費）

8 政務活動費②

※ 情報公開条例に基づく公開は除く。

令和5年4月1日現在

		収支報告書等の公開※			
		公開有無	公開方法(場所)	ホームページで公開している資料	ホームページ以外でのみ公開している資料
39	寝屋川市	有	ホームページ、市民情報コーナー	収支報告書	領収書等を含む全ての書類の写し
40	東大阪市	有	ホームページ、議会窓口	収支報告書、活動報告書、会計帳簿、領収書等	
41	姫路市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、領収書等の写しを添付した支出書、会計帳簿の写し	
42	尼崎市	有	ホームページ、議会事務局内	収支報告書、領収書の添付された支出書、経理帳簿(議会事務局作成分)、出張の報告書及びその成果物	－
43	明石市	有	議会局内、ホームページ	収支報告書	領収書の写し等
44	西宮市	有	ホームページ、総務課(情報公開・公文書担当)	収支報告書、項目集計表、政務活動記録簿、領収書等の証拠書類等	
45	奈良市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、領収書等	
46	和歌山市	有	ホームページ	収支報告書、領収書等	
47	鳥取市	有	ホームページ、議会事務局	出納簿、支出伝票、領収書(又はそれに代わる証拠書類)、政務活動報告書 ※領収書は平成30年度分から公開	
48	松江市	有	ホームページ・議会図書室行政資料コーナー	収支報告書、領収書などの支出の根拠となる書類	
49	倉敷市	有	事務局及びホームページ	収支報告書、領収書等	
50	呉市	有	議会事務局、ホームページ	政務活動費収支報告書、出納簿、備品台帳、支出伝票(領収書等)を公開。個人情報と議会が判断する部分は除く。	領収書等添付書類、視察報告書
51	福山市	有	ホームページ	収支報告書 等	

8 政務活動費②

※ 情報公開条例に基づく公開は除く。

令和5年4月1日現在

		収支報告書等の公開※			
		公開有無	公開方法(場所)	ホームページで公開している資料	ホームページ以外でのみ公開している資料
52	下　関　市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、領収書(1円以上)、その他証拠書類	
53	高　松　市	有	ホームページ	収支報告書と全ての添付書類(個人情報等は黒塗り)	ホームページにて全て公開
54	松　山　市	有	ホームページ	個人別収支一覧、収支報告書、収支伝票、領収書、視察報告書等	
55	高　知　市	有	ホームページ，議会図書室	収支報告書，活動内容報告書兼政務活動費支出明細書，領収書，行政視察報告書，支払証明書，その他根拠となる資料。	なし
56	久留米市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告一覧、収支報告書、事業実績報告書、視察(研修)報告書、出納簿、収入書、支出書、領収書、その他収入及び支出を証明できる資料	
57	長　崎　市	有	ホームページ、議会事務局	原則として全部公開(情報公開請求をせずに事務局で閲覧可能)。 ホームページでは収支報告書、金銭出納簿、領収書を公開している。	
58	佐世保市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、領収書等	
59	大　分　市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書・会計帳簿・領収書等	
60	宮　崎　市	有	議会事務局	収支報告書	出納簿、収入伝票、支出伝票、備品台帳、領収書、調査研究費・要請陳情活動費実績報告書、会議実績報告書、人件費実績報告書ほか付随
61	鹿児島市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、領収書等の写し	出張報告書の写し
62	那　覇　市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告一覧表、収支報告書、領収書等	

９ 行政視察

※ 毎年実施しない場合は、実施する場合の金額を記載し、実施間隔(「隔年」など)を括弧書きする。

令和5年4月1日現在

		一人当たり視察旅費・年額（円） ※				
		常任委員会	特別委員会	議会運営委員会	一般行政視察	その他視察
1	函館市	130,000	なし	130,000	なし	
2	旭川市	150,000 （隔年実施）	予算の範囲内 （必要の都度）	なし	220,000円（任期中2回以内）	単独行政視察　150,000※1回当たり （任期中に2回実施）
3	青森市	110,000	90,000	110,000	200,000円	一般行政視察　200,000
4	八戸市	150,000	130,000 （隔年実施）	130,000		個人視察　170,000
5	盛岡市	118,000	120,000	111,000 （2年に1回実施）	なし	議会広報委員会　59,520 （2年に1回実施）
6	秋田市	140,000	実費（予算の範囲内）	70,000	なし	
7	山形市	150,000	120,000	120,000	なし	
8	福島市	200,000	120,000	170,000		
9	郡山市	135,000	予算の範囲内 （必要の都度）	142,500	なし	
10	いわき市	120,000	65,000 （必要に応じて実施）	なし	なし	議会改革推進検討委員会 65,000 政策提案検討委員会65,000（必要に応じて実施）
11	水戸市	90,000	改選のため当初予算は0 （設置後は1人50,000円を補正予定）	50,000		議会報編集委員会 50,000
12	宇都宮市	130,000	100,000	議会運営の調査に係る議員派遣として30,000円，広報広聴等の調査に係る議員派遣として30,000円		
13	前橋市	110,000	80,000	80,000	なし	議員派遣110,000円
14	高崎市	120,000	80,000	80,000		広報委員会80,000円
15	川越市	180,000	90,000	100,000	なし	
16	川口市	160,000	150,000 （改選期の年度は実施せず）	160,000		
17	越谷市	100,000	なし	100,000	なし	議員派遣　100,000
18	船橋市	127,630	なし	127,630	なし	
19	柏市	110,000	視察を行う場合は別途予算措置			

９ 行政視察

※ 毎年実施しない場合は、実施する場合の金額を記載し、実施間隔(「隔年」など)を括弧書きする。

令和5年4月1日現在

		一人当たり視察旅費・年額（円） ※				
		常任委員会	特別委員会	議会運営委員会	一般行政視察	その他視察
20	八王子市	80,000	60,000	80,000	なし	会派視察は政務活動費で対応
21	横須賀市	100,000	80,000	80,000	政務調査費で対応	
22	富山市	100,000	なし	100,000	なし	
23	金沢市	150,000	150,000	150,000	なし	都市間交流推進事業　2,400,000円（延べ38人） 議会広報委員会　150,000円
24	福井市	80,000	80,000	80,000		
25	甲府市	80,000	なし	50,000		調査研究会　50,000円
26	長野市	130,000円			なし	
27	松本市	90,000	60,000	90,000		
28	岐阜市	100,000（正副委員長が協議した結果、１人当たり１０万円を超える行程の視察が必要であれば、正副議長に申し出をし、正副議長がその必要性を認めた場合、予算の枠内での調整を図ることとして、調整が可能な場合に限り視察を認めている。なお、特別委員会は、原則2年任期で、視察は任期初年度に実施している。）			なし	
29	豊橋市	90,000	72,000	72,000	140000	
30	岡崎市	80,000	80,000	80,000	170000	議会広報委員会　80,000
31	一宮市	100,000	70,000	100,000		
32	豊田市	90,000	90,000	75,000	なし	左記の金額を目安に委員会全体の予算内で調整
33	大津市	50,000	1,200 （県内旅費、@600×2回分）	50,000	200,000	
34	豊中市	55,000	55,000	55,000		
35	吹田市	69,000	69,000	69,000		
36	高槻市	85,000	なし	85,000	200,000	議会だより編集委員会 85,000 会派視察　200,000
37	枚方市	70,000	なし	なし	なし	

９ 行政視察

※ 毎年実施しない場合は、実施する場合の金額を記載し、実施間隔(「隔年」など)を括弧書きする。

令和5年4月1日現在

		一人当たり視察旅費・年額（円） ※				
		常任委員会	特別委員会	議会運営委員会	一般行政視察	その他視察
38	八　尾　市	90,000		40,000		
39	寝屋川市	100,000	100,000	100,000		特別委員会100,000（必要に応じて実施）
40	東大阪市	63,000	63,000	63,000	153,000	議会だより編集委員会 63,000 一般行政視察　153,000
41	姫　路　市	200,000	0	200,000	なし	会派視察　200,000
42	尼　崎　市	70,000	なし	70,000	常任委員会分に含む	
43	明　石　市	120,000	なし	60,000	なし	
44	西　宮　市	130,000	なし	なし	常任委員会分に含む	
45	奈　良　市	なし	なし	なし	なし	
46	和歌山市	常任・特別委員会・一般行政視察併せて1人300,000			なし	
47	鳥　取　市	90,000	90,000	90,000		一般行政視察　130,000
48	松　江　市	120,000	120,000	120,000		
49	倉　敷　市	常任・特別委員会併せて1人240,000		必要額	なし	
50	呉　　市	150,000	107,420(東京３泊４日)	107,420(東京３泊４日)		個人行政視察　200,000円
51	福　山　市	140,000	100,000	140,000	100000	一般行政視察　100,000 議会だより編集委員会　100,000
52	下　関　市	常任・議運は１人当たり年額122,000円。特別委員会は、常任・議運の予算で対応。			384,000	一般調査視察旅費　150,000 協議等の場（議会広報部会）　122,000
53	高　松　市	85,000	なし	85,000	100000	一般行政視察　3,600,000（予算総額）
54	松　山　市	120,000	120,000	120,000	なし	
55	高　知　市	常任・議運は１人当たり年額150,000円。特別委員会は、常任・議運の予算で対応（不足の場合は補正）。			なし	
56	久留米市	180,000	100,000	180,000	なし	会派視察　180,000、 議会広報委員会(協議・調整の場)　100,000

９ 行政視察

※ 毎年実施しない場合は、実施する場合の金額を記載し、実施間隔(「隔年」など)を括弧書きする。

令和５年４月１日現在

		一人当たり視察旅費・年額（円） ※				
		常任委員会	特別委員会	議会運営委員会	一般行政視察	その他視察
57	長　崎　市	250,000	150,000	150,000	なし	
58	佐 世 保 市	200,000	1,150,000 ※1委員会当たりの額	1,350,000 ※1委員会当たりの額	なし	
59	大　分　市	180,000	130,000	180,000	170000	一般行政視察　170,000
60	宮　崎　市	135,000	125,000	135,000	なし	
61	鹿 児 島 市	200,000	200,000	200,000		
62	那　覇　市	203,800	なし	なし	なし	・1期4年間のうち、3年は委員会視察、1年は会派視察を実施。 ・2年毎に議会運営委員会視察を実施(前回は令和4年度実施。令和2年度はコロナ禍により中止)。

10 海外視察、姉妹都市・友好都市交流

※1 主な目的が姉妹都市・友好都市との交流であるものを除く。 ※2 現年度又は次年度以降に実施が想定される場合は、「有」

※3 直近の実施年度の実績を記載。同年度に2件以上実績がある場合は、2件目以降は備考欄に記載。過去10年間に実績ない場合は「－」 ※4 議会分

令和5年4月1日現在

		海外視察 ※1			姉妹都市・友好都市交流 ※3						備考
		実施有無 ※2	実施の状況	旅費の基準額又は予算額（円／1人当たり）	訪問年度	訪問都市名(国名)	訪問単位	訪問人数（人）※4	旅費実績額（円／総額）※4	旅費予算の所属	
1	函館市	無			平成28年度	高陽市（大韓民国）	議会単体	議員6名、随行2名	決算額2,222,967円	議会	
2	旭川市	無	平成15年度から凍結 平成23年度に廃止	－	平成29年度	ユジノサハリンスク市（ロシア）	議会単体	6	784,800	議会	
3	青森市	無	平成25年度から未実施	－	―	―		―	―		
4	八戸市	無	平成28年度から未実施								
5	盛岡市	無	平成19年度から自粛								
6	秋田市	無	平成22年度から当分の間凍結								
7	山形市	無			令和元年度	台南市	執行部の訪問団に参加	6	0	市長部局	
8	福島市	無	平成21年度から未実施								
9	郡山市	無	平成21年度から未実施								
10	いわき市	無			平成28年度	タウンズビル市（オーストラリア）	執行部の訪問団に参加	2	551,980	議会	
11	水戸市	無			平成29年度	重慶市・西安市（中国）	執行部の訪問団に参加	5	1,338,200	議会	
12	宇都宮市	無	令和2年度から未実施	920,950円（令和5年度予算）	－	－		－	－		
13	前橋市	無	平成16年度から未実施		－						
14	高崎市	無	－		－						
15	川越市	無	H30年度から未実施		令和元年度	オッフェンバッハ（ドイツ）	執行部の訪問団に参加	4	1,819,872	議会	他随行1名（462,848円／総額）
16	川口市	無	－								
17	越谷市	無	平成24年度に廃止	－	令和元年度	キャンベルタウン市（オーストラリア）	執行部の訪問団に参加	2	595,915	議会	
18	船橋市	無	平成12年度から未実施								
19	柏市	無	平成10年度から未実施	－	－	－		－	－		
20	八王子市	無			平成30年度	高雄市（台湾）	議会単体	6	815,499	議会	
21	横須賀市	無	平成11年から未実施								
22	富山市	無	平成29年度から未実施								

10 海外視察、姉妹都市・友好都市交流

※1 主な目的が姉妹都市・友好都市との交流であるものを除く。 ※2 現年度又は次年度以降に実施が想定される場合は、「有」

※3 直近の実施年度の実績を記載。同年度に2件以上実績がある場合は、2件目以降は備考欄に記載。過去10年間に実績ない場合は「－」 ※4 議会分

令和5年4月1日現在

		海外視察 ※1			姉妹都市・友好都市交流 ※3						備考
		実施有無 ※2	実施の状況	旅費の基準額又は予算額（円／1人当たり）	訪問年度	訪問都市名(国名)	訪問単位	訪問人数（人）※4	旅費実績額（円／総額）※4	旅費予算の所属	
23	金沢市	無			令和4年度	バッファロー市（アメリカ合衆国）	議会単体	4	7,580,540	議会	
24	福井市	無	平成26年度から未実施		平成29年度	ニューブランズウィック市	議会単体	7	2,852,446	議会	
25	甲府市	無	平成15年度から凍結		平成27年度	ポー市（フランス）	執行部の訪問団に参加	2	1,124,290	議会	
26	長野市	無	平成19年度から未実施	－							H28年度以前の文書廃棄済 H29年度以降は未実地
27	松本市	無			令和元年度	カトマンズ（ネパール）	執行部の訪問団に参加	2	432,300	市長部局	
28	岐阜市	無			令和元年度	杭州市・西安市（中国）	執行部の訪問団に参加	4	2,004,030	議会	
29	豊橋市	無	平成20年度から廃止	－							
30	岡崎市	無	平成22年度から凍結								
31	一宮市	無	平成11年から未実施								
32	豊田市	無			平成30年度	英国ロンドン市、ダービーシャー県、ダービー	議会単体	5	7,524,292	議会	
33	大津市	無									
34	豊中市	無	平成7年度から休止								
35	吹田市	無	平成22年度から未実施								
36	高槻市	無			令和元年度	フィリピン　マニラ市	議会単体	10	1,714,700	議会	
37	枚方市	無	平成26年度から廃止	－							
38	八尾市	無	平成18年度から未実施		令和元年度	アメリカ合衆国ワシントン州ベルビュー市	執行部の訪問団に参加	1	390,064	議会	旅費実績額は、議員・随行職員の総額
39	寝屋川市	無									
40	東大阪市	無									平成28年度から予算計上していない。
41	姫路市	無	平成17年度から廃止	－							
42	尼崎市	無	平成5年度から未実施		令和元年度	アウクスブルク市(ドイツ)	執行部の訪問団に参加	2	0	市長部局	

10 海外視察、姉妹都市・友好都市交流

※1 主な目的が姉妹都市・友好都市との交流であるものを除く。 ※2 現年度又は次年度以降に実施が想定される場合は、「有」

※3 直近の実施年度の実績を記載。同年度に2件以上実績がある場合は、2件目以降は備考欄に記載。過去10年間に実績ない場合は「－」 ※4 議会分

令和5年4月1日現在

		海外視察 ※1			姉妹都市・友好都市交流 ※3						備考
		実施有無 ※2	実施の状況	旅費の基準額又は予算額（円／1人当たり）	訪問年度	訪問都市名(国名)	訪問単位	訪問人数（人）※4	旅費実績額（円／総額）※4	旅費予算の所属	
43	明石市	無			平成30年度	無錫市（中国）	執行部の訪問団に参加	2	256,200	議会	バレホ市（アメリカ）に平成30年に6名で市長と共に議会予算 3,650,000円にて実施。
44	西宮市	無	平成7年度から凍結 平成20年度から廃止	－	令和4年度	ロット・エ・ガロンヌ県及びアジャン市（フランス）	執行部の訪問団に参加	2	1,691,910	議会	
45	奈良市	無			令和4年度	サマルカンド市（ウズベキスタン）	執行部の訪問団に参加	2	0	市長部局	令和4年度トレド市（スペイン）／執行部の訪問団に参加／議会分訪問人数：1人／議会分旅費：0円／旅費予算の所属：市
46	和歌山市	有	令和元年度実施（台湾）	¥131,340	令和元年度	済南市（中国）	議会単体	6	357,511	議会	
47	鳥取市	無			平成29年度	韓国清州市	議会単体	8	1,240,960	議会	
48	松江市	無	平成21年度から見合わせ		令和元年度	宝塚市	議会単体	31	34,100／ 781,842	議会	
49	倉敷市	無	－	－	平成29年度	カンザスシティ(米国）	議会単体	7	3,924,780	議会	任期中に1回。海外視察は当面自粛。姉妹友好都市提携周年事業のみ実施。 予算：500,000円(一人当たり)
50	呉市	無	－	－	平成29年度	基隆(キールン)市	議会単体	7	987,350	議会	姉妹都市・友好都市交流は、費用の半分を政務活動費から支出
51	福山市	有	令和5年度に日本ハワイ姉妹州姉妹都市サミット等に参加予定	議員 760千円 職員 760千円							
52	下関市	有	全体予算として2,800千円予算計上	―	平成30年度	ピッツバーグ市（アメリカ）	執行部の訪問団に参加	2	1,098,160	議会	そのほか、釜山市（韓国）とサントス（ブラジル）を訪問
53	高松市	有	直近は令和元年度に議員5名がタイ、ベトナム、シンガポールを視察。 全議員が任期中各1回参加できる。（市議会独自の企画）	600,000円	平成30年度	基隆市、高雄市、桃園市、台北市（台湾）	議会単体	6	1,995,441	議会	
54	松山市	有	令和2・3・4年度は実施なし	一人当たり75万円以内、1年度12名以内(任期中に一回)	令和元年度	台湾	その他	39	5,938,886	議会	
55	高知市	無	平成17年度から実施なし		令和元年度	アメリカ合衆国フレスノ市	執行部の訪問団に参加	2	910,830	議会	
56	久留米市	無			平成29年度	モデスト市（米国）	執行部の訪問団に参加	8	3,118,710	市長部局	H29合肥市(中国)執行部の訪問団に参加、2人、270,380円、旅費予算は市長部局。 H27年度までは全国市議会議長会主催の行政視察に参加（H28年度以降は予算なし）

10 海外視察、姉妹都市・友好都市交流

※1 主な目的が姉妹都市・友好都市との交流であるものを除く。 ※2 現年度又は次年度以降に実施が想定される場合は、「有」

※3 直近の実施年度の実績を記載。同年度に2件以上実績がある場合は、2件目以降は備考欄に記載。過去10年間に実績ない場合は「-」 ※4 議会分

令和5年4月1日現在

		海外視察 ※1			姉妹都市・友好都市交流 ※3						備考
		実施有無 ※2	実施の状況	旅費の基準額又は予算額（円／1人当たり）	訪問年度	訪問都市名(国名)	訪問単位	訪問人数（人）※4	旅費実績額（円／総額）※4	旅費予算の所属	
57	長崎市	無	令和元年　夜景サミット2019in上海	293,800円	平成30年度	ｵﾗﾝﾀﾞ(ﾗｲﾃﾞﾝ市、ﾊｰｸﾞ市)、ﾌﾗﾝｽ(ﾊﾟﾘ・ｳﾞｫｽﾛｰﾙ村)、ﾎﾟﾙﾄｶﾞﾙ(ﾘｽﾎﾞﾝ、ﾎﾟﾙﾄ市)	執行部の訪問団に参加	3	2,453,066	議会	別途：議長分は執行部（国際課）予算814,222円
58	佐世保市	有			令和4年度	カリフォルニア州サンディエゴ市	執行部の訪問団に参加	2	2,693,258	議会	サンディエゴ市訪問にあわせて、「シートレードクルーズグローバル2023」に参加するため、フロリダ州マイアミ市を訪問・視察
59	大分市	有	平成30年度にローマ市（イタリア）及びアヴェイロ市（ポルトガル）を視察。	1・2・4・6・8・10期の議員は、30万円以内。 3・5・7・9期の議員は、80万円以内。	令和元年度	武漢市（中華人民共和国）	執行部の訪問団に参加	4	1,216,180	議会	海外視察については、姉妹都市との交流に絡めたものであれば認めている。
60	宮崎市	無	平成23年度から凍結中（平成20年度、平成21年度は自粛、平成22年度は計画なし）。	以前は、3、4期　90万円・5期　60万円。	令和4年度	橿原市	議会単体	4	244,840	議会	
61	鹿児島市	無	平成19年度から凍結								
62	那覇市	無			令和4年度	日南市	執行部の訪問団に参加	2	157,800	議会	

11 委員会

※定例会ごとなど、例年設置されているものも対象とし、備考欄に「第1回定例会時に設置」などと記載。この場合で4月1日現在設置されていないとき、定数は例年の値、現員数は「-」

令和5年4月1日現在

		議会運営委員会		常任委員会			特別委員会※			
		定数	現員数	名称	定数	現員数	名称	定数	現員数	備考
1	函館市	7	6	総務	9	9	予算	議長を除く全議員	-	第1、2、4回定例会時に設置
				経済建設	9	9	予算決算	議長を除く全議員	-	第3回定例会時に設置
				民生	9	8				
2	旭川市	12	12	総務	8	8	補正予算等審査	15程度	-	設置の有無は、議運での協議による
				民生	9	8	予算等審査	議長を除く全議員	-	第1回定例会時に設置
				経済文教	9	9	決算審査	議長を除く全議員	-	第3回定例会時に設置
				建設公営企業	8	8				
3	青森市	11	11	総務企画	8	8	雪対策	8	8	
				文教経済	8	8	危機管理対策	8	8	
				都市建設	8	8	予算	20	-	定例会ごとに設置
				民生環境	8	8	決算	20	-	第3回定例会時に設置
4	八戸市	12	11	総務	8	8	広域連携推進	8	8	
				経済	8	7	観光振興	8	7	
				民生環境	8	7	港湾・都市基盤整備推進	8	8	
				建設企業	8	8	スポーツ文化施設建設運営	8	7	
							予算	正副議長を除く全議員	-	
							決算	議員の半数(正副議長及び監査委員を除く)	-	
5	盛岡市	12	12	総務	10	10	予算審査	議長を除く全議員	-	3月定例会時に設置
				教育福祉	10	10	中心市街地整備	10	10	
				産業環境	9	9	持続可能な地域づくり	10	10	
				建設	9	9	防災まちづくり	9	9	
							新型コロナ等対策	9	9	
6	秋田市	9	9	予算決算	36	35				
				総務	9	9				
				厚生	9	8				
				教育産業	9	9				
				建設	9	9				
7	山形市	10	10	総務	9	9	予算	議長を除く全議員		定例会(臨時会)ごとに設置
				厚生	8	8	決算	議長を除く全議員		9月定例会時に設置
				産業文教	8	8	防災対策	15(正副議長を除く)	15	
				環境建設	8	8	まちづくり・有害鳥獣対策	16(正副議長を除く)	16	

11 委員会

※定例会ごとなど、例年設置されているものも対象とし、備考欄に「第1回定例会時に設置」などと記載。この場合で4月1日現在設置されていないとき、定数は例年の値、現員数は「－」

令和5年4月1日現在

		議会運営委員会		常任委員会			特別委員会※			
		定数	現員数	名称	定数	現員数	名称	定数	現員数	備考
8	福島市	11	11	総務	9	9	予算	議長を除く全議員	－	3月定例会議時に設置
				文教福祉	9	9	決算	議長及び監査委員を除く全議員	－	9月定例会議時に設置
				経済民生	9	8	複合市民施設に関する調査	11	11	令和3年8月11日に特別委員会の名称等を変更
				建設水道	8	8				
9	郡山市	10	10	総務財政	11	9	決算	議長及び監査委員を除く全議員	－	9月定例会時に設置
				建設水道	9	8				
				環境経済	9	9				
				文教福祉	9	9				
10	いわき市	9	9	政策総務	10	9	災害等対策推進	10	10	
				市民生活	9	9	デジタル社会検討	10	10	
				教育福祉	9	9	一般会計決算	10	－	9月定例会時に設置
				産業建設	9	9	特別会計・企業会計決算	10	－	9月定例会時に設置
11	水戸市	8	8	総務環境	7	6	決算	議長及び監査委員を除く全議員がいずれかに	－	9月定例会時に設置
				文教福祉	7	6	公営企業会計決算		－	9月定例会時に設置
				産業消防	7	6	行財政改革調査	議長を除く全議員		令和5年3月に調査終了
				建設企業	7	7	新市民会館整備等調査	議長を除く全議員		令和5年3月に調査終了
							新ごみ処理施設整備等調査	議長を除く全議員		令和5年3月に調査終了
							偕楽園・千波湖周辺整備等調査	議長を除く全議員		令和5年3月に調査終了
							水泳競技施設等調査	議長を除く全議員		令和5年3月に調査終了
12	宇都宮市	11	11	総務	9	9	決算審査	11（令和3年度）	－	9月定例会時に設置
				厚生	9	9	企業会計決算審査	10（令和3年度）	－	9月定例会時に設置
				環境経済	9	8	総合計画調査特別委員会	41（正副議長を除く全議員）	41	
				建設	9	8				
				文教国体	9	9				
13	前橋市	12以内	9	総務	10	9	ICT利便性向上調査	10	9	
				教育福祉	10	9				
				市民経済	9	8				
				建設水道	9	9				
14	高崎市	16以内	11	総務	10	10	環境施設建設	10	10	
				教育福祉	10	10	防災・危機管理対策	10	10	
				市民経済	9	9	都市集客施設整備	9	9	
				建設水道	9	9	子育て支援・定住人口増加対策	9	9	

11 委員会

※定例会ごとなど、例年設置されているものも対象とし、備考欄に「第1回定例会時に設置」などと記載。この場合で4月1日現在設置されていないとき、定数は例年の値、現員数は「-」

令和5年4月1日現在

		議会運営委員会		常任委員会			特別委員会※			
		定数	現員数	名称	定数	現員数	名称	定数	現員数	備考
15	川越市	10	10	総務財政	9	8				
				文化教育	9	8				
				保健福祉	9	9				
				産業建設	9	8				
16	川口市	13	13	総務	11	11	都市基盤整備・防災力向上	10	10	
				福祉保健	11	11	地域活力・市民生活向上	11	11	改選後直近の6月定例会時に設置し、任期満了時まで
				環境経済文教	10	10	保健医療・高齢者等福祉対策	11	11	
				建設消防	10	10	次世代支援・教育力向上	10	10	
							一般会計及び各種特別会計決算審査	13	13	9月定例会時に設置し、10月に開催
							企業会計決算審査	13	13	
17	越谷市	12	12	総務	8	8				
				民生	8	7				
				環境経済・建設	8	7				
				子ども・教育	8	7				
				予算決算	32	29				
18	船橋市	14	13	総務	10	10				
				健康福祉	10	10				
				市民環境経済	10	10				
				建設	10	10				
				文教	10	8				
				広報	14	13				
				予算決算	49	47				
19	柏市	17以内	14	総務市民	9	9	決算審査	12	-	9月定例会時に設置。R4は12人。
				健康福祉	9	9				
				教育子供	9	9				
				建設経済環境	9	8				
20	八王子市	13以内	12	総務企画	10	9	予算等審査	議長を除く全議員	-	第1回定例会(2月)で設置
				文教経済	10	9	決算等審査	議長を除く全議員	-	第3回定例会(9月)で設置
				厚生	10	10				
				都市環境	10	9				

11 委員会

※定例会ごとなど、例年設置されているものも対象とし、備考欄に「第1回定例会時に設置」などと記載。この場合で4月1日現在設置されていないとき、定数は例年の値、現員数は「-」

令和5年4月1日現在

		議会運営委員会		常任委員会			特別委員会※			
		定数	現員数	名称	定数	現員数	名称	定数	現員数	備考
21	横須賀市	10	10	総務	10	9				
				民生	10	10				
				環境教育	10	10				
				都市整備	10	8				
				予算決算	40	37				
22	富山市	10	10	総務文教	10	9				
				厚生	10	9				
				経済環境	9	9				
				建設	9	8				
				予算決算	37	34				
23	金沢市	12	10	総務	8	8	一般会計等決算審査		-	9月定例月議会時に設置
				経済環境	7	7	企業会計決算審査		-	9月定例月議会時に設置
				市民福祉	8	7				
				建設企業	7	6				
				文教消防	8	6				
24	福井市	10	10	総務	8	6	予算	15	-	議員改選後、最初の9月定例会時に設置
				建設	8	8	決算	10	-	9月定例会時に設置
				教育民生	8	8				
				経済企業	8	8				
25	甲府市	12	12	総務	8	7	予算	16	-	3月定例会時に設置
				民生文教	8	8	決算審査	14	-	9月定例会時に設置
				経済建設	8	7	新型コロナウイルス感染症対策	10	8	
				環境水道	8	8				
26	長野市	10	10	総務	10	8	災害対策等調査研究	10	8	
				福祉環境	10	10	観光戦略調査研究	10	8	
				経済文教	10	9	公共交通対策調査研究	10	9	
				建設企業	9	8	水道事業広域化調査研究	9	8	
							決算	34(令和4年)	-	今年は10月臨時会時に設置予定
27	松本市	10	10	総務	8	7	基幹博物館建設	10	10	
				厚生	8	7	市役所新庁舎建設	10	10	
				経済文教	8	7	市立病院建設	11	8	
				建設環境	7	7	決算			9月定例会時に設置
							予算			2月定例会時に設置
28				総務	8	8	旧庁舎跡地等活用対策	13	13	令和3年6月定例会時に設置

11 委員会

※定例会ごとなど、例年設置されているものも対象とし、備考欄に「第1回定例会時に設置」などと記載。この場合で4月1日現在設置されていないとき、定数は例年の値、現員数は「－」

令和5年4月1日現在

		議会運営委員会		常任委員会			特別委員会※			
		定数	現員数	名称	定数	現員数	名称	定数	現員数	備考
	岐阜市	11	11	経済環境	7	7	新型コロナウイルス対策	13	13	令和3年6月定例会時に設置
				厚生	8	8				
				建設	8	8				
				文教	7	7				
29	豊橋市	10	10	総務	9	9	予算	正副議長を除く全議員	－	3月定例会時に設置
				環境経済	9	8	一般会計予算	正副議長を除く全議員	－	6、9、12月定例会時に設置
				福祉教育	9	9	決算	正副議長及び監査委員を除く全議員	－	9月定例会時に設置
				建設消防	9	9	人づくりNo．1をめざすまちプロジェクトに関する調査特別委員会	12	12	
30	岡崎市	9	9	総務企画	10	9	ごみ減量推進	9	9	
				福祉病院	9	9	議会BCP策定	9	9	
				文教経済	9	9				
				建設環境	9	9				
				予算決算	36	36				
31	一宮市	9	9	総務	10	10	名岐道路・スマートインターチェンジ推進	10	10	
				福祉健康	10	10				
				経済教育	9	9				
				建設水道	9	9				
32	豊田市	10	10	企画総務	9	9				
				地域生活	9	8				
				教育社会	9	9				
				環境福祉	9	9				
				産業建設	9	9				
				予算決算	44	44				
33	大津市	12	11	総務	10	9				
				教育厚生	10	9				
				生活産業	9	8				
				施設	9	8				
				予算決算	37	33				
34	豊中市	10	9	総務	9	8	空港問題調査	9	8	
				文教	8	8	南部地域活性化調査	9	9	
				建設環境	8	7				
				市民福祉	9	9				

11 委員会

※定例会ごとなど、例年設置されているものも対象とし、備考欄に「第1回定例会時に設置」などと記載。この場合で4月1日現在設置されていないとき、定数は例年の値、現員数は「−」

令和5年4月1日現在

		議会運営委員会		常任委員会			特別委員会※			
		定数	現員数	名称	定数	現員数	名称	定数	現員数	備考
35	吹田市	10	9	財政総務	9	8				
				文教市民	9	9				
				健康福祉	9	9				
				建設環境	9	9				
				予算	34	33				
				決算	32	30				
36	高槻市	7	7	総務消防	8	7	市街地整備促進	9	8	
				市民都市	9	8	新名神･交通体系等対策	9	7	
				福祉企業	9	8	史跡整備･活用等	8	8	
				文教にぎわい	8	8	地方分権推進	8	8	
							決算審査	10	−	9月定例会時に設置
37	枚方市	7	7	総務	8	8	決算	12	−	9月定例月議会時に設置
				教育子育て	8	7	予算	12	−	3月定例月議会時に設置
				市民福祉	8	7				
				建設環境	8	7				
38	八尾市	議会の議決で定める	8	総務	7	7				
				建設産業	7	7				
				文教	7	7				
				健康福祉環境	7	7				
				予算決算	27	27				
39	寝屋川市	10	7	総務都市創造	8	8				
				健康福祉	8	8				
				文教生活	8	8				
				予算決算	24	24				
40	東大阪市	19	10	文教	7	7	決算審査特別委員会	各派代表者会議により議員数及び会派数の状況を考慮し定数を決め、最終的に議会の議決で決定される。昨年度は10人	−	決算関係議案が上程された定例会時に設置
				民生保健	8	8				
				環境産業	8	8				
				建設水道	7	7				
				総務	8	8				
41				総務	10	10				

11 委員会

※定例会ごとなど、例年設置されているものも対象とし、備考欄に「第1回定例会時に設置」などと記載。この場合で4月1日現在設置されていないとき、定数は例年の値、現員数は「-」

令和5年4月1日現在

		議会運営委員会		常任委員会			特別委員会※			
		定数	現員数	名称	定数	現員数	名称	定数	現員数	備考
	姫路市	11	11	文教・子育て	9	9				
				厚生	9	9				
				経済観光	10	8				
				建設	9	9				
				予算決算	47	45				
42	尼崎市	9	9	総務	9	9	予算	全議員	42	
				文教	8	8	決算	監査委員を除く全議員	40	
				健康福祉	9	9				
				経済環境企業	8	8				
				建設消防防災	8	8				
43	明石市	9	6	総務	8	7	決算審査	28	－	9月定例会時に設置
				文教厚生	8	8				
				生活文化	7	6				
				建設企業	7	6				
44	西宮市	14	12	総務	8	8	決算	議長及び監査委員を除く全議員	－	9月定例会時に設置
				民生	8	8	予算	議長を除く全議員	－	3月定例会時に設置
				健康福祉	8	7				
				教育こども	8	8				
				建設	8	8				
45	奈良市	10	10	総務	7	7	補正予算等	11(令和4年度)	－	令和4年6月定例会で設置
				観光文教	8	8	補正予算等	11(令和4年度)	－	令和4年12月定例会で設置
				厚生消防	8	8				
				市民環境	8	7				
				建設企業	8	7				
				予算決算	38	36				
46	和歌山市	11	9	総務	9	9	地震等災害対策	11	10	
				厚生	9	7	IR誘致に関する	11	10	
				経済文教	9	9	決算	議長及び監査委員除く全議員	－	9月定例会時に設置
				建設企業	9	9				

11 委員会

※定例会ごとなど、例年設置されているものも対象とし、備考欄に「第1回定例会時に設置」などと記載。この場合で4月1日現在設置されていないとき、定数は例年の値、現員数は「-」

令和5年4月1日現在

		議会運営委員会		常任委員会			特別委員会※			
		定数	現員数	名称	定数	現員数	名称	定数	現員数	備考
47	鳥　取　市	9	9	総務企画	8	8	決算	監査委員を除く全議員	－	9月定例会時に設置
				福祉保健	8	8	予算		－	2月定例会時に設置
				文教経済	8	8				
				建設水道	8	8				
48	松　江　市	10	8	総務	9	8	宍道湖・中海問題等対策	9	8	
				教育民生	9	9	島根原子力発電対策	9	7	
				経済	8	7	総合交通対策	8	8	
				建設環境	8	7	まちづくり対策	8	8	
				予算	33	30	新庁舎建設	9	8	
							決算		－	9月定例会で設置
							松江市総合計画	9	8	
49	倉　敷　市	12	12	総務	7	7				
				市民文教	7	7				
				環境水道	7	7				
				保健福祉	8	7				
				文化産業	7	7				
				建設消防	7	7				
				予算決算	43	42				
50	呉　　市	9	9	総務	8	7	豪雨災害復旧・復興対策	9	9	
				民生	8	8	総合交通対策	9	9	
				文教企業	8	7	予算特別	全議員		
				産業建設	8	8	決算特別	13	－	9月定例会時に設置
51	福　山　市	11	11	総務	10	10	都市整備	12	12	
				民生福祉	10	8	地方創生調査	12	12	
				文教経済	9	8	公共施設再構築	11	11	
				建設水道	9	9	決算		－	企業会計,一般・特別会計をそれぞれ9月定例会で設置
							予算		－	3月及び補正がある場合に設置
52	下　関　市	9	9	総務	9	9	一般・特別会計決算審査	9	－	9月定例会時に設置
				経済	8	8				
				文教厚生	9	9				
				建設消防	8	8				

11 委員会

※定例会ごとなど、例年設置されているものも対象とし、備考欄に「第1回定例会時に設置」などと記載。この場合で4月1日現在設置されていないとき、定数は例年の値、現員数は「－」

令和5年4月1日現在

		議会運営委員会		常任委員会			特別委員会※			
		定数	現員数	名称	定数	現員数	名称	定数	現員数	備考
53	高　松　市	10	10	総務	10	9	総合交通対策	13	10	
				教育民生	10	8	卸売市場再整備	13	13	
				経済環境	10	10	観光エリア・附属医療施設整備	14	13	
				建設消防	10	9	決算審査	37	－	9月から12月まで設置することが例
54	松　山　市	12	12	総務理財	8	7	決算	議長及び監査委員を除く全議員	－	9月定例会時に設置
				文教消防	7	7	新庁舎整備調査	14	14	
				市民福祉	7	7	松山市議会デジタル化推進	14	14	
				環境企業	7	7				
				都市整備	7	7				
				産業経済	7	7				
55	高　知　市	8	8	総務	9	8	行財政改革調査	11	10	
				建設環境	8	8	南海地震等災害対策調査	12	12	
				厚生	8	8	まちづくり調査	11	11	
				経済文教	9	8				
				予算決算	34	32				
56	久留米市	14以内	12	総務	9	8	決算審査	12	－	9月定例会時に設置
				教育民生	9	8	予算審査	12	－	3月定例会時に設置
				経済	9	9				
				建設	9	9				
57	長　崎　市	7	7	総務	10	10				改選後、必要に応じて設置。
				教育厚生	10	10				
				環境経済	10	10				
				建設水道	10	9				
58	佐世保市	9	9	総務	9	7	基地政策	8	7	
				都市整備	8	8	石木ダム建設促進	8	8	
				文教厚生	8	8	特定複合観光施設(IR)推進	8	8	
				企業経済	8	7	交通体系整備	8	7	

11 委員会

※定例会ごとなど、例年設置されているものも対象とし、備考欄に「第1回定例会時に設置」などと記載。この場合で4月1日現在設置されていないとき、定数は例年の値、現員数は「－」

令和5年4月1日現在

		議会運営委員会		常任委員会			特別委員会※			
		定数	現員数	名称	定数	現員数	名称	定数	現員数	備考
59	大　分　市	11以内	7	総務	9	9	子ども育成・若者活躍推進	10	9	
				厚生	9	9	まちづくり推進	13	13	
				文教	9	9	観光振興対策	12	12	
				建設	9	9	決算審査		－	9月定例会時に設置
				経済環境	8	7				
60	宮　崎　市	10	8	総務財政	10	8				
				文教民生	10	10				
				建設企業	10	10				
				市民経済	10	9				
61	鹿児島市	11	11	総務環境	9	9	決算	11	－	9月定例会時に設置
				防災福祉こども	9	9	桜島爆発対策	11	11	
				市民文教	9	9	都市整備対策	11	11	
				産業観光企業	9	9	鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査	11	11	
				建設消防	9	7				
62	那　覇　市	14	14	総務	10	10				
				都市建設環境	10	9				
				教育福祉	10	10				
				厚生経済	10	10				
				予算決算	40	39				

12 会派

令和5年4月1日現在

		会派数	交渉会派数	会派認定基準	会派専用控室設置基準
1	函館市	5	4	所属議員2人以上(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置
2	旭川市	5	－	所属議員2人以上	会派に独立した専用控室を設置（無所属（1人）は1人で1室としている。）
3	青森市	5	－	3人以上	設置基準はないが、現状は会派に独立した専用控室を設置している。
4	八戸市	5	5	2人以上	会派に独立した専用控室を設置（無所属は1名で1室を利用）
5	盛岡市	5	5	3人以上	会派別の専用控室を設置（幹事長会議で協議）
6	秋田市	6	5	なし(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置
7	山形市	6	6	3人	会派に独立した専用控室を設置（無会派は全員で1室を利用）
8	福島市	6	－	2人以上	会派に独立した専用控室を設置（無所属は全員で1室を利用）
9	郡山市	7	6	2人以上(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置（1人会派は全員で1室を利用）
10	いわき市	8	5	なし(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置
11	水戸市	6	－	3人以上（所属議員が3人未満の場合は会派等としている）	明確な設置基準はないが、会派及び会派等に独立した専用控室を設置（所属議員の人数に応じて部屋の面積を調整）
12	宇都宮市	7	5	1人でも会派として認めている。ただし、交渉会派は3人以上の会派としている。	会派に控室を設置
13	前橋市	10	6	なし(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	基準なし、会派構成人数と1人当たりの面積を基に、各派代表者会議にて協議し、調整。
14	高崎市	4	3	所属議員2人以上（ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている）	控室総面積を議員数で割り、人数に乗じた面積を基準
15	川越市	5	5	2人以上の所属議員を有する交渉団体を会派としている。	会派に独立した専用控室を設置
16	川口市	5	5	1人でも会派認定しているが、交渉会派は3人以上としている。	基準なし、会派構成人数と1人当たりの面積を基に、各会派代表者会議にて協議し、調整。
17	越谷市	6	－	3人以上（ただし、政党については3人未満の場合でも会派とみなす）	会派に独立した専用控室を設置（現在、無所属は3人で一室を利用）
18	船橋市	7	7	所属議員2名以上(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派代表者会議において協議決定（現在は、会派ごとに控室を設置し、無所属は1室設置し、3人で利用している）
19	柏市	5	5	2人以上（所属議員2人以上の会派を交渉団体としている）	会派ごとに控室を設置、1人当たり3.0平方メートルを基準
20	八王子市	8	5	交渉団体となる会派は、所属議員3人以上	基準なし。その都度会派代表者会にて協議。
21	横須賀市	4	3	所属議員2名以上(ただし、所属議員4人以上の会派を交渉会派としている)	控室総面積を議員数で割り人数に乗じた面積を基準（基本面積は、一人11.4㎡）会派には独立した控室を割り当て、その他の部屋を無会派議員に割り当てる。 無会派議員等が同室となる場合はパーテーションで仕切る。

12 会派

令和5年4月1日現在

		会派数	交渉会派数	会派認定基準	会派専用控室設置基準
22	富山市	8	4	1人でも会派認定しているが、交渉会派は3人以上	会派に独立した専用控室を設置（1人会派は1部屋を共同利用）
23	金沢市	6	－	3人以上	会派に独立した専用控室を設置
24	福井市	5	－	2人以上	会派に独立した専用控室を設置
25	甲府市	5	－	所属議員2名以上	基本的に会派ごとに独立した専用控室を設置。疑義が生じた場合には、会派代表者会議で協議する。
26	長野市	4	3	構成員2人以上をもって届出のあった会派	会派に独立した専用控室を設置
27	松本市	5	－	3人以上	会派に独立した専用控室を設置（無所属は、基本的には1名で1室を利用）
28	岐阜市	6	5	なし(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている）	会派に独立した専用控室を設置（１人会派の控室は基本的に相部屋とすることとしている。）
29	豊橋市	7	4	(所属議員3人以上の会派を交渉団体としている）	設置基準は特になし
30	岡崎市	4	4	3人以上	会派に独立した専用控室を設置（会派に属さない議員が2人以上の場合は同室とする。）
31	一宮市	9	5	2人以上(ただし、5月1日からは、交渉会派は3人以上）	2人以上の会派に独立した専用控室を設置（１人会派の控室は基本的に相部屋とすることとしている。）
32	豊田市	3	3	3人以上	会派に独立した専用控室を設置（会派に属さない議員は相部屋としている。）
33	大津市	8	5	1人でも会派認定しているが、交渉会派は3人以上	会派単位で専用控室を設置（1人会派は相部屋になることがある）
34	豊中市	6	6	3人以上	会派ごとに専用控室を設置。基本的に議会棟2階（正副議長室・第1応接室・事務局執務室を除く）に配置。
35	吹田市	9	6	1人でも会派認定しているが、3人以上の会派を交渉団体としている。	会派に独立した専用控室を設置（１人会派が複数ある場合は、同室としパーテーションで仕切る場合もある。）
36	高槻市	7	6	2人以上。ただし交渉会派は4人以上の会派としている。(ただし、3人会派も認めている）	会派ごとに専用控室を設置（無所属議員は同室を使用）
37	枚方市	5	5	3人以上	各会派への控室の割り当ては、会派人数が6名までは1部屋、7名から9名は2部屋としている。10名からは3部屋としている。
38	八尾市	6	6	2人以上	会派に独立した専用控室を設置、無所属は1名で1室を使用
39	寝屋川市	4	3	2人以上（ただし、交渉会派は3人以上）	会派に独立した専用控室を設置
40	東大阪市	10	4	なし(ただし、所属議員2人以上の会派を交渉団体としている）	設置基準は特になし
41	姫路市	13	6	1人でも会派認定しているが、交渉会派は3人以上	会派ごとに控室を設置（一人会派が複数ある場合は、1部屋による相部屋方式とする。）
42	尼崎市	7	6	2人以上で会派を結成できる。ただし、交渉会派は4人以上の会派としている。	議員控室は、会派代表者において協議のうえ、各会派等に割り当てる。

12 会派

令和5年4月1日現在

		会派数	交渉会派数	会派認定基準	会派専用控室設置基準
43	明石市	11	3	1人でも会派認定しているが、交渉権のある会派は3人以上	議員控室は、会派代表者において協議のうえ、各会派等に割り当てる。
44	西宮市	7	7	所属議員3人以上	会派に独立した専用控室を設置（無所属議員は1人で1室を利用）
45	奈良市	5	5	2人以上で会派は構成する。ただし、交渉会派は3人以上で構成する会派としている。	会派に独立した専用控室を設置、無所属議員6人はそれぞれ個室を利用
46	和歌山市	6	－	2人以上	会派に独立した専用控室を設置
47	鳥取市	5	4	2人以上。交渉会派は、4人以上で構成する会派としている。	基準はないが、会派ごとに専用控室を設置。無所属議員（7人）は、全員で1室を使用。
48	松江市	6	5	会派は2人以上をもって構成する。ただし交渉会派は3人以上をもって構成する。	会派に独立した専用控室を設置
49	倉敷市	7	7	会派を組織する場合には、議員3人以上でなければならないとしている（倉敷市議会内会派に関する内規）	会派に独立した専用控室を設置（無会派は全員で1室を利用）
50	呉市	5	5	3人以上	会派に独立した専用控室を設置、諸派は全員で1室を使用
51	福山市	5	－	3人以上	会派に専用控室を設置（無所属は1室を使用）
52	下関市	5	5	3人以上（交渉会派も同様）	会派ごとに控室を設置。無所属議員（4人）も1室を使用。
53	高松市	5	4	2人以上で会派を結成できる。ただし、交渉会派は3人以上の会派としている。	設置基準は特になし
54	松山市	13	7	1人でも会派として認めている。ただし、交渉会派は3人以上の会派としている。	設置基準は特になし
55	高知市	7	5	1人でも会派と認めている。ただし、交渉団体は3人以上の会派としている	基本的に会派に独立した専用控室を設置 （現在、1人会派（2会派）用を1室設置）
56	久留米市	5	5	所属議員3人以上を会派としており、交渉会派の要件も同じく3人以上（2人以下は団体として整理）	基本的に会派ごとに独立した専用控室を設置　2人以下の団体は原則全員で1室を使用 （現在は団体が1つしかなく、1部屋を1団体（2名）が使用）
57	長崎市	7	5	なし(ただし、所属議員4人以上の会派を交渉団体としている）	基本的に会派単位で専用控室を利用
58	佐世保市	7	－	1人でも会派と認めている。	会派ごとに控室を設置。一人会派（現4人）は全員で1室を使用。
59	大分市	7	4	2人以上(ただし、所属議員4人以上の会派を交渉団体としている）	設置基準は特になし　現状は会派に独立した専用控室を設置（無所属については、現在4名で1室を使用している）
60	宮崎市	11	8	1人でも会派と認めているが、議運2人以上、代表者会は3人以上の会派で構成	控室総面積を議員数で割り人数に乗じた面積を基準（基本面積は、一人7.8㎡）
61	鹿児島市	6	－	2人以上	基準なし、その都度議運にて協議
62	那覇市	9	9	2人以上	会派に独立した専用控室を設置

13 事務局職員

令和5年4月1日現在

		定数	現員	局長	局長補佐	主に議事を担当	主に調査を担当	主に庶務を担当	その他の業務を担当 及び 備考
						組織名:人数	組織名:人数	組織名:人数	職名:人数(業務内容)
1	函館市	15	14	1	次長 1	議事調査課:9		庶務課:3	次長は庶務課長事務取扱 左記以外に議事調査課:再任用職員1人、庶務課:再任用職員1人、会計年度任用職員2人
2	旭川市	20	19	1	次長 2	議事調査課:10 (課長、補佐2名を含む。)		議会総務課:8 (課長、補佐1名を含む。)	次長は議会総務課長事務取扱及び議事調査課長事務取扱 左記以外に会計年度任用職員が議事調査課に1人、議会総務課に2人
3	青森市	22	16	1	次長1	議事調査課:9(議事・調査・広報を兼務)		総務課:5	次長は総務課長事務取扱 左記以外に会計年度任用職員が議事調査課に1人、総務課に2人
4	八戸市	16	15	1	次長1	議事調査課:8		議会総務課:6 (技能技師1人含む)	次長は議事調査課長を兼務
5	盛岡市	14	14	1	次長 1	議事総務課:13(課長・課長補佐2・議事係3・調査係4・総務係3)			次長は議事総務課長事務取扱 課長補佐は議事・調査担当1、総務担当1
6	秋田市	20	20	1	次長 1	議事課:5	議事課:5 (広報担当を兼務)	総務課:6	左記以外に総務課:再任用職員2人、会計年度任用職員2人
7	山形市	17	16	1	次長 2	議事課議事係:5 (課長を含む)	議事課調査係:4	総務課:6(庶務係・議員厚生係) (課長・運転手を含む)	次長は議事課長、総務課長を兼務 左記以外に会計年度任用職員2人
8	福島市	18	17	1	★1	議事調査課議事係:6 (課長・課長補佐含む)	議事調査課調査係:3	総務課:7 (課長・運転手を含む)	★次長兼総務課長
9	郡山市	17	16	1	★ 1	議事係:4	政務調査係:4 (広報も担当)	総務管理係:4	課長補佐1、総務管理係:1(再任用運転士) ★次長兼総務議事課長
10	いわき市	18	18	1	次長 1	議事運営係:3	政策調査係:4 (広報も担当)	総務秘書係:6 (運転手2名を含む)	総務議事課長、課長補佐、主任主査
11	水戸市	15	15	1	−	議事課議事係:6 (課長、課長補佐を含む)	議事課法制調査係:3	総務課:4 (課長、課長補佐を含む)	総務課:1(運転手) 左記以外に会計年度任用職員1人(総務課)
12	宇都宮市	25	23	1	次長 1	議事課:8 (課長,課長補佐を含む)	政策調査課:6 (課長を含む)	総務課:6 (課長を含む)	総務課:1(運転手)
13	前橋市	17	14	1	−	議事課:5 (課長を含む)	議事課:4	総務課:4 (課長を含む)	
14	高崎市	20	17	1	−	議事課議事担当:6 (課長含む)	議事課調査広報担当:3	庶務課:7 (課長,運転技師1名、再任用職員1名を含む)	
15	川越市	15	13	1	★1	議事課:5 (課長を含む)	議事課:3	庶務課:4	★副事務局長兼議事課長
16	川口市	25	23	1	★3	議事課:6 (課長補佐を含む)	政策調査課:5	議会総務課:8 (課長補佐を含む)	★局次長兼議会総務課長、参事兼議事課長、政策調査課長

13 事務局職員

令和5年4月1日現在

		定数	現員	局長	局長補佐	主に議事を担当 組織名：人数	主に調査を担当 組織名：人数	主に庶務を担当 組織名：人数	その他の業務を担当 及び 備考 職名：人数（業務内容）
17	越谷市	14	13	1	－	議事担当：4 （課長を含む）	庶務・調査担当：8 （広報も担当、運転員1名含む）		
18	船橋市	23	23	1		議事課：11 （課長、補佐を含む）	総務調査課調査係：5 （広報も担当）	総務調査課総務係：6 （課長・補佐を含む）	左記以外に議事課に会計年度任用職員1人（会議録の校正業務）
19	柏市	17	16	1	次長1 ★ 1	議事課：9		庶務課：4 （運転員1名を含む）	次長は庶務課長を兼務　★議事課長 左記以外に会計年度任用職員2人（庶務課，議事課各1人）
20	八王子市	18	17	1	－	議事課：8 （課長含む）	庶務調査課 調査担当：4（課長除く） 広報も担当	庶務調査課 庶務担当：4（課長含む）（★）	★左記以外に庶務担当として、会計年度任用職員1人
21	横須賀市	17	17	1	次長★ 1	議事課：10（課長含む） （広報も併任）	総務調査課：1 （調査担当）	総務調査課：2 （総務担当）	★議会局次長兼総務調査課長 総務調査課：2（議長・副議長秘書） 総務調査課会計年度任用職員（フル）：1、議事課会計年度任用職員（パー
22	富山市	24	23	1	次長 1	議事調査課：8 （課長、補佐を含む）	議事調査課：5 （広報業務も含む）	庶務課：7 （課長、補佐を含む）	庶務課：1人（運転手）
23	金沢市	19	19	1	★ 2	議事調査課：5	議事調査課：4	総務課：5	総務課：2（運転手） ★総務課長、議事調査課長
24	福井市	20	19	1	次長1	議事調査課：8 （課長、補佐を含む）		庶務課：9 （課長、補佐、再任用職員1人含む）	左記以外に会計年度任用職員2人
25	甲府市	12	12	1	総室長1	議事課：5（課長を含む）	政策調査課：2（課長を含む）	総務課：4（課長を含む）	議会総室長は総務課長を兼任
26	長野市	☆	16	1	★1	議事担当：5 （補佐を含む）	調査担当：4 （補佐は議事担当に含めている）	総務担当：5 （主幹1、補佐1含む）	総務担当：1（議長車運転手）、☆定数は市職員の定数に含まれる、★総務 議事調査課長、左記以外に会計年度任用職員1
27	松本市	11	11	1	次長1	議会担当議事グループ：4	議会担当庶務調査グループ：5		
28	岐阜市	17	17	1	次長★ 1	議事調査課：8 （別途　会計年度任用職員1） （★次長兼議事調査課長は含まず）		議会総務課：7	議会総務課：人事課付再任用職員1（議長車運転手）
29	豊橋市	15	15	1	－	議事課：9（議事・調査・広報を兼務） （別途　会計年度任用職員1）		庶務課：5 （別途　会計年度任用職員1）	
30	岡崎市	18	16	1	★2	議事課：4	議事課：2 （広報も担当）	総務課：2 （総務担当）	総務課：2（渉外担当）、総務課：1（議長車運転手）、総務課副課長、議事課 副課長　★議事課長、総務課長
31	一宮市	20	14	1	次長★1	議事調査課：6		庶務課：6 （運転士1名を含む） （★次長兼庶務課長は含まず）	
32	豊田市	20	17	1	副局長 1	議会局　議事調査課：10		議会局　総務課：6 （運転手2含む）	左記以外に会計年度任用職員6人

13 事務局職員

令和5年4月1日現在

		定数	現員	局長	局長補佐	主に議事を担当	主に調査を担当	主に庶務を担当	その他の業務を担当 及び 備考
						組織名：人数	組織名：人数	組織名：人数	職名：人数（業務内容）
33	大津市	18	17	1	次長1	議事課：5 （課長補佐含む）	議会総務課：2 （法制を含む）	議会総務課：2	次長は議会総務課長を兼務 議事課長：1、議事課（広報広聴係）：4（左記以外に会計年度任用職員：1）、議長車運転手：1
34	豊中市	13	13	1		議事課：7 （課長、補佐を含む）		総務課：5 （課長・補佐を含む）	左記以外に会計年度任用職員2人
35	吹田市	18	17	1	次長 1	議事グループ：5 （議事・調査担当課長級含む）	調査グループ：4	庶務・広報グループ：6 （課長級含む）	会計年度任用職員：3
36	高槻市	15	13	1	次長 1 参事1	主幹 1	議事調査チーム：5	庶務チーム：4	左記以外に庶務Tに会計年度任用職員1人
37	枚方市	20	19	1	次長 1	議事調査課：12 （課長、課長代理を含む）		議会総務課：5 （課長、課長代理を含む）	
38	八尾市	15	13	1	—	課長1・課長補佐2・議事政策係（総務担当3（主任技能員1含む）、調査担当3、議事担当3）			
39	寝屋川市	10	9	1	—	議会事務局 次長兼課長1、係長1、担当者6			
40	東大阪市	23	15	1	次長 1	議事調査課：8		庶務課：5	会計年度任用職員：1名（庶務業務）
41	姫路市	25	24	1	次長 1	議事課：6	調査課：6 （広報紙も担当）	総務課：10	
42	尼崎市	17	17	1	次長 1	議事課：9	政策調査担当：3 （政務活動費も担当）	総務課：4	★次長政策調査担当課長事務取扱 ★左記以外に再任用職員1人（秘書渉外業務）、行政事務員3人（受付業務）、事務補助員1人（庶務業務）
43	明石市	16	15	1	次長1	議事課：6	総務課：7		左記以外に総務課任期付短時間勤務職員：3
44	西宮市	18	18	1	次長 1	議事調査課：9 （議事、調査業務を含む）		総務課：7	左記以外に会計年度任用職員：6
45	奈良市	20	19	1	次長 1	議事調査課：6 （課長、課長補佐を含む）	議事調査課：4 （広報も担当）	議会総務課： 7	庶務を担当する職員のうち再任用職員1名、会計年度任用職員1名を係員として配置している。
46	和歌山市	26	24	1	副局長 1	議会政策課：12 （課長,副課長を含む）	議会政策課：11	議会政策課：10	秘書広報課：1（運転手）（他に再任用職員：2） 秘書・広報業務は秘書広報課で担当
47	鳥取市	12	12	1	次長1 参事1 補佐1	議事係：4	調査係：3 （参事が係長兼務）	庶務係：3 （補佐が係長兼務）	参事は再任用職員 左記に、会計年度任用職員2名を含む。（庶務係1名、調査係1名）
48	松江市	12	11	1	次長1	議事係：4 （課長を含む）	調査係：2	議会総務課：4 （次長が課長兼務）	左記以外に会計年度任用職員：2

13 事務局職員

令和5年4月1日現在

		定数	現員	局長	局長補佐	主に議事を担当	主に調査を担当	主に庶務を担当	その他の業務を担当 及び 備考
						組織名：人数	組織名：人数	組織名：人数	職名：人数（業務内容）
49	倉敷市	22	19	1	参事1 副参事1	議事調査課：5 （課長代理を含む）	議事調査課：3 （広報も担当）	議会総務課：8	議会総務課には、会計年度任用職員2名、再任用職員（運転技師）1名を含む。 ★参事1名(議会総務課長兼務) ★副参事1名（議事調査課長兼務）
50	呉市	19	19	1	−	議事課議事運営グループ6 （課長を含む）	議事課調査広報グループ3	議会総務課6 （課長並び会計年任用職員を含む）	左記以外に会計年度任用職員（運転手2・議会図書室司書1）
51	福山市	20	17	1	−	議事調査課：8（議事・調査・広報を兼務）		庶務課：7	左記以外に会計年度任用職員2人
52	下関市	16	15	1	−	議事課：4 （課長、補佐を含む）	議事課：3 （広報も担当）	庶務課：7 （参事、運転手2名含む）	左記以外に会計年度任用職員2人
53	高松市	25	19	1	次長 1	議事課：7 （課長及び補佐を含む）	総務調査課：10 （補佐を含む）		※次長は総務調査課長事務取扱 左記以外に会計年度任用職員6人
54	松山市	25	25	1	次長1	議事調査課：5	議事調査課：4	総務課：5	左記の他、総務課長1名・議事調査課長1名・議長秘書1名・運転手1名・会計年度任用職員5名
55	高知市	20	18	1	次長1	議事調査課：8 （課長、補佐を含む）	議事調査課：2	庶務課：6 （運転手1名含む）	左記以外に再任用職員1名（議会庶務担当調整官）
56	久留米市	17	13	1	次長 1	議事調査課：4（課長含む）	議事調査課：2	総務課：5 （次長兼総務課長は含まず） （広報も担当）	次長は総務課長兼務 左記以外に　総務課：会計年度任用職員3名（うち2名は運転手） 議事調査課：任期付短時間勤務職員2名（議事1・調査1）
57	長崎市	24	24	1	−	議事調査課：7 （課長を含む）	議事調査課：6 （広報担当も含む）	総務課：10 （課長を含む）	左記の他、会計年度任用職員8名
58	佐世保市	14	14	1	次長 1	議会運営課 議事調査係：5 （補佐を含む）	議会運営課 議事調査係：2	議会運営課 総務係：5 （補佐、運転手1名を含む）	左記以外に総務係：会計年度任用職員1人
59	大分市	24	24	1	−	議事課：5 （参事を含む）	政策調査室：7 （室長を含む。広報も担当）	総務課：5	総務課：4（秘書業務・運転）、1（議会事務局総務課長）議事課：1（議会事務局議事課長）
60	宮崎市	18	16	1	次長 1	議事調査課議事係：5	議事調査課政策調査室：4	総務課：2 （総務担当）	次長は議事調査課長兼務 総務課：1 総務課長 総務課：2（秘書担当）
61	鹿児島市	29	29	1	−	議事課：11	政務調査課：7（広報も担当）	総務課：10	左記以外に会計年度任用職員2名
62	那覇市	21	20	1	次長 1	議事管理課:7	調査法制課:6（広報も担当）	庶務課:6(次長が課長兼務)	・左記以外に会計年度任用職員7人（会派5人、運転士2人） ・議事管理課には再任用職員1人含む

掲載資料について

１　この市政概要の資料は、内容・性質により集計方法が異なりますので、集計時期を統一していません。

２　端数調整の関係で、同じ項目の統計資料であっても、他の計画、統計資料などの数値・金額と異なる場合があります。

３　市政概要の内容については、必要に応じて改訂を行うことがあります。

　改訂内容については、次ページの改訂履歴を参照ください。

改訂履歴

版数	発行日	改訂内容
第１版	令和５年１０月２５日	初版発行